# 阿見 町議会会議録

平成26年第4回定例会 (平成26年12月9日~12月19日)

阿見町議会

## 平成26年第4回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
◎会期日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
◎第1号(12月9日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 5
〇出席,欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
○議事日程第1号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 7
○開 会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8
・会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8
• 会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8
• 諸般の報告	3 9
<ul><li>常任委員会所管事務調查報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</li></ul>	4 0
<ul><li>議案第103号(上程,説明,質疑,委員会付託) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</li></ul>	4 2
<ul><li>議案第104号(上程,説明,質疑,委員会付託) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</li></ul>	5 5
<ul><li>議案第105号(上程,説明,委員会付託) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</li></ul>	5 7
・議案第106号から議案第112号(上程,説明,質疑,委員会付託)・・・・・・・	5 8
・議案第113号から議案第114号(上程,説明,委員会付託)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 5
<ul><li>議案第115号(上程,説明,採決) ····································</li></ul>	6 6
○散 会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 7
◎第2号(12月10日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6 9
〇出席,欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 9
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 9
○議事日程第2号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 1
○一般質問通告事項一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 2
○開 議	7 3
• 一般質問 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7 3
飯野 良治	7 3
浅野 栄子······	8 7
永井 義一	0 8
川畑 秀慈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23

○散 会	1	3 3
◎第3号(12月11日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	3 5
○出席, 欠席議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	3 5
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	3 5
○議事日程第3号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	3 7
○一般質問通告事項一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	3 8
○開 議	1	3 9
• 一般質問	1	3 9
難波千香子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	3 9
紙井 和美 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	5 0
海野 隆 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	6 8
<ul><li>休会の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	1	9 4
○散 会	1	9 4
◎第4号(12月19日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	9 5
○出席,欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	9 5
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	9 5
○議事日程第4号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	9 7
○開 議	1	9 8
<ul><li>議案第103号(委員長報告,討論,採決)</li></ul>	1	9 8
<ul><li>議案第104号(委員長報告,討論,採決)</li></ul>	2	2 0
<ul><li>議案第105号(委員長報告,討論,採決)</li></ul>	2	2 2
・議案第106号から議案第112号(委員長報告,討論,採決)・・・・・・・・・・・	2	2 3
・議案第113号から議案第114号(委員長報告,討論,採決)・・・・・・・・・・	2	2 8
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査		
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	2 9
○閉 会	2	3 0

第4回定例会

## 阿見町告示第243号

平成26年第4回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年11月25日

阿見町長 天田 富司男

1 期 日 平成26年12月9日

2 場 所 阿見町議会議場

平成26年第4回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	12月 9 日	(火)	午前10時	本会議	<ul><li>・開会</li><li>・議案上程</li><li>・提案理由の説明</li><li>・質疑</li><li>・委員会付託</li></ul>
第2日	12月10日	(水)	午前10時	本会議	• 一般質問 (4名)
第3日	12月11日	(木)	午前10時	本会議	• 一般質問 (3名)
第4日	# 4 E 10 E 10 E (A)	(A)	午前10時	委員会	<ul><li>総務(議案審査)</li></ul>
<del>第</del> 4 口   	12月12日	(金)	午後2時	委員会	<ul><li>民生教育(議案審査)</li></ul>
第5日	12月13日	(土)	休	会	• 議案調査
第6日	12月14日	(日)	休	会	• 議案調査
第7日	12月15日	(月)	午前10時	委員会	<ul><li>・産業建設(議案審査)</li></ul>
第8日	12月16日	(火)	休	会	• 議案調査
第9日	12月17日	(水)	休	会	• 議案調査
第10日	12月18日	(木)	休	会	• 議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	12月19日	(金)	午前10時	本会議	<ul><li>・委員長報告</li><li>・討論</li><li>・採決</li><li>・閉会</li></ul>

第 1 号

[ 12月9日]

## 平成26年第4回阿見町議会定例会会議録(第1号)

平成26年12月9日(第1日)

#### ○出席議員

1番 柴 原 成 一 君 2番 藤平竜也君 3番 野 口雅弘君 4番 永 井 義 一 君 5番 野 君 海 隆 飯 野 良 治 君 6番 7番 平 岡 博 君 8番 久保谷 充 君 9番 川畑秀慈君 10番 難 波 千香子 君 11番 紙 井 和 美 君 12番 浅 野 栄 子 君 13番 藤井孝幸君 14番 吉田憲市君 15番 倉 持 松 雄 君 16番 佐藤幸明君 17番 諏訪原 実 君

#### ○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 天 田 富司男 君 育 長 青 山 壽々子 君 教 総 務 部 長 横 田健一君 原尚彦君 町 民 部 長 篠 保健福祉部長 坪田匡弘君 生活産業部長 湯原幸徳君 都市整備部長 﨑 慎 一 君 篠 教育委員会教育次長 竿 留 一美 君 消防 川村忠 男 君 会計管理者兼 宮 本 寛 則 君 会 計 課 総務部次長 大 野 利 明 君 総 務 課 長 野 利 明 君 飯 企画財政課長 勝美君 小 町民活動推進課長 湯 原勝行君 児童福祉課長 山広美 君 国保年金課長 田 稔 君 岡 都市施設管理課長 柳 生 典 昭 君 上下水道課長 博 君 坪 田 学校教育課長 菊 池 彰君

#### ○議会事務局出席者

 事務局長青山公雄

 書記大竹久

#### 平成26年第4回阿見町議会定例会

#### 議事日程第1号

平成26年12月9日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 常任委員会所管事務調查報告

日程第5 議案第103号 阿見町男女共同参画センター条例の制定について

日程第6 議案第104号 阿見町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定め る条例の制定について

日程第7 議案第105号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

日程第8 議案第106号 平成26年度阿見町一般会計補正予算(第5号)

議案第107号 平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第108号 平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3 号)

議案第109号 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

議案第110号 平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第111号 平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3 号)

議案第112号 平成26年度阿見町水道事業会計補正予算(第4号)

日程第9 議案第113号 町道路線の廃止について

議案第114号 町道路線の認定について

日程第10 議案第115号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

#### 午前10時00分開会

○議長(柴原成一君) おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成26年 第4回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長(柴原成一君) 日程第1,会議録署名議員の指名について,本定例会の会議録署名議員は,会議規則第120条の規定によって,

13番 藤 井 孝 幸 君

14番 吉田憲市君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長(柴原成一君) 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にいたします。

本件については、去る12月2日に議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○議会運営委員会委員長(佐藤幸明君) 皆さん、おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成26年第4回定例会につきまして、去る12月2日、議会運営委員会を開催いたしました。 出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から12月19日までの11日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、 提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目,12月10日は午前10時から本会議で一般質問,4名。

3日目,12月11日は午前10時から本会議で一般質問,3名。

4日目,12月12日は委員会で,午前10時から総務常任委員会,午後2時から民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目,12月15日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8日目から10日目までは休会で議案調査。

11日目,12月19日は最終日となりますが,午前10時から本会議で委員長報告,討論,採決, 閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

ちょっとつけ加えさせていただくことがございます。今定例会より、一般質問の時間を30分ということに委員会で決定させていただきました。1時間が30分になったということで、それだけ急にはできないという方もいらっしゃるかとも思いますが、そういう方におかれましては、40分をめどに質問をしていただきたいと思います。

なぜ1時間になってしまったかというと、執行部の皆さん方が質問に対して正確な答弁でないという意見もありました。質問に対して正確なる答弁をお願いしたいところであります。

そしてまた、委員会の中で、こういうお話も出たので、つけ加えさせていただきます。議員が、例えば町長にこのことを質問すると、再質問などでした場合にですね、ほかの方が答える場合がありました。町長という指名のもとに質問している場合には、その町長に答えていただきたいと、そういう議員からの要望がございました。この件におきましても、議長にもよくお願いをし、議長も最初はなかなかいい返事しなかったんですが、最終的には、議長もそのように采配するということになりましたので、議員の皆さんにも、そしてまた答弁者の執行部の方々にも、よろしくお願いを申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長(柴原成一君) お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から12月19日までの11日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの11日間と決定いたしました。

ただいま,10番難波千香子君が出席いたしました。したがいまして,ただいまの出席議員は 17名です。

諸般の報告

○議長(柴原成一君) 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第103号から議案第115号の13件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、横田めぐみさん拉致事件に関する陳情、用水路悪臭等に関する陳情書(阿見町うずら野4丁目11番地付近)の2件です。内容はお手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、 お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成26年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、12月8日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 常任委員会所管事務調查報告

○議長(柴原成一君) 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

産業建設常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

#### 〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(海野隆君) 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、先日行いました産業建設常任委員会所管事務調査について御報告をいたします。

今回の先進地視察の目的は、政府が進める地方創成拠点構想の中で、去る平成26年8月に公表された国土交通省による、道の駅による地方創成拠点の形成事業の先進的な事例を視察研修し、その成果を、阿見町が計画する道の駅に対して、産業建設常任委員会として議会への報告と執行部への提言を行うことが目的でございます。

平成26年11月20日,委員全員,湯原生活産業部長,大竹事務局係長の8名で,千葉県南房総市にある「道の駅とみうら枇杷倶楽部」及び「道の駅富楽里とみやま」の2カ所を視察研修してまいりました。

南房総市は、房総半島の最南端に位置し、房総丘陵を抱え、三方を海に囲まれた温暖な地域で、東京から100キロメートル圏内にあります。平成17年富浦町、富山町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町の7町村が合併し誕生いたしました。行政区域は、館山市を取り囲む形となっており、館山市を含めた合併が破談となり、周辺市町村のみで合併したため変則的な行政区域となっておりますが、館山市とは同一生活圏内にあります。合併前の旧町村がそれぞれ道の駅を地域活性化の起爆剤と捉えて整備しており、合併後に整備した和田地域の道の駅とあわせて8施設を有しています。これは岐阜県高山市と並び全国で最も多いということでございます。南房総市は特別な観光拠点を持たないということですが、新たな集客拠点、交流拠点を創造するということで、また訪れてみたくなるまち、魅力的な観光地を目指して、さまざまな取り組みを推進しています。道の駅は、その重要な役割を担っているということでございます。

こうした活動によって,道の駅による年間集客数は,平成5年に最初の指定を受けた「とみうら」の開設以来,平成5年の38万5,000人が,平成25年には202万7,000人,年間売上額では,平成5年の8,146万円が,平成25年には29億2,420万円と,施設の増加とともに大きな効果を生み出しております。

まず、「道の駅とみうら枇杷倶楽部」ですが、千葉県初の道の駅で平成5年にオープンしています。その後、合併前の旧枇杷の名産地――富浦町にある情報発信基地として、花に囲まれたカフェや枇杷グッズ満載のショップが多くの観光客を集めているということです。2000年の全国道の駅グランプリでは最優秀賞を受賞するなど、地域特産物とその加工品を前面に出した品ぞろえが特徴です。すぐ近くの農園では、イチゴ狩り、花摘み、食用菜花摘みなどもすることができます。本施設は、旧町が地域の産業振興センター、地域文化の発信として構想し、市が100%出資の株式会社形態をとっています。整備される際には、地元商業者との間で、取扱商品について、同じものは取り扱わないなどの取り決めがされており、地域名産物やようかん、缶詰、ジュース、ソフトクリームなど、特産物の商品化を進めて取り扱うなど、特化した商品構成となっております。

その後,本施設の成功により,周辺に地元商業者の産直施設等ができるなど,地域経済の活性化に寄与しているということでございます。

施設内には、ジャムやピューレなどを加工する施設が整備され、一般の方々や小規模生産者 等も試作品や商品化に利活用できるようになっておりました。

平成25年9月期の売上高は6億6,923万円,観光バスによる誘致人数は9万663人,地域波及効果は、南房総地域全体で8億4,100万円と試算されております。

次に、「道の駅富楽里とみやま」ですが、高速道路上下線からも出入りができ、パーキング

エリア, サービスエリアの機能も兼ね備えております。富山町の自然の魅力と海産の旬の味覚をずらりとそろえ, 富山町の自然の味わいがたっぷりつまった「富楽里とみやま」は, 南房総の旅に, 家族の憩いに, ゆとりと安らぎを提供しているというキャッチフレーズでした。

施設整備の経過は、当初、富山町にインターチェンジを誘致しようと構想したものの実現できなかったために、それにかわる地域活性化を考慮した結果、当時、福岡県に1カ所あった、ハイウエー・オアシスとして高速道路上下線からも直接利用できるサービスエリア道の駅として、平成15年4月に誕生したということであります。

経営形態は、農産物生産者330名内外で、農畜産物、農産物加工品を出荷する富楽里農産有限会社が15%、海産物と海産和食堂を受け持つ岩井漁業協同組合が15%、土産8店舗、軽食4店舗で構成するとみやま商販有限会社が10%、南房総市富山商工会が5%、市が55%を出資する株式会社で、市の指定管理者という形態になっております。

売上高実績は、オープン当初の平成16年9月期7億491万円が、平成26年9月期には8億7,650万円となって増加しております。就業者は、支配人1名、社員3名、それぞれの部門のパートタイマー合計で31名ということでした。

「道の駅富楽里とみやま」は、商品の品ぞろえが豊富で、近隣にスーパー等がないということもあり、地域の人も気軽に利用できるというコンセプトで、魅力的な施設と映りました。

今回の先進地視察では,道の駅の担う役割を,1,周辺地域の観光情報の発信,2,滞在時間延長や周辺施設との連携,3,ゆっくり・ゆったり過ごす環境の提供,4,質の高いホスピタリティー,5,地域資源の販路開拓と商品開発など,地域振興を実現するための道の駅の役割をしっかりと研修することができました。

最後に、今回の研修視察を受け入れていただいた南房総市商工観光部観光プロモーション課 長山口幸弘氏、同交流拠点係主任永田祥明氏、株式会社ちば南房総取締役統括部長鈴木賢二氏、 及び株式会社富楽里とみやま取締役副社長支配人黒川正吾氏には大変お世話になりました。な お、黒川さんは、当阿見町御出身ということで、大変丁寧に御説明をいただきました。御縁を 感じてまいりました。この場を借りまして御礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上、議員派遣の報告とさせていただきます。終わります。

○議長(柴原成一君) 以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議案第103号 阿見町男女共同参画センター条例の制定について

○議長(柴原成一君) 次に、日程第5、議案第103号、阿見町男女共同参画センター条例の 制定についてを議題といたします。 提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

#### 〔町長天田富司男君登壇〕

○町長(天田富司男君) 皆さん、おはようございます。平成26年第4回定例会を招集しましたところ、議員各位にはお忙しい中、定例会が開会できますことを心から感謝を申し上げます。

今,本当にダブル選挙またはトリプル選挙の地域が,市議会で3つ,町長選で1つということで,非常に,今,選挙真っただ中ということで,本当に皆さん忙しい中,本当にありがとうございます。

先ほどは、佐藤幸明議会運営委員会の委員長の報告がございました。本当に30分という一般質問の時間ということで、非常に、今度は質の高い質問等ができるんじゃないかなと。何問も何問も余りにも多くやり過ぎて、どこが視点だかわからないというような質問じゃなくて、今度は1つに掘り下げた中での質問ができて、非常に活性化できるのかなと、活性化特別委員会の佐藤幸明委員長初め活性化委員会の皆様には心から感謝を申し上げます。

それでは、早速ですが、議案第103号の、阿見町男女共同参画センター条例の制定について 提案理由を申し上げます。

本案は、阿見町において男女共同参画社会の実現を目指す推進活動の拠点となる、阿見町男 女共同参画センターの設置及び管理に関して必要な事項を定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げました。慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(柴原成一君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいた します。

質疑を許します。

13番藤井孝幸君。

○13番(藤井孝幸君) 男女共同参画というのは、非常に私はいいということで、これその ものの設置については異存はありません。

そこで、ちょっと3つばかし質問させていただきます。

まず、この所有地というのが、建物は誰が所有者なのか。所有者は誰なのか。

それと、ここに至った経緯ですね。役場の中もあるだろうし、中央公民館もあるだろうし、 ほかの公共施設もあります。そういうところでやれなかったのか。この現在指定しているとこ ろに至った経緯。

それと、賃借料が補正予算で61万3,000円というふうに出ていますが、これの内訳。

3つお願いします。

○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長(篠原尚彦君) はい、お答えいたします。まず、1点目の、建物の所有者ということですが、議会のほうで条例が通りまして、補正予算が通りましたら、実際、現実的に動き出せるということになりますので、現時点においては予定ということになりますが、阿見中学校の県道を挟んで反対側に神林ビルというテナントがあるんですけれども、そこの2階の1室を予定しています。所有者については、中央西に在住の神林柳司さんということです。

それから、選定の経緯なんですけども、町の施設で適当な箇所があるのではないかというお話がありましたが、いろいろと検討させていただきました。さわやかセンターの一部ですとか、公民館の一部ですとか、あるいは役場の中ということも検討してきましたが、いずれも事情がありまして、結論としては、センターを設置するということはできませんでした。で、一日も早く男女共同参画センターをオープンさせるということを第一に考えまして、比較的役場からも近い場所である、そのテナントビルを今回選定をしたという経緯でございます。

それから、61万3、000円の内訳ということですが、1つには、センターをオープンさせたときに臨時職員を2名配置することを考えています。その賃金関係が約55万、それから……。すいません、全体の話をしてしまいました。61万3、000円の話でいえば、これはテナントの賃貸料ということになります。

以上です。

○議長(柴原成一君) 13番藤井孝幸君。

○13番(藤井孝幸君) 所有者は神林さんといったら、町長の同期生かなんかだよね。同級 生か、先輩か後輩か知りませんけれども、非常に関係のある人のようですね。

それで、ここに至った経緯ですがね、検討した、中央公民館、役場の中、さわやかセンターを検討したと言うけども、私がいつもお話ししているのはですね、公民館――中央公民館ですよ。あそこに、前、合併の事務所があったんですよね、合併事務局。あそこがね、ずっとあいてんですよ。だから、ああいうところ、賃貸料61万3,000円も払わなくても、ああいうところを検討したんですか。じゃあ、そのだめな理由を教えてください。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長(篠原尚彦君) はい、お答えします。検討はしました。まず、公民館ですけれども、老朽化が進んできたということで、平成27年、来年度については、給排水の改修工事が入る予定になっています。耐震化とですね。すいません、耐震化と給排水の改修というのがありまして、公民館自体が、事務は継続するんですけれども、貸館業務は使用できなくなるというような事情があります。で、男女共同参画センター、これはまだ案の段階ですので、確定では

ないんですけれども、行く行くは役場の中の一部ということも考えていまして、あくまで、今回、神林テナントビルを賃借するのは1年半程度を現時点では想定しています。ちょうどその時期に公民館が工事に入ってしまうということ、それから、役場についても新旧2つ今の建物で、旧庁舎のほうが耐震補強工事に入るというような事情もありまして、今回のような結論に至ったということでございます。御理解をいただけたらと。

- ○議長(柴原成一君) 13番藤井孝幸君。
- ○13番(藤井孝幸君) 経緯はそういうふうにしてね、いろいろ探したというけど、いろいろ探したような、あんまり形跡がないような気もせんでもないんだけど、そういう理由でしょう。

それで、この61万3,000円というのは、何カ月分なのか、年度末までのお金なのか、月々どれぐらい払うのか。その支払いの要領をお願いします。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。
- ○町民部長(篠原尚彦君) 家賃として支払うのは、約月額9万円です。で、不動産会社を介しての契約ということになりますが、相場の額だろうというふうに判断をしています。
- ○議長(柴原成一君) 13番藤井孝幸君。
- ○13番(藤井孝幸君) 月約9万で、そこには敷金とか権利金なんかも働いているんですかね。できれば、その内訳も教えてほしいんですけれど。

それから、あそこは致命的なのはね、駐車場がないんですよ。前に二、三両はとめているけれども、常時どこが、誰かがとめているのか知りませんけれども、駐車場がないという欠陥はあるんですよね。まあ、1年半程度の契約だというふうになっているので、契約書はどうなっているかわかりませんけれども、そこら辺もちょっと詳細に教えていただければと思います。 〇議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民活動推進課長湯原勝行君。

○町民活動推進課長(湯原勝行君) お答えします。家賃につきましては、先ほど部長が答弁ありましたとおり9万円になります。こちらについては、もともと当初の建物は5万円の家賃だったんですけども、エアコン設備とか、それから流し台、それからトイレの簡易的な改修工事も含めて1年半のところで割り振って9万円という形で整理したところでございます。家賃につきましては、まず1月分が、想定として1月19日前後借りることを想定した日割り、それから2月、3月分の9万円の家賃、それから敷金につきましては3カ月分、それと保険料ということで2万8,000円の保険料、それと仲介料として1カ月分、こちらについては消費税がかかりますので、1.08を掛けまして、合計として61万2,942円ということで61万3,000円の予算の計上をしたところでございます。

以上です。

- ○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。
- ○12番(浅野栄子君) おはようございます。この男女共同参画センターの設置につきまして、まず場所なんですけども、この件につきましては、女性議員全員、この設置を要望するために質問をしたり、また協議をして、つくってほしいと願ってまいりました。でも、少なくとも、後からつくるものは、前にあったものよりはよくつくるというのが、まず人間の心理じゃないかと思います。というのは、神栖の共同参画センターをごらんになったことがありますでしょうか。お母さんがパソコンをやってスキルアップ、またはキャリアアップをしています。その傍らで子供たちが遊んでいます。やはりスペースが必要だと思われます。共同参画センターと銘を打つ以上は、女性の相談、女性のキャリアアップまたはイクメン男子の育成、また男性の家庭や地域における参画講座など、大勢の方々の支援、相談が必要であります。

私は、先日、設置場所の1丁目4番8号の2階の1室を見せていただきました。あの1室のスペースでどのように学習または研修の場として提供できるのでしょうか。狭い急な階段、そして狭い入り口が1つ、そして、これでは障害をお持ちの方や高齢者の方には大変不便なのではないかと、そのように思いました。先ほど、中央公民館、役場、そのいろいろな役所を当たったとおっしゃいましたけれども、やはり、つくろうという町長の判断があれば、どこでもつくれるのではないかと思われます。まず、その設置場所、狭くて急な階段、そして狭い部屋、このスペースで、その共同参画センターとして有効に使えるのかどうか、それをまずお聞きしたいと思います。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。
- ○町民部長(篠原尚彦君) はい、お答えいたします。もちろん私どものほうも、これで完全だという考えはありません。ただ、センターという、男女共同参画を推進していく拠点としてのセンターを設置するということはすごく有効なことだというふうに考えていまして、まずはセンターを設置したいという考え方から今回に至っております。もちろん、いろいろ考えなければならないところ多々あると思うんですけれども、いろいろなことに関してできる限りの対応策を講じていきたいというふうには考えているところです。
- ○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。
- ○12番(浅野栄子君) このセンターの業務内容ですね、これが書かれてありませんが、業務体制はどのようになっているのでしょうか。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。
- ○町民部長(篠原尚彦君) はい、お答えいたします。業務内容ということですけれども……。
- ○12番(浅野栄子君) 業務体制です。

〇町民部長(篠原尚彦君) 業務体制。当面ですね、センター長については、町民活動推進課長が兼務をするというようなことを考えていまして、先ほど申し上げました臨時職員2名ということになります。それから、男女共同参画推進会議のメンバーの皆さんですとか、検討部会の皆さんですとか、いろいろと御支援をいただきながら運営をしていきたいというふうな考え方です。

それから、当面、どういうことをやっていくのかという話ですが、貸館的な業務、つまりその場所を使って会議をしたり、学習会をしたりというようなことも、かなり小規模なものになってしまうと思いますが、そういったこともありますが、当面は、男女共同参画を推進するための事務的な活用・利用というのが中心になってくるかと思います。講座をするに当たっては準備が必要ですし、打ち合わせも必要です。そういった活用の仕方。それから、ちょっと将来的にはですけれども……。すいません、将来的の前に、そのほかですね、情報の発信基地という性格も考えていますので、センターに行けば、男女共同参画に関するいろいろな情報が得られるとか、あるいはいろいろな活動——推進委員さんや検討部会の皆さんのほかにも男女共同に関してはいろいろ活動されている方がありますので、そういった方々が、例えばどんなふうな教材があるかとか、どんなふうに進めていったらいいかですとか、そういったことについても支援ができるというようなことを考えています。

将来的には、拠点ですので、男女共同に関する全てのことを、町民の活動という視点から、 全てのことがセンターで賄えるというようなセンター機能を有するようなものにしていきたい というような考え方でございます。

○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。

○12番(浅野栄子君) 先ほどちょっとね、答弁聞かなかったんですけれども、狭い階段で、障害のお持ちの方、または高齢者の方の相談がね、大変困難だと、そういう点は、いかがに思われるのでしょうか。もう一度お話をお願いします。

それから、今、業務体制ということで、人員がありましたけれども、先日の開館時間及び休館ですね、その点については、改革が、改めたところがあったのでしょうか。再度お聞きしたいと思います。

○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長(篠原尚彦君) はい、お答えいたします。まず、高齢者の方や障害のある方に対してどう対応するのかというところですが、現実的に、かなり階段を上がるということは大変なことかと思います。多少の介助で上がることができるのであれば、当然センターのほうのスタッフが介助するということで、まずは考えていますけれども、階段を上がることが無理だというような場合には、やはりセンターではなく、役場のほうの部屋を利用するとか、そういっ

た代替的な措置を講ずることにならざるを得ないと思います。

それから、開館時間ですけれども、これは条例のほうにはうたってませんが、条例が制定されれば、規則を制定することにしています。その規則の中で、この前全員協議会の中では、開館時間を9時から5時で考えていますというお話をしましたが、これはあくまで原則として9時一5時という時間でありまして、そのほか町長が必要と認める場合にはということで、その時間から外れる時間帯についても利用することはできるような規則を考えています。したがいまして、利用する要望があればというか、ニーズがあれば、そこは臨機応変に対応していくという考え方でいますので、完璧、その利用が全てかゆいところに手が届くようなセンターというわけにはなかなかいかないかもしれませんが、ある程度は柔軟に運営していくことによって対応できるのではないかというふうに考えています。

○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。

○12番(浅野栄子君) そのような障害者の方、高齢者の方がどうしてもと言うんだったら、役場の中でと、そのようにおっしゃいましたけど、だったらですね、何もポーズをつくってですね……。やはり、町民のためのセンターなんですから、町民の目線に立ってつくった、その適切なものが一番いいと思うんですね。だったら、役場でやるんだったら、役場の耐震化が終わって、きちんとしたセンターをつくるのがいいんじゃないんですか。あそこに行くのがだめ、それから駐車場もない、こんなすごい—もしもですね、DVに遭ったお母さんが、役場からあそこまで行けますか。それから、下から上って来て、誰かがですね、その何ですか、DVをした人が上っていったら、もう絶対あそこから逃げられませんよね。そういうふうに、ちゃんとした適切な場所でない、そして早急にポーズだけをつくるんでしたら、それは要りません。要らないと思います。

そしてまたですね、役所と同じように9時から5時、そして土曜・日曜休み、祝日休み。何のためのセンターなんですか。女性が駆け込み相談したい、そういうときは5時までと限らないじゃないですか。ほかの共同参画センターを見ますと、9時まで、8時まで、電話相談は10時までと、そんなふうに、やはり、そういう人のためを思って開いたりつくったりしているわけです。そういう町民の身になってつくっていらっしゃるのでしょうか。そこをもう一度お聞きします。

○議長(柴原成一君) 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) すごいですね。いろんな意見が出ました。ただやはり、まず産んでみなけりゃいけないということですよ。まず、皆さんの要望に、やっぱり応えて、その女性センターをつくると。そしてその後、1年幾らかは、その事務所でやるでしょうけど、その中でいろんな問題が出てくる。そこをやっぱり問題提起がなされたものを、どういうふうな形で解

決していくか。今後、ここが耐震化が終わり、そういう中で、ここに女性センターを持ってくるということもあるでしょう。また、別の考えも、もしかすると1年半の間には出るかもしれません。そういう中で、まず産んで、それから育てていくということが、やはり女性センターをつくる大きな役割なんじゃないですか。もうあそこじゃだめだから、もう1年半待って、その後どっかへつくればいいって、そういう意見では前に進まない。そうじゃないですか、今の意見は。だから、やはり皆さんは男女共同参画の女性たちだって、まず早く産んでいただきたい、そういう意識があるから、今回こういう話になったわけでしょう。そういう意見は全然ないんですか、浅野議員は。

- ○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。
- ○12番(浅野栄子君) でもね、普通ね、相談をするといったら、やっぱり相談しやすいセンターっていうのが一番じゃないんですか。ポーズを決める前に、もうそれでは、問題がありますよというところに、やはりつくるという、そこのほうがね、ちょっと問題あるんじゃないんでしょうかね。やっぱり早くつくってほしいという気はありますよ。でも、あの部屋ではどうなのかなあというのが、やはりね、疑問があるんですよ。でも、町長さんがやりたいって言うんだったら、それはね、出発進行結構ですよ。
- ○議長(柴原成一君) ほかに質問はございませんか。 ちょっとお待ちください。答弁ですね。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長(篠原尚彦君) 今、相談のお話がありましたけれども、相談に関しては、かなり軽易なものから、かなり根の深いものまで、いろいろ幅があるのが現実です。浅野議員さんが言われるようなケースというのもないわけではありません、確かに。センターのほうでは、第一次的に、ワンストップ的に、相談というのは受ける場所としてありますけれども、現実的に、軽易なものはセンターで相談を受けるということはあると思いますが、一般的に、大方の場合は、役場の一室を使うということを現在は想定しています。かなり危険性のあるような話のあるケースに関して言えば、男女共同参画センターで相談はしてるんだということが周知されてしまいますと、確かにそこへ乗り込んでくるというようなこともあるかもしれません。そういったことの危険性みたいなことを考えれば、私どものほうも、センターでそういう相談を受けるのは、必ずしも望ましいとは思いません。なので、そういったケース、個々のケースにおいて臨機応変な対応になるかと思いますが、そういった場合には役場のほうの施設を使って相談を受けるというようなことを考えています。

また、役場を使うことによって関係する課との連携もよりとりやすいという事情もありますので、そういったところも考えているところですので、よろしくお願いいたします。

○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。

- ○12番(浅野栄子君) しつこいようですけど、男女共同参画センターは相談ばかりじゃないんですよね。男性の……。でしょ。そしたら、やっぱりあの部屋は、やっぱり不適切かなと思うんですよね。じゃあ、いいですよ。脇の空き地、駐車場に借りてくださるんですか。やはりあそこまで歩くというのは大変ですよね。やはりそれだけの便宜を図っていただいたほうがよろしいかと思いますけど。
- ○議長(柴原成一君) 町民部長篠原尚彦君。
- ○町民部長(篠原尚彦君) はい、お答えいたします。相談ばかりではないというのは、私も同意見です。相談のことに関しての話題が出たので、そういったお話をさせていただきましたので、そこは誤解のないようにお願いしたいと思います。

それから、駐車場に関してですけれども、隣に空き地が確かにございます。ただ、所有者が別で、当面はですね、役場のほうの駐車場を活用していただくというようなことで考えています。1名、2名程度であれば、テナントの店先というんでしょうか、一部スペースがありますので、2台くらいだったらとまれるかなというようなことは考えていますが、基本的には役場を活用したいという考えでございます。

- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 浅野さんとのやりとりね、大変関心深く聞かしていただいたんですけど、 浅野さんがね、女性議員待望のと言ってますが、女性議員だけではありませんよ。男の議員も ね、男女共同参画センターが早く立ち上がってですね、機能を果たすようには願っております。 それでね、私は根本的な話から聞きたいんですけども、平成18年にね、12月施行でバリアフ リー法というのがね、統合されてできました。これはどういう法律かわかりますか。
- ○議長(柴原成一君) 海野議員に申し上げます。議案第103号について端的に質問をお願い します。
- ○5番(海野隆君) ですからですね、公共施設についてはバリアフリー化を進めなければいけないということで、平成18年の12月にですね、これは2つの法律をですね、合わせてつくってあるんですよ。平成18年ですよ。もう8年も前の話なんです。大体、そういうセンターとか公共施設をつくるときにはですね、そういうことが基本にならなければいけないんですよ。この中央1丁目4番8号のビルというのは、そういうことに合致してますか。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。
- ○町民部長(篠原尚彦君) ええ, まあ……。
- ○5番(海野隆君) 合致してません。
- ○町民部長(篠原尚彦君) はい、そういうことになるかと思います。
- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。

○5番(海野隆君) それでね、私が問題だと思うのは、確かにね、町内ね、これは後で言いますけども、町内で幾つか……。しかしこれもね、この半年とかね、で検討したんじゃありませんよ。もう大分前、もう二、三年、もっと前になるかもしれませんね。そこで、そのセンターをどこに置くのかということで、いろいろ検討をね、事務、当局では検討されたと思います。それで、町内になかなかないと。これは一たんね、つくると、封筒とか印刷とかいろいろなことも含めてね、本当は移るとね、これ大変なんです、実は。だけど、それでもなおかつね、外に出さなければならなかったという事情があるということで、それはまあ納得したとしてもですよ、まずね、こういった公共施設をですね、あのような――申しわけないけど、床屋さんと行政書士の事務所があって、2台とめられるって言うけど、本当に2台とめられますか。常時とめられませんよ。いつもすぐ入っている可能性がありますよ。しかもあんな狭くて急な階段。こういう施設にね、このセンターを置くっていうね、この感覚は全くわからないですよ、私は。だってこれ、法律でできててね、その法律に基づいてね、建築物については、その推進しなさいというふうに言っているわけでしょう。そうするとね、民間ビルでも、いろいろあります、町内にね。ずらっと見渡しても、1階で駐車場があるというところはたくさんありますよ。

じゃあ、お聞きしますけれども、この民間ビルの借り上げに関しては、何カ所程度の物件を 検討して、その結果、どうしてあそこが一番適切だという結果になったのか教えてください。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。
- ○5番(海野隆君) 検討してないんじゃないの。
- ○議長(柴原成一君) 町民活動推進課長湯原勝行君。
- ○町民活動推進課長(湯原勝行君) はい、お答えします。町内15カ所を一応検討いたしまして、その1件、1件、私と、あと男女共同参画推進室長で見てきたところです。確かに1階というところもございます。駐車場等問題もありますが、駐車場については、各テナント2台から3台とかとめられるところはあります。職員、臨時職員の駐車場ということは使ってしまうと、来場者の駐車場が確保できないという問題も、そのときにわかりまして、その場合、どっか近くに代替の来場者の駐車場が確保できるかというと、確保できないという問題もありました。そういう中で検討して、一番役場に近くて、私どもがすぐ駆けつけやすい場所。それから臨時職員の駐車場がなかったとしても、来場者分の駐車場が確保できるかどうか、そういうことであれば役場の駐車場とか、そういう公共施設的なものの駐車場が確保できるということもあります。それと、あとやはり先ほど言ったコストの問題、家賃の問題も重なりまして、そういうことをいろいろ検討した結果、神林ビルという形になったところでございます。
- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 15カ所も検討しているとは思いませんでした。そうすると、当初ですね、

町としては、どういう条件をつけてですね、例えば駐車場が何台ぐらいほしいとか、それから バリアフリーになってなければいけないとか、いろいろですね、町としての条件があったと思 うんですよ。これは町が勝手に探すわけじゃなくて、不動産会社に頼んだんですか。不動産会 社に頼んだのであれば、そういうオーダーをしなくちゃいけませんね、オーダー。我々だって、 民間が借りるときに、2畳2間なのかとか、金額が幾ら以下だとか、そういうことをオーダー します。これどういうオーダーだったんですか。それでもって15カ所出てきたんですか、これ、 神林ビルも含めて。そのね、オーダーを教えてください。

○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民活動推進課長湯原勝行 君。

○町民活動推進課長(湯原勝行君) この15カ所の場所につきましては、我々どもが確実に借りるということではなかったものですから、全てインターネットで、それから広告等で、町内であいてるテナントビル、そういうものを全て探し出しまして、15カ所という形で探したところでございます。

それと、やはり私どもも最初は1階のテナントができればいいという、もちろん1階のほうがいいということもございまして、それとやはり駐車場が確保できるかどうか。それはもちろん臨時職員や、それから来場者も含めて近くに確保できるかどうかというものも考えましたところでございます。

調査当時につきましては、1階のところもあったんですが、役場から比較的遠く、1キロ程度だと思うんですけれども、ちょっと我々どもが緊急に駆けつけるということについては、ちょっと懸念材料があったということと、そこは職員が2台分の駐車場は確保はできますけども、そこに来た来場者についての駐車場は近くにとめるところは一切なかったというところもございました。そういうことで、やはり役場から我々が至急駆けつけることができるか、それから職員とのやりとりが、向こうの臨時職員が役場に来やすく来れるかどうか、それからやはり来場者の駐車場というものがどれだけ確保できるかというところを考えまして、神林というところにしたところです。

○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。

○5番(海野隆君) 1階にこだわっているわけじゃないんですよ。バリアフリーになっていればいいんですよ。エレベーターとかね、エスカレーターとか。それから、緊急に駆けつけるって、一体、男女共同参画センターってのは、そんなに緊急に駆けつけなければならないような要件を取り扱うような場所なんですか。それは非常に疑問です。

それからもう1つ大きな疑問,これ最大な疑問ですが,どうして役場の職員がインターネットで不動産のね,検索なんかしてるんですか。何のために不動産屋さんがいるんですか。これ

は今回は、ある民間業者、非常に大きい不動産業者が仲介っていうか入っているようですけど、 そこに聞いたら一発でわかるんじゃないんですか。あるいは幾つか、もう全部情報は、横につ ながっているんですよ。何で役場の職員がそんな、本当に時間をかけてね、そんなことをやっ ているようなね、暇あるんですか。

この3つについて答えてください。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。
- ○町民部長(篠原尚彦君) まず緊急性というお話ですけれども、これは何が想定できるということではなく、いついかなるときでも、どういった場合でもというような、いわゆる危機管理上の問題というような認識でございます。

それから、検索している暇があるのかというお話ですが、ネット上の情報というのは有効な情報源だというふうには思っています。決して暇ではありません。一生懸命仕事をしている一環です。

それから、もう1つ、すいません、1つ答弁漏れしていますが、もう1つは何だったですかね。

- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) そんなやりとりしてんじゃないんですよ。暇だからね,暇あるんですかっていうのはね,それはちょっとね,言葉悪かったかもしれないけど,専門家でしょ。役場の職員,専門家じゃないでしょ。不動産業者に頼んだら一発でわかるでしょ,オーダーをして。オーダーも,なんかさっぱり,どんなオーダーしたのかもはっきりしてないでしょう。月額このぐらいだとか,バリアフリーになってるとか,駐車場がこのぐらいあるとかっていう。それを入れて検索してたのかどうか,よくわかりませんけども,なぜ専門業者を頼まないんですか。もっとたくさん,私なんかぱっと見ただけでも,もっと,ここがふさわしいっていうとこ,いっぱいありますよ。駆けつけるっつったってね,これは北海道にあるわけじゃないんですよ。町内,例えば中央のね,カスミのあたりだってね,これ十分にすぐ駆けつけられますよ。ここである必要は全くないんですよ。そのことが全然わからないっていうんですよ,このセンターをここに決めたということについて。

これ説明が悪いんですよ,説明が悪い。議員が全く納得できないんですよ。ここになぜ置いたかということの。これ,藤井さんも浅野さんもね,納得できないから聞いているんですよ。私も,大体,公共建築物,公共施設というのは,バリアフリー化の観点からいえば,あんなところにはね,通常ね,設置しません。それだけでもペケなんですよ。なのにあそこに設置したということには,それなりの理由,根拠が必要なんですよ。そのことが納得できないから,私も藤井さんも浅野さんも聞いてるんですよ。公金を使うんですよ,公金を。だから,やっぱり

せっかくつくるんだったらね、そのセンターの機能が、誰でも、障害者の人も高齢者の人も、 それが気軽に使用できるような、そういうセンターじゃなくちゃいけないんじゃないんですか。 私はその辺がちっとも理解できないということを申し上げたいと思います。

そのことについて、再度、回答をいただきたいと思います。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。
- ○町民部長(篠原尚彦君) はい、お答えいたします。まず、どういった条件で場所を選定したのかというお話からいたしますと、場所と広さと費用と、それから駐車場というようなことを念頭に探しました。バリアフリーが漏れているんじゃないかというお話ですが、先ほども言ったんですけれども、いろいろ至らない点はあるかもしれません。でも、まず拠点づくりということで踏み出すということを優先に考えたということですので、その辺は御理解をいただきたいと思います。
- ○議長(柴原成一君) 15番倉持松雄君。
- ○15番(倉持松雄君) これは委員会付託だと思いますので、ここで採決するわけじゃございませんので、後にしたほうがよろしいかと思います。提案。
- ○議長(柴原成一君) ただいま質疑の時間でございますので、質疑にてお願いします。 8番久保谷充君。
- ○8番(久保谷充君) 聞かなくてもいいなと思ってたんですけど……。事務機器等いろいろ 設備ですか、中の設備等の、あとどのくらい、これかかるのか、ちょっと教えていただきたい というふうに思います。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。
- ○町民部長(篠原尚彦君) 家賃のほかにどういった費用がかかるかということで申し上げますと、今回補正で出させていただいてる額は183万1,000円と。そのうち家賃関係が61万3,000円、臨時職員の賃金関係が約78万、そのほかですね、電気料、上下水道使用料、それからコピー機の借り上げ料、それからパソコンのリースと、そういった費用になります。
- ○議長(柴原成一君) ほかに質問はございませんか。 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) さっきね、途中になって、倉持さんが指されちゃったもんですから、私も手挙げてたんですけど。それでね、最終的にこれはね、委員会でね、総務常任委員会ですか、ここに付託されて、内容をしっかりと詰めるということだったんですけど、どうもね、この本会議でのね、質疑ではですね、どうも明らかにならないんですよ、はっきり言うと。そのオーダーはどういうオーダーをしたのかって言っても、非常に抽象的な話をしていて……。でも普通はね、我々民間で借りたって、5万円以下とかね、10万円以下とかってね、やっぱり自分の

収入に応じてね、例えばアパートを借りる場合にはそういうオーダーをするはずなんですよ。 ですから、そういうオーダーについてですね、委員会の中でぜひね、しっかりと数字的なこと も含めて答えていただきたいということを申し上げまして、私の質問は終わりにしたいと思い ます。

○議長(柴原成一君) ほかに質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第103号については、会議規則第39条第 1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時15分といたします。

午前11時08分休憩

午前11時15分再開

○議長(柴原成一君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第104号 阿見町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条 例の制定について

○議長(柴原成一君) 次に、日程第6、議案第104号、阿見町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

#### 〔町長天田富司男君登壇〕

○町長(天田富司男君) 議案第104号の、阿見町子どものための教育・保育に関する利用者 負担額を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法に基づく新制度の施行に伴い、市町村が定めなければならない教育・保育に関する利用者負担額について、必要な事項を定めるものであります。

また、新制度の施行に伴い、公立保育所における保育費用の規定及び徴収根拠規定が児童福

祉法からなくなったことから、当該条例の附則において、阿見町保育所設置条例の一部改正を 行い、これらの規定を定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げました。

○議長(柴原成一君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

4番永井義一君。

- ○4番(永井義一君) この法案に関しては、先の全協でいろいろ説明があったわけなんですけども、ちょっと再度、確認のため質問したいんですけれども、この利用者負担額を定める条例ということなんですけども、現状の今利用している保育料というんですかね、その金額、幼稚園の金額、その金額に対して上がるということはありますか。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。 ○保健福祉部長(坪田匡弘君) はい,お答えいたします。今回の条例は,新たな保育料等の 限度額を定めるという条例でございます。それで,実際の保育料につきましては,この後の規 則の条例が制定されました後の規則で定めていくということになりますけれども,基本的に考 え方としましては,従来の保育料を変更しないで,上げないで設定していくという基本的な考 え方を持っております。
- ○議長(柴原成一君) 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) 今の条件がね、今よりも悪くなったら、これやってもあれなんですけども、保育料等々が上がらないというような話、部長のほうからありましたけれども、今の現行よりも、もっと負担が少なくなるというケースはありますか。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。 ○保健福祉部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。保育料の設定に関しては、従来どおりというような考え方を持っています。それと、今、第3子、子供さんが同じ、小学校前の子供さんが3人いらっしゃる方は1人無料と、2番目の方が2分の1という、国の制度に準じたものを行っております。さらに拡大ということに関しましては、今、国の考え方としまして、年齢で3歳から5歳までの1つの点で、今は5歳の無料化というのを検討しているというように聞いておりますし、さらに、今度の国の補正予算で、第3子以上の家計の支援というのも考えているという情報を得ております。まだはっきりはしておりませんけれども、こういったものを、国の方針に従いまして、できるものは家計の負担の軽減を図っていきたいというような

考えを持っております。

○議長(柴原成一君) ほかに質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第104号については、会議規則第39条第 1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月19日の本会議において審査の結果 を報告されるようお願いいたします。

#### 議案第105号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

○議長(柴原成一君) 次に、日程第7、議案第105号、阿見町国民健康条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

#### [町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) 議案第105号の,阿見町国民健康保険条例の一部改正について提案 理由を申し上げます。

本案は、町国民健康保険の被保険者が出産した場合に支給する出産育児一時金について改正を行なうものであります。

その改正の主な内容としましては、出産育児一時金の支給額を全国一律1万4,000円引き上げて40万4,000円となりますので、当町におきましても、この改正の趣旨にのっとり、改正するものであります。

以上、提案理由を申し上げました。

○議長(柴原成一君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいた します。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第105号については、会議規則第39条第 1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月19日の本会議において審査の結果 を報告されるようお願いいたします。

議案第106号 平成26年度阿見町一般会計補正予算(第5号)

議案第107号 平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第108号 平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第109号 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

議案第110号 平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第111号 平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議案第112号 平成26年度阿見町水道事業会計補正予算(第4号)

○議長(柴原成一君) 次に,日程第8,議案第106号,平成26年度阿見町一般会計補正予算 (第5号),議案第107号,平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号),議 案第108号,平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号),議案第109号,平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第4号),議案第110号,平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算 (第4号),議案第111号,平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号),議案第112号,平成26年度阿見町水道事業会計補正予算 (第4号),以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

#### [町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) 議案第106号から第112号までの、補正予算について提案理由を申し上げます。

議案第106号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に2億4,595万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ157億2,540万4,000円とするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第15款国庫支出金では、民生費国庫負担金で、給付費等の増加に伴い、自立支援医療給付費 負担金、障害者自立支援給付費負担金及び障害児施設措置費負担金並びに保育所運営費負担金 を増額。総務費国庫補助金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を新規計上。

第16款県支出金では、民生費県負担金で、給付費等の増加に伴い、自立支援医療給付費負担金、障害者自立支援給付費負担金及び障害児施設措置費負担金並びに保育所運営費負担金を増額するほか、額の確定に伴い、後期高齢者医療保険基盤安定負担金を増額。総務費県補助金で、緊急雇用創出事業補助金を増額。農林水産業費県補助金で、額の確定に伴い、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金を増額。総務費委託金で、算出基準額の変更に伴い、農林業センサス事務委託金を増額。

第19款繰入金では、予科練平和記念館の掩体壕建設の工期延長に伴い、2カ年事業となるため、年度内支出額に合わせ、予科練平和記念館整備管理基金繰入金を減額。

第21款諸収入では,緊急雇用創出事業に伴う臨時職員の社会保険料及び雇用保険料自己負担 分を補正するほか,地域農業再生協議会臨時職員雇用費を新規計上。

第22款町債では、役場庁舎耐震改修に伴う庁舎耐震化事業債を新規計上。起債対象事業費の確定に伴い、社会資本整備総合交付金事業債を増額するとともに、吉原小学校体育館屋根改修に係る学校施設整備事業債を新規計上するものであります。

次に、3ページからの歳出について、主なものを申し上げます。

第2款総務費では、財産管理費で、庁舎耐震改修に係る耐震補強工事費等を新規計上。電子計算費で、社会保障・税番号制度システム整備に伴う中間サーバー・プラットフォーム利用負担金を新規計上。町民活動推進費で、男女共同参画センターの開設に必要な一般事務賃金、事務所借上料等を新規計上。戸籍住民基本台帳費で、不足が見込まれる住民基本台帳カードの作成委託料を増額。基幹統計調査費で、算出基準額の変更に伴い、世界農林業センサス調査事業に係る調査員報酬等を増額。

第3款民生費では、社会福祉総務費で、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計への繰出金を補正するほか、障害者福祉費で、サービス等の利用者増に伴い、障害者介護給付費、障害児給付費、障害者訓練等給付費及び相談支援給付費をそれぞれ増額。医療福祉費で、前年度実績精算に伴い、県支出金等返還金を増額。福祉センター費で、部分改修が必要な外周フェンス工事費を新規計上。保育所費で、募集人数に満たなかった保育士及び看護師の賃金を減額し、額の確定に伴い、保育士等業務委託料を減額するほか、入所児童数の増等により、管外保育委託料並びに、あゆみ、ひかり及びさくら保育園に係る運営負担金をそれぞれ増額。

第5款農林水産業費では、農業委員会費で、農業者年金加入促進に係る経費を増額。農業振 興費で、額の確定に伴い、経営所得安定対策事業補助金を増額。農地費で、点検の結果、修繕 が必要となった水門等の農業用排水施設の維持補修工事費を新規計上するほか、額の確定に伴い、農地・水保全管理支払交付金を減額。

第6款商工費では、商工業振興費で、額の確定に伴い、阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業に係る奨励金を増額。観光費で、湖まちづくり推進事業により今年度に桜の植樹を予定している霞ヶ浦湖岸堤防側帯盛土箇所への車両等の侵入を防止するため、ロープさく設置工事費を新規計上。

第7款土木費では,道路維持費で,水道工事との一体的復旧が効果的と認められる箇所の道路路面補修委託料を新規計上するほか,台風18号等の災害対応により,年度末までに不足が見込まれる道路等維持補修工事費を増額。

第8款消防費では、常備消防費で、異常事象が発生しているはしご車について、事故の未然 防止と安全な運用を図るため、オーバーホールを実施するための公用車等修繕料を増額するほ か、消防広域化に伴い、今年度内に準備が必要となる消防庁舎看板等の作成委託料、被服類購 入費及び消耗品費を増額。

第9款教育費では、学校管理費で、新年度に容量不足が見込まれる本郷小学校の給食用保冷庫の購入費を新規計上。予科練平和記念館費で、資材費、人件費の上昇及び地盤改良の追加等により、2カ年事業となる掩体壕建設について、年度内支出額に合わせ、工事費を減額するものであります。

次に、5ページの第2表、繰越明許費につきましては、予科練平和記念館掩体壕建設工事に係る設計監理委託料について、年度内に完了とならないため、翌年度に繰り越すものであります。

次に、6ページの第3表・債務負担行為補正につきましては、議会だより印刷製本業務ほか 11件について、平成27年4月から円滑に業務が進められるよう、3月までに入札等を執行し、 契約を締結するため、債務負担行為の期間と限度額を追加設定するものであります。

次に、7ページの第4表、地方債補正につきましては、交付税措置のある地方債を財源として活用するため、庁舎耐震化事業及び学校施設整備事業を追加するとともに、社会資本整備総合交付金事業について、事業費の確定に伴い限度額を変更するものであります。

次に,議案第107号,国民健康保険特別会計補正予算につきましては,既定の予算額に2,226万5,000円を追加,歳入歳出それぞれ53億2,482万4,000円とするものであります。

その主な内容としましては、職員給与関係経費等を補正するほか、額の確定に伴い前期高齢 者納付金、前期高齢者関係事務費拠出金を減額するもので、その財源については、一般会計繰 入金及び前年度繰越金を充てるものであります。

次に、議案第108号、公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、公営企業会計への

移行に向けた公共下水道等施設管理システム構築及び公営企業法適用化業務,並びに施工監理 技術者の配置に係る施工監理業務が平成27年4月から円滑に進められるよう,3月までに入札 等を執行し、契約を締結するため、債務負担行為の期間と限度額を設定するものであります。

次に,議案第109号,農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては,既定の予算額に18万円を追加,歳入歳出それぞれ1億6,836万5,000円とするものであります。

その内容としましては、一般管理費で、職員給与関係経費等を補正するほか、納税額の確定 に伴い、消費税を増額するもので、その財源については、一般会計繰入金及び前年度繰越金等 を充てるものであります。

次に,議案第110号,介護保険特別会計補正予算につきましては,既定の予算額63万8,000円 を追加,歳入歳出それぞれ26億9,430万7,000円とするものであります。

その内容としましては、賦課徴収費で、介護制度改正に伴うシステム改修のため、電算システム委託料を増額するほか、サービス利用者の増に伴い、居宅介護福祉用具購入費、介護予防住宅改修費及び特定入所者介護予防サービス費をそれぞれ増額するもので、その財源については、国・県介護給付費負担金、調整交付金及び介護給付費交付金のほか、介護給付費繰入金、事務費等一般会計繰入金及び準備基金繰入金を充てるものであります。

次に,議案第111号,後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては,既定の予算額に492 万8,000円を追加,歳入歳出それぞれ7億1,879万円とするものであります。

その内容としましては、額の確定に伴い、保険基盤安定納付金及び広域連合事務費負担金を 増額するほか、保険料過年度更生分に係る過誤納還付金を増額するもので、その財源について は、保険基盤安定納付金繰入金、広域連合事務費負担金繰入金及び保険料還付金を充てるもの であります。

次に、議案第112号、水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道企業会計CSシステム賃借に関する債務負担行為の期間及び限度額を設定する ものであります。

その内容としましては、平成27年4月より導入する新システムへの移行期間として、現在の会計システムを平成27年4月より同年9月末まで並行して稼働するために賃借期間を延長するものであります。

以上、提案理由を申し上げました。

○議長(柴原成一君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案7件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いい たします。 質疑を許します。

4番永井義一君。

- ○4番(永井義一君) 1点だけちょっとお願いします。19ページのとこなんですけど。
- ○議長(柴原成一君) 一般会計でいいですか。
- ○4番(永井義一君) 一般会計で。一般会計の19ページの商工費のとこなんですけども、この中で湖まちづくり推進事業、440万7,000円の増額になっているんですけども、今、町長のほうの説明の中で、桜の植樹のためという話がありましたけども、ここに、ロープさく設置工事ということで書いてあるんですけど、ちょっと具体的にわからないんで、ちょっとこの辺の説明をお願いします。

もう1点は、その湖まちづくりに関しまして、その工事の進捗状況をちょっと教えてください。今回の年初の中で、推進事業ということでなっているということで、その進捗状況もお願いします。

○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。 ○生活産業部長(湯原幸徳君) はい、お答えをいたします。まず、19ページの観光費の湖ま ちづくり事業のロープさくの設置工事の件ですけれども、これ、国土交通省、河川敷で約430 メートルから40メートルぐらいあるところに桜の苗木を植えて、桜の道を整備するというもの で、もう既にその部分の築堤は完了しておりまして、あとは、今、桜の苗木を公募によって記 念樹をしようということで、公募をしている状況でございます。

桜の苗木については、記念植樹は2月下旬から3月中旬ぐらいの間に予定をしているという ふうなことでございまして、このロープさくの設置につきましては、その堤防から今、築堤を 横に盛り土した部分に、桜の植えているところにですね、訪れた人がそこに来ますので、そこ に車を駐車してもらったりとか、あるいはそこに車が中に入れないように、ロープさくをやっぱり安全管理上する必要性があるだろうということで、約258本程度、そのさくの支柱をつく りまして、そこにロープを張って、車どめ、車を入れないようにする工事の補正でございます。 それと、進捗状況でございますが、これは補正予算が完了した中で、来年1月に発注をする 予定でございます。桜の植樹に合わせて、なるべく完了できるように設置をしたいというふう に思います。

それから、もう1点は、島津小公園につきましては、もう既に2,700平米ほどあるんですけれども、もう既に工事を発注しておりまして、そこも記念植樹を、この桜堤とあわせてやる予定でございまして、もう既に発注をしておりまして、来年の、ちょっと工期はあれなんですけど、今年度中には完成する予定でなっております。

以上でございます。

- ○議長(柴原成一君) ほかに質疑はございませんか。 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 今の関連からお伺いしたいんですけど、町民に対してですね、募集をしたと思うんですね。その応募の状況について、ちょっと教えてください。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。 ○生活産業部長(湯原幸徳君) 桜の苗木の記念樹の募集状況でございますけれども、応募本数としましては45本を、今、募集をしたところでございます。その内訳としては、その桜堤の部分を30本、島津小公園を15本ということで募集をしたわけですけれども、応募件数は、現在までに39本の応募件数がございまして、島津小公園のほうにつきましては、もう既に満杯であるということと、桜堤は現在24本ですので、まだ若干余裕はあるというふうな状況でございます。
- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) それでは、一番最後の22ページ。先ほどですね、予科練平和記念館の事業については、資材の高騰であるとか地盤調査のような話でですね、年度内にですね、事業が完了しないということで、繰り越しになるということで、今回の補正が発生したということなんですけれども、もうちょっと詳しくですね、年度内に完了できなかった理由についてお伺いしたいと思います。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) お答えいたします。掩体壕なんですけど、6月の議会にですね、実施設計、計上しまして、皆さんに御承認していただきまして、10月30日にですね、実施設計ができて、段取りよく行けば、平成27年度の3月に竣工だよっつうことで、久保谷充議員さんにも一般質問で説明しているんですけど、実施設計の結果、液状化対策の地盤改良が必要になったこと、それから、先ほど町長が説明しましたけど、この復興事業とかもろもろですね、人件費のアップ、それから資材の高騰っちゅうことで、当然、地盤改良が入りましたんで、当初3カ月で終わるっちゅう部分が4カ月になっちゃうっちゅう形で、今、予算を承認していただいて、段取りよくやって、6月ぐらいになっちゃうちゅうことで、今回こういうことで、年度内で支出する部分についてを残したものを減額して、来年度に支出する部分については債務負担行為っちゅうことで、2カ年にまたがって支出するような形で計上させていただきました。以上でございます。
- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 液状化対策が必要になったということですよね。10月30日に実施設計を終えてね。それで実際に工事をしてみたらということでしょ。実際工事をしてみたら, その液

状化対策が必要になって、しかも資材高騰があってということになると、当然、当初の予算よりは膨らむのではないかと、年度内に終わらないだけではなくてね、当初予算から膨らむのではないかというふうな予想ができるんですけども、どの程度の予算が膨らむような、今のところ予定なんですか。予定の予定っていうのはおかしいけれども。

○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長(竿留一美君) はい,お答えいたします。平成26年度の当初予算計上するに当たって、昨年の8月、9月ごろからっちゅうことで予算を、見積もりっちゅうことでやりましてですね、先ほど答弁したとおり、今回10月で、工事ではなく実施設計が終了して、やっと全体像が見えたっちゅうことで御理解願います。それで、実際には、今年支出分ですか、1,400万を残した形で減額をしまして、来年、6ページにあります債務負担行為に2,180万になっておりまして、最終的には、平成26年の当初予算に計上した分からすると900万程度増額になるということになっております。

以上でございます。

○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。

○5番(海野隆君) 通常ね、そういった、よくね、そういうことがあります。最初ね、予算を組んで、その後ね、その地盤改良であるとか、これ非常に問題がいつもある、こういう案件にいつも問題があるんですよね。そもそも最初のね、予算設定とか入札が、これ一者随意特命だったかな、適切であったかどうかということが、よく問われます。これ地方自治に携わって議会の中でね、こういう予算をね、審議していると、よくこういうことがあるんですよね。私もね、今回ね、突然ね、資材高騰っていうのは、もう大分前からね、言われていることだし、幸いっていうのかな、阿見町は余りね、不調に終わらないで進んできたという経過があって、突然ここでね、資材高騰だから予算を膨らましますよというようなね、説明、でしょ、半分はね。そういう説明をされると、いやあ、どうなのかなと、最初の予算の見積もりとか、じゃあ、その契約した金額が正しい契約だったのかなと、こういうふうにね、思うことがよくありますし、私も、そういうふうに今思っています。

ですから、これ本当に資材高騰がどのようなね、状況で高騰したのかということも含めて、 委員会で、これは民生教育委員会か、常任委員会でしっかりとね、議論をしていただくという ことをお願いして、私からの質問は終わりにしたいと思います。

○議長(柴原成一君) 教育次長竿留一美君。

○教育次長(竿留一美君) ちょっと海野議員,誤解していると思うんですけど,一者特命随 契っちゅうことじゃなくて,今からですね,これ2,000万を超える工事なので,今から一般競 争入札で業者を選んでいきますんで,それ以上……。お願いします。

- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 勘違いしました。これはまだね、進んでいないということですが、ただ、 掩体壕建設工事で、液状化対策及びその資材高騰についても、つい最近の話ですよね。10月で 一たん仕上がったわけですから。そうすると、本当にそのときの実施設計が正しかったかどう かということもね、問われると思うんですよ。だってそれ、もうここに来てね、ずっと資材高 騰っていう話はしているし、そうすると、その実施設計が正しかったかどうかということすら も疑われることになりますので、その辺も含めて委員会でね、よく議論をしていただいて、よ い結論を導いていただきたいということを申し上げたい。
- ○議長(柴原成一君) ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(柴原成一君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第106号から議案第112号については、 会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員 会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月19日の本会議において審査の結果を報告 されるようお願いいたします。

議案第113号 町道路線の廃止について

議案第114号 町道路線の認定について

○議長(柴原成一君) 次に、日程第9、議案第113号、町道路線の廃止について、議案第114号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) 議案第113号の、町道路線の廃止について及び第114号の、町道路線の認定について提案理由を申し上げます。

まず、議案第113号について申し上げます。

本案は、主に開発による町道のつけ替えと、払い下げに伴う廃止であります。

次に、議案第114号について申し上げます。

本案は、主に議案第113号と同じ開発による町道のつけ替えに伴う認定であります。

以上、提案理由を申し上げました。

○議長(柴原成一君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案2件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願い いたします。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第113号から議案第114号については、会 議規則第39条第1項の規定により,お手元に配付しました議案付託表のとおり,所管常任委員 会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月19日の本会議において審査の結果 を報告されるようお願いいたします。

議案第115号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長(柴原成一君) 次に、日程第10、議案第115号、阿見町教育委員会委員の任命につき 同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長(天田富司男君) 議案第115号の,阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求める ことについて提案理由を申し上げます。

本案は、教育委員会教育委員のうち小松澤孝子氏が12月14日に任期満了となり、後任の委員 に立原順子氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

教育委員会の委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条で、当該地方公共団 体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し識見を有する者の うちから、議会の同意を得て町長が任命すると規定されており、委員の任期は4年となってお ります。

立原氏は、長い教員経験を持ち、人格・識見ともにすぐれ、また地域住民からの信頼も厚く、 さらに、女性委員登用の上でも教育委員として最適任であると考えております。

以上、提案理由を申し上げました。

○議長(柴原成一君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これ に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 異議なしと認めます。よって、議案第115号については、原案どおり 同意することに決しました。

散会の宣告

○議長(柴原成一君) 以上で本日の日程は全て終了しました。 本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午前11時53分散会

第 2 号

[ 12月10日]

# 平成26年第4回阿見町議会定例会会議録(第2号)

平成26年12月10日(第2日)

# ○出席議員

1番 柴 原 成 一 君 2番 藤平竜也君 3番 野 口雅弘君 永 井 義 一 君 4番 5番 海 野 隆 君 飯 野 良 治 君 6番 7番 平 岡 博 君 8番 久保谷 充 君 9番 川畑秀慈君 10番 難 波 千香子 君 11番 紙 井 和 美 君 浅 野 栄 子 君 12番 13番 藤井孝幸君 14番 吉田憲市君 15番 倉 持 松 雄 君 16番 佐藤幸明君 17番 実 君 諏訪原

# ○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 天 田 富司男 君 育 長 青 山 壽々子 君 教 総 務 部 長 横田健一君 原尚彦君 町 民 部 長 篠 保健福祉部長 坪田匡弘君

生活產業部長 徳 君 湯 原幸 都市整備部長 﨑 慎 篠 君 教育委員会教育次長 竿 留 美 君 防 川村 忠 男 君 会計管理者兼 宮 本 寬 則 君 会 課 計 長 総務部次長 大 野 利 明 君 総 務 課 野 長 利 明 君 飯 企画財政課長 勝 小 美 君 秘 書 課 長 井 浩 君 武 町民活動推進課長 湯 原 勝 行 君 児童福祉課長 広 美 君 青 山 障害福祉課長 煙 Ш 栄 君 健康づくり課長 篠 山 勝 弘 君 商工観光課長 佐 藤 哲 朗 君 環境政策課長兼 畄 野 栄 君 放射能対策室長 都市計画課長 大 塚 芳 夫 君 上下水道課長 坪 田 博 君 学校教育課長 君 菊 池 彰 生涯学習課長兼 佐藤吉一君 中央公民館長 指 導 室 長 根本 正君

# ○議会事務局出席者

 事 務 局 長 青 山 公 雄

 書 記 大 竹 久

# 平成26年第4回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成26年12月10日 午前10時開議

日程第1 一般質問

# 一般質問通告事項一覧

平成26年第4回定例会

# 一般質問1日目(平成26年12月10日)

発 言 者	質問の趣旨	答	弁	者
1. 飯野 良治	1. 国際交流の在り方と今後の展望について 2. 阿見町の教育について	町教育	長・	長町長
2. 浅野 栄子	1. 学校の統廃合について 2. 定住促進と少子化対策について	教町	育	長長
3. 永井 義一	<ol> <li>1. 霞ヶ浦の放射能汚染について</li> <li>2. 芸術・文化の薫り高い町づくりについて</li> <li>3. 通学路の安全対策について</li> </ol>	町教教	育育	長長長
4. 川畑 秀慈	<ol> <li>町の定住促進について</li> <li>国際条約について</li> </ol>	町町		長長

# 午前10時00分開議

○議長(柴原成一君) 定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

#### 一般質問

○議長(柴原成一君) 日程第1,一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を30分といたしますので、御協力のほどお願いいたします。なお、議長判断により質問が終了しないと認めた場合、今定例会に限り10分間延長いたします。

初めに、6番飯野良治君の一般質問を行います。

ただいま,17番諏訪原実君が出席いたしました。したがいまして,ただいまの出席議員は17 名です。

6番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

## [6番飯野良治君登壇]

〇6番(飯野良治君) 皆さん、こんにちは。今定例会から、一般質問の持ち時間が1時間から30分になりました。その第1番目の質問をすることは、私にとって記憶に残る議会となりました。

それでは、質問通告に従い、町長、教育長に質問をいたします。

最初に、国際交流のあり方と今後の展望について伺います。

11月16日から11月23日の8日間にわたり、阿見町友好都市親善訪問団17名の一員として、桂林、柳州、紹興、上海の各都市を訪れてまいりました。

アジアの隣国で経済発展の著しい中国には、一度この目で見てみたいと思いがあり、今回参加させていただきました。外交上では厳しい関係にある現在、日本に対する感情も懸念されていましたが、民間ベースでは全く反日の様子は感じられませんでした。熱烈歓迎とはマスコミではよく聞いていましたが、心のこもったおもてなしに、参加者全員気持ちのいい交流ができたことに、柳州市政府関係者事務局、日本の国際交流の事務局も、この場をお借りして御礼申し上げます。

第1番目に、今回の中国柳州市への親善訪問団の団長としての目的と果たすべき役割は何だ

ったのか伺います。

2番目に、観光、農業、産業面で具体的交流の展望はあるのかを伺います。

とりわけ、観光の面で、今回の訪中で得たのものは何か伺います。

4番目、標識、案内板に、英語、中国語の表示の必要について伺います。

5番目、ショートステイなど、滞在型交流に空き家の活用は有効だと考えるが、いかがか伺います。

6番目, 阿見町の持つ宝, 誇れるものは何か, それをどう活かすのか, 展望を伺います。 以上, 6点についてお答えください。シェイシェイ。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

## [町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) 国際交流のあり方と今後の展望について、飯野議員の質問にお答え いたします。

1点目の、中国柳州市への親善訪問団団長としての目的と果たすべき役割について、当町の 国際交流事業は、平成9年に阿見町国際交流協会を設立し、町民主体の草の根活動を推進して おり、海外都市との交流事業としては、米国スーペリア市、中国柳州市と、姉妹都市、友好都 市の関係を築いているところであります。

団長としての目的と役割についてでありますが、阿見町と柳州市との交流を円滑に進めていくためには、やはり人的な交流が基本であり、町のトップとして訪問する必要があることから、団長として町を代表するという役割と目的を持って訪問した次第であります。表敬訪問では、人口約360万人の柳州市の副市長である楊さんと親しく懇談をさせていただいたほか、多くの柳州市幹部の皆さんと直接話をさせていただく機会を持ちました。今回の訪問を今後の交流に積極的に活かしていきたいと思います。

2点目の,観光,農業,産業の面で具体的交流の展望,及び3点目の,観光の面で今回の訪中で得たものについてお答えします。

今回の訪問では、農業交流をテーマとしましたので、ランを栽培するハウスや漢方薬の薬草の栽培現場などを視察いたしました。町内には漢方で有名な企業もありますので、どのような交流が図れるのか、今回得た情報を、今後企業と共有しながら、農業と産業につきまして具体的な交流の展望を図っていきたいと思います。

観光の面についてですが、今回の訪問では、中国の伝統文化である太極拳を体験し、古琴の演奏を聞いたり、すばらしい水墨画を拝見しましたが、言葉の違いはあっても文化の違いは少ないと感じました。日本文化や竹林などの里山の風景は中国の人たちにも受け入れやすいもの

と思いますので、より多くの柳州市の皆さんに阿見町に来ていただきまして、おもてなしをさせていただきたいと考えております。

4点目の、標識、案内板に英語、中国語の表示の必要性についてお答えいたします。

町内の国道や県道などの道路標識や町の主要な案内板は、おおむね英語表記もされておりますが中国語の表記はない状況にあります。アベノミクスによる円安の進行に伴い、訪日外国人旅行客は増加傾向にあり、昨年の訪日外国人旅行者数が初めて1,000万人を超えたことが政府観光局から発表されております。中国からの旅行客も増えている状況にありますので、今後どのような表示方法がよいのか、調査・検討してまいりたいと思います。

次に、5点目の、ショートステイ等の滞在型交流に空き家の活用についてお答えします。

これまで、中学・高校生のホームステイは、スーペリア市6回、柳州市4回、延べ104名の方を受け入れており、ホストファミリーのもとで日本の家庭の雰囲気を体験していただいております。御質問のショートステイにつきましては、建物の状態や権利関係など、整理しないといけない課題も多く、またスーペリア市、柳州市の意向も確認する必要があると思いますが、空き家を活用した宿泊施設につきましては、国際交流に限らず、都市との交流などさまざまな交流に使うことができるものと思いますので、活用できるものがあれば活用してまいりたいと思います。

6点目の、阿見町が持つ宝、誇れるもの、それをどう活かすのかについてお答えします。 今回の柳州市訪問では、建設中の高層マンションの多さや町を走る高級外車の多さに驚き、 中国の目覚ましい経済発展を知ることができました。また、中国4,000年の歴史と言われる古 い文化も大切にしていることもわかりました。

阿見町には、霞ヶ浦と自然豊かな里山、茨城大学農学部、県立医療大学、東京医大茨城医療センターの3つの大学施設、そして3カ所に及ぶ工業団地があります。また、圏央道の2つのインターと年間400万人もの人が来場するあみプレミアム・アウトレットなどがあるほか、これからも人口増が可能な高いポテンシャルを持つ町として国際的にも誇れる町であると思っております。

今後の国際交流を進める中で、町の文化や自然環境、農業や産業などの資源を米国スーペリア市並びに中国柳州市へ積極的に紹介し、お互いの利益に結びつくような形で活用してまいりたいと考えております。

○議長(柴原成一君) 6番飯野良治君。

○6番(飯野良治君) 1番目なんですけども、団長として17名を率いて、町長行かれたと思うんですけども、私もね、国の外交上は本当にね、中国とは緊張関係があるんだけども、民間ではどうかなというときに、本当にね、友好的だったのと、町のね、中を夜歩いても、さほど、

そういう日本人に対するあれはなかったということで、本当に、国同士の友好の基礎にはです ね、草の根の民間交流の積み重ねが、これは絶対必要なことだということを、今回の参加でね、 肌で感じました。

町長もですね、行く前とですね、行って、8日間を経験して、中ではね、大分中国に対する 見方も変わったと思うんですね。その具体的なところ、行く前と現地での対応についての違い について、ちょっと感想も含めてお聞かせください。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 今、飯野議員が言われたとおり、非常に、行く前はやはり、どういう国民感情があるのかなという、そういう心配のもと、向こうに行ったんですけど、本当に柳州市の国際交流をつかさどっている皆さん、そしてまた柳州市の市民、また副市長である楊さん等との会談を踏まえた中で、本当に、こう、心が通じるような会話ができました。まだまだ副市長──まあ、ここで言っていいのかどうかわかりませんけど、まだまだ日本と比べたら、1980年代が、今の中国がそういう状況であるっていうようなね、謙虚な言葉をいただきました。確かに、私たちが見ても、まだ中国はそういう状況かなと。まあ、上海に行ったら、それは全然違った趣。その市、その市、4つの市に全て特徴があったということですよね。桂林も本当に今、積極的な形で、道路にしても何にしても、どんどん事業が進んでいる。柳州もそういう中で同じ状況かなという気がしました。紹興市に至っては、やっぱり、ああ、古い歴史の町だなと、そういう面で本当に感じるものがありました。上海はあのとおりです。本当に2、400万人と言われるぐらいの都市でありますから、もう東京以上の都市だなというような、そういう思いをしました。

特に柳州市では、古琴の演奏、本当に悠久の世界を思わせるような、その演奏を聞きました。 そして、来年は、その古琴の奏者が阿見町に来るということでありますから、その人に、何か 阿見町で古琴を弾いていただき、中国の1つの古い文化の音楽を楽しんでもらえたらなと。

あと、もう1点は、第12中学校という、柳州市で1番の中学校かわかりません。1クラス何人ぐらいですかと言ったら、60人と言いましたけど、あそこで歓待された、非常にすばらしい音楽で歓待されたなと。そして、私たちが帰途についたときに、日本語を勉強している生徒3人が寄ってきて、本当に温かい言葉をいただいて、何かこっちがうるうるしてしまうようなね、そういう情景もありました。

本当に、行かなければわからない、見なければわからないというのが本当で、私も余り外に 出る、どんどん出ていくというあれじゃないんですけど、本当に、昨年のスーペリアにしても、 柳州市にしても、行って、ああ、このように人間の心というのは同じなんだなと、本当に今度 来たときにはどういうおもてなしを阿見町はできるのかなと、そういう、もう行くと、次のこ とをすぐ考えてしまうという、そういう思いをしました。本当にすばらしい柳州市との友好都市をますます発展させていきたい。今後は本当に中学生を、本当に心配ないんだよと、中学生のホームステイ等も柳州市で受け入れてくれるわけですから、そういうこともやはり私たちは考えていかなければいけないのかなと、そう思っております。

○議長(柴原成一君) 6番飯野良治君。

○6番(飯野良治君) 百聞はね、一見にしかずとも言うし、今インターネットが発達している中で、幾らでもね、情報は得られるんだけど、インターネットの情報はね、非常に薄っぺらくて中身がない。それをね、選択するその人本人のあれにもよりますけども、実際、町長もね、現地に行かれて、その結果、ここにも、「今回の訪問を今後の交流に積極的に活かしていきたいと強く感じられた」ということをね、答弁書の中でも述べてますけども、一回ね、やっぱりいろんなことを体験するということが、自分の生き方にも影響するし、友好にもね、活かせていけるのかなという感じを受けました。

次に、2番と3番の点ですね。観光、農業、産業、とりわけ観光の面でということでお答えをいただきましたけれども、交流をですね、経済的なメリットに発展させること。これが政治家、いわゆる首長の役割だと、私は思います。中国産業と阿見町の企業とのコラボ。薬草の会社が阿見の工業団地にあります。そことのコラボ、これはぜひともですね、向こうの薬草の歴史は日本よりもはるかに長いし、一時、ツムラがこちらに来たときに、地元の農家にミシマサイコをね、ずっと長く栽培して、契約栽培でやった経験がありますけども、ぜひともですね、今回の交流を機に、このコラボを実現させてほしいという思いがあるんですけど、その辺どうですか。

○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) ツムラの工場長等が来たときにも、いろいろ話をしました。ただ、ツムラも今後余り中国一辺倒ではいけないということで、今いろんな面で考えているみたいなんですよね。この間、見たときに、農業の皆さん、農業委員会の会長初め4名ぐらいの農業をやっている人たちが行ったときに、やはりまだまだこういう栽培方法よりは、まだ日本のほうが進んでいるっていうような話をこの間もしてましたんで、そういう面での農業者との交流というか、そういうことも踏まえ、また阿見町であのものができて、農家で栽培できて、ツムラとのやっぱり契約栽培等ができるような、そういうこともやっぱり考えていくべきだなという思いを、この間来たときに、すぐ、薬草のときにツムラという頭が浮かんだんで、そういう話をさせていただきました。

どのような展開になるか、まだわかりませんけど、農業振興課等を通してですね、やはりツムラとの関係を強硬にしていきたい。特に、今、漢方は本当に見直されていて、ツムラも相当

事業拡張しているという、そういう状況なんで、何かいい方向に行ければなと、そう思います。 ○議長(柴原成一君) 6番飯野良治君。

○6番(飯野良治君) 薬草については、私もね、この間、向こうで見て、日本だったらもっときれいに、設備もあるし、きめ細かい管理でできるのかなというふうには、すごく感じたんですね。阿見の場合に、今、太陽光発電のパネルの設置が数多く、大きなものから小さなものまであるんですけども、薬草の場合には遮光することがまず第一なんですね。だから、太陽光のパネルの下、今、草を生やしたり刈ったりしてますけども、あそこに、例えば朝鮮ニンジンとか、いろんな薬草を植えることによって、雑草も抑えられるし、しかも朝鮮ニンジンなんかは、相当年数ね、例えば10年とか20年置いといてもできるもんだし、しかし高価なもんです。これがうまく太陽光発電のパネルと、その下を活用する。これはもちろん農地じゃないけども、でもやっぱり植えてもいいわけですよね。雑草を生やさないために。そういう活用も一つは視野に入れて、ツムラと相談をして、農業振興課がね、あの太陽光パネルの下の活用もね、ぜひしてほしいと。これは要望です。

それともう1つはですね、農業面では、農業者が4名――私も含めて5名ですが、今回の親 善の訪問に参加しましたけども,実際は,バスであるってても,あれだけ広いところでね,農 機具で作業しているっつうのは余り見かけなかったんですね。唯一、上海に向かう途中の水田 でコンバインが1台田んぼに置いてあったというのが、唯一私もね、「あ、コンバインがあっ た」ということで、非常に目立ったんですね。上海周辺の農家はね、みんな農家住宅が4階建 てで,ガイドさんが,中国の農家は裕福でお金持ちなんですって聞いたときに,柴原議長に, あ、これは米づくりは中国のほうがいいのかなという感じを非常に受けたんですけども、その 農機具ですね、農機具との……。中国もこれからですね、農家人口が都市部に流れてだんだん 減っていく中で、農機具がどうしてもね、機械化せざるを得ないような状況に、近い将来なっ てくと思うんですね。その場合に,農機具をいかに使いこなして,日本の農機具メーカーのや つが特に行くと思うんですけども、阿見にも井関農機がありますけども、そういうことが、農 業研修生等を受け入れて、農業機械を使ってですね、農業体験をして、そして、中長期的にで すね、この阿見町に滞在して、例えば、田植えを田植え機でやって、そして、できる限り管理 をね、やりながら、収穫まで体験できると、そういうメニューをですね、システムをね、ぜひ これから,単なる交流じゃなくて,農業体験もできる交流をしていけば,向こうの経済発展に も寄与するし、日本の経済にもね、非常にプラスになるんじゃないかなというふうに感じてま すけど、その辺のところ、井関のところと含めて、農機具との関連をちょっと、わかんないで すか。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 飯野議員が言われるのはごもっともかもわかんないですけど、サツマイモの栽培なんていうのは、日本に来てね、覚えていっていただいたということと、私が見たところ、都市近郊のね、農業は、ほとんど機械化されてんなあと思いました。確かにコンバインもあったし、十分作業もしてたとこ1カ所、私も車の中から見ましたから、そういう面での、近郊のね、上海とかそういう都市近郊の農業は非常に機械化されてるなと。それだから、あれだけのお金持ちっていうか……。ひょうたんが3つあると、それが何万元だか何だかわかりませんけど、それで赤い旗があると、そこは女性の子供ほかいないからお婿さん探しているんだよなんて、そういう話まで、一人っ子政策で聞かしていただきました。そういう中の、やっぱり一番大事なのは、農業をやる向こうの人たちが、こういうことをやりたいと言ったときに、町がそういう面での受け入れができるかどうかということだと思うんで、その点は、今後、農家との交流とか、そういうことは考えていくべきかなと、そう思います。

○議長(柴原成一君) 6番飯野良治君。

○6番(飯野良治君) では、4点目の、標識、案内板の回答をいただいて、私もね、帰りの、中国からの、上海からの飛行機の中で感じたんですけども、日本の80年代のバブル期と同じようにね、日本に来る中国人の人が非常に多かった。ほとんど中国人の人がね、成田におり立って、それぞれ行くんでしょうけども、昨年のね――先ほどありましたけど、旅行者数ですね、1,000万人を超えたという中で、中国はね、韓国、台湾に次いで3番目だそうです。その中国人の人が、関西空港、羽田、成田に来るんでしょうけども、成田に来る中国人の人は阿見に非常にね、圏央道を使えば近いわけですね。その中国人の人をぜひともね、阿見に来ていただくという、そういう戦略をね、立てないことには、中国の人はなかなか阿見には寄ってくれません。そういう意味で、ぜひ戦略的にですね、看板もその一環としてですね、調査・検討だけでなく、ちゃんとそういう数字的な、観光客を呼ぶんだという裏づけを持ってですね、実施までお願いしたいと、やってほしいというふうに思います。

中国人がね、日本に来て使うお金もね、全体がね、1兆4,000億円だそうです。これは観光課のほうの佐藤課長に調べていただきましたけども、ヨーロッパ、アメリカ、アジアの人がね、日本に来て使うのが1兆4,000億円。そのうち19.5%に当たる2,700億円が中国の人が使うそうです。ガイドの董さんという人も言ってましたけど、バス1台来るとね、300万くらい土産物買っちゃうんだよと言うから、いやびっくりしちゃって、すごい金遣いだなと思ったんですけど、そういうね、お金を落としていただける、経済的なメリットですね。阿見は十分来ていただいていも可能性はある町だし、答弁の中でも、国際的な町として遜色はないということを言ってますけど、まさにね、中国あるってきて、その感じで阿見町を見てもね、まあ、中国の人に来てもらって、いろんなところを見せることもできるし、そういう意味では、阿見は近隣市

町村と比較してもね,すごく景観もいいし,国際的にも対応できるという感じはしてるんですけど,そういう観点から,もう一度,標識についての,調査・検討から実施に向けて,ちょっと御決意じゃないけども,それをちょっとお願いします。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) どこに行っても中国人が多いなと。この間、長崎 大任町のほうまで道の駅を、そちらのほうも視察させていただいたんですけど、長崎あたり行っても、やっぱりほとんど町の中にいる人たちは中国人だなという思いをしました。今後も、中国系 一台湾も中国語ですから、やっぱりそういう面では、中国という国を、どういうにしろ、東アジアというか、このアジアの中でね、日本はおろそかにはできないというのは、これはもう当たり前なんで、そういう観点からしても、今後は、やはり中国語の看板に対してね、そういうものは必要になるんではないかなというものは、もう感じておりますので、そこは前向きな形で、どうしたらできるかということを考えていきたいなと、そう思っています。

○議長(柴原成一君) 6番飯野良治君。

○6番(飯野良治君) ぜひですね、天田町長は先取りするのは、非常にね、今までも、太陽 光もそう、いろんな、いいと思って先取りしていくという姿勢がね、トップとしての資質だと、 1つだというふうに感じていますので、よろしくお願いします。

5番目なんですけども、ショートステイなどの滞在型に空き家活用なんですけども、今もう、

先取りじゃないけど、もうやってるとこは、やってるんですね。ゲストハウスっていう名前でやって、外国人の人が非常に気軽にそこに――ホテルに泊まると費用もかかるし、非日常なんですね、ホテルっつうのは。日本の日常を体験してみたいという外人の人が非常に多くなってきてるし、そういう意味ではですね、空き家で自分で自炊して、行きたいところにそこを拠点にして行くという形の、空き家と古民家を利用したゲストハウスをね、ぜひ、町でつくるというよりも、本来は民間がつくって町が後押しをするというのが一番理想だと思うんですけど、そういう意味で、そういう取り組みにもね、町はこれから力を入れてほしいという要望ですね。その裏づけになるのは、現地で添乗員をしていただいた董さんという人と、私親しくなったんですけど、ぜひ中国人をね、阿見に案内したいというので、具体的な計画を作成するため、阿見に来町したいって言ってるんですよ。これは個人で。これはビジネスとして十分、例えば40人、バス1台をね、連れてくることによって、彼の仕事も成り立つと。阿見に行って、こういう生活をすることによって日本を理解できると。そういうことなんで、具体的にですね、活用できる空き家が何軒あるのか、検討してほしいということです。今、つかんでいるところで、どのくらいな件数が、そういう空き家としてね、活用できるのか。それがわかったら教えてください。

- ○議長(柴原成一君) 総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) はい,お答えいたします。空き家につきましては、調査を平成24年から実施しまして、全体では325軒ほど把握をしているところでございます。その中でですね、周りに被害、何ていうんですか危険とか、管理が不行き届きだと、ひどい状態だっていうのが105軒ほどあるというようなことでございまして、そういう物件について、今後対応していくというような状況でございます。

議員御提案の、そういう滞在型で利用できる空き家っていうことにつきましては、今把握している中では、早急に対応は、なかなか難しい状況ではないかというふうに判断しております。

- ○議長(柴原成一君) 6番飯野良治君。
- ○6番(飯野良治君) 105軒あればね, そのうちの3軒ぐらいね, ピックアップして。 [「105軒はだめなやつ」と呼ぶ者あり]

○6番(飯野良治君) あ、だめなやつか。ああ、そうですか。いい、多分、物件もですね、何軒か、農家、古民家風の農家とかね、日本の生活が経験できるようなものがあると思うんですね。ぜひ、それを掘り起こして、それにやってほしいというお願いをいたします。

これの質問の6番目,これが最後なんですけど,町長の答弁にあるように,阿見のポテンシャルの高さはですね,国際的にも通用するということだったんで,この資源をどのように活かしていくかということで,先ほどお話がありました。

1つ触れていなかったのは、阿見には、非常に昔からのお宅があって、庭もきれいに整備されてて、すばらしい日本庭園がね、幾つも各地区にありますね。そういうのを、自分のとこだけにしまっとかないで、オープンガーデンという形で公開――もちろんこれは本人の同意がなければできないわけですが、ちょっと公開してもいいよというお家は、どんどん公開していただいて、オープンガーデンをね、その活性化に役立てる。これは長野県の小布施が、その先進的なもので、小布施のオープンガーデンの取り組みはね、アウトレットと同じくらい、300万人年間、それを見たさに来るそうです。そのことで小布施は非常に活気がある。そういう1つのね、あるものを活用して活気を取り入れるという、これが今からの町のやり方ではないかということを提言して、終わりにしたいと、1番目のやつを、と思います。

- ○議長(柴原成一君) 6番飯野良治君。
- ○6番(飯野良治君) 次に、2番目なんですけども、阿見町の教育について伺います。

民生教育常任委員会の視察研修で、11月の4日から5日にかけて福島県大玉村と新潟県聖籠町の視察に参加しました。難波委員長の報告にあったように、先進的な取り組みを見てまいりました。大玉村は人口8,500人の小さな村ですが、昭和35年から世帯数1,463、人口8,944から、平成25年、世帯数2,507世帯、人口8,528——まあ、ほとんど変わっていない、このことに驚き

を感じました。命輝く大玉村を目指しての標語を,子育て支援と教育に実践している結果だと 感じました。

それでは、阿見町はどうかを伺います。

1つ目,基本理念にある社会全体での教育力の向上とは何か。具体的取り組みを含めた考えをお尋ねいたします。

- 2番目に、コミュニティ・スクールの法的根拠をお尋ねいたします。
- 3番目、学校再編が論議される中、学校運営協議会の設置の考えはありますか。
- 4番目、学校を核としたまちづくりの考えはあるのか。

以上、教育長、町長にお尋ねいたします。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君,登壇願います。

# [教育長青山壽々子君登壇]

○教育長(青山壽々子君) 阿見町の教育について、1,基本理念にある社会全体での教育力の向上とは何か。具体的に取り組みを含めた考えについてお答えします。

「子供は地域で育てる」と言われるように、子供の健全育成のためには地域の教育力がとても大事です。そのためには、地域のきずなを強め、家庭・地域・学校の連携をさらに進めていくことが必要です。学校においては、開かれた学校づくりを進めるとともに、家庭や地域の教育力の醸成・向上を進めていきたいと考えております。

取り組みの柱が4つあります。

1つ目は、開かれた学校づくりの推進。学校では、各種の便りやホームページによる情報発信、地域住民との交流、地域の人材の活用を図っています。また、小中学校では、学校評議員会を年3回開催し、助言・提言をいただいております。

2つ目は、家庭の教育力の醸成・向上。家庭教育座談会などで研修の機会の充実を図っています。また、PTA指導者研修会などを設けて、PTA活動の活性化にも努めています。

3つ目は、地域の教育力の醸成・向上。生涯学習課の事業で、例えば、「思春期のこころと子供のサインの理解」などの講演会を実施しています。球技大会や野外活動などの子ども会育成連合会の活動や、青少年健全育成のための青少年相談員の取り組みによる夜間パトロールの実施、地域住民による「あいさつ声かけ運動」などが行われています。

4つ目は、誰もが平等に社会参加できる教育の推進。人権教育を進めるとともに、社会科・ 家庭科・道徳・特別活動などにおいて男女共同参画の理解を促す教育を進めています。

2番目の、コミュニティ・スクールの法的根拠についてお答えします。

コミュニティ・スクールの法的な根拠としては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第47条の5に「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。」と記載されております。

導入校での成果として「学校が地域に情報提供を積極的に行うようになった」,「地域が協力的になった」などが上げられています。

一方,学校運営協議会を設置したから学校や地域が直ちに活性化するというわけではなく,会議や行事への参加のための時間調整,予算や人材の確保など,膨大な時間と労力が必要になることなどが課題となっているようです。

3番目の、学校再編が議論される中、学校運営協議会の設置の考えはありますかについてお答えします。

本町においては、学校運営協議会のかわりに学校評議員制度を導入しておりますので、現在 のところ、設置について考えてはおりません。

4番目の、学校を核としたまちづくりの考えはあるのかについては、町長から答弁していた だきます。

○議長(柴原成一君) 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) それでは、4点目の、学校を核としたまちづくりの考えについてお答えをいたします。

学校を核としたまちづくりは、平成2年度より、ふれあい地区館事業に取り組んでおり、生涯学習活動を通じ地域コミュニティーの形成に大きな役割を果たしていると考えております。

その他,区長会においては、中学校単位でそれぞれ副会長を選出していただいており、行政 区の活動においても、区長さん同士がそれぞれの地域の中で連携しやすい体制となっておりま す。

町としては、引き続き、ふれあい地区館事業や行政区の運営につきまして力を注いでまいります。

また現在、学校再編計画の策定が進められております。具体的なことは、この結論を待つことになりますが、今年度をもって全ての校舎の耐震性能が確保されることから、将来を見通した校舎の活用に関しては、文化施設、生涯学習の場、また民間活力の導入などさまざまな可能性が考えられます。基本的には、地元の皆さんの御意見を伺い、地域の財産として有効な活用ができればと考えております。

○議長(柴原成一君) 6番飯野良治君。

○6番(飯野良治君) 1番目のやつなんですけど、取り組みの具体的な4つの柱を、教育長が答弁されました。ここでですね、一番大事なのは、子供にとって最善の利益を考慮すること

だと考えます。そのために、保護者、町民、学校、事業者が担う必要不可欠な役割及び責務は、 どこに規定されているのか。ちょっとそれをお尋ねいたします。その役割、それぞれが担う役 割ですね。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。 飯野良治君。
- ○議長(柴原成一君) それでは、教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) お答えいたします。地域と、それから保護者と学校の役割っちゅうことかと思いますけど、よろしいでしょうか。

11月のですね、4日、5日、どうも御苦労様でございました。大玉村から言いますと、私の印象なんですけど、小さくても輝く大いなる田舎と、子育て支援村っちゅうような形で、先ほど言われたように、8,528人ちゅうような形になろうかと思います。あそこは安達太良山のふもとの、本当に自然豊かな環境の町でありまして、あそこにはですね、小学校が2校あります。玉井小学校、それから大山小学校、2つ合わせて488人。それから、中学校、これについては1つですね、大玉中学校。そのほかにですね、公立幼稚園という2園がありまして、これが2つで155人、中学校が275人ちゅうことでですね、ここで議員御提案のコミュニティ・スクールっちゅうことで、学校運営協議会制度ということで、地域それから保護者、学校ということでですね、皆さんで学校運営を携わってるっちゅうような地域の実情があります。

当然,阿見町はですね,先ほど教育長が答弁しましたけど,学校評議員制度ということで, これは教育振興基本計画にもありまして,うちらのほうは,その学校評議員制度を今後とも推 進していくんだよっちゅうことで,今11校ありますので55人いるんです。こちらの評議員の方, そちらの御意見をいただきながら,今11校で学校運営をしているというような形になっていま す。

それから、地域で開かれた学校っちゅうことで、当然、運動会とか、それから学校開放でグラウンドを開放したりっちゅうことで、地域の方をやってる。

それからですね,当然,学校ではゲストティーチャーという形で,保護者の方の昔の遊びを 教えていただいたり,そういう形で地域とコミュニケーションを図って,学校だってそうです, 学校っちゅうか,通学関係も同じ。要するに保護者と地域と一緒になって,お互いに連携して かかわり合いを持って,ほのぼのとした学校運営をしてるっちゅうような形で考えております。

ですから、大玉村との地域の実情があるっちゅうことだけは御理解願いたいと思います。 以上です。

- ○議長(柴原成一君) 6番飯野良治君。
- ○6番(飯野良治君) 今,次長がね,いろいろ説明をしていただきましたけども,阿見と, もちろん大玉は違うわけですけども,だから,大玉が幾らすばらしくても,その制度を阿見に そのまま持ってくることは,まずできないことは,十分私も承知してます。

今のお話の中で、それぞれの果たす役割ですね、責務、それが明確化されていないということも、私は感じているんですね。この阿見町の教育の中で。その中で一番抜けてるのは事業者ですね。保護者、町民、学校、事業者、町――事業者がどういう責務があるのか。事業活動は子供の成育及び社会に与える影響を考慮し、子供が健やかに育つための安全で良好な環境の創出及び維持に常に配慮する。もう1つは、事業所で働く保護者が、その子供とのかかわりを深めることができるように配慮するとともに、町民等及び学校等が行う子供の育成に関する活動に積極的に協力する。阿見にも事業所がいっぱい、大きなものから小さなものがあるんですけども、ここも一つの一環としてかかわっていただくよう、これからですね、積極的に呼びかけていってほしいというふうに思います。

それで、続いてですね、2番、3番ですね、コミュニティ・スクールと学校再編、これを一緒にします。

法律上の視点を、先ほど教育長が話されたんですけども、法律上ですね、学校運営協議会は各学校ごとに設置しなければならないと、これがあるんですね。ところが、今回の答弁書の中には、学校運営協議会を置くことができるというのは、義務なのか、それとも任意なのか。そこをちょっと明確に教えてください。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) お答えいたします。学校運営協議会っちゅうことで、先ほど、地 方教育行政の組織及び運営に関する法律のですね、ここで、学校運営協議会を置くことができ るっちゅうことなんで、これは当然、任意でございます。強制ではございません。おっしゃる とおりです。
- ○議長(柴原成一君) 6番飯野良治君。
- ○6番(飯野良治君) 大玉ではね、設置しなければならないと、ここに書いてあるんですね。 だから、これはどちらが、この法律に関しての、まあ、解釈なのかな、それが本当なのかなと いうことで、今お聞きしたわけですけども、阿見町は任意だということで、設置しないで、学 校評議員制度を採用しているということの理解でよろしいんですね。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) お答えいたします。この47条の5はですね、教育委員会は教育委員会の規則で定めるところによるっちゅうことなんで、大玉村は、教育委員会の規則で、その

ように義務的につくったかと思います。 以上です。

- ○議長(柴原成一君) 6番飯野良治君。
- ○6番(飯野良治君) これは裁量は、そうすると市町村に任されてるということなんですね。 国の法律だけども、結局、各市町村の教育委員会がそれぞれ、その法律をつかさどって執行していく上で、各市町村がその裁量を任されていると、そういう理解でよろしいですか。
- ○議長(柴原成一君) 教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) 答弁いたします。おっしゃるとおりです。
- ○議長(柴原成一君) 6番飯野良治君。
- ○6番(飯野良治君) じゃあ、協議会の権限について教えてください。どういう権限があるか。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) お答えいたします。評議員制度の目的でよろしいでしょうか。これ,開かれた学校づくりの一層推進していくっちゅう形でですね,保護者,それから地域住民の意向を反映し,その協力を得るとともに,学校としての責任を果たす。っちゅうことは,評議会,先ほど言いましたけど,55人いましたけど,意見をいただきまして,それを学校運営に活かしていくっちゅう形かと思いますけど。

以上です。

- ○議長(柴原成一君) 6番飯野良治君。
- ○6番(飯野良治君) 私も実穀小学校の評議員を3年かな、やらさせていただいて、年に3回ですね、確かに評議員の会合が開かれて、そこでいろいろ意見を話すことはできるんですけども、これではね、非常に形だけのような気がするんですね。だから、私はね、大玉のやつを見て、ちょっと協議会の権限をね、見てみたら、1つにね、基本的な方針の承認ですね、学校運営についての意見。これは評議員会でもやるんですけども、教員任用についての意見と、幅広く意見を言えるし、幼稚園、小学校、中学校、11年間をね、見通して、もう本当に包括的にですね、論議をできる、推進する、軸木、行動がね、そういう運営委員会の中でやられているというところが大きな違いなんですね。単発で年3回ではね、やっぱり、しかも選ばれて来る評議員は、やっぱり選ばれた人が出てきてするんですけども、やっぱりもうちょっと幅広く、そういった一般の人の意見を取り入れるのには、やっぱり、そういうことで、対等にですね、意見が言えるような仕組みが必要ではないかというふうに感じてます。

ぜひですね、大玉の視察の経験を活かしてですね、いいところは取り入れていただくよう要望しておきます。

一番最後になります、3番目。町長が、学校のですね、核としたまちづくりについてお話しされました。私もね、これは、耐震化がお金をかけて確保され、地域のよりどころとしての、学校のですね、多様な活動――それは地区館の活動が、そういう意味には含まれていると思うんですけども、あれだけのね、学校というスペース、校庭、すばらしいね、1つの空間がね、地域の活力に活かされないというのは、やっぱり大きな損失だと思うんですね。教育の場だけではなくてね、本当に文化とかね、そういうものが、老若男女ですね、全てがですね、集えるね、そういう空間でないと、地域が支えるというふうにはならないと思うんで、今、学校再編のお話、論議が進んでいる中で、ぜひですね、そういう視点から、もし廃校になった場合の、その活用も含めてですね、いろんな地域の人の意見を、熟議を重ねてですね、有効に活かしていって、すばらしいまちづくりをしていただきたいということを強く要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(柴原成一君) これで6番飯野良治君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時10分にいたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長(柴原成一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番浅野栄子君の一般質問を行います。

12番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

[12番浅野栄子君登壇]

○12番(浅野栄子君) 皆様、おはようございます。いつも何か少ない傍聴席が、今日は… …。私のためではありませんが、ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、学校統廃合について質問させていただきます。

経済条件は必要条件であるが十分条件ではない。必要かつ十分条件は教育である。今、その教育現場に異変が生じています。荒廃した日本を驚異的に、しかも急速に、世界屈指の経済大国に押し上げたのは、津々浦々まで浸透した万民教育の盤石な基盤があったからこそです。今でも教育を受けられない子供、文字の読めない大人が存在する国もあるのですから。文化国家における教育は、これからますます多岐にわたって高度化、専門化、その進歩ははかり知れません。その教育の一番先頭に立っているのが小中学校の義務教育です。この時期にこそ、教育のかなめの部分で、人間形成、学習においての基礎基本をしっかりと身につけるところです。

しっかりと身につける可能性が大きいのは、大人数学級より少人数学級がもちろんです。少 人数学級は一人ひとりへの目が届く、手が届く、心が届き、よりきめ細かな指導をすることが できます。中学校での少人数はなおさらです。精神的不安定、多感な時期こそ、一人ひとりへの心配り、日常指導、支援のできること、これは学習指導と同じぐらい重要であります。人間形成、学習においての基礎基本をしっかりと身につけることができるのです。特に郊外は緑の田園が広がり、豊かな自然環境と素朴で温かい人情ある人々に囲まれ、人間を育てる教育環境として最もふさわしく、都会の人にうらやましいと言わせる条件が豊富にあります。こんな環境から子供を奪ってよいのでしょうか。生涯平均寿命86年、うち小学校6年間、自分の生まれた地域で、地域のよさを十分子供の心に焼きつかせることにより、将来、学生・就職と、都会・他市町村へ行っても、戻って来させるともしびではありませんか。若者を流出させたままではだめです。 ロターンして地域に戻ってくる、そのためにも、子供の記憶の中に鮮明に残るふるさとのよさをとどめなければなりません。

第6次総合計画,2014年から2023年版では,第3節,豊かな人づくりの第2項,学校教育の充実があります。この学校教育の充実では,現状と課題のところに「小中学校とも児童生徒間の学力の差が見られ,特に中学校では顕著になっており,人的支援,地域の教育力など,さまざまな形の学習支援を必要としています」と記述されています。落ちこぼれという言葉は最近使われなくなりましたが、学力差と表現がされています。小中学校の義務教育は,基礎基本としっかりと身につけることが使命であるにもかかわらず、学力の差が顕著に見られるとは大変なことではありませんか。中学校までの教育をしっかりと身につければ,社会生活をして行く上で何も不自由なことはありません。立派に生きていけます。しかし、身につかない状態であるとすれば、どこにその原因があるのか突きとめなければなりません。統廃合より重大な課題でしょう。

少人数における教育の必要性は、ここから光が当たってきます。少なければ、先生との対話 も疑問もぶつけることが十分にできます。理解不十分で済ますことが大人数よりきわめて少な い。これは誰も納得するでしょう。世界でも少人数学級を進めています。しっかりと一人ひと りを見つめ、一人ひとりの特徴を捉え、能力を発揮できるような指導ができるのです。

そしてまた,第6次総合計画の学校教育の充実のところには,学校再編の計画の言葉も,統 廃合の文字も一言も記載されてはおりません。計画にない言葉が急にあらわれ,走り出し,議 論の渦を巻き上げ,住民を惑わしているのは,どういうことなのでしょう。

子供の数が減るからといって、学校を統廃合し、学校経費の合理化、教育予算の削減ときた ら、本末転倒も甚だしい限りです。

筑波大学教授永田恭介学長は、このようなコメントをしています。「地方では、小中学校の 廃校が目立つ。廃校にすると数年で町がだめになる。小中学校は地域コミュニティーの中心で あり、それをなくしてしまうと町が終息してしまう。子供がいる方は、その地域に住むのが難 しくなるからだ」と。ますます地域を疲弊化させ、子供の数は減り、悪循環を加速させることになります。地域の住民不在で、子供の人数が減ったからといって、統廃合を大上段に振りかざしてよいのでしょうか。計画にもないのに、適切な児童学級数とは、その地域に合った学校形態が一番適切であり、地域に根ざした学校のゆえんでもあります。

これまでのまとめとして、次の質問をさせていただきます。

- 1, 統廃合ありきという出発点からの再編計画でしたが、いつ、どのような経過で発生したのでしょうか。
- 2, 児童生徒数が少ないことにより、具体的にどのような教育上の課題があり、どの点の解消を図るべきか。
- 3, WHO——国際保健機構が教育について提唱しています。学校規模について、どのように提唱をしているのでしょうか。
- 4, 学校は地域の文化の発信地、コミュニケーションの大切な場。子供たちだけの問題ではありません。なくなることで地域の疲弊化は進むでしょう。活気がなくなり、過疎地域をさらに苦しめる状況になってしまう。阿見町の体の一部として考えると、どのように考えるのでしょうか。

この視点を通して、具体的、住民目線での御答弁をお願い申し上げます。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君,登壇願います。
- ○教育長(青山壽々子君) 通告と違っているんですけどね。
- ○議長(柴原成一君) 少々お待ちください。

[「ごめんなさい」「ページが抜けましたね」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 浅野栄子君,質問を続けますか。浅野栄子君,もう一度登壇して続けてください。すいません,もう一度登壇をお願いします。

#### 〔12番浅野栄子君登壇〕

○12番(浅野栄子君) 済みません,大切なところが抜けてしまいましたので,つけ加えさせていただきます。大変傍聴者が多いので,上がってしまいました。

2番目にですね、学校統廃合政策を転換する通達、これが文部省からありました。Uターン 通達と言われております。それがあったそうですが、その内容は、どのような内容だったので しょうか。つけ加えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君,登壇願います。

#### 〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長(青山壽々子君) 学校統廃合についてお答えします。

学校再編につきましては、学校再編検討委員会の意見を踏まえ、行政主導で再編を進めるのではなく、保護者や地域の方々に丁寧な意見聴取や情報提供に努めております。十分協議を重ね、検討を進めていくことを、これまで議会全員協議会や地域での意見交換会の中で繰り返し御説明してきたところです。そして、対象となります学校の保護者や未就学児の保護者、地域の方々で組織する委員会等を設置し、合意形成を図ることを、次年度以降に進めてまいりたいと考えております。

それでは、まず1点目の、統廃合ありきという出発点からの再編計画でしたが、どのような 経緯で発生したのかについてお答えします。

平成25年3月に阿見町教育振興基本計画を策定しました。この計画の第4章第3節に、具体的な施策として、小中学校の教育環境と適正配置の検討を行うこととしております。これに基づき平成25年6月に阿見町立学校再編検討委員会を組織し、学校再編計画策定を進めております。

2点目の,学校統合政策を転換する通達——Uターン通達の内容についてお答えします。

この通達については、昭和48年に文部省初等中等教育局長から出された通達「公立小・中学校の統合について」を一部でそのように呼んでいると聞いています。内容について簡単に申し上げますと、「地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない」ということや、「十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること」などとなっております。

3点目の、児童生徒が少ないことにより、具体的にどのような教育上の課題があり、どの点の解消を図るべきなのかについてお答えします。

学習面,生活面,学校運営面などでさまざまな課題があると考えております。例えば学習面でいえば,集団の中で多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会,切磋琢磨する機会が少なくなりやすいということがあります。

4点目の、WHOが提唱している学校規模があるそうですが、基準は何人で、その根拠はについてお答えします。

WHO——世界保健機関の提唱については、それぞれの国において条件が異なるため、単純な比較は困難であると考えております。国内では、文部科学省において標準の児童生徒数や学級数を定めております。学校の適正配置や学校規模については、中央教育審議会での議論や、国立教育政策研究所や大学などの研究機関で、さまざまな観点から調査研究が行われていると承知しております。

5点目の、学校が廃校になることで地域が疲弊化してしまう、活気が失われると言われ過疎

地域をさらに苦しめることはどのように考えるかについてお答えします。

阿見町には過疎地域はありませんが、地域の活性化の問題については、学校の統廃合の問題 にかかわらず、町と地域の皆さんがそれぞれの立場で地域の問題として取り組んでいく必要が あると考えております。

- ○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。
- ○12番(浅野栄子君) 御答弁ありがとうございました。町の経営の基盤となる阿見町第6次総合計画,この中には、学校教育の充実の記述の中には、学校再編の文字も統廃合の文字も見当たりません。最も指針となる計画書にないことを、どうして論議するのでしょうか。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) お答えいたします。議員おっしゃるとおりにですね、6次総合計画が一番上位計画がありまして、その下に、先ほど教育長が答弁しております、きっと議員さんもお持ちだと思うんですけど、阿見町教育振興基本計画の71ページなんですが、阿見町の未来の姿ということで、児童生徒が集団生活の中で切磋琢磨しながら成長できる環境が整っています。その中に、先ほど教育長が答弁したとおり、統廃合を検討し、検討委員会において学校再編のための計画を策定しますっちゅうこと。だから、これに基づいて実施計画をしているわけでございます。

以上です。

- ○議長(柴原成一君) 総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) 今の総合計画の位置づけについて御質問がありましたので、ちょっと私のほうから答弁させていただきます。今、議員も言われた6次総合計画に、そういう学校再編について一言も触れてないというような御指摘でございますが、今、議員も6次総はごらんになっているかと思いますが、その中の117ページに、質の高い教育環境の整備というところで、その中につきましては、この取り組みの主な内容として、学校再編計画の策定、これを平成30年度までに策定済みというような目標を立てておりますので、一言も触れてないという御指摘は当たらないというふうに考えております。
- ○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。
- ○12番(浅野栄子君) 先ほど、経緯については、余り詳しく述べられておりませんでしたけれども、この経緯をですね、9月ごろでしたか、地域の方が、学校再編で統廃合ということ、新しい学校が建設されるということで、そのまず建設費まで公表してですね、説明会があったと。それが本郷地区から始まったか、どこから始まったかわかりませんが、「こういうことがあるんだけど本当」ということで質問した方がおります。

どうなっているのという問い合わせ、そして、議員の仲間の方でも知らないという方が大分

多くおりました。そして、それを受けて、10月23日、全員協議会を開いて、教育委員会が学校再編の説明、再編のパターンを示しての説明をいただきました。もう、初めてそこのときで聞いて、まあ、状況が大変進行していることを、啞然として聞いたわけです。説明の中では、終始、人数が少なくなる、人数がだんだん少人数になってしまうというのと、文部省の言う学校の適正規模に当てはまらない、人数の多いところのメリットはこうですということを力説しました。そしてまた、人数が少ないというだけでは、私は、学校編成、統廃合は、もちろんおかしいと思います。そしてまた、適正な学級ということで、12学級からというお話がありましたが、文部省で12から18学級を適正規模として学校統廃合を積極的に進めてきましたが、1973年9月27日の通達――先ほどUターン通達とありましたね、小中学校の統合についてを、その通達に出しました。これは学校統合政策を方針転換するもので、Uターン通達と呼ばれています。この通達によって、無理な学校統廃合を禁止し、住民合意、小規模校の尊重、学校の地理的意義の考慮などを重視するものに方向転換をしたと。そして、この通達は今でも生きている、効力を発していると言われています。そして、これは全国の教育委員会へ発信した。この生きている通達について、教育長、教育委員会の方はお読みになったでしょうか。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。
- ○教育長(青山壽々子君) 十分熟読させていただいております。ですから,答弁にお答えしましたような簡潔な言葉で申し上げましたが,全文を読みますとかなり長くなります。今,浅野議員さんがおっしゃっているように,無理な統廃合はしないようにというような通達,一言で言えばそういうことだと受けとめております。地域住民との間に紛争を生じたり,通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならないとか,とにかく十分に地域住民の理解と協力を得て行うように努めることというふうにありますので,そのようなことで十分配慮して進めているところでございます。
- ○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。
- ○12番(浅野栄子君) その学校の適正規模とか、または少人数というので、文部省の言っております、町がこれが適正だと言っている、その学級の児童数、この小学校の設置基準の中の第4条、「1学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。」このようにも言っております。そしてまた、吉原小学校が複式になる、そのようにお話ししましたけれども、第5条の学級の編成には、「小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を1学級に編成することができ」ですから、もうこれがね、複式学級だというのではなく、編制することができる、または特別に──こちらですね、特別支障がない場合はこの限りではない。ですから、町が1学年2学級、それから人数が何と

かという、その視点は、ちょっとね、ここに比べると、教育上支障がない場合にはこの限りではないと言っております。この部分をどのように解釈していらっしゃるのかお聞きします。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。
- ○教育長(青山壽々子君) 学校という施設は町のものです。町長さん、トップのその名前で言えば町長さんの持ち物ということになります。町の財産ですが、そこで働いている教員は、県の教育委員会が任命していますので、町で任命したりということはありません。 2 学年合わせて16人にならないときには、17人ですか、16人までは、1 学級と見なされまして、これは文部科学省の学校教育法の決まりでもありますので、教員は1人しか配置していただけないことになっております。
- ○議長(柴原成一君) 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 統廃合問題は阿見町にとって非常に重要な問題です。もろもろの、今、浅野議員からの意見がありました。しかし、地域が決めることであります。地域の皆さんが、よく考えて、統廃合したらいいのかどうか……。先ほど言いましたけど、統廃合は行革じゃない。これは私がずっと、持論です。行革するために統廃合するんじゃないでしょ。教育の充実をどうしたらいいかっていうことで、統廃合をやろうとしているわけですから、ただ子供たちが、それだけ少ない人数で本当にいいのかと。この間、君原の地区館の祭りがありました。お嫁さんで、女の人が私につかつかっとのってきて、町長、私の子供、来年1年生なんだと。早く舟島小学校と統廃合してもらいたい。そういう意見を言いました。しかし、旦那は地元だから、そういう感じは持ってないって言いましたけど、やはりそれぞれみんな意見が違うから、よく意見の集約をして、やっぱり統廃合を進める地区は進めていただく。

ただ、余り時間を長くすると、その後の土地利用というものが非常に進まなくなるということ、これが非常に大きな問題だと私は思っております。土地利用を、やはり進めるためには、早目にやっぱり統廃合ができれば、それだけ地域のニーズをね、用いて、その土地利用ができるんじゃないかなと。そして、浅野議員は土地はいっぱい持っていると思うんですよね。やっぱり次男さんでも何でも、じゃあ、そこの地域に住みたいというんなら、じゃあ、私のうちで、私こんだけの土地があるから、新宅しなさいと。だけど、なかなか今、しません。石川のある、この間来た人ですけど、うちの息子も、うちの敷地こんだけ広いんだから、長男だけど、ここに家建ててくれよって、そんで一緒に結婚するんだから住んでくれよと。そしたら、いいや、親父、俺とてもじゃないけど、ここに住めないよって。それはやっぱり生活っていうのは相対的なものなんですよ。これをとめることはできないですよ。そういう中で、やっぱりね、よく考えていただきたい。それは阿見町も雇用の問題とかそういうものは積極的に雇用の推進とか、定住促進をやっていきたいと思いますけど、やっぱりその地域地域のニーズをきちんと把握し

て、そんで統廃合、いや、私んとこは、君原は統廃合しないよという意見が出れば、それはそれでしようがないことですから。ただ、やっぱり意見を、いろんな意味でね、集約していただきたいんですよ。積極的にこっちからね、こうやってやれっていう問題じゃないと、前から言ってるじゃないですか。ただ、やっぱり子供たちが一番主役だっていうこと。子供にとって何が一番いいのか。そう思うと、あなた先生だったんだから、どういう考え持ってるんだか、私はわかりませんよ。ずっと、昨日の問題にしても、何にしても、何かこう後ろ向きでね、非常に残念だなと。だからきちんと、いつももう、何回も何回もあなたに説明してるじゃないですか。

- ○12番(浅野栄子君) 説明がわかんないんじゃないですか。
- ○町長(天田富司男君) それはちょっと、どっかおかしいんじゃないか。
- ○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。
- ○12番(浅野栄子君) おかしいというのは、ちょっとそれはおかしいんじゃないんですか。 これは公衆の面前で、それは侮辱罪ですよ。
- ○議長(柴原成一君) 質問を続けてください。
- ○12番(浅野栄子君) その地域の人数が少ない、減少する、または、生徒が少なくなると、そういうのは、もう予想して、10年も前からわかっていることに、行政はどのような指導をしたんですか。どのような施策をしてくださったんですか。調整区域といって、行政がそのようにやり、そして家を建てられない。そういうんだったら、もう減少するのが目に見えているわけでしょうよ。だったら、行政はその目に見えている現象に対して、どのような施策をして、人口を増やすような施策をしてくれたんですか。町長はいつもですね、君原地区のそういう不便なところに誰が住むんですかと、よく言いますが、それはおかしいじゃないんですか。それはおかしいでしょ、だって。自分たちが行政が責任を持たないでそんなふうにやっているのは。何か施策を打つのが行政の仕事でしょう。そのままずっと10年もほったらかしにしておいて、少なくなって、はい廃校ですって、そういうことはないと思います。
- ○議長(柴原成一君) 町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) いや,随分,極論ですね。ここには,もう,うちには人は住まないって,そういう思いじゃないですよ。ただ,雪印にしても何にしても,じゃあ,こちらに,やっぱり会社の宿舎を建てますかって……。誰も建てないんですよ,そこでは。そういうとこであるならば,ひたち野うしくのほうの駅前に行きますよって,そういう状況なんです。だから,自分の息子さんに聞いてください。今どこに住みたいのか。本当に,本当に極論じゃないですよ。やっぱり今はね,大きな市が何で人口が増えていくかっていうのは,やっぱり周りの地域では,教育とか,あと医療とか,全てのものがそろってないんですよ。買い物1つにしたって

なかなか難しい。そういうことだから、なかなか住めない。それは若者はそう思ってますよ。 これ本当の話ししてるんですから。私はもう、うその話じゃないんですから。だから、やっぱ りそういうニーズは、やっぱりどうしようもないんですよ。本当に、これは。

○議長(柴原成一君) 浅野栄子君に申し上げます。定住促進、その他のことについては、次の質問になりますので、学校統廃合についての質問にポイントを当てて、質問のほうをお願いいたします。

## 浅野栄子君。

○12番(浅野栄子君) やっぱりでもね、その人口が少なくなるということは、もう目に見えているわけだったものですからね、やはり行政としても、人口が少しでも増えるような施策をね、講じてほしかった。それは強く思います。

しかしながらですね, 小規模校でもね, 大変すばらしいということを, 私はもう一度訴えたいと思います。

先ほど、教育長または町長が、町民の合意がなければ、それは進まないよと、そのようにおっしゃいましたが、もう計画の中に割り込まれているわけですよね。ですから、そこの点はしっかりと確認したいと思います。地域の住民の合意がない限りはしないと。それでよろしいんですね。

○議長(柴原成一君) 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) これはもう、前から言っている話で、地域の合意っていうのが、それはある程度の人数が賛成ということなら、これは進めるの当たり前で、それは当たり前ですよ。これはどこの地区にしても、やっぱりある程度の賛成の、賛成の人が多けりゃ、それはもう進めるに決まり。これは当たり前です。ただ、子供たちにとって何が一番大事かって。小規模校だからいい、そういう考えを最初から持ってたんではいけないんじゃないんですか。やっぱり地域として、どういう活性化策があるかっていうことを、学校があれば、すぐそこが活性化するんじゃなくて、徐々に子供たちが少なくなれば、そこはだんだんだんだんだん活性化がなくなってくるわけだから、ある時点では、早目な形で統廃合を考えていくというのは、これはもう町にとっては当たり前ですよ。それは地域にとってはね、どうだかわかりませんけど、でもやっぱり地域の活性化もそこでなされるためには、早目な形の統廃合をしていくことが、私は肝要だなと、そう思っています。

○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。

○12番(浅野栄子君) では、それを確認いたしましたが、少人数というのがですね、今、世界のWHOの提唱によって、すばらしいということをうたっておりますので、それをまず御紹介させていただきます。

このWHOの提唱ということで、WHOの学校規模についての基準は、生徒100人以下と言っているんですね。こういうキャッチフレーズが飛び込んできました。教育機関は小さくなくてはいけないという題で、次のようにつづっています。

WHOは、世界各地から学校規模と教育効果について研究した論文を集めて多面的に分析し、 その結果をまとめとして発表しています。WHOの学校規模についての結論は次のとおりです。 WHOは、学校は小さくしなくてはいけないとして、生徒100人を上回らない規模が望まし いとしております。この基準は、1学年当たりでは、小学校の場合は6学年ですので1学年16 人以下,中学校は3学年なので1学年当たり33人以下ということになっています。WHOの基 準,教育的観点からすれば,統合など必要のない,むしろ統合してはいけない規模の学校を無 理に統合しようとしている。教育効果を高めるために、世界標準の先を行くのではなく、行政 効率性を優先して,望ましくない教育環境に導くのが今の学校統廃合の動きなのですというこ とで、これはWHOですので、世界各国の有識者が自分の国で行い、そしてその人数は、やは り小規模がいいと、そのように発信したものです。これは一応お伝えしておきたいと思います。 それでは、子供というのは、当たり前のことですが、未熟な存在です。それを人間として成 長させるのが教育の役割です。子供たちが理解も納得もしていないのに、あれもだめ、これも だめと規制で管理することは、子供たちの人格そのものを否定してしまうことにもつながりま す。学校は子供たちにとって安心できる居場所でなければなりません。安心して心を開ける場、 自分は大事にされていると自覚できる場でなければなりません。さらに、子供たち一人ひとり の個性が大切にされる場でなければなりません。子供たちの人格を尊重し、人間的な関係を基 礎とし、規制や形式にとらわれない、子供たちの個性に合った、その学校固有の教育は、小さ な学校でこそ初めて可能となるのです。学校というのは、本来、規則や管理はなじみません。 子供たちに社会のルールを教えることは必要ですが、それを規則で縛り、規制し、管理するこ

これはWHOの発信でございますので、御紹介いたしました。

学校は、地域に合った地域の学校です。どんなに小規模でも、輝く地域のシンボルなのです。 茨城県には99人以下の学校が100校あります。199人以下の学校が143校あります。頑張って、 地域とともに根づいて、地域の歴史をしっかりと見てきているんです。そんな学校を失うこと ができるでしょうか。しっかりと見きわめていただきたいと思います。

とによってではなく,理解を納得によって教えていくものです。ですから,規則や規制で管理

することを回避するためには、学校規模は小さくなくてはならないというわけです。

強く要望して、第1問を終わります。ありがとうございました。

- ○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。
- ○12番(浅野栄子君) それでは、第2問目、定住促進と少子化対策についてをお伺いしま

す。

日本創成会議・人口減少問題検討分科会の報告では、数年後に896の市町村が消えてしまうということです。他人事でなく、町の将来に向けての最重要課題であり、少子化対策については、積極的、最大限の効果を生む対応が必要不可欠と考えます。阿見町でも、君原地区、舟島地区、朝日地区と、郊外の地域では限界集落となりつつあるところもあります。一向にとどまるところがない人口の減少に歯どめとなるような具体策について伺います。

- 1,地方創成法をどのように解釈し、企画、実践、そしてその方向性はどうなのでしょうか。
- 2, 若者の定住。この前の議会のときにも4項目をお出ししましたが、その4項目に対して、独自性のある施策を講ずると、検討するとおっしゃいましたけれども、その独自性のある施策とは何なのでしょうか。
  - 3, 子供を増やすための子育て支援体制。
  - ①結婚、妊娠、出産と子育てしやすい環境整備はどうなのか。
- ②待機児童,17年度5万人ということが報じられましたが,阿見町ではいかがなのでしょうか。
  - 4, 空き家利用の移住促進事業はいかがなのか。
  - 5, 若者の就労に係る支援はいかがでしょうか。
  - 6, 吉原土地開発における人口増加につながる低層住宅の計画はいかがでしょうか。 以上, 6点についてお伺いいたします。よろしくお願いします。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

#### 〔町長天田富司男君登壇〕

○町長(天田富司男君) それでは、定住促進と少子化対策について、1点目の、地方創生法をどのように解釈し、企画、実践、その方向性は、からお答えいたします。

先月21日の参議院本会議において可決,成立いたしました地方創生関連2法は,「まち・ひと・しごと創生法」と,「地域再生法の一部を改正する法律」から成ります。地方創生担当大臣のコメントを引用しますと,「地方創生が大きな一歩を踏み出した」と理解されます。前者は,地方創生の理念を定め,町・人・仕事創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としたものであり,国及び地方公共団体の責務と,事業者及び国民の努力を定めております。このほか,国が総合戦略を定めること,さらには都道府県及び市町村は,国の総合戦略を勘案した独自の総合戦略を策定することを努力義務として課するものとなっています。

こうしたことを受け、町は、策定時期、体制、その他、具体的な内容については、法成立後、間もないこともあり、申し上げる段階にはありませんが、法の定める目的や理念に沿う中で、

町の現状と課題を踏まえた総合戦略を定めていく必要があると考えております。

2点目の、若者定住に対する独自性のある施策とは何かについてお答えします。

定住促進策については、全国的にさまざまな検討がなされるとともに、あらゆる取り組みについて、連日、報道等により紹介されるところです。しかしながら、施策の効果については、これに言及したもの、比較検証されたものは必ずしも多くありません。さらには、「まち・ひと・しごと創生会議」において、増田寛也委員から、「現在及び過去の地方創生・少子化対策は十分な効果を上げていない。」との指摘がなされていることからも、定住促進、少子化対策に関する施策展開には難しさがあると思われます。

こうした現状を踏まえ、町の施策展開に当たっては、よく調べ、よく考え、町に適した施策を立案することが大切であると考えております。このような考え方に基づき、「独自性」という言葉をもって表現したところです。

関連法の成立、その後の国等の動向を見ながら、引き続き検討を進めているところではありますが、その一端を申し上げますと、町内に勤務する町外居住者を対象とした移住促進策を検討しております。限られた財源、限られた人員の中で、施策の実効性と効果を見据えるならば、ターゲットを絞り込むとともに、企業や金融機関と連携した施策展開が大切であると考えております。

こうした考え方に基づき、施策の実現に向け準備を進めているところです。

3点目の,子供を増やすための子育て支援体制について,①結婚,妊娠,出産と子育てしやすい環境整備についてお答えします。

結婚につきましては、結婚したい人に出会いの場を提供する「いばらき出会いサポートセンター」を紹介していくとともに、町内で結婚を支援する団体や個人と連携し、結婚活動を支援したいと考えております。

妊娠、出産と子育てしやすい環境整備については、健やかな妊娠、出産のために、妊婦とその父親を対象としたマタニティクラス事業を実施しております。

出産後には、保健師、看護師による「新生児訪問」及び「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施 し、子育てに関する不安等の相談に応じ、あわせて町サービスの情報提供を行っております。

また、地域全体で子育てを支援するため、地域子育て支援センターにおいても、乳幼児やその保護者、さらには妊娠中の方を対象に育児相談や子育てに関する情報を提供するなど、子供の健やかな発育を支援しています。

続いて、②待機児童17年度5万人というが阿見町ではについてお答えします。

阿見町の待機児童は、平成26年度当初は13名でしたが、10月1日現在では41名まで増加しております。

本年度の待機児童解消へ向けての取り組みとしましては、9月の議会でも申し上げたところですが、町内私立保育園の増築による定員増、幼稚園から移行する幼保連携型認定こども園の整備、家庭的保育事業所の増設、小規模保育事業所の開設などによって受け入れ枠の拡大を図ることとしています。

今後は、本年度策定する子ども・子育て支援事業計画において、施設及び事業の必要量と確保策を定めることとしており、その計画に基づき子育て支援体制の整備を進めることとしております。

4点目の,空き家利用の移住促進事業はについてお答えします。

現在,町における空き家の状況については,先ほど飯野議員にも答弁しましたとおり325棟が存在します。町では,防犯対策の視点から,平成25年3月に阿見町空き家等の適正管理に関する条例を定めました。建物の状態もさまざまであることはもちろんのこと,空き家になった経緯や所有権につきましてもそれぞれ事情が異なります。

空き家を利用した定住促進につきましては、特に少子高齢化が著しい山間地の自治体において、農業振興策とあわせいろいろな取り組みがなされております。茨城県内でも県北地域において、県と関係する6つの市と町が「公益財団法人グリーンふるさと振興機構」という組織を立ち上げ、空き家を活用した定住促進策を進めております。

空き家を利用した定住促進につきましては、先進事例を参考に阿見町の地域性を踏まえ、調 査、研究を行う考えでおります。

次に、5点目、若者就労に係る支援はについて、町では、若者を初めとする町民の就労対策として、町内に立地する企業と求職者のマッチングの機会を提供するため、ハローワーク土浦と連携し、町独自の就職面接会を昨年と今年の2回実施しております。

昨年の面接会では、雪印メグミルクや関連企業の立地にあわせて実施したところ、大変多くの求職者が参加し、これをきっかけに多くの雇用が生まれました。今後も、立地企業の求人ニーズを踏まえ、必要に応じて実施したいと考えております。

継続した取り組みとしては、町ホームページに町内企業の求人情報やハローワーク土浦の求人情報を掲載しており、特にインターネットを活用する機会が多い若者には有効な方法と考えております。また、これらの求人情報は、商工観光課の窓口でも提供し、周知を図っております。

そのほか、町では、厚生労働省の認定事業として、15歳から39歳までの若者とその家族を対象に専門の相談員が就労相談を行う「いばらき県南若者サポートステーション事業」を支援しており、中央公民館などの相談場所の提供や町広報紙への掲載などを行っております。

今後も,若者の地元就職や地元定住を促進するため,企業との情報交換を密にし,新規立地

企業への雇用促進奨励金のPRなどもあわせ、町民の雇用につながるよう努めてまいります。 最後に、6点目の、吉原土地開発における人口増加につながる低層住宅の計画はについてお 答えします。

阿見吉原地区は、茨城県施行による、圏央道阿見東インター周辺開発を目的とした土地区画 整理事業です。流通・業務等の産業系の土地利用をメインに、一部住居系が共存する計画的な 市街地整備を目指しております。

御質問の低層住宅の計画ですが、当地区において、処分が予定されている低層住宅用宅地面積は2.85~クタールであり、このうち0.56~クタール、27画地につきましては、一括購入した民間事業者が平成27年度からの分譲を予定していると伺っております。

残る宅地については、工事の進捗等にあわせて処分することになりますが、全てが住宅になるものでもなく、需要等を見きわめて判断していくとのことです。

以上です。

○議長(柴原成一君) それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の開催は午後1時といた します。

午後 0時04分休憩

午後 1時00分再開

- ○議長(柴原成一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 12番浅野栄子君。
- ○12番(浅野栄子君) この地方再生につきましては、創成本部で示された取り組みについて、その例が出ておりました。1つは、地方への新しい人の流れをつくると。そして、地方に仕事をつくり安心して働けるようにする。2つ目に、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。3つ目が、時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守る。4つ目に、地域と地域の連携を進めると、このような創成の案が出ていたようです。

法の成立後、町の現状と課題を踏まえ、戦略を定めていくとおっしゃいましたが、この安倍内閣発足以来、地方創成の機運、そしてこの台頭は高まっていたと思われます。もう政策を進めていて、早速、施策の取り組みの拡充や新たな政策を打ち出すと歓迎している町もあるそうですが、阿見町では、この政策を拡充していこうというものはないのでしょうか。町の現状と課題を踏まえ、総合戦略を立てるというのは、どのような課題があるのでしょうか。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) はい、お答えいたします。先ほど町長も答弁したとおりでございまして、国の法律が成立したということで、間もないということで、県においても、そういう

国の動きを受けて、県では、そういう組織を立ち上げて戦略をそこで決めていくというようなことになっております。町においては、やはりそういう国・県の策定された内容をよく中身を検討して、それと整合性が図れるような内容で戦略を練っていきたいというような考えでございます。

また、町のそういう課題につきましては、これまでもいろいろ議論されているとおり、人口減少が全国規模でも進んでいる中で、町は定住促進として5万人を目指していこうというようなことで、6次総合計画を、そういう重点施策として定めて取り組んでいくというようなことでございます。

先ほども、学校再編等の質問の中でも、都市部、市街化調整区域の人口減少問題、そういう 課題があろうかと思います。そういう中で、いかにして町に定住を促進していくかというのが、 現在、当町においての一番の課題だというふうに把握しております。

そのことについて、国・県のそういう戦略に対する考え方を、やはり町としても見定めなが ら対応を検討していくということでございます。

- ○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。
- ○12番(浅野栄子君) それでは、町の英知を集めて、なるべく早いですね、早急な創成の 施策をお願いしたいと思います。

次、2番目の、定住促進につきましては、今日、川畑議員が定住促進についてということで質問されるようですので、その理念というのか、そういうことが明確に語られると思いますが、私はずっとこの町に住んでほしい、町に来てほしい、そう思って、具体的な施策を呼びかけ、要望しているのですが、今年3月から、若者の定住を図るという支援補助を訴えております。毎回、町独自の施策を考えると言うだけで、まだアクションがないのではないかと、そのように思います。

それで、具体的にですね、どのようなアクションが、まずあったのかというのをお聞きしたいと思います。

1つは、新婚家庭の補助、またおむつ購入、第4子の奨励金、高校生のバス通学、このことについて、4項目ありますが、これまでのアクションをお聞かせください。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。 ○保健福祉部長(坪田匡弘君) はい、お答えをいたします。幾つか御提案をいただいた、前 回の議会の質問で御提案をいただいたところでございます。それで、保健福祉部のほうとしま しては、新たな子ども・子育て支援制度、国で示しております支援制度に基づきまして、今、
- 町のほうの具体的な事業を進めていると、事業を進めるための体制の整備をしているというと ころでございます。条例を幾つか、前回の議会と今回と御提案をしておりますし、それから、

それに基づきまして、現在、子ども・子育て支援事業計画を策定中でございます。今年度中に 策定をします予定でございます。それに基づきまして、また新たな施策を打ち出していくと。 出産から子育てまでを充実させていくというところで、今進めているところでございます。

〇議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。

○12番(浅野栄子君) 今進めているところと、そういうふうにお聞きしました。それでは、 前回とどのような進捗があったのか、お聞かせしていただきたいと思います。

まず、新婚家庭が何組あったか、それから、おむつのですね、0歳、1歳、2歳、高校生のバス通学の高校生の人数、第4子の家庭、第3子何名いるか、進行中、よろしくお願いします。 〇議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○12番(浅野栄子君) 回答がなさそうですので、前回の、それにおいてですね、多くなったのか、または少なくなったのか、それを、じゃあ、提示してくださいね。

新婚家庭は200組, それから, 0歳の子供が359人, 1歳が385人, 2歳が379人で, 1,123人。 ○議長(柴原成一君) 浅野栄子君に申し上げます。ただいま質問時間が30分を経過いたしま した。延長を希望しますか。

○12番(浅野栄子君) 希望します。

12番浅野栄子君。

- ○議長(柴原成一君) それでは、ただいまより質問時間を10分間延長いたします。どうぞ。 ○12番(浅野栄子君) 高校生のバス通学2,176人、第4子の家庭79世帯、第3子160名と、 このようになっておりますが、これに対して、どこの項目でね、どこの項目をアクションした のか。ただただ、これをね、これ進めていますという名目だけで、そういう答えだけで、3月 の議会も、6月の議会も、そのように来ましたので、どこのところでね、少しでもアクション があったか、それをお聞きしたいと思います。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。 ○保健福祉部長(坪田匡弘君) 私のほうからお答えをさせていただきます。第3子に関しましては、給食費の無料化ということで、これは実現をしております。それと、保育料の無料化につきましても、何度も御質問等、御提案等いただいたかと思うんですけども、現在も一定の枠の範囲の中で、昨日もお話ししましたけども、無料化を図っております。さらには、それに加えて、もっと無料化を進めるという話だろうと思うんですけども、昨日もお話ししましたけども、国のほうでは、今度、1つの、3歳から5歳までの中で、1歳刻みといいますか、5歳と言われていますけども、この年代の無料化という話も出ておりますし、それから、今年度の予算で、第3子以上の家計の支援──補正予算で、を考えていくというような国の方針で、まだ具体的にどういったものかというのは示されておりませんけれども、国のほうで進めていく

ということがございますので、そちらの推移を見ながら、町のほうでも、家計の負担の軽減を 図る支援を進めていきたいと思っております。

○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。

○12番(浅野栄子君) 若者の定住促進を図ると言っておりますけれども、やっぱりですね、 アクションしていただきたい。ただただ唱えているだけでは、全然ね、定住促進は図れないと 思いますね。

ほかの市町村では、じゃあ、どんなふうに若者に対して支援をしているのか、前にもお話ししたところがあると思うんですが、常陸太田市では、医療費補助は18歳までしていると。古河市では、子ども・子育て支援財団をつくり、子供の支援を図っていると。それから、高萩市では、新婚家庭へ月1万円の助成をしている。これは76組あるそうです。4人目の子供の出産手当の奨励金30万円、これは八千代市が行っていて、平成26年度は45組やっている。そして、常陸太田市は、もう1つ、新婚家庭へ月2万円の助成をし、76組が利用している。その他、おむつ購入補助、1歳の誕生日まで、乳児1人につき2万円の補助をしている。こんなふうにですね、ほかの市町村では、大変、支援というのが目に見えて行っているわけですね。ですから、ぜひ阿見町でもですね、その支援をなるべく早くアクションしていただきたいと思いますが。〇議長(柴原成一君)町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 定住促進策がいろいろ出ましたけど,阿見町では阿見町の考えの中で,今やっているわけですから,それを推進していく。今の提案は,今のところ阿見町では考えておりません。

そして、増田寛也委員が言われたとおり、なかなか定住促進というのは、これをやれば定住促進するんだというものはないと、私は思っております。先ほども、独自性を出してと。要するに、阿見町では3つの工業団地があると、そちらに約1万人からの人たちが働いていると。その人たちをターゲットにして、ここに住んでもらうための独自政策を打とうと、そういうことを、今考えているところです。

また、定住促進というのは、町の魅力を、きちんとした魅力ある町にするということが一番 大事であって、やはりここで住んでいれば、いろんな面で利便性があるしという、そういう魅 力ある町を、やっぱりつくり上げていくっていうことが大事だと、私は思っています。

○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。

○12番(浅野栄子君) そのとおりであります。それを促進していただきたいと思います。 それからですね、待機児童がまだいらっしゃいますね。先日のね、26年の9月1日現在では 33名。今、もっと多くなっているということですが、そのほかですね、阿見の保育園で60名の 保育所増築をし、3歳児未満、3歳以上を60名ずつ、120名の拡大を図ると。それから、認定 こども園の取得計画もある。家庭的保育事業の公募をしてやっている。だが、1名しか研修生はいないと。小規模保育事業の認可をして、3歳未満児を19名の受け入れを可能にすると、前にお話ありましたが、じゃあ、今日も出ていますが、この待機児童は0になる確率はあるんですか。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。 ○保健福祉部長(坪田匡弘君) はい,お答えいたします。現在,待機児童は,先ほど町長の 答弁にありましたとおり,10月1日現在では41名までになっております。

それで、解消策としまして、私立保育園の増築や、幼稚園から幼保連携型認定こども園の整備等で定員増を図っていくということを御説明いたしました。私立保育園の増築では60名の定員増、それから幼保連携型の認定こども園では120名の定員増、そのほか家庭的保育事業、小規模保育所の認可も予定されておりますけども、こういったもので定員の数はかなり増えますので、これで待機児童は解消できるのではないかということで現在考えております。

- ○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。
- ○12番(浅野栄子君) 0になるという確率はあるわけですね。0に近いというですか。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。
- ○保健福祉部長(坪田匡弘君) この41名という待機児童を受けまして、できる限りの定員増を図っているわけで、数字的には解消はできるというふうに考えておりますけれども、お子様を預ける方、家庭の事情で、例えば勤め先によって、この場所では入れたくない、こちらに入れたいというような、いろんなやりとりとかですね、条件によって変わってきて、残念ながら、その保育園を希望しないということも予想はされますので、数だけではちょっと一概に言えませんけども、数では、待機児童の解消は図れるというふうに思っています。
- ○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。
- ○12番(浅野栄子君) その私立保育園でね、60名の増っていうのありましたね。じゃあ、家庭保育事業者の公募、前に公募して、それが公募から何名ぐらい公募があったのか。そしてまた、小規模保育事業の認可は、どれぐらいなされたのか。それをお聞きしたいと思います。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。
- ○保健福祉部長(坪田匡弘君) 家庭的保育事業ですけども、現在、1カ所で運営されております。それで、希望された方が1人ということで、その方を今、研修を受けてもらってますので、1つ増えると。定員は3名までですので、3名増えていくということでございます。

それと、小規模保育事業所も、来年度からの認可に向けて、今、準備中ということで、こちらのほうは19名の受け入れが可能になりますので、さらにこの人数が増えていくと。

年齢によって、家庭的保育事業は2歳以下ですか。そういった年齢、保護者の方の希望によ

って、いろんな多様な保育が実現していくということで進めております。

- ○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。
- ○12番(浅野栄子君) 今おっしゃいましたようにね、公募も1名の1カ所と。それから保育の認可も少ないと。やはりそれに対してですね、もう少し啓蒙促進を図って、もっと多くのね、公募者または事業所が認可されるように努力をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。 ○保健福祉部長(坪田匡弘君) 町のほうでも、それに努力をして進めているところでございます。

それで、原資としまして、そういった事業所も出てきておりますので、できれば何十カ所もできればいいのかもしれませんけども、需要と供給の関係もございますし、そういったものを見ながら、準備される方も、そういった状況を見ながら進めていると思います。経費的な問題もありますので、そういった、数が何十カ所もできればいいという問題でもないかと思いますけれども、できるだけ多くあるように、町のほうとしては努力をしてまいります。

- ○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。
- ○12番(浅野栄子君) 男女参画宣言をしました。女性が仕事、そして家庭と、バランスよくできるのには、やはり待機児童0という町が一番ふさわしいのではないかと思いますので、 促進のほうをよろしくお願いしたいと思います。

次に、空き家利用なんですけども、先ほど、空き家が325棟あったと。その中でですね、町が借り上げて、そこに安く賃貸して住めるように、そういう構想というのはいかがなものでしょうか。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) 先ほど、空き家の軒数については325棟ほどあるということで把握してございますが、そのうち100棟余りが早急に対応していかなければならないというような状況になっているということで、残りの200棟余りが、まだそういう緊迫性のあるような状況ではないというようなことではございますが、それを再利用できるような状態にして、空き家を使った定住促進につなげていくというのには、かなり、先ほど町長答弁もしたとおり、権利関係とか、いろんな諸所の課題がありますので、早急にそれを利用できるというような状況にはないというようなことでございます。
- ○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。
- ○12番(浅野栄子君) 私も君原地区を回ると、すごく入母屋づくりのすばらしい家が空き家になっている。それから、南平台を回ると、空き家も幾つもある。そういう空き家を見ると

ですね、大変にもったいないと思うんですね。ですから、やはり、家主と相談していただいてですね、やはり、若い方がどんどん入っていただいて、安い家賃でというキャッチフレーズならですね、住んでいただけると思うんですね。ですから、その空き家利用のですね、これにつきましては、やはり努力をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) はい、お答えいたします。空き家対策につきましては、当面は、緊急に危険性を排除していただくというようなことを最優先に取り組んでいくというようなことでございまして、利用できるふうにしていくというものにつきましては、所有者の方にも、そういう呼びかけっていうんですかね、そういう不動産関係のほうに、そういう情報提供するなりして、所有者の方がね、そういう形で利活用できるというようなことがあれば、そういうふうにつなげていきたいというふうには思いますが、当面は、防犯上、災害上、防災上、危険なものを優先に取り組んでいくというようなことでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。
- ○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。
- ○12番(浅野栄子君) 阿見町のですね,年齢別常住人口の推移というのが表になっております。私,昨日ですね,出して見ました。人口の推移の中で,20から24歳,25から29歳,30から34歳,これがずっと25年までですね,昨年まで,ずっと減る一方なんですね。増えているプラス・プラスもあるんです。それは,65歳から69歳,70から74歳,75から79歳,ということは,若い人が外に出て,高齢者が入ってくるというような構図なんですね。だから,この若い人をやっぱり転入させるように,今のですね,空き家利用も,もう促進してですね,やっていただきたいと思います。

最後の、吉原土地開発における人口増加につながるということですが、吉原地区はですね、都市計画課がやっているんですが、今度、若栗の吉原地区の地区の愛称が決まったと。初めてそれね、昨日知りました。「いぶきの丘 阿見東」といってですね、マークもきちんとついているんですね。このところで、低層住宅また東工区55.2~クタール、これが86億円。西南工区っていうんですか、105.6~クタール、146億円。これがね、1つの民間業者に落札されたということで、この落札価格も出ているんですね。日本リアライズ株式会社、1億2、248万円ってね。それがずっとですね、2丁目2番10号、3番2号、5番2号、7番1号って、この低層住宅地帯、もうほとんどこの会社が、一応買い占めたような感じなんですね。でも、町としては、2、600人の計画人口があると、このように言ってますね。ということは、この低層住宅というのは、そのまま低層住宅として建物が建つと理解してもよろしいんでしょうか。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠﨑慎一君。

〇都市整備部長(篠﨑慎一君) はい、お答えいたします。こちらの阿見吉原は、茨城県の土 地区画整備事業でございまして、阿見町ではございません。

それで、計画人口2,600人というのはですね、これはあくまでも事業認可等をとるための1つの数字ということで、ヘクタール当たり区画整理は何人で、面積掛けて何人ということでありまして、ヘクタール当たり20人ということで県が試算して、合計2,600人ということで出しております。

それで、あくまでもここはインター周辺開発ということで、流通業務関係をメインとしておりまして、ただ、区画整理事業ですので、地権者の換地もございます。5割先行買収で、保留地等がありますと、約、県の面積が3分の2ぐらいになりまして、残りが3分の1が、一般の地権者の換地となりますが、その中には、業務系ではなくてですね、分家ではないですけども、御子息の住宅とかというような形で利用される方もいると思います。そういった中で、全てがですね、低層住宅が住宅になるということではないというふうに聞いています。町長の答弁にもありましたように、この地域で果たしてその住宅が売れるかどうかというのも、これも茨城県も私どもも、まだその確信は持てませんので、とりあえずは、募集しましたところ、一括購入ということで、今、浅野議員がおっしゃいました業者が27区画を購入されました。一応、条件が、1年間後に建て売り住宅を分譲するというような条件で立てましたので、茨城県としましては、その状況を見ながらですね、今後、低層住宅を処分していきたいというようなことで考えているそうです。今のところは、全部住宅かどうかっていうのは未確定というふうに聞いております。

○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。

○12番(浅野栄子君) せっかくこの「いぶきの丘 阿見東」というね、そういう地名がついたところでございます。これは県のね、施行なのだといって、そのまま見ているのではなく、県に、なるべくというかね、低層住宅を建ててほしいと、そのように要望していただいて、それがもし要望が通ればですね、吉原小学校、吉原地区にも、また活気が戻ってくるのではないかと思われますので、県のほうにですね、要望をしていただきたいと思いますが、この県の要望というのは通るものなのでしょうか。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。 ○都市整備部長(篠崎慎一君) 先ほども答弁いたしましたように、地権者の方の換地もございます。その方の換地のほうが低層住宅には多いというような状況ですので、地権者の土地利用に委ねるということになります。残り県有地につきましては、町長が答弁しましたように、低層住宅宅地面積が2.85へヘクタールで、一括処分しましたところが0.56ヘクタールで27区画——大体1区画当たり200平米60坪ですね。それを割り戻しますと2.85ヘクタールで、大体140 区画ぐらいになりますけども、それが茨城県が低層住宅として処分できる。残りは一般の地権者の方が、どのような土地活用をされるかわかりませんけども、そういったところですので、県に対しては、浅野議員の質問を受けまして、確認しましたところ、先ほど申しましたように、低層住宅が今後どのように展開されるかどうかというのは、このリアライズが処分の動向を見て決めていきたいということを聞いておりますので、町としてもその辺を注視していきたいと考えております。

- ○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君。
- ○12番(浅野栄子君) ぜひですね、県にも、そして、そこの持っているですね、地権者に対してもですね、なるべく、やはり吉原地区が活気を持つような、そういう状況にしていただきたいと、住宅建設のほうに協力していただくような、そういうね、要請をしていただいて、やはりあそこにたくさんの、また子供たちが遊べるような、活気のある地域にしていただきたいと思います。

私, 1つお聞きしたいんですが, 今, 県の施行だとおっしゃいましたが, 鈴木地区と中郷地区は組合施行, それから岡崎地区と本郷第一地区は町施行と言いますが, この組合施行というのは, どこが管轄していらっしゃる。

- ○議長(柴原成一君) 12番浅野栄子君に申し上げます。ただいま延長時間10分を経過しましたので、質問を終了してください。
- ○12番(浅野栄子君) 最後の1つお願いします。
- ○議長(柴原成一君) 失礼しました,回答して終わります。 都市整備部長篠崎慎一君。
- ○都市整備部長(篠﨑慎一君) はい、お答えいたします。組合施行といいますのは、土地区 画整に基づきまして組合を設立しております。その方たちの施行でございますので、ただ、鈴 木、中郷につきましては、既に組合が解散いたしまして、あと土地につきましては、もうそれ ぞれの地権者の方が所有して管理されているということでございます。
- ○議長(柴原成一君) これで12番浅野栄子君の質問を終わります。

次に、4番永井義一君の一般質問を行います。

4番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

### [4番永井義一君登壇]

○4番(永井義一君) 皆さん、こんにちは。質問に入る前にですね、私のほうで、通告書の内容で、ちょっと記述を間違えて記載してしまったものがあるので、ちょっと訂正をさせてください。最初の、これから話をする霞ヶ浦の部分なんですけども、上から7行目ですか。平成12年12月と13年12月と書いてしまったんですけども、すいません、これちょっと西暦とごっち

ゃになってしまいまして、実際、平成12年は私、議員ではありませんし、これは平成で言いま すと24年、次が25年という形で訂正をお願いします。どうもすいませんでした。

じゃあ、改めて、質問に入らせてもらいます。

霞ヶ浦の放射能汚染についてと。

平成26年8月20日に、茨城県東海地区環境放射能監視委員会から、福島第一原発事故に係る特別調査結果の概要が出されました。霞ヶ浦流入河川及び湖内の水質底質測定結果では、水質は不検出でしたが、底質の放射性セシウムは11ベクレルから1,640ベクレルとあり、ウナギの出荷の制限もいまだ続いています。

天田町長が当選されたときの公約に、霞ヶ浦の環境を保全し将来の世代に手渡すこととあります。まさにこの問題は、この霞ヶ浦の水質浄化にとっても必要不可欠な問題だと思います。 また霞ヶ浦湖岸での湖まちづくり推進事業にとっても大事な問題ではないでしょうか。

平成24年12月議会,25年の12月議会でも質問をしましたが,この霞ヶ浦の湖底の泥について, 早急に対処する必要があると思います。

以前の一般質問で、霞ヶ浦問題協議会を通じて県に申し入れをしているという答弁がありま したが、県からどのような内容の返答が返ってきたのか、また、それについてどのように対処 するのかをお聞かせください。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

# 〔町長天田富司男君登壇〕

○町長(天田富司男君) 永井議員の霞ヶ浦の放射能汚染についての質問にお答えいたします。 霞ヶ浦問題協議会では、平成24年10月16日に、協議会の委員である霞ヶ浦流域21市町村長全 員の連名により、県知事宛てに要望書を提出しております。

要望は2点となっており、1点目として、モニタリング調査の実施に関して霞ヶ浦流入全河 川及び湖内での調査を継続すること、調査地点を増やすなどさらに詳細な調査を実施すること、 調査地点の選定については、地元自治体の意見を聞いて実施することであります。

2点目として、除染対策に関して国に対し、河床に堆積した放射性物質の除染技術の開発を 含めた除染対策の実施について検討するよう働きかけることであります。

この要望書対して、平成25年3月4日に、霞ヶ浦問題協議会へ返答が来ております。

要望の1点目については、霞ヶ浦湖内8地点、河川・水路56地点、合計64地点でのモニタリング調査を今後も継続して実施するとの返答であり、現在も調査は継続実施されております。

要望の2点目については、平成24年11月の県から国への中央要望において、除染技術の確立 等を要望しているとの返答がありました。 霞ヶ浦については、国の管理となっているとともに、区域が広大なことから、放射能対策に 関しては町単独で対処できるものではありません。また、調査結果から、流入河川及び湖内の 底質の放射性セシウム濃度は年々低下しています。

町としては、国県が実施するモニタリング調査を注意深く見守るとともに、町のホームページへ掲載する等、情報提供に努めてまいります。

- ○議長(柴原成一君) 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) この間, 2回質問させていただいて, 今回3回目で, やっと回答が返ってきたということは, 非常にいいことだと思います。

その中でお聞きしたいんですけども、まず、たしか前回聞いたときには、町長、副会長だったというふうな答弁があると思うんですけども、今現在の役職は何かあるんですか。

- ○議長(柴原成一君) 町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) 今も副会長です。
- ○議長(柴原成一君) 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) わかりました。町長のほうが副会長ということで,積極的にお願いしたいんですけども,まず,この前,去年だったかな,私が環境省に行ったときに,やはり除染に関しては陸地が,やっぱり最優先になっているということで,こういった河川ですとか湖等々はその後になってくるという環境省からの答弁があったわけなんですけども,その後,ちょっと私自身行ってないんで,詳しくわからないんですけども,実際のところ,ここに書いてあるところで,除染技術の確立等を要望しているという返答が来たということがあるわけなんですけども,これ具体的にどういうものなのか,もしわかれば教えてください。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。 ○生活産業部長(湯原幸徳君) はい、お答えいたします。除染技術ということなんですが、 詳細については、私どももよくはわからないんですけれども、今、答弁の中にも、水質はもう 既に不検出であるということ。問題は、底の泥の部分が大きな問題です。霞ヶ浦は西浦と北浦 合わせて220平方キロぐらいあるという広大なところでございますので、それをしゅんせつす るということになると、かなり放射能が拡散するおそれもございますので、そういった形では なくて、何らかの技術的な方法で除染ができればというふうなことで、そういう技術的な除染 技術の開発をしていただけないかというふうなことで要望したんだというふうには考えており ます。
- ○議長(柴原成一君) 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) 県のほうで考えていることなんで、あれかもしれませんけども、ちょっと私のほうのいろんな調べた資料の中では、霞ヶ浦全体の中でも、上流部分っていうんです

かね、玉造とかあっちのほうが高いという調査結果も出ているんですよ。ですから、阿見町のところに面しているところは比較的――あれを上流というのかどうか、ちょっと言い方わかりませんけども、下流のほうじゃないかと思うんですけども、この除染技術の確立ということに関して、もしわかればでいいんですけども、県のほうとして、霞ヶ浦全体のどの辺が汚染が高い、またはどの辺が低いとか、そういうの、もし何かわかればお願いします。

○議長(柴原成一君) 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長(湯原幸徳君) モニタリング調査の中では、県のほうが技術的な開発をするということではなくて、県から国のほうに、そういった技術開発をしていただきたいというような中央要望をしているというようなところですけれども、国からそれに対しての回答はないというふうに聞いております。どういうふうにしていくかというふうな回答……。技術的な開発をしてくださいという要望はしているんですが、国からそれに対しての回答はないというふうなことでございます。

モニタリングの状況を見ましても、河川の部分については、阿見町は清明川、花室川のところと、それから霞ヶ浦の中については、掛馬沖をモニタリングしておるんですけれども、非常に高いというふうな時期は、やはり、第3回の平成24年の6月27日、最初は平成23年の9月12日からモニタリングが入っているんですけども、そこから1年後あたりですね、24年の6月27日のモニタリングが一番ピークになっているというふうな状況でございます。これは特に底質――底の部分が一番大きくなっているというふうなこと。ただ、現在はですね、やはり霞ヶ浦はやっぱり河川ですので、やっぱり動くところもあるんだろうというふうなことで、今最近、一番高いというふうな状況のところでは、鹿嶋のほうの掘割川というところがあるんですけども、そこが結構高くなっておりまして……。ちょっと細かくて申しわけございません。ちょっと今、データが見つからないので申しわけないんですが、そういうふうな状況になっているというふうなところです。

清明川のほうですけど、清明川については塙停留所のところに勝橋というようなところがあるんですが、そこをモニタリングしておりまして、平成24年の2月21日現在で5,800ベクレルあったのが、11回では610ベクレルまで下がっているというふうなことでございます。

それから、掛馬沖については、平成24年の6月27日現在、最大で610ベクレルでしたけれども――湖底の分ですね、第11回、これは平成26年の5月29日ですけれども、165ベクレルまで下がっているというふうな状況にはなっているということでございます。ですので、今現在、河川の部分については、さっき私が言いました鹿嶋市のほうにある掘割川が結構高いというふうなことで、私は認識しているんですけれども、必ずしもそれが、その調査時点で毎回高いというわけではないということもあるわけです。ですので、一概にどこが高いとか低いとかとい

うのは、やはり河川ですので、多少動くというふうな状況もあるんだろうといふうに思います けれども、状況としてはそういう状況になっているということでございます。

○議長(柴原成一君) 4番永井義一君。

○4番(永井義一君) そうですね、私、多分、違うのを見ているとは思うんですけども、数 字的にはそんなに変わりはないと思うんですけども、私がとった中でも、鹿嶋のもありますし、 あとは、ちょうど霞ヶ浦の中で、玉造沖っていうんですか、この部分が高くなったり低くなっ たり、最初はもちろん高いんですけれども、ちょっと低くなって、また高くなったりと、かな り動いているというんですかね、やはり表層部分はそうでもないんですけども、実際のところ はかったら,20センチぐらいの下あたりのところが,かなりセシウムが高いということがね, 言われてますんで、多分それで、かき回すとはいいませんけども、いろんな台風が来たりとか、 そんなんで拡散されてる部分があって、高くなったり低くなったりするんじゃないかと思うん ですけども、今、県から国のほうにそういった要望を出しているということで、阿見町として もね、掛馬沖も、私もここに数字ありますけども、玉造沖から見れば、掛馬沖のほうが低い数 字になっていますので、ちょっと阿見も安心はしているんですけども、昨日の話の中でも、あ そこの霞ヶ浦の湖まちづくりの中での、今工事やってますけれども、やはりあそこに来る人た ちが安心して霞ヶ浦の水辺で遊べるということをね、やっぱり町としてはぜひとも大事にして いただきたいと思うんですよ。ですから、この件に関しては、町長の答弁の中でも、前回も 前々回もそうですけれども、やはり阿見町だけじゃなくて、全体でやんなきゃならない問題、 またはあそこを国交省の管轄ですから、国が動かなきゃということで、阿見町だけではね、な かなかできないかと思うんですけれども、引き続き、県を通して国にもですね、要望して、な るべく早い時期に、先ほどの除染の技術の確立とありましたけども、やっぱり湖底内の泥の問 題、ぜひともこれはね、解決していただければ、安心安全なまちづくり、町長もね、水質浄化、 将来の世代に手渡すことはね、環境を保全して将来の世代に手渡すことがということを言って いるんで、ぜひともこの辺はひとつよろしくお願いいたします。

以上で、1つ目の問題を終わります。

- ○議長(柴原成一君) 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) じゃあ、2つ目の質問行きます。

芸術・文化の薫り高いまちづくりについて。

町長の就任時に、スポーツ、芸術、文化の振興などが話されました。それをきっかけに、トップアスリート教室や「オーケストラと歌おう in Ami」が行われました。特に、過去4回において行われた「オーケストラと歌おう in Ami」は、町内在住の指揮者を中心に三、四カ月かけて、延べ530人が練習に参加した大きなイベントです。また、このイベントは町民参加型

で、平日、土曜、日曜と含めて十数回練習を重ね、今まで歌ったことのないような歌までも歌 えるようになり、音楽、合唱が好きになるという画期的なイベントでした。

今年の3月議会で、この存続を求める請願を提出しましたが、残念ながら否決されてしまいました。しかし、参加者からは、なぜやめるのか、こういった問い合わせが多く来ています。

私も何回か参加させていただきましたが、そこでは町民同士の交流や、オーケストラと歌おうという、ふだんではできないことですね、この充実感が得られ、大変よい結果が出ています。 芸術・文化の薫り高いまちづくりを目指す阿見町には、このイベントが必要不可欠ではないでしょうか。この企画の再実現を求めてお伺いします。

○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君,登壇願います。

## [教育長青山壽々子君登壇]

○教育長(青山壽々子君) 芸術・文化の薫り高いまちづくりについてお答えします。

町では、音楽で町を元気にしたいという思いで、平成22年度から平成25年度まで、オーケストラに親しんでいただこうという目的で、町民が主体となった「オーケストラと歌おう in Amiコンサート」を実施しました。

4年連続の開催により、多くの町民にも定着し、初期の目的は十分に達成されたものと判断 しておりますので、再度の開催は考えておりません。

現在は、この事業が足がかりとなり、「音楽で元気にするまちづくり事業」として発展しており、公民館及びふれあいセンターのホールやロビーでコンサートを開催し、地域の音楽愛好家の方々に、活躍していただいております。本年度11月末現在で23回開催し、69団体が参加しています。延べ3、480人の参加者がありました。

今後は、希望者を募るなど、自分たちで企画し、町の施設を使って開催していただきたいと 思います。

○議長(柴原成一君) 4番永井義一君。

〇4番(永井義一君) これは、私のほうで、最初、答弁のほうを町長にお願いしたいと思って町長と書いたんですけども、管轄っていうんですか、教育委員会のほうということで、教育長のほうで今、答弁していただいたんですけども、まず、これ町長がかなり熱心に、最初のときはやっていたかと思うんですよ。それで、私も1回目——2回目はちょうど選挙にぶつかったかと思うんですけども、だから、1回目、3回目、4回目と参加しているんですけども、最初は町長も参加されていて……。

[「参加じゃないです、俺は歌うたってないよ」と呼ぶ者あり]

○4番(永井義一君) いやいや、参加じゃなくて、見に来ていただいて、歌うたってんじゃ

なくてね、参加っていうんじゃなくて、まあ、見に来て……。そういった形でやっていたかと 思うんですけども、ここに回答の中でも、初期の目的を十分に達成されたものと書いてあるん ですけど、少し町長にお伺いしたいんですけれども、町長、当初はそういった形でやってきた と。で、今回こういった回答になっていると。その辺、町長の考えをちょっとお聞かせくださ い。

○議長(柴原成一君) 町長天田富司男君。

○町長 (天田富司男君) この答弁したとおりであります。もう十分初期のものは達成したと。 300万円をかけて4年4回やっているわけですから、それだけの金額はきちんと、皆さんの音 楽で元気にするまちづくりで、イン・オーケストラで歌おうで十分できたかなと、そう思いま す。そして、4年たって、530人の人たちが参加したと。じゃあ、このね、コンサート、要す るに「オーケストラと歌おう in Ami コンサート」でみんな参加したけど,その後,どういう 活動が皆さんでなされたのかなと。そういう面では、ほかの――ここには随分きれいごとが書 いてあるけど、ほかの人たちはいろんな形で、音楽で元気にするまちづくり、1団体1万です よ。そういう中で、今回もこれだけの人たちが参加していくれた。この間も私も中央公民館で みんなと歌おうって、70部か80部ほか用意してなかったのがね、そこから40部も50部も増刷し ながら、みんなが来ていただいた。そのとき感謝申し上げたんだけど、やはり、本当であるな らば、皆さんがこれだけのことをやったんなら、この中で何かこう、阿見町と一緒にとか、自 分たちで何かこう企画を立てながらやれてもいいんじゃないかなと,俺は思ったんですよね。 それが全然出てこない。確かにコンサートをやりました。やったけど,530人ね,参加した。 参加したけど、じゃあ、その後、どういう形で、やっぱり町の中に音楽を広めてったのかなと。 それが私は非常に疑問です。

○議長(柴原成一君) 4番永井義一君。

○4番(永井義一君) 実際300万かかったっていうのはありますよね。で、町長のほうで、質問にも書いてありますけども、トップアスリート教室とこれ、やられました。その中でもやはり一流のスポーツ選手が来て、一番最初だったかな、バスケットをやっていただいたのが。2番目だったか、ちょっと忘れましたけども、バスケットの中で来て、かなりいろんな技術を見せていただいたと。私もミニバスを教えている関係で、それにも参加したんですけども、そういった形で、一流の人が来て、いろんな形でやっている。今回、この「オーケストラと歌おう in Ami」、なかなかオーケストラと歌うっていうことが、なかなか一般の人たちは、もちろんそれがないわけですよね。実際、私も参加しましたけども、その中で、もう発声練習からやるわけですよ。ですから、いろんな、発声練習からやって、あとは声の出し方のやつだとか、そういった中で、いろんな体にいいっていうんですかね、おなかから息を出してやるっていう

ことがね。ですから、そういった形で参加者が歌に、合唱に近づいてっていうんですかね。私なんかも合唱なんて初めてやったわけですけども、そういった中で、何人かの人が、いろんな合唱団に入ってやってるんですよ。それはうちの家内もそうなんですけども。だから、それが直接ね、阿見町にどう返ってるのかっていったら、そういう意味では返ってませんけども、実際、この阿見町でこういうことをやるっていうことが、こういった最高の音楽を合唱と一緒に聞くということが……。はっきり言って、あれ、オーケストラを呼ぶと、もう200万、300万はゆうにかかるかと思うんですよ。その中で、1日だけですけれども、ああいった形でできる。私も参加して、本当、町民同士のね、横のつながりもかなりできているんですよ。それは町長には、多分わからないと思うんですけども。

それで、たまたま今日の新聞ですか、にね、水戸の市民が第九練習に熱ということで、水戸の芸術館のやつがありましたけど、これは14回目やられていると。ですから、私は、こういったことをしっかり毎年……。4回で達成したから終わるっていうんではなく、ある程度、しっかり毎回やってきて、もっと町に定着させるっていうことが必要じゃないかと、私は思うんですよ。それで、ストレートに、じゃあ、何が町に返ってきたかっていっても、こういった問題は、そうすぐには返ってこない部分がもちろんあるかと思いますけれども、それで、再度、町長にお伺いするんですけども、これ今回でやめるということでなってますけども、そのことに対して、この間ずっと指揮をやってこられた佐藤先生に対しては、どのように説明してますか。〇議長(柴原成一君)町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 佐藤企画にね、うちのほうは委託してやってもらってるんですから、私が佐藤さんに何を説明することもない。そんで、歌の発声練習っていうのは、何もね、オーケストラと歌わなくったって、発声練習みんなでやればいいんですよ。それこそ佐藤先生が中心になって、うちの、何もオーケストラ……。だって、本当にね、すばらしい名のあるオーケストラ呼んでいるわけじゃないよ。そうでしょう。名のあるオーケストラじゃないじゃないですか。そうでしょう。だから、一流のどうのこうのって言うけど、そうじゃないんですよ。そんで、歌って、発声練習はみんなでやればいいじゃないですか。佐藤先生が本当に企画して、第九を歌おうっつったら、呼んで、皆さんやりたい人呼んで、その歌、第九であるならば、じゃあ、阿見吹奏楽部を使ってやろうよとか、そういうやっぱり広がりがあっていいんじゃないんですか。そういうことを考えて、今後活動したら、阿見町も非常にいい方向に行くと、私は思いますけど。

○議長(柴原成一君) 4番永井義一君。

○4番(永井義一君) まあ、ちょっとがっかりしましたね。町長のそのね、芸術・文化の薫り高いまち、町長就任のときに言ってましたよね。その感覚が、今の町長の答弁の中では、何

なんだろうと。私はストレートに思います。

発声練習1つにしても、やはり最終的にこういった目的があるから、みんなやるわけでしょう。だから、実際にね、町長の就任のときのあれは、どこまで町長の気持ちの中で、本当に超一流の音楽を聞く、またはトップアスリートをしっかり集めて子供たちに教えるとか、そういったところが非常に私はね、疑問に感じます。今の町長の答弁の中で。

それで、実際、私は今回、この一般質問をどうしてしようかなと思ったのは、3月議会で請願を出して、委員会の中で議論して、残念ながら否決されてしまったという事実があるわけなんですけども、やはり本当にね、町長がどういうふうに考えているのか、こういった文化の問題とかね、それを改めて町長に伺おうということで、今回、この一般質問したわけですよ。ですから、今の町長の答弁の中で、変な話、十分わかりました、はっきり言ってね。町長のお考えはお考えですから。

ただ、実際のところね、これを存続してほしいという声はかなり来ているというのは、これは事実です。その中で、さっき言ったように、そこから派生して、いろんな、これは阿見町だけではなく、お隣の土浦市だとか、そういった近隣の牛久だとか、ところのいろんなコーラスのところにも行って、そこで歌っている人もいます。結局、阿見でもうやんないから、そっち行っちゃってる部分があるんですけれども。ですから、私はもう、これに関しては、やはり、トップアスリートと同じように、オーケストラって、町長、そんな一流じゃないよって言いますけども、わざわざみんな東京から来てるんですよ。で、しっかりその道でみんな食ってる人なんですよ。プロですよ。その人たちがわざわざ阿見町まで来てやってるわけですよ。だから、今、町長が言ったようにね、超一流云々かんぬんじゃなくて、やっぱりそういった、その道で飯を食ってる人たちが集まってきているわけですよ。なおかつその中で、町長の考えを……。〇議長(柴原成一君)町長、ちょっとお待ちください。町長は答弁する時間与えますので。永井議員、どうぞ。

○4番(永井義一君) じゃあ、質問ちょっとまとめますけれども、そういった形でね、プロの人が集まってやってるっていうことを、じゃあ、質問しますよ、何を言いたいのって言うから。プロの人が集まってやってるわけです。なおかつ合唱の前には、プロの歌い手の人も来てやってますよね。ああいった超一流のことを、阿見町民または子供たちが見るわけですよ。それでしっかり育っていくわけですよ。そのことについて、町長、どう思っているんですか。

○議長(柴原成一君) 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 非常に4年間は、やっていただきました。超一流って言うんだから、超一流なんでしょう。今年度は加藤登紀子さんに来ていただきます。それぞれ、やっぱり分野、分野でね、やっていくわけだから、今、阿見町ではこういう人を呼んでって、それで私はいい

と思いますよ。4年間やったということの実績はあるわけですから。今後、今からの4年間は、また別の、そういう歌い手さんとか、また演芸とか、そういうものを、いつも同じものをずっと提供してんじゃなくて、やっぱりそれぞれ、聞きたいとか、見たいとか、そういうものを提供していくのが阿見町であって、ずっとやればいいってことじゃないんですよ。だから、私は4年間で十分皆さんの、「オーケストラと歌おう」も十分実績を残したと。私も音楽で元気にするまちづくりやってますけど、愛唱歌を歌おう会からも何人も出てましたよ、見てたら、うちのほうのグループだって。それはわかりますけど、もう4年で十分やったんだから、ほかに、今度はね、町民の皆さんに、また別のものを提供していきたい。その考えが悪いということではないと、私は思いますよ。

○議長(柴原成一君) 4番永井義一君。

○4番(永井義一君) 町長の考えをね、今、先ほどからの話でわかりました。その辺で、私たちの考えと、もちろん違っている部分があるわけなんですけれども、私のほうとしては、こういった形で、継続していくということが必要じゃないかというような観点で考えております。そういった形で、ほかのいろんな方々から、やはり、どうなの、どうなのってね、出てるんで、そういった声が出てるっつうこと、町長、1つだけ覚えておいていただきたいと思います。残念ながらね、町長は4年間で終わりっていうことなんで、実現はできないかもしれませんけども、やはりこういったことで、町として町民もしっかりやってんだということだけ認識しといてください。

以上で、これ2つ目終わります。

○議長(柴原成一君) それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後2時15分からといたします。

午後 2時06分休憩

午後 2時15分再開

○議長(柴原成一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長から議員の皆様に申し上げます。議員の品格が疑われかねないので、つぶやきや笑うことはやめていただきたいと思います。以上、注意としておきます。

では、一般質問を続けます。

4番永井義一君。

○4番(永井義一君) じゃあ、3つ目の質問をします。

通学路の安全対策について。これは鈴木地区内での通学路の整備について質問いたします。 毎日通う通学路ですが、歩道もなく、自動車が行き交うそばで、児童生徒が通学しています。 その脇には河川があり、そこにふたをすることによって、その上を子供たちが歩くことができます。通学路の安全対策として実施を求めます。

以上, 3点目です。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。
- ○教育長(青山壽々子君) 通学路の安全対策についてお答えします。

通学路は、保護者と子ども会育成会の方々が協議し、学校が指定しております。

通学路の安全対策については、道路管理担当課とともに必要に応じて安全点検を実施しております。整備改善が必要な箇所については、改修等の対策を講じております。また、歩道等の整備が必要な箇所については、年次計画により整備を進めております。

具体的には、現在、阿見小学校裏門から五本松交差点までの歩道整備のための用地交渉を実施していると聞いております。

議員御提案の、都市排水路にふたがけしての歩道確保につきましては、個別案件であるとと もに、整備延長が長く事業費も莫大になることが想定されます。

子供たちが安全に通学できるよう、当地区の保護者や子ども会育成会に働きかけ、通学路を 検討してもらうなど、学校に指導してまいります。

- ○議長(柴原成一君) 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) この通学路の安全対策についてなんですけども、ちょっとまずお聞き したいのがですね、これ場所がどこなんだということで役場のほうから連絡があって、場所を 特定して教えたんですけれども、その地域に関しては、今現在、通学路になってるのかどうか、 ちょっと確認したいんで、お答えください。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) お答えいたします。通学路になっております。
- ○議長(柴原成一君) 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) ちょっと写真持ってきたんですけども、こういうところですね。まあ、子供たちが左のほうで歩いていて、先頭の子は後ろ向いて歩いているんですけども、真ん中にたまたま車が通って、向こうのほうに、これは工事の車両が待機して、すれ違いの待機しているっていう、こういった写真があるわけなんですけども、こういった中で、こちらの部分ですね、こちらの部分の河川にふたをかけていただきたいというのが今回の要望なんですけども、私のところの近くのとこなんですけども、たまたま、今現在、6年生が1人いるのかな。たしか通学路になってて、あとちょっと何人子供が歩いているかわからないんですけど、これはちょっと去年の写真です。それで、たまたま、来年1年生になる子供が2軒ありまして、この今の写真で示したところを通っていくと。それで、御存じだと思うんですけども、医療大学から

さわやかセンターのほうに来るところはふたがかかってます。川の上ですね。あそこ,実際の ところ、子供たちも、あとお年寄りなんかも散歩するときに歩いております。そこからさわや かセンターのところを通り越すと、一気に、車道のほうを歩かざるを得なくなっていると。昔、 私の息子が一回落っこったことあるんですけれども、それは通学途中ではないんですけども、 やはり車が来て、よけ損ねて、落っこったってことがあるんですけれども、やはりそんな中で、 当時,あれももう十五,六年前になるんですけども,当時から非常に危ないなとは言われてい たんですよ。その中で,今度は新しく1年生が2人,あの地域に来年から学校に上がると。今, 次長のほうで,私も通学路に今現在なっているかどうか,ちょっと不安だったもので,確認さ せていただいたんですけども、通学路に、今なっているということなので、実際、この答弁の 中では、今読まさせていただきますと、「当地区の保護者や子ども会育成会等に働きかけ、通 学路を検討してもらうなど、学校に指導してまいります」と書いてあるんですけども、これ具 体的には、今通学路になっているとおっしゃったんで、通学路としては、町では認知している わけですよね。ですから、通学路でそういった危険があるということで、幸いまだそういった 交通事故等は起きてないとは思うんですけども、やっぱりそういった危険があるので、学校に 指導してまいりますではなくて、積極的にちょっとね、町のほうとしても、そういったところ で,子供たちの安全ということで考えていただきたいんですけれども,その件に関しては,教 育委員会のほうではどうお考えですか。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) お答えします。きっと、来年入るのは1人かと思うんですが、ああ、2人ですか。ともかく今ですね、県立医療大学から右に行くとヨコタ、左に行くと……、あそこの丁字路のこっちの歩道のとこに、中央西の子供らが、保護者が集めて1人であそこで待ってるんですね。だから、これは、危なくないように、保護者がそこに連れていくと。で、もう1つは、鈴木のほうから、きっと鈴木の子供らだと思うんですけど、写したやつが、この間、俺、行ったときには、3人の方が歩いているっちゅう形でいました。先ほど教育長が答弁したように、通学路っちゅうのは、先ほども言ったように、育成会と、それから保護者で話し合って、集合場所まで行くっちゅう形なんで、そのように学校に早急に、そこ検討しろよっちゅうことで指導するっちゅう形で答弁してると思います。

以上です。

- ○議長(柴原成一君) 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) ごめんなさいね、ということは、今の答弁だと、そこの場所まで親が一緒についていくということで、今の答弁はそういうことでいいんですか。ちょっと今、わかりづらかったので、もう一度お願いします。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) 当然,高学年になれば,そこわかるんで,ただ,小学生の1年生の場合は,保護者が当然そこまで,なれるまでですよ,そこまでついていくっちゅうような形で言いましたんで。だから,あとは,今,ボランティアで,1年生なんかは登下校,上級生と違うんで,学校の先生方,それから保護者の方で順番を決めて,迎えに行って,やってるっちゅうような,見守りをやっているような状況です。

以上です。

- ○議長(柴原成一君) 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) 私もその細かい事例ってわかんないんで、お伺いしたんですけれども、実際のところ、では、あそこに、なれるまではもちろん親がついていくのは、多分そうだと思うんですよ。これは保育所なんかでもね、ならし保育とかいろいろあって、やっぱり子供、1年生になってもね、急には1人でできないとは思うんでね。ただ、実際のところ、なれた後、子供が1人で行く、または来年たまたま1年生で2人入ってくるんですけれども、それが2年生になり、3年生になり、6年間ずっとあそこを通っていくわけですよね。ですから、私としては、学校に通学路ということで認定されているということなんで、この答弁の中で、五本松公園のね、話は私も聞いております。この中で、聞いてから、なかなか完成できないなっていうのは思っているんですけども、実際のところ、仮にあそこにふたをかけてくださいよということで話を持っていった中で、それがなされる期間というのかな、実際、何年ぐらい先っていう感じなんですかね。ざっとでいいですけども。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。 ○都市整備部長(篠崎慎一君) はい、お答えいたします。都市排水路の所管として都市整備 のほうでお答えいたします。場所はですね、永井議員のお宅の東側の交差点、角から、ヨコタ 牛乳屋さんの前を通りまして、医療大学の前のとこまでですね、そこまでが一応距離的に、地 図上のスケールアップですけども、440メートルございます。で、概算なんですけども、医療 大学の脇のところに実際にふたがけをしました。これはお金がかかったんですけども、それよ りも、都市排水路の幅員が広いですので、その辺を大体換算しますと、メートル当たり30万ぐ らいかかるのではないかということで、合計しますと、この区間だけで1億3、200万円ほど事 業費がかかるというようなことでございます。

じゃあ、これを何年ということになりますと、都市排水路事業として、もう既にですね、例 えば丸尾カルシウム、西郷地区とか、今、計画に入って、その計画に基づいて進めております ので、あと、それ以外にもですね、いろんな要望等がありますので、その中で優先順位を決め ていくことになりますが、この1億3、200万円を捻出するというのは、ちょっと相当な期間を 要するかと思われます。

- ○議長(柴原成一君) 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) 川幅が変わっているっていうのは、今、私も初めて知ったんですけども……。いや、川幅が広くなってるって、今、部長おっしゃいましたよね。

ただ、実際のところ、こういった要望に関して、通学路っていうことで優先的にお願いしたいというのは、希望としてはあるんですよ。実際のところ、440メートルがあるわけなんですけども、一気にというのはもちろん無理だと思うんですよね。普通に考えても。だから、順次計画的にやっていくとか、そういったことを町では考えられませんか。

- ○議長(柴原成一君) 都市整備部長篠﨑慎一君。
- ○都市整備部長(篠﨑慎一君) まず、排水路のところについてはですね、当然、道路と歩行者と、それから排水路を分離するという形で、ここにはガードレールが設置されているかと思います。それで、そういったことで危険を排除するというようなことで考えております。

歩道的な考え方ですけども、歩道を含めました道路整備の基本的な考え方は、幹線道路ですとか補助幹線には歩道はつけていくというような。それ以外の道路にですね、については、歩行者とそれから車両――車の共存というような形で、今はそういった形をしております。具体的に言いますと、オルティエ本郷なんかは、駅前からの荒寺線ですか、あれについては、完全に幹線道路ですので、両側に歩道をつけています。それから、今度、新設小学校ができるところに、公園通り線と言っているんですけども、それは6メートルのプラス両側――片側2.5ずつの歩道がついております。それが補助幹線ということで。それ以外については、歩道がなしの区画道路という形になっていまして、一応それが国の設計基準となっておりますんで、そういったことを念頭に整備を図っているところです。

ですから、鈴木地区につきましては、県道等については歩道は設置しておりまして、なおかつ鈴木の幹線についても、歩道を町のほうで設置しております。ただし、用地交渉等で設置できないところもありますが、そういったことでやってますんで、全てにおいて歩道を設置するということが、確かに理想かもわかりませんが、財政的な問題、それから面積的な問題で、そういったことでやっております。できれば。ですので、ここが、私が思う限りでは、幹線道路、補助幹線というふうに、ちょっと見受けられませんので、ここについては、ほかの道路と同じように、歩行者とそれから、あと自動車のですね、共存という形で、気をつけて登校とかそうういったことをしていただければと思います。

それでも、もし、例えば通学児童がですね、相当数多くてですね、そういった危険性があるっていうことになれば、考えていくと思いますが、その中については、やはり、もう一度ですね、学校の中での、そういった安全会の中で協議した中で、実効ある施策をとるということで

やって、検討していければと思っております。

○議長(柴原成一君) 4番永井義一君。

○4番 (永井義一君) 実際, 荒寺線とかそういった大きいところの幹線道路とはまた違って、地域の通りなんですけども、はっきり言って、朝夕の交通は、結構車が入ってくる。というのはね、あそこ、たまたまヨコタ牛乳のところの、阿見交番のほうとこっちの鈴木の神社のほうの間を抜ける道が結構車通ってるんですよ。うちの前なんですけども。そこからヨコタ牛乳のほうにかなり入ってくる車もあるんでね。ですから、子供がさっきみたくね、後ろ向いて歩いているなんてことも十分考えられますので、早急にお願いしたいんですけども、ただ、1つ、先ほど、部長、ガードレールがありますと言ったんで、実際あるんですけども、あのガードレールっていうのは、結局、川に落ちないためのガードレールですよね。要するに川にふたがかかってないわけですから。だから、川にふたがかかっていれば、あのガードレールからふたのほうを子供が歩いて、こっちは車がというんで、いいんですけども、今現在のガードレールっていうのは、川に落ちないためのガードレールだと思うんですよ。ですから、あの地域で子供がこれからたくさん増えていくかどうかっていうのは、私ももちろんまだわかりませんけども、先ほど言ったように、最低でも2人は、鈴木のあの地域で、来年1年生になるということがあるんでね、ですから、順次できないかって、聞いたわけです。

たしか,通学路に関しては優先的にやるっていうことも,前,何かの形で聞いたことがある と思うんですよ。そういった通学路の整備っていうんですかね。ですから,そういった観点で 今,部長がおっしゃったように,幹線道路どうのこうのじゃなくて,通学路でやっぱり早急に, 子供が安心していけるような形で,順次できないかと。ですから,全部一遍にじゃなくてね, 年度ごとに決めるなり何なり,方法はいろいろあるかとは思うんですけども,そういった形で はできないんですかね。もう一回お願いします。

○議長(柴原成一君) 都市整備部長篠﨑慎一君。

○都市整備部長(篠﨑慎一君) 通学路が優先というのはですね, 4メートルの新設舗装の1 つの要因ということで, 前にお話ししたのかと思います。今, 80本ぐらいの, 各地区から要望がある中で, そういったいろいろな要因を評価してやる中で, 通学路についても, その優先順位というか評価の基準となるというような形で, 通学路であれば評点が高いというような, そういったことで御説明したのかと思います。

こちらの部分については、新設道路ではなくて、都市排水路というような、のふたがけになります。その都市排水路の事業としましても、計画的にやっている中で、じゃあ、今の冠水とかそういったものをですね、極力なくすために、今、進めているところですが、それがこういった歩道的な通学路としての整備となりますと、またちょっと違ってまいりますので、これが

排水路として整備の、その中に入ってくるのかどうかというのは、ちょっとわかりません。

ただ、その中で、優先順位として、始まれば1億3、200万円、何カ年かかけて投資していきますので、果たしてその効果があるかどうかというのは、そこも見きわめた中で、優先順位でやっていくべきものと思います。ですので、今の段階では、今回の一般質問で御提案されたものですので、中身については検討されておりませんので、今の段階では、そういったお答えしかできないということでございます。

- ○議長(柴原成一君) 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) こういったところ、たまたまこれも氷山の一角じゃないかと思うんですよ。結構地域の中で、いろんな子供が通ってて、まだ不安がある。どうにか歩道をつけてくんないかとか、五本松公園なんかいい例だとは思うんですけども、町内の中で、たくさんこういった形があると思うんでね、予算のつけ方、もちろんあるかと思うんですけども、やはりそのお金の使い道も含めて、ぜひともね、子供の通学路の安全ということも考えて、ぜひとも検討をよろしくお願いしたいと思いまして、これで終わります。
- ○議長(柴原成一君) これで4番永井義一君の質問を終わります。

次に、9番川畑秀慈君の一般質問を行います。

9番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

#### [9番川畑秀慈君登壇]

○9番(川畑秀慈君) 皆さん,こんにちは。それでは通告に従い質問させていただきます。 まず、1点目の質問は、定住促進についてでございます。

この質問をするために、世界の人口動向、また県、また町の、ちょっといろいろと調べてまいりました。

1900年の世界の人口は16億5,000万人。この1900年を100としたときに,2010年が69億1,600万人。大体419.2%です。2050年には,これが95億5,100万人,578.8となり,もうすぐで100億人に達していこうとしてるところであります。その中、OECD加盟国、人口減少になると予測される国は、イタリア、スロバキア、韓国、ハンガリー、ドイツ、ポルトガル、そして日本となります。この中で、ポルトガルが約12%減。日本はそれを大きく上回る24%減になります。

2010年の高齢化率は、OECD加盟国の中で、日本が23%でダントツでトップ。次に20%でドイツ、イタリアと続いていきます。これが2050年にはどう変化していくか。1位が日本で38.8%。2位が韓国34.9%——現在11%です、韓国は。その後、スペイン、ポルトガル、イタリア、ドイツ、ギリシャと30%台が続いていきます。

さて、茨城県の人口を都道府県別推計人口資料で見てみますと、2010年と2040年、これを比較してみると、2010年を100としたときに2040年は242万人で81.6%、約20%近く減少します。

さて,阿見町の人口は,2010年に4万7,941人,2040年には3万9,946,83.3。茨城県の高齢 化率は,23.8から36.4と大きく増加。阿見町は,2010年が20.8%,これが2040年には36.2%と 県平均近くになっていきます。

さて,2010年の合計特殊出生率は全国平均で1.39,1 位は沖縄で1.87,最下位が東京で1.12, 茨城県は1.44——平均値より少し上位にあります。

さて、日本の人口問題に対する意識の変遷はどうなのか。ちょっとこの100年間をざっと調べてみました。

1894年,これは日清戦争当時です。帝大総長加藤弘之氏,堕胎公認。福沢諭吉氏,繁殖停止,移民へと人口過剰論をとなえた。このときの人口が4,180万人。

さて、第二次世界大戦当時、1941年、閣議決定で人口増へ。このときに、早婚そして多産を推進。このときに民法で16歳から婚姻が可能になった。こういう時代の背景があります。このときの人口が7,300万人。

戦後1947年から49年、ベビーブーム、人口過剰論で貧困対応、中絶合法化。

そして、1992年生活白書、少子社会到来。合計特殊出生率が1.57で1.57ショックと、このように言われました。このときの人口が1億2,456万人。この間、1974年には、国際的人口抑制に協力するため、制止人口提案がありました。

日本はこれを見るだけでも、100年間に及ぶ中で、人口問題に対しての意識の変遷が過去にあった。

さて、日本の貧困問題はどうなのか。2009年の資料で見ると、全国で貧困世帯は1,204万世帯、保護世帯は127万世帯、貧困世帯数が25.1%、捕捉率が10.56%。

じゃあ,この北関東ではどうか。貧困世帯が77万世帯,保護世帯が4万5,000世帯,貧困世帯率が21.49%,捕捉率が5.91%。

世界の人口の変化と日本の人口の変化,そして日本においての人口問題は,いつから意識を され,どのようなことが言われてきたか。そして人口減,少子高齢化の中で,町を取り囲む状 況は,データで見るとどうなってるのか,調べたのを,今,発表さしていただきました。

それでは、質問させていただきます。

このような状況の中で、この阿見町では、定住促進をどのように考えているのか。

2点目として、定住促進の計画は、どのようにするのですか。

3点目, 定住促進の方法は, どうするのですか。

この3点を質問いたします。

○議長(柴原成一君) ただいま,16番佐藤幸明君が退席しました。したがいまして,ただいまの出席議員は16名です。

続けます。ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

# 〔町長天田富司男君登壇〕

○町長(天田富司男君) 町の定住促進策について、川畑議員の質問にお答えします。これも、 先ほど浅野議員のほうに答弁がありますので、重複すると思いますが。

1点目の、町では定住促進をどのように考えているのかについてお答えします。

今年の5月に、日本創成会議・人口減少問題検討分科会が発表した推計結果は、「消滅可能性都市」という衝撃的な言葉とともに、地域における人口減少に対する危機感が全国的に広がり、この対策として、定住促進策に対する関心が高まっております。

町はこれに先立ち、こうした認識のもと、第6次総合計画の基本計画において、重点的・優先的に取り組むべき政策課題に対する総合的・横断的なテーマとして重点施策を2つ掲げ、そのうちの1つに位置づけております。

定住促進については、将来にわたる町の持続的な発展を果たす上で、重要な取り組みである と認識しております。

2点目の, 定住促進の計画はどのようにするのかについてお答えします。

さきの浅野議員の一般質問にもお答えいたしましたが、法の成立を受け、町においても総合 戦略を定めていく必要があると考えております。

最後に、3点目の定住促進の方法はどうするのかについてお答えいたします。

こちらについても、浅野議員に対する答弁の繰り返しとなりますが、11月末の法成立、これを受けた国、県からの説明、情報等も得られつつあります。こうした状況を的確に捉え、検討を進めてまいりたい、そう思っております。

町としては、この創成会議を覆す、そういうやっぱり状況をつくっていくことが、町にとって定住促進につながると、そう思っています。

○議長(柴原成一君) 9番川畑秀慈君。

○9番(川畑秀慈君) ありがとうございます。今回,私のほうから,ちょっと基本的な物の考え方の提案ということで、ちょっとさせていただきたいと思います。

定住促進といいましても、いろんな施策が必要となってきて、はっきり言って特効薬は全くないと思います。当然、住みやすい町がそうでしょうし、どういうまちづくりをしたら人が住んでいただけるか、永続的にそこで生活をしていただけるかということになってくると思いますが、ここでちょっと大きなキーワード的なことを、ちょっと御紹介したいと思うんですね。

昔から、人が住んでいくためには衣食住ということがよく言われます。この衣食住の衣は何か。これは現在では、医療の充実だ。2点目は、食というのは食の安全。3点目、これは住は、これは環境になってくる。あらゆるこれは人間が生活していく上での環境。そしてそれにプラ

ス教育ということがすごく大事になってきます。

阿見町をこう見てみますと、医療機関の充実は、周りの近隣の市町村と比べても充実してる と思いますし、医療機関を自由に選べる地域でもある。そして、食の安全、非常に緑が豊かで 自然が豊かで、その食の安全も、やはりここでは確保できる。環境はどうか。阿見の町歩いて みても、車で移動してみても、非常に豊かで優しい、きれいな町である。そして、あとは教育。 そうなって見ますと、基本的にかなり充実したいいものが、町においては備わっている。あと は、これをどう、よりレベル上げて、磨きをかけて、何に特化していくのかといったところが 大事になってくるのかなと思います。

先日,埼玉県の戸田市の前の副市長の話を,ちょっと聞いてまいりました。その前は,視察で大玉村に行ったり,また聖籠町に行ったりして,また,そこの地域で,地方で,人口が減らない,やっぱりそういうまちづくりを見てまいりました。共通点はありますが,そこでちょっと御紹介したいと思います。

埼玉県の戸田市は都心に非常に近いところで、自然が全くもうありません。この前の副市長が担当課の課長に、環境課の課長になったときは、ボートと倉庫の町、灰色の町と言われて、 それじゃあいけないといったところからスタートしたそうです。

自然が全くない中で、まちづくりをどうするかって、環境問題引っかけて、生ごみを花に変えていったり、また資源ごみをいろいろとお金に変えていったり、そして地域の人にその花を届けたり、その花の仕掛け人も障害者の方たちと、要は、幅広くその町の特性を活かしてやってきてる。で、今人口はどうなのかというと、東京のすぐ荒川と挟んで隣なんで、その方が入所当時は人口が7万行くか行かないか。ところが、現在は13万3,000ぐらいになって、もう間もなく20万になるというのが見えているそうです。大型のマンションがどんどん建って、一戸建つと、3,000人、4,000人、5,000人という人が増えていく。そういう状況の中で、今この戸田市は埼玉県の中でどういうふうに評価を受けてるかというと、その埼玉県の中で住みたいまちナンバーワンらしいんです。

やはり、まちづくりのキーワードというのは、住みたいまち、住み続けたいまち、これをどうつくっていくか。ここは自治体の一環境課の課長が必死になってやってきたことが実ったわけなんですが、やはりそこには、地域住民の協力も、当然ありました。地域のNPOの団体の人たちも協力しました。地域の企業も、一緒に、やっぱり参加をしてまちづくりをやって成功させた。ある意味で、これは地方自治、今まで質問してきましたが、この団体自治と住民自治の団体自治のほうの職員が非常意識が高くすぐれてたために、まちを大きく変化させて、住みやすいまちに今はなった。そのことを考えてみますと、それそっくり阿見町に持ってきて通用するとは、当然思っていません。地域性も違う、歴史も文化も自然環境も、そこにある産業も

違う。ただ、その1つの物の考え方というのは、やっぱりまねができると思うんですね。

そこで、ちょっと町長にお願いしたいのは、まちづくり、これに関して、行政とともに町内の企業もみんな一緒になって、特に、地域の人たちが意識を持って、こういうことをやっぱりいろいろ提案してやってみたい、こういうことを研究してみたいと言ったときに、ぜひ積極的に支援をお願いしたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

- ○議長(柴原成一君) 町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) 筑見の1つの例を見てみても、やっぱり地域福祉計画を、その地域でつくったということで、職員の担当課に、どうやったらその物ができ上がるか、やっぱりきちんと寄り添ってやってくれよということで、本当に実現してね、やっぱり職員も、そういう面で自信になったんじゃないかな。やっぱり、協働のまちづくりというからには、そういう提案というものがね、出てきた場合は、町は、そこをやっぱり助成していくというか、助力していくということが求められているんじゃないかな。そういう面において、やっぱり財源を使ってもやるべきだという思いをいつもしている。そういう話をしております。
- ○議長(柴原成一君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) ありがとうございます。ぜひ、そういう支援を積極的に進めていただくことによって、地域の人たちも、ますます、この地域の政治に、まちづくりに参加をしていくと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それで、前回の一般質問でもちょっとやりました。やはり教育の大切さといったところがあるかと思います。特にこれは生涯教育——子供たちの教育も当然、これは学校で大事なんですが、生涯にわたって学び続けることの大切さ、その中で、やはり、人というのは、年をおいても、学び続けることによって成長し続けていける。そうやって、やはり自ら学び、それを人と学び合いながら地域をよくしていく。これはちょっと、杉原先生の日本国憲法の地方自治の最後の締めのところなんですが、これは有名な言葉で、このように言っております。「1年の計を立てる者は稲を植え、10年の計を立てる者は木を植え、100年の計を立てる者は人を養う。」ぜひ阿見町、この生涯学習にも、町長、ぜひいろんな形で支援をして、みんなで学び合える、そして質の高い学びができる町に推進していっていただきたい。私もいろいろ提案しますので、この1点よろしくお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(柴原成一君) 町長天田富司男君。
- 〇町長(天田富司男君) 今,生涯学習のほうでも,出前講座ということで,本当に町民の中に入ってやっている状況ですし,私,女性センターができたことによって……。今もね,その人たちが,この間,私もレイクサイド行ったんですよ。そうしたら,やっぱり消費者の問題でね,もうそこにはね,防災訓練をやったときでしたから,六,七十人いたのかな。そういう人

たちが、やっぱり女性の、その消費者の下にいる、その職員の話を聞いて、やっぱりいろいろやってました。やっぱり非常にそういう面では、私は女性センターというのは、できて、そしてどういうことができるのかと。非常に幅広いことができると思ってね。そういう面で町民と一緒になってできるような、そういうものを、私はつくっていっていただけるんじゃないかなと、非常に大いに期待しています、そういうものは。

- ○議長(柴原成一君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) ぜひ,質の高い学び合いのできる町,で,人を育てることによって町が大きく発展し,持続可能な町になるように,ぜひ進めていただきたいと要望しまして,私の1点目の質問は終わります。
- ○議長(柴原成一君) ただいま,14番吉田憲市君が退席いたしました。したがいまして,ただいまの出席議員は15名です。

どうぞ続けてください。9番川畑秀慈君。

○9番(川畑秀慈君) それでは、2点目の質問に移らしていただきます。

国際条約についてなんですが、1点目の、子どもの権利条約。これは1989年に国際連合の総会で採択された。今、それをもとに、いろんな自治体で、子ども条例また権利条例をつくっているようでございます。それと、障害者の権利条約、また障害者差別解消法等も、今、出ておりますが、昨日までが、ちょうど障害者週間ということで、障害者基本計画、これが平成14年に閣議決定されて、そこから国民一人ひとりの役割と責任を自覚して、主体的に取り組んで、障害者問題行こうと、このようになっております。

この障害者週間というのは、平成16年の6月から障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める目的として、障害者の日、12月9日にかわるものとして一週間やられていた。

そこで、質問をさせていただきます。

- 1点目,この国際条約についてなんですが、子どもの権利条約をどのように考えているか。
- 2点目、障害者の権利条約をどのように考えているか。
- 3点目、障害者差別解消法をどのように考えているか。

上記の, 4点目として, 条約, 法律に対して, 町ではどのような対応を考えているか。 以上4点, お願いしたいと思います。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) それでは、国際条約について、1点目の、子どもの権利条約をどのように考えていますかについてであります。

「児童の権利に関する条約」は、1989年11月の国連総会において採択、翌年に発効され、1994年に我が国で条約を批准しております。

「子どもの権利条約」は、条文54カ条からなり、18歳未満の児童の権利として、差別の禁止、 児童の最善の利益、表現の自由など、さまざまな権利を包括的に定めており、どの項目も重要 な事項であると考えております。

一部の自治体においては、既に、子供の権利に関する条例等を制定しております。その内容は、「子どもの権利条約」を基本とした条例のほか、子育て支援施策の基本的事項を一体的に定めた条例など、自治体によって多様であります。

当町では、これまで、次世代育成支援対策行動計画に基づき、子供の人権尊重と権利擁護を含め、子育て支援施策に取り組んでおり、平成27年度からは「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、現在策定を進めている「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく予定としております。

2点目及び3点目につきましては、関連しますのであわせてお答えいたします。

障害者の権利条約をどのように考えていますかについてですが、障害者の権利条約は、2006年12月に国連総会において採択され、2008年5月に発効いたしました。その後、我が国では、 障害当事者から国内法の整備を進めるべきという声があり、2014年1月に批准書を国連に寄託 し、140番目に障害者権利条約を締結しております。

障害者権利条約では、障害者の人権や基本的自由を確保し、障害者固有の尊厳を尊重するため、障害者の権利を実現する措置等が規定されております。その中で、障害に基づくあらゆる差別の禁止、障害者が社会に参加して包容されることの促進、条約の実施を監視する枠組み等の設置などが規定され、障害者の権利の実現に向けた取り組みの強化が求められております。

次に、障害者差別解消法をどのように考えていますかについてですが、障害者権利条約の批准のため、国内法の整備として、障害を理由とする差別を解消するための法律が必要となり、2013年に障害者差別解消法が成立いたしました。

この法律の目的は、障害があってもなくても、誰もが分け隔てなく、お互いを尊重して、暮らし、勉強し、働くことができるように、差別を解消して、誰もが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目指し、全ての国民が障害等を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

当町においても、障害者等の人権を守り、固有の尊厳を尊重するため、住民一人ひとりが国 民の責務として、障害を理由とする差別の解消推進に寄与するよう取り組むことが重要である と考えております。

次に、4点目の、上記の条約・法律に対して、町はどのような対応を考えていますかについ

てであります。

初めに、子どもの権利条約についてですが、現在、当町においては、条例の制定に向けた検 討は行ってはおりませんが、次代を担う子供の健やかな成長と最善の利益を実現するため、条 約に関しての調査・研究を行っていきたいと考えております。

次に、障害者の権利条約、障害者差別解消法についてですが、障害者等が希望に応じた社会的活動への参加を妨げられないためにも、施設、設備のバリアフリー化といった物理的障壁の除去はもちろんのこと、雇用、就労、その他の社会活動への参加に際しての障害等を理由とする排除など、制度上や慣行上の障壁の除去を含めた日常生活における問題の解消が重要となっております。

町では、障害者の権利条約や障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、現在策定中の新たな障害者基本計画・障害福祉計画により、障害者の身体の自由等の権利、教育や労働等の権利など、障害者一人ひとりの権利を尊重した取り組みへの支援を図るため、関係機関との連携のもと推進してまいりたいと考えております。

○議長(柴原成一君) 9番川畑秀慈君。

○9番(川畑秀慈君) ありがとうございます。ぜひ、障害者問題に関しては、これの趣旨を踏まえて、この計画を立てていただきたいと、こう思います。

なぜ国際条約というような形の見出しで、私、質問したかというと、国際条約と国内法との 関係といったところで、ちょっと述べておきたいなと思ったので質問した部分もあります。国 際条約が国連通して、それが制定されて、そして、政府がそれを批准し、国会でそれを承認さ れると、それが国内法に転化していく。要は、国際条約を結んだという段階で、近い将来それ が国内法に入ってくる。で、その法整備が進んでいくということになりますので、ぜひこの阿 見町においても、いろんなそういう国際条約、結ばれたときには、早目早目にそういう情報を 取り入れて、町のそういう計画の中へ取り入れていっていただきたいと、これは1点要望をい たします。

それで、これはちょっと蛇足なんですが、ちょっとこれ関係ない話で、時間あるんで、ちょっとお話ししておきたいなと思うんですが、例えば日本の場合、ちょうどパリ不戦条約というのが結ばれて、1923年でしたっけ、そのときの条約締結の呼びかけ人の中に7カ国、8カ国あった中で、実は日本の昭和天皇が入っていた。全世界でそれを承認して、それが国会で議決されたことになって、実は憲法9条ってのは、明治憲法のもとでも、実際に国是として中に入っていた、その法律の中に、戦争をしないということは。ところが、時代の変遷の中で、それが破られて戦争に突入してしまったということ。こういう事実もあるんですが、要は、国際条約、やはりこれが結ばれたということは、やはりそれが国内の中でも非常に大きな比重を占めて法

律として制定されてくる。

その中で1つお聞きしたいんですが、この差別解消法の中にも入ってくるんですが、合理的 配慮とは、具体的にどういうことを指しているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。
  - ただいま,7番平岡博君が退席しました。したがいまして,ただいまの出席議員は14名です。 保健福祉部長坪田匡弘君。
- 〇保健福祉部長(坪田匡弘君) お答えしますけど、ちょっとお答えになりません。すいません、随分、条文の解説も何回か読んだんですけども、理解がまだ進んでおりませんので、ちょっとお答えできません、すいません。
- ○議長(柴原成一君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) 要は、合理的配慮ということはどういうことかといいますと、例えば、あらゆる差別を解消するんで、いろんな情報を伝達する。例えば広報があります、議会だよりもあります。ところが、目の見えない人はどうするんだと、耳の聞こえない人はどうするんだという問題が、実は入ってまいります。だから、そういう情報伝達の仕方1つとってみても、非常にこれは、それが一般事業者であったり、商店であったり、企業であったりすれば、努力義務で済むんですが、自治体においては、それは努力義務ではなくて、それは義務化されてくるんで、そういうものを含めてきて、非常に幅広くいろんな問題が出てくる。例えば、一般の音楽会をやる、一般の講演会をやるっていったときに、じゃあ、そういう人たちがそこに足を運ぶまで、どのような手段で来れるのか。そしてまた、それをどのように、そこに来た人たちに伝えていくかといったところも含めまして、非常にこれは、今からいろんなことを想定しながらやっていかないと、法が制定されて、それから慌ててどうこうやっては、なかなかこれは追いつかない部分があるんで、ぜひその部分で、権利条約、私もざあっと読みましたが、ぜひ読んでいただきたい。また、差別解消法も読んで、やはりどういうことがそこでうたわれて、これから自治体として条例化していかなきゃならないのかといったところも踏まえて、1点お願いしたいと思います。

それとですね、今、阿見町の中でも、いろんな形で障害者の方が仕事をしたり、委託をされているんなことをされているんじゃないかと思うんですが、その障害者の人たちに対して、町で業務委託してるものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。 ○保健福祉部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。町の委託しているものなんですけども、まず、総合保健福祉会館内で――館の外ですね、外構の清掃作業等をお願いしております。それと、椅子とかソファーとかのカバーの作成とクリーニング、テーブルクロスの作成、 それからスポーツ大会用のゼッケンのクリーニングなど、それからさわやかフェアのときに、 障害者施設の中で作成したものの販売、これを作成していただいてこちらで販売しているんで すけども、そういったものも行っております。それから学校ですね、町内の小学校のカーテン も、クリーニングなどもお願いしてございます。

- ○議長(柴原成一君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) 館内の清掃とか、そういうものは入ってませんか。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。障害福祉課長煙川栄君。
- ○障害福祉課長(煙川栄君) はい、ただいまの質問にお答えいたします。さわやかセンター 内の清掃につきましても、一部居室において清掃をお願いしております。

それと、生涯学習課においては、かすみ公民館において、清掃の作業をお願いしているところでございます。

- ○議長(柴原成一君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) ありがとうございます。その方たちの賃金といいますか、契約内容はどうなってますか。まず、時給であれば時給幾らなのか、また、トータルで幾らで委託をしてるのか。それと、委託の契約方法、それは入札やっているのか、随契でやっているのか、その辺ちょっとお願いしたいと思います。
- ○議長(柴原成一君) 障害福祉課長煙川栄君。
- ○障害福祉課長(煙川栄君) まず,さわやかセンターのですね,清掃についてですけれども,こちらにつきましては,平成25年度の実績で9万8,280円というような金額になっております。10万円以下ということから,随意契約を結びまして委託をしているところです。ですので,実際に作業をされている障害者の方について,どの程度の賃金が支払われているかについては,まことに申しわけありませんけれども,把握をしておりません。
- ○議長(柴原成一君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) かすみ公民館のほうはどうでしょうか。
- ○議長(柴原成一君) 障害福祉課長煙川栄君。
- ○障害福祉課長(煙川栄君) かすみ公民館の清掃作業につきましては、1カ月当たりが1万5,960円というような形で、年間で、25年度ですけれども、19万1,520円の実績がございます。 こちらについても、聞き取りはさせていただいたんですけれども、残念ながら、ちょっとお支払いしている賃金等についての把握はしておりません。
  - ○議長(柴原成一君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) それの賃金体系もどうなのかは、ぜひ調べていただきたいと、こう思います。

それと、それが障害者の権利、また差別になってるか、なってないか、その辺のところもき ちんと見てもらった上で、やはりこれは、こういう条約を締結し、法整備もされていく中で、 きちんと対応して、私は、いただきたいと、こう要望しますが、その点いかがでしょうか。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。
- ○保健福祉部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。今、御指摘のとおりですね、賃金 のほうも把握しておりませんでしたので、そこら辺、調査をしてですね、差別等、また不当な 支払い等ないかどうかというのはチェックしていきたいと思います。
- ○議長(柴原成一君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) ぜひそれはお願いしたいと思います。今,茨城県の最低賃金は時給 729円です。先ほど紹介しました戸田市においては,800円ちょっと,最低賃金が。それで支払ってる。また,箕面市においても,そういう賃金体系でやっている。やはり,この問題に関しては,賃金においても,きちんと差別なくして,これからはいただきたいと。今まではなかなかそこまでいかなかったところもあるかと思うんですが,その点を要望しまして,私の質問を終わります。

以上です。

○議長(柴原成一君) これで9番川畑秀慈君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長(柴原成一君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。 本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 3時15分散会

第 3 号

〔 12月11日 〕

# 平成26年第4回阿見町議会定例会会議録(第3号)

平成26年12月11日(第3日)

## ○出席議員

1番 柴 原 成 一 君 2番 藤平竜也君 3番 野 口雅弘君 永 井 義 一 君 4番 5番 海 野 隆 君 6番 飯 野 良 治 君 7番 平 岡 博 君 8番 久保谷 充 君 9番 川畑秀慈君 10番 難 波 千香子 君 11番 紙 井 和 美 君 浅 野 栄 子 君 12番 藤井孝幸君 13番 16番 佐藤幸明君 17番 諏訪原 実 君

## ○欠席議員

 14番
 吉田
 憲市君

 15番
 倉持松
 雄君

# ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 天 田 富司男 君 教 育 長 青 山 壽々子 君 横田健一君 総 務 部 長 町 民 部 長 篠 原尚彦君 保健福祉部長 坪 田匡弘君 生活產業部長 湯原幸徳君 都市整備部長 篠崎慎一君 教育委員会教育次長 竿 留一美 君 防 長 川村 忠 男 君 会計管理者兼 宮 本 寛 則 君 課 会 計 長 総務部次長 大 野 明 利 君 総 務 課 長 飯 野 利 明 君 企画財政課長 勝 美 君 小 口 財 課 長 朝 良 一君 日 交通防災課長 石 智 久 君 建 町民活動推進課長 湯 原 勝 行 君 児童福祉課長 山広 美 君 青 健康づくり課長 篠 Щ 勝 弘 君 商工観光課長 朗 君 佐 藤 哲 都市計画課長 芳 夫 君 大 塚 上下水道課長 坪 田 博 君 学校教育課長 菊 池 彰 君 消防本部総務課長 湯原清和君 兼予防課長

# ○議会事務局出席者

 事務局長青山公雄

 書記大竹久

# 平成26年第4回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成26年12月11日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

# 一般質問通告事項一覧

平成26年第4回定例会

# 一般質問2日目(平成26年12月11日)

発 言 者	質問の趣旨	答	弁 者
1. 難波千香子	<ol> <li>定住促進対策,子育て・教育について</li> <li>観光・文化施策,フィルムコミッションによる地域 活性化の取り組みについて</li> </ol>	町長	長 ・教育長
2. 紙井 和美	<ol> <li>住民サービスの向上の基礎となる職員の人材育成と 快適な職場環境の整備について</li> <li>男女共同参画センターの設置について</li> </ol>	町町	長長
3. 海野 隆	1. 総合防災について 2. 現場代理人制度について	町長町	・消防長 長

#### 午前10時00分開議

○議長(柴原成一君) おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を 開きます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

#### 一般質問

○議長(柴原成一君) 日程第1,一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を30分といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

なお、議長判断により質問が終了しないと認めた場合、今定例会に限り10分間延長いたします。

それでは初めに、10番難波千香子君の一般質問を行います。

10番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

#### [10番難波千香子君登壇]

○10番(難波千香子君) 皆さん、おはようございます。通告に従いまして、初めに定住促 進策、子育て教育について質問いたします。

地方分権が進む中、平成23年地方自治法が改正され、基本構想の制定義務が廃止されましたが、地方自治体を取り巻く環境は年々変化し、厳しさが増している状況であります。各自治体は定住促進や地域の活性化をいかに図るかということで、全面に出して厳しい自治体競争が始まっており、今後ますます厳しくなるのではないかと考えます。社会変化や時代の流れを的確に捉え、迅速かつ柔軟に対応することが求められると思います。

民生教育常任委員会では、子育て助成金や家賃住宅助成金等、独自の子育で支援策や教育に 自治体が大変前向きに出して、取り組み、若者の定住促進施策を図っている福島県大玉村と新 潟県聖籠町を視察し、また個人で新潟県三条市に視察してまいりました。こういった観点から、 阿見町第6次総合計画の重点施策としても定住促進を図りますとありますが、阿見町のさまざ まな特徴を活かし、独自の計画を目指すべく質問をいたします。

1点目,奨励金について。子育て世代への支援や祝い金として,どのようなことが考えられるか。また,15歳以下の子供5人以上を扶養する方に,子一人につき年額1万円の支給はどう

か。また、全国・県内で取り組みが始まっている、町内住宅取得者に金融機関との連携で優遇 できないか。

2点目,機能的・効果的な行政組織の機構改革について。平成27年から31年度までの子ども・子育て支援事業計画の策定が始まっていますが、現在の阿見町次世代育成支援対策行動計画の第4章・基本目標3、人権・いのち・健康を守る取り組みでは、教育委員会指導室・児童福祉課・健康づくり課・国保年金課・障害福祉課など多くの課がかかわり事業に組んでいます。行政的には役割分担による支援が行われていますが、子供や家庭の実態は多種多様で、一面的な対応ではなく多角的な検討が必要な場合が多い。

一人の子供が自立するまでには、保護者や本人にさまざまな悩みが出てきます。保護者はどこに相談したらよいのかわからないという声を聞きます。窓口を適切に選択し、一番よい支援を受けられるように使い分けることは大変です。さらに、保育園・幼稚園・小中学校・福祉・医療と各機関に相談するために、あるいは担当者が変わるたびに、記憶をたどりにたどり、初めから話すことは保護者にとってとても難しいことです。また、中学校卒業した後はどうしたらよいかという声があります。

こういった問題を解決すべく、新潟三条市は教育委員会に福祉系組織の子育で支援課を設け、5つの課にまたがっていた子供行政をそこに集約し、子ども・若者支援台帳をつくって情報を一元化。それとともに、中学校卒業後も訪問し相談に乗るなど、疲労や引きこもり等の支援をし、自立するまで責任を持っていました。阿見町でも行政の縦割りを乗り越えて、我が子供・若者を一町の子供・若者を誕生から就労・自立まで責任を持ち、悩みに応じた適切な支援を継続的にすること。子供の成長に合わせた切れ目のない一貫したサポートをしていくことが必要であります。

そこでお伺いいたします。各行政の連携と情報の共有の現状と課題、今後の取り組みはどうなっているのか。また、子供窓口の一本化を行って、保護者の利便性の向上と各機関の情報の共有化を図ってはどうか。また、サポートブック……。済みません、このようなのがあります。スマイルファイルとして保護者が出生届を提出されたとき、全ての家庭に配布。背表紙には子供の名前を書き入れ、個別の支援計画や支援ツールの真ん中マップ——このようにお子さんの名前を書くような形でなっているものでございます。入っております。ですね。そういう真ん中マップというものがあります。母子手帳や、またエンジョイパパ手帳——このような父子手帳も入れられるようになっております。

このようなサポートブックを活用し、誕生から就労まで継続的な支援を行っていくべきであると思いますがどうか。また、父子手帳の導入はどうなのか。そして障害や虐待・不登校など、 支援が必要な子供や若者を継続してサポートする仕組みの子供・若者総合サポートシステムの 導入について見解をお伺いいたします。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

#### [町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) 皆さん、おはようございます。

まず質問に答える前に、今日朝からノーベル物理学賞の授与式が各テレビ局で放映されております。本当にすばらしいなと思います。赤崎勇さん――名城大学終身教授、天野浩さん――名古屋大学教授、中村修二さん――米カリフォルニア大サンタバーバラ校教授、の3人が受賞されたわけであります。本当に人類の生活向上に大きく貢献した青色発光ダイオード――LEDですね。

本当に阿見町でも、この土地にですね、やはり外灯をLED化したっていうことで、非常に何かはヒットしたなという気はしております。来年度は、一般家庭に対してのLEDへの補助というものも考えております。本当に、自分がもらったように日本人が何か胸を張れるような、そういう感じをしました。本当に3氏おめでとうございます。

それでは、難波議員の御質問にお答えいたします。

定住促進対策・子育て教育について。

1点目の奨励金について。子育て支援世帯への支援、祝い金としてどのようなことが考えられるか。続いて、15歳以下の子供5人以上の扶養する方に、子一人につき年額1万円の支給はどうかについてであります。

子育て世帯への支援, 祝い金としましては, 出産奨励金や子育て応急手当, 次世代育成支援金等の名目で, 県内の一部を市町村において実施しておりますが, その支給方法や金額対象者はさまざまであります。また支給目的につきましては, 新生児の誕生を祝福し, 次代を担う子供たちの健やかな成長を願うとともに, 出産家庭の経済的負担の軽減を図り, 少子化進行に歯止めをかけることを目的としております。それに加え, 定住促進策としての一面もあるようです。

議員提案の、15歳以下の子供が5人以上を扶養する方への子一人当たりの年額1万円の支給につきましても、こうした目的を達成する施策の1つであると思いますが、限られた財源の中で、町にとって効果的な施策は何か、他の施策とあわせた中で検討していきたいと考えております。

続いて、町内の住宅取得者に対し、金融機関との連携で優遇できないかについてお答えいた します。

県内の金融機関において、市町村連携住宅ローンという商品があります。これは市町村が用

意する各種助成金等を利用する個人に対し、住宅ローンにおける特別金利の適用を行うものとなります。県内では常陸太田市を初めとする8市町にて実施され、店頭金利から全期間にわたり最大1.6%割り引くものとなります。阿見町においても、こうした連携を図ることにより効果的な定住促進策としたいと考え、既に金融機関との協議を進めているところです。

2点目の機能的,効果的な行政組織の機構改革についてであります。

初めに虐待やいじめ、不登校、発達障害、引きこもりなど、さまざまな問題で支援を必要としている子供・若者に対する各機関の連携と情報の共有の現状と課題、今後の取り組みについてお答えいたします。

現在,町では要保護児童等の早期発見及び適切な保護や支援を図るため,平成17年4月より阿見町要保護児童対策地域協議会を設置しております。委員は町教育委員会・児童相談所・保健所・警察署など関係機関の長で構成し,年に1回虐待防止にかかわる協力体制や連携確認等を行っております。また必要に応じ、関係機関の担当者による個別ケース検討会議を開催し、支援を必要とする方の情報の共有や、具体的な支援策の検討を行っているところです。そうした中で、年々増加する相談件数と多様化する相談事案への対応が課題となっているところであります。

今後の取り組みとしましては、対応している全てのケースへの適切な対応の確保と、進行管理を行うため、実際に活動する関係機関の実務者で構成する実務者会議の設置について、調査・研究してまいりたいと考えております。そのほか不登校や引きこもり・DVなどの相談事案については、それぞれの部署で関係機関との連携を図りながら対応しているところです。

続いて、子供窓口の一本化を図ってはどうかについてであります。

子供に対する支援体制につきましては、前述した阿見町要保護児童対策地域協議会での対応のほか、町民活動推進課で実施している絆ネット会議において関係各課からの担当者が集まり、情報交換をしながら個別ケースの対応方針等について検討を行っております。これらの会議開催により、関係機関での情報の共有が図られ、子育て支援に活かされているところですが、窓口の一本化については大幅な組織機構の見直しが必要となること、また子ども・子育て支援新制度の動向等も含めて検討する必要があることから、早急な対応は難しいと考えます。今後、他自治体の状況等を調査・研究し、阿見町に適した体制を整備してまいりたいと考えております。

初めに、過去に町でも取り組んだ父子手帳の状況について、御説明をさしていただきます。 父子手帳とは、父親向けの育児啓発冊子で、妊娠から出産までの母体の変化やその時々の妻へ の接し方, 父親の子育てへのかかわり方, 育児の基礎知識など, 子育てに必要な知識が幅広く 掲載されているものです。

町では、父親の育児への参加を促すため平成20年度から24年度にかけて母子手帳の配布時に、父子手帳の配布を行ってきました。平成25年度以降につきましては、母子手帳配布時にさまざまな情報提供行うことで、父親の育児への参加を促しているところです。また、マタニティクラス事業を実施しており、夫婦で参加していただくことで、妊娠から出産までの経過や父親にお願いしたいこと等について講話をさせていただき、母子への理解を深めていただいております。

以上、父子手帳について、現在は配布しておりませんが、さまざまな機会・手段による情報 提供を行っております。御提案であります誕生から就労まで、一貫したサポート目的とするサ ポートブックの作成について、父子手帳等を含めたこれまでの町の取り組みを検証するととも に、既に作成している他市町村の事例を調査・研究していきたいと考えております。

最後になりますが、機能的、効果的な行政組織の機構改革について、子供・若者総合サポートシステムの導入とあわせてお答えします。

議員御提案のとおり、施策の分野ではなくサービスの対象者に着目して行政組織を構築する 事例が見られます。町の機構改革においては、その時々の政策課題に応じ、機能的、効果的な 組織となるよう努めてきたところです。

窓口の一本化と同様となりますが、このためには大幅な組織機構の見直しが必要となること、 また社会状況や町が行う事業等を含め、全庁的な見地から組織のあり方を検討する必要がある ことから、早急な対応は非常に難しいのではないかと、そう考えております。

- ○議長(柴原成一君) 10番難波千香子君。
- ○10番(難波千香子君) 大変にありがとうございました。それでは、まず最初に住宅ローンにおける特別金利の適用を行う効果的な定住促進策として、既に金融機関との協議を進めているとの答弁でありましたが、奨励金としてどの銀行とどのように進めているのか。まず進捗状況、お話できるところまでお願いいたします。
- ○議長(柴原成一君) ただ今の質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) お答えいたします。

定住促進策につきましては、昨日から議員から質問も受けておりまして、その中で町の独自性のある定住促進策を制度設計中であるというような答弁をさせていただいてるところです。 その中で町が、先ほど町長も答弁しましたとおり、町が定住促進策を行ったそのことに対して金融機関がさらに優遇金利を加えて、促進策をさらなる効果的なものにするというようなことで検討しているということで、現在先ほど答弁しましたの県内8市町村で行ってるという常陽 銀行さんでございますが、こちらと今協議をさせていただいているということで、昨日から答 弁していますとおり、町のその定住促進につきましては、本当にこれといった、本当に特効薬 というものがない中で、町では町外から……。町にある優良企業も、工業団地も3つもあると いうことで、1万人の町外から町の企業に働いていらっしゃる方がいるという、そういう方に ターゲットを絞って、そういう方に町に住宅を建てて住んでいただきたいというようなことで、 町でも制度設定をして、さらに金融機関にも支援をしていただく、連携をして支援をしていた だくというようなことで考えております。

- ○議長(柴原成一君) 10番難波千香子君。
- ○10番(難波千香子君) 1万人の増ということで、もうぜひ……。勤めているですね、その方たちがここに住んでいただけるようにっていう、わかりました。すごいなって、今一瞬思っちゃいました。

それでですね、あと、えーっとですね、まだこの辺は、まだ決まってないのかもしれないんですけれども、それぞれ8市町村はわかっておりますけれども、対象となる居住スペースの広さ、また年齢――若年ということを対象に、ターゲットに我が町もしていくのか。また開始時期はいつごろで、皆さん短期間でやっていますけれども、その辺のお話ができれば教えていただきたいなと思います。

それと、あともう1点は、市町村によっては、これにあわせて、えっとですね、やはり子育 て世帯において義務教育が終了前の子がいる世帯には、大洗のように30万円、義務教育終了前 の子がいない世帯には20万円とか、教育ローンが1.5%――神栖とか、また若年世帯支援住宅 ローンに1.6%とか、石岡では住宅に10%かつ30万円限度の住宅建築額に合わせて、それに附帯して金利を合わせ――住宅ローン特別金利に合わせてやっているということなんですけれども、我が町においてもそういった――新築される場合に、そういったことも考えられるのでしょうか。どうでしょうか。

- ○議長(柴原成一君) 総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) はい、お答えいたします。

これも昨日から答弁してるように、既にそういう定住促進策をやってるところ、そういうものを内容をよく調査・研究を今しているところでございます。どういうことが町にとって、ほかと違いが出せるのか、特色を活かした優遇策ができるのかというようなことで、今調査・研究してるところでございますので、具体的にはまだ申し上げれるような内容でございませんので、よろしくお願いいたしたいと思います。

- ○議長(柴原成一君) はい,町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) 昨日、浅野議員の質問に答えたとおりですね、やはり今阿見町にと

って、どういう政策がいいかっていうことで、今部長から言われたとおり、その政策を進めていくと。何でもかんでもというわけにいかないということですね。だから、やはり1万人の人たちが企業に勤めていただいていると。その人たちをターゲットにして、この土地に住んでいただくっていう、そういう政策を、来年度予算には間に合わないかわかんないけど、その間にはきちんとした制度設計をつくってやっていくっていうことであります。

だから、やはり定住促進策というのは、本当にこうやれば人が住んでくれるという、そういうものは本当にないっていうことだけは伝えておきたいと思います。少しでもね、定住ができるような、そういう町独自の政策を振っていくんだっていうことを今企画財政課のほうで一生懸命考えてるとこなんで、どうかお待ちいただきたいと、そう思います。

- ○議長(柴原成一君) 10番難波千香子君。
- ○10番(難波千香子君) はい、わかりました。ありがとうございました。

次の質問に移りたいと思います。それでは実務者会議ということで,これは検討課題だということでお話ありましたけれども,阿見町では要保護児童対策地域協議会というところでされておりますけれども,この中でも,この実務者会議はぜひやっていただきたいという委員のほうからもありましたので,この辺は要望といたしまして,ぜひぜひ月に1回ぐらいという,そういうお話もありましたけれども,年に三,四回でも定期的にぜひやっていただきたいと要望したいと思います。

なぜかというと、阿見町は所在不明の子供が、阿見町におりましたね。そういった関係もあって、やはりしっかりとそういった意味でも、子供たちから目を離さない、そういったこともぜひお願い、要望したいと思います。

次にですね、窓口一本化は県内は……。これはいいです。わかってますから。

それで、父子手帳なんですけれども、マタニティクラス事業で夫婦参加者はここに参加してる……。何組くらい参加してるんでしょうか。360の年間出産がありますけれども。

- ○議長(柴原成一君) ただ今の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。
- ○保健福祉部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。

マタニティクラスということで、妊婦の方とその家族の方を対象としまして、1回に3日間の講習というんですか、お話で実施をしております。保健師さんとかですね、助産師さん、栄養士さんのお話で妊娠中の栄養についてとか、料理についてとか、出産してからの子育てについてというようなことでやってるものでございます。

それで参加者の数なんですけども、26年度は妊婦の方39名、その旦那さんが27名――数は一致しておりませんけども、の参加がございました。それで25年度は妊婦の方が55名、旦那さんが36名でございます。

- ○10番(難波千香子君) はい、ありがとうございました。
- ○議長(柴原成一君) 10番難波千香子君。
- ○10番(難波千香子君) はい。かなり、なかなか少ない数ではありますけれども、えっとですね、約1割強という形ではあると思うんですけれども。いろんなところで今、育メンということで、男女共同参画という角度からもしっかりとお父様方にも同等な、とはいかなくても、取り組んで共有していただきたいということでも、先ほどの父子手帳があるかと思いますので、またその辺もしっかり、また協議して検討していただきたいと思います。

最後にサポートブックですけれども、これはですね、中学校卒業後に引きこもりやニートになったにしても、誰かが家庭訪問し、就学に促してくれる家庭以外の誰かが見守ってくれるということは、暗闇の中に明かりのような存在だと思います。また子供の6.5%に発達のばらつきや偏り、おくれがあると言われていますけれども、その4割弱は特別な支援を受けていないという調査結果があります。

早期支援によって、社会の中でよりよく生きていくことができるものであります。阿見町で1年間で出生するお子さんは約360人。6.5%とすると約23人であります。発達に偏りがあっても、将来大人になって困ることがないよう早くから支援する、そういう子供たちがふだん学校でも家庭でも怒られることが多いんじゃないかなと思うんですけれども、自分もいいところがあったんだという自己肯定感を高められるようなサポートブックをつけ、保護者にも我が子にもこういう発達の傾向があるんだという理解を深めて、また相談にも来てもらう。

そのためのツールであるサポートファイルは、文科省の特別支援教育総合推進事業のメニューにも入っておりますので、既に多くの自治体がどのように活用してるのか、前向きに調査していただいて、ぜひぜひ取り組んで入れていただきたいと思います。

最後に、再度お聞かせください。

- ○議長(柴原成一君) ただ今の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。
- ○保健福祉部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。

現在,阿見町では母子手帳をお配りしておりまして,父子手帳につきましては一度実施した 経緯は先ほど御説明したとおりでございますけれども,それにかわるいろんな情報が御夫婦の 方に――お父さんお母さんということじゃなくて御両親ということで,いろんな情報を提供し ていますので,それで父子手帳にかわるものということでお渡ししているところでございます。

それで、御提案のサポートファイルですけども、今町のほうでは児童福祉法に基づいた、どうしても18歳未満の方を対象とした施策が主なものでございます。それで、難波議員が今説明されましたように、それ以上の――18歳以上の方でも、今いろいろ問題を抱えている方――こういった社会情勢ですのでなかなか就職ができない方、それから引きこもりをされてる方等々

がいるかと思います。そういった人たちに対してもサポートができ、支援ができるような、そういったものが今必要になってくるかと思いますので、御提案のサポートファイルにつきましても先進の事例を研究してですね、うまくそういった課題に対応できるようにちょっと研究・検討さしていただきたいと思います。

○議長(柴原成一君) 10番難波千香子君。

○10番(難波千香子君) はい、ありがとうございました。ぜひ視察に行っていただいて、研究していただいて、そういう方も阿見町で救っていっていただきたいなと切に思います。よろしくお願いいたします。

では、次の質問に参らしていただきます。観光・文化施設、フィルムコミッションによる地域活性化の取り組みについてお伺いいたします。

予科練平和記念館で「桜花~人間爆弾~」のテーマ展が始まりました。行ってまいりましたが、この日は明年の劇団のためと松竹の関係者が大勢来館されておりました。明年は戦後70周年、予科練平和記念館5周年、阿見町町政施行60周年の佳節を迎えます。来年夏上映予定のこのようなチラシも……。済みません。このようなチラシもでき上がり、戦争と平和、命のとうとさを現代に伝える松村克弥監督、映画「サクラ花」、心揺さぶる感動作ここに誕生ということで、映画ロケ地としても各関係機関の御協力で阿見町でほぼ作品の8割を撮影し、まさに「サクラ花」の舞台となることになっています。

当時と同じく人間爆弾「桜花」と、それを抱えて一式陸上攻撃機――一式陸攻の一部を復元し映画で使用し、撮影後桜花は鹿嶋で展示と聞いております。一式陸攻の胴体の一部は阿見町で譲り受け、映画の場面をパネルにし、俳優のサイン・劇中に使用した特攻服や軍服など映画用の小道具など、予科練平和記念館にコーナーをつくり展示し、ゼロ戦と相乗効果でより多くの来場者が期待できると思います。

「天心」の舞台,北茨城市と「永遠のゼロ」の舞台,笠間市を視察してまいりました。俳優の竹中直人さんや中村獅童さんの芝居の場となった日本美術院を北茨城市の全面協力で,六角堂近くの山中公園に復元・再建しており,駐車場や歩道を整備し,花壇や公衆トイレ・展望台までも設置し,六角堂に次ぐ観光スポットとなり,多数の方が訪れる人気観光コースになっておりました。

また笠間市の舞台になった筑波海軍記念館は、昨年12年末から今年の8月末時点で5万人を 突破したと伺いました。若者が多く訪れており、観光スポットでありました。予科練平和記念 館に記念行事としても一式陸攻の展示や映画上映、PR、阿見町としても今後の取り組み、ま たフィルムコミッションによる今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長(柴原成一君) ただ今の質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) はい。それでは、フィルムコミッションによる地域活性化の取り組みについてお答えいたします。

町では、映画やテレビドラマの撮影支援やロケ誘致により、町の魅力をPRするとともに商業・観光の振興を図るため、平成24年4月にあみフィルムコミッションを設立しております。 これまでのロケ撮影の実績としましては、平成24年度に7件、平成25年度に8件、今年度については3件の撮影実績があります。

特に平成24年度は映画「赤い鯨と白い蛇」の上映会を、撮影で活用した福田地区の古民家である山中家の見学ツアーや、主演女優である香川京子さんをお招きしたトークショーを取り入れて開催しました。非常にこんな時間持つのかと思ったんですけど、香川京子さんの話をまだまだ聞きたいなという、やはり三船敏郎さんのね、いろんなもう本当にその時代の名優っていうか、そういう人たち話をいっぱいしていただいたんで。また香川京子さんも本当にお年に対しては本当にきれいな人だなと思ってね、びっくりしました。そういう感想があります。

平成25年度には、子供たちに人気の「劇場版仮面ライダーウィザード」の上映会を、撮影した南平台地区において、ヒーローショーやあみカフェの出展などの物産イベントを含めて開催したところであります。今年度につきましては、難波議員の御質問にありました映画「サクラ花」の大部分が町内で撮影されることからも、監督である松村克弥さんが自ら監督を務めた映画「天心」の上映を、「サクラ花」のPR告知を兼ねたトークショーなどを盛り込んでの開催を検討しているところでございます。来年度につきましても、当町で撮影される「サクラ花」の上映会をトークショーなどのイベントを盛り込んで開催し、より効果的にPRしてまいりたいと考えております。

先ほども言われたとおり、戦後70年そして本当に戦後が遠くなってきてるという状況。そして町が60周年、そして予科練平和記念館が5周年ということで、記念行事の一環としてやれたらおもしろいんじゃないかなって、そういう考えを町では持っております。

映画「サクラ花」は、史実として知られていない「知られざる特攻兵器・桜花」を取り上げた映画と聞いております。桜花に搭乗した戦死者55名中38名が予科練出身者であり、桜花を攻撃目標まで運搬する一式陸上攻撃機搭乗員の戦死者365名中233名が予科練出身者であると聞いております。桜花と予科練は大変深い関係を持っていることから、一式陸攻等の資料を予科練平和記念館に展示することは、有意義なことと考えております。

なお、予科練平和記念館では、第7回テーマ展として「桜花~人間爆弾~」を今月2日から 来年3月1日まで開催しておりますので、よろしくお願いいたします。

今後につきましても、町のフィルムコミッション事業のさらなる充実を図り、より広くより 積極的に町の魅力を発信し、商業・観光の振興を図ってまいります。 また、この桜花に携わった、阿見町で私たちの議員の先輩である長沼武治さんが本当に亡くなられて、今生きてたら本当にこの桜花――「サクラ花」の撮影に対して大きな協力していただけたんじゃないかなと、それが非常に残念に思っております。

○議長(柴原成一君) 10番難波千香子君。

○10番(難波千香子君) はい、大変にありがとうございました。一式陸攻が、それを……。 このミュージアムというのは、もう1つの国内にありまして、皆様御存じかも知りませんけれ ども、8月しか公開しない河口湖自動車博物館・飛行館しかなく、また河口湖は民間ゆえ展示 方法もやや煩雑ですが、しかしお客様は多数詰めかけていると聞いております。

また来年の2015年は、先ほど御答弁もありましたけれども、終戦から70年という節目の年となりますが、戦争経験者も90歳近くとなり、戦争の実態を語り継ぐ人たちも少なくなってきております。阿見町予科練平和記念館整備管理基金の積立もありますが、5周年行事として魅力ある予科練平和記念館にするためにも、今回一式陸攻の展示に運用はどうなのか、町長にお聞きいたします。

○議長(柴原成一君) はい, 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 非常にいい材料をいただいたということであります。やっぱり映画をつくるのには何億というお金がかかります。私も1つのセールスマンとして,阿見町の企業等そういう,どこに声をかけたいっていうことでパンフレットを何十部かもらいました。やはり阿見町で皆さんに,いろんな人たちに協力をいただいて,この映画が成功させ,そしてその一式……。このそのもの自体をね,やはり展示ができるよう,町が積極的に関与していくということが大事かなと。それはもう商工観光課,あと部長もやっぱり相当熱を入れてこの事業に力を入れていくというそういう考えを持っておりますので,少しでも町が協力できることは,やっぱりやっていかなけりゃいけないと。

今回も松村監督が何度も何度も……。その橋渡し役として難波議員が一緒に来ていただきましたけど,何度も何度も来ていただいて,やっぱり阿見町の地域を見ていただき,そしてやはり撮影する場所はどういう場所がいいかということで,非常にそういう面でも撮影する場所も阿見町には多くありますので,どうかなるべく多く阿見町で撮影をしていただいてね,やっぱり町民の皆さんに「あ,これここだね,ここだね」ってわかるような撮影現場があると皆さん本当に町も盛り上がってくんじゃないかなと,そう思います。私たちも,そういう面では大きな力を,やはり皆さんと一緒になってね,つくり上げていきたい,そう思います。よろしくお願いします。

○議長(柴原成一君) 10番難波千香子君。

○10番(難波千香子君) はい、大変にありがとうございました。最後に1点だけ、町の町

政60周年ということで、上映など盛り上げて、今お話あったように本当に阿見町が60年たったんだという、そういう内外の人口交流を図り、阿見町の活性化またイメージアップにつなげて、ぜひ行っていただきたい、そのように思います。また映画上映のほうも、またそのような観点で、ぜひぜひお願いしたいなと、最後に御答弁ありましたらよろしくお願いいたします。

○議長(柴原成一君) はい, 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 先ほども、もう答弁でも申し上げたとおり、やっぱり桜花に対して ――「サクラ花」に対しての撮影、これが終わり上映ができるということになったときに、町 やその60周年の1つの記念行事の中に組み込んで、これをフィルムコミッションの中で上映を するという、そういうことを今こちらでも考えてるという話をしました。すばらしい映画になることを、まず望んでおります。

以上です。

- ○議長(柴原成一君) 10番難波千香子君。
- ○10番(難波千香子君) はい、大変にありがとうございました。以上で質問を終了いたします。ありがとうございました。
- ○議長(柴原成一君) これで10番難波千香子君の質問を終わります。

次に、11番紙井和美君の一般質問を行います。

11番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

#### [11番紙井和美君登壇]

○11番(紙井和美君) おはようございます。それでは通告に従いまして、質問させていただきます。

住民サービスの向上の基礎となる職員の人材育成と快適な職場環境の整備について、質問させていただきます。

地方分権が進み,住民一人ひとりの声が行政運営に反映される社会が期待されております。 今後,行政に対するニーズの高度化・複雑化に対応していくためには,専門家としての地方公 務員の人材確保と公務を遂行するための快適な職場環境の充実が不可欠であると考えます。

そこで当町の町民サービス向上の基礎となる職員の人材育成と、快適に職務を遂行するため の職場環境の整備のための取り組みについてお伺いいたします。

まず1点目、阿見町の目指す職員像についてはどういうものか。

- 2点目,人材育成の基本方針と人事制度改革についてはどのように行っているか。
- 3点目、町職員の意欲を高め、意識を向上させるための取り組みとしてはどのように行っているのか。
  - 4点目, 職員の心身の健康を守る取り組みについて。

5点目,職員の悩みや苦情を受け付ける庁舎内窓口について。

6点目,町民と直接触れ合う窓口サービス向上のためへの取り組みについては,どのように 行われているのか。

7点目、役場内の男女共同参画への取り組みはどのように行われ、進んでいるのか。

8点目,町民の視点に立ったまちづくりというのは、町はどのように考え行動し、計画しているのか。

以上、8点についてお伺いいたします。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

### 〔町長天田富司男君登壇〕

○町長(天田富司男君) 紙井議員の、住民サービスの向上の基礎となる職員の人材育成と快適な職場環境の整備について、お答えをいたします。

1点目の、阿見町の目指す職員像でありますが、当町の人材育成基本方針では「あつく みなぎる 郷土愛。町民に優しく、仲間と行動を発揮する職員」を求める職員像の基本テーマとしております。職員はあらゆる場面において「みんなが主役のまちづくり」の実現に向け、町民とともに考え、行動し、必要な能力を獲得できるよう努めてまいります。

2点目,3点目の人事制度改革。町職員の意欲を高め,意識を向上させるための取り組みでありますが,人材の最大活用と組織の活性化を考えた人事管理を進めていくには,職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握し,その能力・実績による評価に基づき,人材育成,任用,給与処遇などに活用していく人事評価制度が重要と考え,その制度の確立に努めてまいりました。

当町の人事評価につきましては、平成21年度より4年の試行を経て平成25年度に本格実施し、その結果を今年度の勤勉手当に反映させたところであります。特に、課ごとに組織目標を掲げ、その目標に沿った個人目標を設定し、仕事の進行管理を行う目標管理による人事評価は、職員の意識向上の取り組みとして有効であると考えておりまして、今後も制度の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に4点目,5点目の職員の心身の健康を守る取り組み,悩みや苦情を受け付ける庁舎内窓口でありますが,安全衛生管理に関する活動としては,健康診断の受診勧奨のほか,毎年1回ストレスチェックを行うなど,その予防に努めるとともに,衛生管理者へのメール相談,職員が気兼ねなく相談を受けられるよう職員のプライバシーに配慮した,茨城カウンセリングセンターのメンタルへルス相談事業,茨城県市町村職員共済組合による電話相談「健康・こころのオンライン」など,心身の相談について対応するほか,悩みや苦情について直属の管理職や人

事管理担当課の総務課において随時対応しております。

次に6点目の、町民と直接触れ合う窓口サービスの向上のための取り組みであります。私が 就任以来このことについては常に改善に努めるよう指示してきたところであります。接遇研修 のほかプレゼンテーション研修、クレーム対応研修などを通じてその資質の向上に努めてまい りましたが、引き続き徹底したいと考えております。

7点目の、役場内の男女共同参画への取り組みでありますが、女性の活躍推進が政府の成長戦略の中核に位置づけられるなど、その重要性は十分認識しておりまして、庁内の女性職員の登用を順次進めているところであります。今後も管理職等への登用に限らず、幅広い職種への女性職員の登用などを通じ、男女共同参画への意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

最後に8点目の、町民の視点に立ったまちづくりについてであります。住民の視点に立つと、まちづくりは「暮らしやすさの」実現であると考えております。町民が持っている潜在的な要望を顕在化させ、暮らしやすさにつなげることが重要であると考えます。町民、行政それぞれが公共の担い手であるという当事者意識を持ってまちづくりにかかわっていくことが必要であり、職員には町民が主役であるという意識のもとで、町民の目線で捉えたまちづくりを実践していくことが求められています。そのため、町が求める職員像を意識し、職員が暮らしやすさの担い手となれるような人材育成に努めてまいりたいと考えております。

- ○議長(柴原成一君) 11番紙井和美君。
- ○11番(紙井和美君) はい。御答弁ありがとうございました。

今回の質問は、温かいきずなでつながる町をつくるためには、まず行政と町民が信頼し協力 し合ってつくり上げていくことが重要であるということと、そのためには町の財産である職員 の皆さんのが生き生きと元気で独創的な――それぞれが持っている独創的な力を発揮して、専 門家として町民を明るくリードしていくことが不可欠であるということにポイントを置いてお ります。

それでは、先ほどの答弁をいただいた中から全般的に、簡潔に何点か再質問させていただきます。

まずは、人材育成に関してであります。町民の目線で捉えたまちづくりという非常に大事なことだということで、その具体的行動というのはどのようなものかっていうことと、あともう1点、その町民から見た職員のあるべき姿等について、アンケート調査を実施したりしたことがあるのか。

以上, 2点についてお伺いします。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長(横田健一君) はい、お答えいたします。

まず1点目のですね、町民の目線で捉えたまちづくりのための具体的な行動はどういうものかということでございますが、先ほど町長答弁しましたとおり、職員の……。求める職員像というところで、町では阿見町人材育成基本方針というものを作成しております。そういう中で、この方針の中でですね、職員のまず心構えとして先ほど言いましたように、町民が主役であるというような意識のもとで、町民の目線で捉えたまちづくりを実践するということで町民のサービスの実践についてこの基本方針の中で8点ほど挙げてございます。

御説明しますと、1つは郷土愛の精神をもって地域には積極的に貢献することということ。もう1つは、町民が必要としている情報を理解して迅速・親切な対応を心がけるということ。また、複雑・多様化する町民ニーズを把握して、多様な価値観に対して柔軟に対応すること。1つとして、丁寧な説明・わかりやすい説明・毅然とした対応を心がけること。もう1つとして、好感の持てる服装・言葉遣いで、町民に明るく親切丁寧に対応すること。また、誰にでも公平な対応・サービスを行い、町民の信頼を確保すること。もう1つ、阿見町行政としての透明性を高め、町民の信頼を確保すること。もう1つが、地域資源や環境・社会情勢を踏まえた行政サービスを提供することなど、これらを町民の立場に立って、信頼される職員であるということが求められるということで基本方針として定めております。

2点目の質問でございますが、アンケート調査等を実施したことがあるかということでございますが、阿見町人材育成基本方針においては、この今申し上げた基本方針である「あつくみなぎる郷土愛。町民に優しく、仲間と行動力を発揮する職員」を阿見町の求める職員像のテーマとしていることから、この基本方針の策定に当たって職員が自ら考え、つくり、行動する方針となるように職員全体に対して、その人材育成についてのアンケート調査を実施しました。それで、幅広く意見を求めて、検討を重ねて、この基本方針を作成したところでございます。

そして、町民サイドからの町の職員に対してどのような職員というふうに映ってるのか、そういう意見をいただくということで、阿見町については、いろいろ試行錯誤して窓口の一元化、総合窓口化というようなことで、その窓口の業務改善に当たりましてアンケート調査を過去3回ほど実施しております。平成17年度と19年度と20年度。それで22年度からは総合窓口に移りまして、その実施した内容について、いろいろ御意見を伺うということでアンケートを実施したところでございます。

そのほか、町のあらゆる施策を策定するときにですね、町民からアンケート調査を実施して おりますが、そういう計画のほかに自由欄というようなことで、町に対するいろいろな御意 見・御要望そういうものも書いていただいてるというようなことであります。また、さらには 町長への手紙とか, そういうところで直接町民から職員に対する対応とか業務内容, いろいろな意見をいただいているところでございます。

これらの意見を十分内部で検討をしまして、職員の接遇とかそういうところにも反映させて きているところでございますが、今後もさらにこういう機会をつくって、さらに職員のサービ スの向上、住民へのサービス向上につながるような職員の研修を続けてまいりたいというふう に考えております。

○議長(柴原成一君) ちょっとお待ちください。傍聴者の方に申し上げます。答弁中、質問中は、静粛にお願いいたします。

それでは、11番紙井和美君。

○11番(紙井和美君) はい、ありがとうございました。先ほど、阿見町人材育成基本方針「あつく みなぎる 郷土愛」ということで、これあつくのA、みなぎるのM、郷土愛(I)ということでAMIとなっているですね。余談ですけれども、これ総務課長の飯野課長の案が取り入れられたということをお聞きしましたけれども、いろいろ皆さんで本当に手づくりで考えたということをお聞きして、うれしく思ったところであります。

その中にあります「チーム・仲間に対して」というところが、これちょっと大事かなと思うんですね。行政改革の中で職員の数もどんどん減っていく中で、少数精鋭の中で多くの仕事量をこなしていかなくちゃいけないということで、だけども目標も達成しなくちゃいけないということもありまして、組織全体で情報の共有化をしていくということ。また仲間同士、組織内外の連携を強めて、組織の目標達成に邁進することも大事ではないかなということですので、これをさらに活用しながら心通った人材育成について、つくっていただきたいなというふうに思っております。

続きましてストレスに関してですね、先ほどの話ありましたけれども、療養休暇をとっている職員で、悩んでいる職員の方のフォローアップの対策ということなんですけども、療養休暇者の、心にストレスを感じて休職に至るケースっていうのがあるようですけれども、それに対しての人数、把握していらっしゃったら教えていただきたいんですが。お願いします。あと、ストレスチェックの内容と結果というのもあわせてお願いします。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) はい、お答えいたします。

まず1点目の療養休暇の取得者の状況でございますが、職員にはそういうメンタル面で休職というような方がございます。期間は数週間から1年というようなことで、それぞれ差はございますが、年度別で申し上げますと平成23年度については5人、24年度については4人、25年度については5人、26年度——今年度は4人ということになってございます。

それと、ストレスチェックの内容と結果ということでございますが、これ毎年職員に対して 実施しているところでございます。ストレスというものに対する免疫力――過度な仕事による ストレスによってその免疫力が低下するというようなことから、病気になる前に自分がどうい う状況にあるかというようなことを自己診断するというようなことで、職員に対して年1回実 施しておりますが、その質問項目は20項目くらいからなっているわけでございます。

それで、正常レベルがその20項目のうち5個以下。で、6から10が要休養レベルと。それから11から15が要相談レベル。で、16個以上になると要受診をするようなレベルであるというようなことで、昨年の6月に実施した結果によりますと325人中正常レベルが218人で67.1%、それと要休養レベルが89人で27.4%、要相談レベルは17人で5.2%、受診が必要だというレベルは1人ということで0.3%というようなことでございます。また、このチェックシートには、町におります産業医への相談希望——必要ですか、いいですかというそういう有無も記載できるようになっているということでございます。

23年度から比較しますと正常レベル59.3%から67.1%というふうに増加していると。要休養レベルが35.4から27.4に減少。要相談レベルが5.3から5.5ということで微増している。こういうストレスチェック等を通じてですね、早目にそういう重くならないうちに積極的な支援ができるように、今後も実施していきたいというふうに考えております。

- ○議長(柴原成一君) 11番紙井和美君。
- ○11番(紙井和美君) 結構いらっしゃるので、やっぱり驚きましたけれども、先ほどの産業医、その面談に関して実績はどのようになってるでしょうか。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) 先ほどストレスチェックで、昨年6月に実施しましたっていうふうに答弁しましたが、今年の6月に実施したということで、今年度6月に実施したことでございます。訂正いたします。

それと、産業医に相談した実績があるかというようなことでございますが、産業医による面談はそのストレスチェックシートの結果から、要相談レベルの場合とか一月の労働時間が100時間を超えた場合というようなこと、あとは復帰後の体調確認などの理由によって随時実施してるということで、面談を受けた人数つきましては平成23年度が5人、24年度が4人、25年度が1人、今年度は6人というようなことになってございます。

- ○議長(柴原成一君) 11番紙井和美君。
- ○11番(紙井和美君) はい、わかりました。ありがとうございます。これは人事院のほうからも、やっぱり職員の心の健康づくりのための指針というのが出て、よく御存じだと思いますけれども、そのために本当に力を入れていこうということで具体化をされています。職場に

復帰して、今いろんな心の病っていっても、周りの対応とかお薬で十分復帰できる状況ですけれども、それが本人が気を遣って我慢していると、どんどんひどくなっていくということありますので、周りもしっかり認識しながらチェック体制に臨んでいただきたいなというように思っております。よろしくお願いします。

それと続きまして、今回職員の方に現場の声いろいろお聞きをしたんですけれども、先ほど町長から言っていただいた女性の登用、これに関しては本当に毎回いろいろ力を入れていただいて、今安倍政権でも女性の力を取り入れたということで、本当に女性の能力について再認識をしながら力をどんどんとつけていくという、持ってる力を伸ばしていくというところに問題意識が来ておりますけれども、その中で役場の職員の方のお話がありまして―女性職員の方ですけれどもね、何点かありました。

その中で、大体主だったものは、家庭の中ではやはり家事・育児・介護は女性の仕事だということがやっぱり定着しておりますから、なかなか男女共同参画というふうに、うまく家庭の中でもいかないと。男性が同等に行っている家庭というのはほとんどないんですということでした。で、その中で責任のある立場に置かれた場合、家庭と職場の両立がなかなかできないということで、しかしそれができないから責任を担いたくないということではなく、やはり仕事でやりがいを感じたいというジレンマに陥ってるんだという声が、本当たくさん寄せられました。

また女性ばかりではなくね、これは、核家族化とか、あと離婚率の増加とかによって独身男性も増加している傾向性でありますし、またその男性にとっても今後問題が出てくるのではないかなというふうに懸念されるところなんでけれども、そういった中で男女共同参画への取り組み、これ女性職員に対しての応援態勢ということ。特定事業主行動計画というのを、こういうのを出してくださってましてね、これ今回いろいろ詳しく見せていただいたんですけども、こういったことで子育て応援プログラム、職員みんなで支え合う育児ということで、これに皆さん共通認識を持っていこうというふうになっていました。これに対する実績、あと見直しの内容とか状況、現状について教えていただきたいんですけど、お願いします。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) はい、お答えいたします。

男女共同参画への取り組みということでございますが、町では先ほど議員御指摘ありましたように、特定事業主行動計画というもの策定しておりまして、これは平成15年7月に次世代育成対策推進法というのが国において成立したわけですが、その後、国・地方公共団体及びその事業主などが――さまざまな事業主体が、その社会を挙げて時代を担う子供たちが健やかに生まれて、かつ育てられる環境整備に取り組むということで、そういう特定事業主行動計画を策

定するということが義務づけられたということで、町では平成17年から26年までの10年間——前期5年、後期5年というようなことで実施、策定したわけでございます。

その職場として、阿見町役場で働くその職員がよりよい環境で妊娠・出産・子育てができるように、職場全体で支えていくための取り組みを推進していくということで、具体的な内容としては、そうですね、子育てを行う女性職員の活躍・推進に向けた取り組みということで、育児休業中の職員に対する情報提供や能力開発などの円滑な職場復帰の支援等による両立支援制度を利用しやすい環境の整備。

2つ目に、育児などの女性職員の状況に配慮した人事運用。3つ目に、管理職に必要なマネジメント能力等の習得のための研修を行う。こういうことで女性職員のキャリア形成を支援するということ。4つ目に、所属長による女性職員の活躍・推進や仕事と生活の調和の推進に向けた意識啓発等のための管理職研修の実施。こういうことを今後2次の計画に盛り込んで、今後女性職員と仕事の両立——子育て・仕事との両立を積極的に支援していきたいということでございます。

それと実績ということでございますが、その行動計画の中に行動目標というものを定めております。1つ目は出産付き添い休暇の前期計画における取得率ですが、これが平成17年――前期計画になりますが、これがほぼ100%を取得してると。で、後期計画――平成22年度では、22年・23年が100%には届きませんで85.7と90.9%ということですが、24年・25年につきましては100%取得できてるということでございます。

それと育児休業ということでございます。これは女性については取得率100%を維持することを目標として、男性については制度活用の意識啓発を図っていくというような目標に対しまして、女性の取得率――育児休業の取得率については前期・後期とも100%を達成してるということでございます。

それと年次休暇の取得でございますが、これについては後期計画の期間中は平均取得日数12日を維持することを目標としてるということでございますが、これにつきましては後期の計画においては22年度が31.27%、23年が27.11%。で、24年が31.99%、25年が30.73%ということで、12日を維持するという目標に対しては22年が12.17日、23年度が10.5日、24年度が12.42日、25年度が11.91日ということで、達成・維持するということからすると22年と24年だけが維持できたということで、23・25については平均取得日数を維持できなかったという結果が出てございます。

以上です。

- ○議長(柴原成一君) 11番紙井和美君。
- ○11番(紙井和美君) 詳しく,ありがとうございました。役場の中でも共稼ぎ、共働きの

世帯が多いと思うんですけれども、先ほどの取得率に関してもありますが、男性職員が率先しての家事を担うっていう意識ですとか、休暇をとる意識ですとか、そういった意識改革が必要ではないかなと思うんですが、それに関してはいかがでしょうか。

- ○議長(柴原成一君) はい,総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) はい、お答えいたします。

家庭においても、そういう男性の役割っていうのは、共働き世帯については大変重要なことだというふうに考えておりまして、いわゆる若い世代では育メン・家事メンとかいうような言葉であらわされるように、積極的にかかわってる家庭もいる半面、仕事に追われてなかなかそういう時間が持てないというようなことも現実だろうというふうに思っております。

そういう中で、やはり仕事と休暇、そういうめり張りをやっぱりつけて、やはりそういうときに家庭にいてやっぱりそういう時間をつくってもらうというのは、仕事をやっぱり充実してやっていただくためにも必要なことだということに思っておりますので、今後ともそういう意識の改革とか、そういうものには職員研修通じて努めていきたいというふうに考えております。〇議長(柴原成一君) 11番紙井和美君。

○11番(紙井和美君) はい、ありがとうございます。一般家庭より、どちらかというと本当に公務員とか公的立場の人たちが、やはりなかなか意識の改革がおくれているというふうにも伺っておりますので、ぜひその辺をよろしくお願いいたします。

あと、管理職の役割に関してお尋ねしたいんですけれども、OJTとかを取り入れながら指導するところなんかもありますが、メンタル面で悩んでいる職員のフォローアップ対策ですとか、管理職はこれからもしっかりとしたそういった人間的温かみを持って指導していくということも大事ということになるんですが、仕事上の悩みに関するフォローアップですとか、あと管理職の役割についてということで、もう1回再認識する意味で、お話しいただきたいと思いますけど、お願いします。

- ○議長(柴原成一君) はい,総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) はい、お答えいたします。

管理職の役割ということでございますが、これは第1に仕事を通じてその部下の能力開発をして、一人一人の能力・適正を把握して、仕事を通じて部下を育てるというようなことであろうと思います。そういう点で、先ほども町長答弁しましたように人事評価制度、そういうものを通じて年間3回職員に面談をする機会を設けてございます。1つは目標管理ということでございますので、初期の目標設定についての時に面談をするということで、その目標設定が適切に設定されてるかどうか、そういう面談を通じて、いろいろなときに対するその職員に対しての変化とかそういうものを上司が把握するというようなことですね。

それと中間においては、その目標設定に対してどのように進捗してるのか。その目標が過大だったのか、それとももう少し高く設定してもできるのか、そういう変更も踏まえた中間面談を実施しております。それで、期末にはその目標対して達成できたのかどうだったのかというようなことも踏まえて、年間3回の面談を実施して、そういう中でいろいろ職員のその仕事に対する取り組み評価、あるいはそのメンタル面での相談もそういうところで受けるというようなこともしているわけでございます。

そういう中で、職員にこの意識を、意欲を持って仕事をしてもらうということで、余りその目標を達成するということだけに指導するということではなくて、やはり一緒に――難しい部分については一緒に相談して、どうしたらそういう仕事に対して取り組んでいけるかということを、やっぱり一緒に考えて相談していくということも必要であるということで、管理職については管理職研修ということで、今年ですね、今年の8月に「OJTとコーチング」というような題で人材育成のための研修ですね、そういうものも実施しております。

それとまた中間管理職といわれる課長補佐・係長についても、来年の1月になりますが茨城 カウンセリングセンターの「職場のメンタルヘルスと部下の悩みに適切に対応する」というよ うなテーマで研修をする予定となってございます。

第1には、部下と上司が積極的にそういう面談とか仕事の中でのかかわりを通じて、積極的にコミュニケーションを図って信頼関係を深めていくということが大変重要な――職場づくりについては大変重要なことになってるというふうに考えてございますので、そういう中で職員が心の病を抱えているような兆候、先ほど言いましたようなこのストレスチェックもそうですが、そういうことだけでなくて、そういういろいろな兆候を早期に発見――気づいて、適切に対処できるような管理職というようなことで、今後もそういう研修をさらに続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(柴原成一君) 11番紙井和美君。
- ○11番(紙井和美君) ありがとうございます。私もこれ――通告書を出したときに、ほかの市町村見ますと、そういった心の病をやっぱりどこの市町村も数が増えているんですね。そういったことから、そこ専用の苦情窓口ですとか、悩みの窓口ですとかを置いている市町村も結構あるんですけれども、しかしながらそこの窓口に行くというよりも、やはりそこの自分の直属の部課長にしっかりとコミュニケーションをとって話を聞いてもらうという、その体制がやはり一番の近道じゃないかなということをすごく実感しました。

で、これ産業能率大学の方にちょっとお話をお聞きしたんですけれども、先ほどOJTのコーチングをやっていくというお話もありまして、これはどこの企業も組織もオン・ザ・ジョ

ブ・トレーニングということで企業内の教育とか訓練とかいうことですけれども、これを今力を入れていますが、現実ですね、これかなり難しいところがありまして、ということを産業能率大学の方にちょっと教えていただいたんですが、なかなか――例えばゆとり世代の育て方、今部下の人たちの育て方なんていうのもなかなか難しいと。

で、OJTに対して企業・組織で人材育成がどのように行われているかということで、OJTで今やっていきたいという企業と組織が87.4%だそうなんですね。しかしながら、これが機能しているかとなると12.6%だそうなんです。私もそれを聞いてびっくりしたんですけれども、なかなかうまくいかない理由というのが、指導をする側の時間がなかなかないということとか、あと指導する側の能力不足ということとか。あるいは人材育成の重要性が、社内また庁舎内に浸透していないということが大きな原因だということなんですね。

で、実施する余裕がない、時間がない、管理職への教育・訓練の方針の認識がなかなか難しい、教える習慣が身についていないとか、その部分ですので、やはり大事な部分は管理職の方の本当に丁寧な指導っていうことが、管理職の方もそこまで責任を負わされると大変な思いになるかと思うんですが、それではなくてしっかりとその辺もいろんな研修とか教育を通じながら訓練していただくと、それが部下の方に対しても非常に有効的なものになるんではないかなというふうに考えております。

で、「人事制度を考えるヒント21」という冊子、これそちらのほうに……。総務省から出てるもんですから言ってるんですけれども、まず管理職というのは、職員の士気や向上心を高めて公務の能率の向上につながっていくっていうことに邁進するということとか、あとコーチングやキャリアデザインの研修によって、しっかりと自分自身の人間性の資質を磨いていくということですとか、そういった中から管理職員というのは部下の指導育成の重要性に再認識をしていくんだということが書かれているですね。

ヒント21ということで、人材を育てるにはというので総務省で考えたヒントなんですけれども、管理職は職場の責任者として人事に関する広範囲な役割も当然担うべきなんですが、そういったことで、日常的に部下の職員の職務行動を丹念に観察していって、そして対話をして、指導していく必要があるんですけれども、大勢の部下がいる場合には、相当の困難が予想されると。新しい人事制度が成功するためには、こういった意識改革が大事なんだと。当然人事部門には職員全般に対するもののみならず、管理職に対する説明や適切なサポートが必要だというふうに書いてありますので、特別な窓口を設けるよりも、やはり管理職への懇切丁寧な指導が大事かなというふうに思うんですね。

で、これちょっと余談といえばあれなんですが、職員の意欲を高める取り組みということの中で、職員の休憩室・休憩時間——気持ちをオフにするちょっとした時間が非常にこれ、やっ

ぱりどういう仕事でも大事だと思うんですけれども、そういったことの休憩室に関する職員の 状況を教えていただきたいと思います。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) はい、お答えいたします。

職員の休憩室ということでございますが、現在は役場庁舎2階の国際交流協会というところがあるんですが、そこの隣に若干の椅子が置いてあります。そこで休憩して、自由に使えるというようなことと、あとは昼休み等の休憩時間については、その1階ですね、1階、職員がタイムレコーダーを押すところの宿直室で休憩できるというようなことで、それ以外には休憩室というところはないということでございます。

それで、大変昼の休み時間といいますかね、昼食をとるスペースがないということで、窓口業務があるところの課においても自席で昼食をとってるというような状況がございます。当町においては、なかなかそういう事情で、職員が一斉に昼食をとれるような場所が確保できないということですので、現状はそういうことでなってるということでございます。

以上です。

- ○議長(柴原成一君) 11番紙井和美君。
- ○11番(紙井和美君) はい,ありがとうございます。やはり自分の席でお弁当を食べたり ……。大きなとこですとね,社員食堂っていうのがあるでしょうけれども,なかなかそれがない場合には……。だから,そこを見た町民の方がいつもお茶飲んでるとか,のんびりお弁当食べてるなんて話は,そのあたりなんかから来るのではないかなというふうに思うんですね。非常に気の毒な話で。

そういったことから、いつも頑張って仕事をしている中で、オフのちょっと誰の目にも触れない、町民の目から触れないオフの時間をほんの少しでも設けるように、その部屋の設定を何とか考慮していただければ、今度意欲にもまたできるんじゃないかなってふうに思いますので、その点をまた考えていただきたいと思います。

そして最後ですけれども、今回の質問させていただくことにおきまして、町民の方々はもちろん職員の方々にたくさんの情報提供していただいたんですね。町民の方々に、職員に抱いてるイメージっていうのはどういうもんですかとか、あと実際に窓口での対応や行政に対してお世話になったときの気持ちはどうでしたかっていうこと。これに関しては、単に表から抱いていたイメージとはかけ離れて、自分が困ったときに相談したら一生懸命に対応しようとする職員が本当に多かったと、感謝していることに気づく声が多く寄せられていました。

また、職員の方々に関しましてはですね、自分の理想と現実のギャップがある――先ほどから述べましたように。あと現場の実態の大変さ、また改善したい課題、そういった悩みがさま

ざま寄せられているんですね。で、これ誰にでも話ができる内容とそうではない内容もありますが、それは幹部の方はしっかりと把握していただければありがたいなと思うんですね。ほとんどがこれ、女性の方ですけれども、男性も同じような悩みを持ってる方いらっしゃると思うので。で、心が軽くなり乗り越えていける力が出てくるのは、やはり温かい信頼関係と仲間と上司の励まし、そういったことではないかなというふうに実感をしました。

NOMAというところの行政本部長の池田氏のコメントに、このようにありました。「町職員の方々は皆、行政の専門家です。専門家の役割が町民にとって本当に役立つときは、行政サービスを町民に与えるのではなくて一緒に考えるときなのではないか。そこから本当に一緒にまちづくりができるんではないか。人材育成の鍵は一緒に考えることのできる専門家をどのように育てていくかということにあるかもしれません」というふうにありました。

これからさらに大きく発展していく阿見町のために、また町民も行政も一人ひとりが充実していくために、町長のかじ取りはより一層大きくなってくるんではないかな、重要になってくるんではないかなというふうに思うんですけれども、最後に、急で申しわけないんですけれども、そのキーマンである町長の思いをお聞かせいただければと思います。

○議長(柴原成一君) はい, 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 紙井議員のもろもろの本当に住民サービスとか職員の気構えとかいろんな話、また職員が悩んでること、いろんな話をしていただいて、何かこう自分も身につまされるっていうか。私もこれ1期4年の間に若手の職員との懇談とか、女性だけに何回か集まっていただいて話をさせていただいたりしたときに、やっぱり女性の悩みってのは、またね、違ってるんだなという、そういうものを踏まえて部長とか課長にお話をして、どういう解決策があるかとか、そういうこともやらさしていただいたんですけど、やはり私たち……。

まあ私もこういう立場に皆さんに立たさしていただいてるし、やっぱり仕事をさせていただいてると。職員も同じだと思うんですよね。やっぱり職員になって、町民の皆さんに自分の仕事をこういう形でさせていただいてるという。自分がしてるんじゃないんだと。そういう考えを持っていくと。そして、もちろん仕事はやらざるを得ないんですから、仕事をやるには、やっぱり明るく元気よく、やっぱりやると。あと、いつも言ってるのは、やらない相談じゃなくてどうやったらできるかということを職員は考える、それが実現したとき職員が本当に喜びに変わるということだと思うんですよね。

給食センターの問題も随分いろいろありましたけど、だけど自分たちがこの時代に、自分が その課長としてね、こういう仕事をしたんだと、そういうやっぱり誇れるだろうと。やっぱり いろんな問題があったにしても、それをきちんと解決しながら仕事をなし遂げたって、そうい う充実感はやっぱり味わえるっていうのは、やっぱり職員冥利に尽きると思うんですよね。だ から、そういうことを考えながら、やはり職員は一生懸命今やっていただいてるなと。私は、 いつもそういう面では感謝をしております。

また、阿見町にとって本当に今、大事な時期です。人口増も望めておりますしね、徐々に増 えているんで。そういう中で、やはり町民と一体となったやっぱり考えで、やっぱりあくまで も町民が主役でありますから、町民の意見等を取り入れて、それをやっぱり実現に向けて、町 は後押しをする。まあ昨日も、そういうちょっとした話をしましたけど、やっぱりそういうこ とをやっぱり一緒に,恊働のまちづくりを一緒にやっぱり皆さんとやっていきたい。そして, やはり町を本当に「ああ、こういう町なら住みたいな」という、そういう町をやっぱりつくっ ていきたいっていうことをやっぱり目標にして,今後も一生懸命やらさしていただきたい,そ う思います。

- ○議長(柴原成一君) 11番紙井和美君。
- ○11番(紙井和美君) はい,ありがとうございました。これからも快適な職場就労形態と, また町民と心の通った行政運営を心から御期待申し上げまして、1問目の質問を終わらせてい ただきます。
- ○議長(柴原成一君) それでは、ここで暫時休憩といたします。再開の時間は11時45分とい たします。

午前11時35分休憩

午前11時45分再開

- ○議長(柴原成一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 11番紙井和美君。
- ○11番(紙井和美君) それでは2点目の質問に移らせていただきます。

男女共同参画センターの設置について。男女共同参画の実現に向け、町民が主体的に活動す るための情報収集や発言の場としてのセンターが、ようやく実現いたします。進捗状況と今後 の展望についてお伺いいたします。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) 男女共同参画センターの設置について。答弁前に、本当に長い間長 谷川幸介先生と一緒にですね、手づくりで条例等をつくっていただき、本当に今まで努力した ということで、1日でも早い男女共同参画センターができたらいいなという人たちが大勢いて、 本当に喜んでおりますし、今後ね、やっぱり小さく産んで大きく育てるという、昨日も言いま したけど、やはりそういうことが大事なのかなと。また、新しい知恵ともね、やはり取り入れ ながら,やはり町にとってはもう,かけがえのない,そういうセンターなるんだと。今こんな

こと言って悪いんですけど、男女共同参画センターじゃなくて、何かね、名称を――いい名称 をつくっていただきたいなというような、そんな気もいたします。

それではお答えいたします。

男女共同参画センターは、男女共同参画社会の実現に向け、町民と行政が一体となって推進していく活動の拠点として設置するものであります。男女共同参画センターの業務としては、男女共同参画についての相談、男女共同参画についての情報の収集と提供、女性の自立及び社会参加の促進のための学習や研修の場の提供及び啓発、男女共同参画についての交流の促進及び市民活動の支援などを行います。男女共同参画センターは、平成27年1月末に開設し、2月初旬に開設を記念した講演会の開催を予定しております。

男女共同参画センターは、まず1部屋から始まりますが、今後男女共同参画社会づくりに参画する町民とともに発展をさせていただきたいと考えております。

- ○議長(柴原成一君) 11番紙井和美君。
- ○11番(紙井和美君) はい,ありがとうございました。

このたび多くの、本当に女性団体の皆様の長年の要望……。私が議員になるもっと前から、ずっと皆さんが要望をなさっていた、その女性センターがようやく起動し始めるという運びになりまして、さきの全員協議会において、詳しい条例内容の説明があり、また9日の本会議において議案の103号阿見町男女共同参画センター条例の制定について出されましたけれども、本会議場で疑問を呈する声もあったりしました。

そこで何点か質問させていただきます。ここに至るに当たって、男女共同参画社会推進会議のメンバーの方々の尽力、一番近々ではあったのではないかと思うんですけれども、その方々の御意見でやはりどうしてもということでなったんではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。
- ○町民部長(篠原尚彦君) はい、お答えいたします。

現在,男女共同参画社会の推進については,第2次のプランをつくりまして,それを今推進しているところです。その中でも,センターの設置ということは重点項目の1つに挙げられていまして,特にいろいろこの運動にかかわっている方々からの思いというものは強いものがあると思います。その方のみならず,推進していく上では,センターというのは拠点となる施設ですので欠かすことができない施設だというふうに考えています。

- ○議長(柴原成一君) 11番紙井和美君。
- ○11番(紙井和美君) この男女共同参画社会推進会議のメンバーの皆さん14名いらっしゃいますが、すばらしい面々の方々ですね。一人ひとりが本当にしっかりと勉強して、きちんと

した知識の中で話をされているというところが、やはり一番ありがたいことだなっていうふう に思います。その方々がこぞって大喜びで、今回設置に向けて大賛成しているということは、 非常にありがたいことだなと思って、心から感謝申し上げる次第です。

そしてまた、場所についてですけれども、先日本会議のときに、15カ所調べたと。私が知る限りでも中央公民館だったり、いろんなところを、ありとあらゆるところ長年かかって、あそこはだめ、ここはだめ、ここいいかも、ここはだめということで、非常に2転3転4転5転しながらも、しっかりと探していただいて、しかもこうやって15カ所、これ細かく見させていただきましたけども、すごく金額的にも場所的にもやはりここしかないのかなという状況で、拝見いたしました。その点いかがでしょうか。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民活動推進課長湯原勝行 君。

○町民活動推進課長(湯原勝行君) はい、お答えいたします。

紙井議員のそのお言葉,ありがたく思います。それで、一応職員としては15カ所、ほかに一応この15カ所を決める前にですね、先ほど役場の庁舎ということで役場のほう、それから中央公民館のほうに当たりまして、やはり来年度工事でできないという形になりまして、使用することができないということで、町内15カ所選びました。それで家賃も5万円から高いところでは50万円を超えるところまで。それから家賃のほかに、ほとんどエアコンも入っておりませんので、エアコンの設置も含めていきますと、さらなる金額もあるということで、やはりこの今回提案した場所が一番、コスト的にも一番安くできたということもあります。

先ほど、先般の本会議の中でも言われましたが、駐車場の問題というのも確かにありましたが、それについてやはり役場の駐車場も代用できる近さというのもありますので、コスト的に考えれば、やはりここが一番最適だったのかなと思っております。

以上です。

- ○議長(柴原成一君) 11番紙井和美君。
- ○11番(紙井和美君) 確かにね、欲を言えば切りがなくて、完璧なものに仕上げようと思ったら本当に10年以上かかります。今いろんなチャンスというのがありまして、そういったことで緊急雇用創出事業の補助金なんかも、これすごい今チャンスだと思うんですね。これも利用されてると思うんですが、これについてもちょっと一言お願いいたします。
- ○議長(柴原成一君) 町民部長篠原尚彦君。
- ○町民部長(篠原尚彦君) はい、お答えいたします。

このセンターを設置するに当たりまして、体制の問題ということをも出てきます。で、先日もちょっとお話はしたんですけれども、当面センターの所長は町民活動推進課長が兼ねるとい

うようなことで考えておりますが、それだけではセンターの機能が果たしていけないので、臨 時職員という形で2名ほど予定しています。

で、その臨時職員の雇用に関してなんですけれども、今紙井議員おっしゃいました緊急雇用 創出事業という、これは東日本大震災の被災地を対象にして、離職した人ですとか失業してい る人を対象に、短期ではあるんですけれども正式な就職をするまでのつなぎを支援していこう というような趣旨の国――予算の出所は国で、国から県のほうへ来まして、県から町は補助を 受けるというような仕組みになっているんですけれども、そういった制度を活用しますと、10 分の10の補助が受けられると。

そういった制度のタイミングとも今回何とか合わすことができる状況なんですね。なので、 それを活用して臨時職員を採用していきたいというふうに考えたところです。

○議長(柴原成一君) 11番紙井和美君。

○11番(紙井和美君) はい、ありがとうございます。私の一般質問のときの答弁に、今年の12月ぐらいからという話もありましたが、この緊急雇用の補助金があるということで来年、これは本当にまたとないチャンスですし、来年度は350万出ますね、10分の10。これ賃金とパソコンに関して補助が出るわけですけれども、来年までしか使えないわけですよね。それ今逃したら、もう使えなくなって全部自腹になってしまうということも鑑みて、本当に今チャンスではないかなと思います。

場所に関しても、文句をつければ本当に切りがないと思います。いろんな部分あると思いますけれども、例えば高齢者とか障害の方が行った場合には、しっかり手を差し伸べながら、また場所を変えるとか、そういういろんな方法を行いながらやっていくということも大事ではないかなと思うんですね。消費生活センター――下にありますけれども、あれだって最初は課の隅っこのソファーで始まりましたから。そこからソファーじゃちょっとっていってつい立てが始まります。つい立てから今度パーティションになりまして、今は1つの部屋になりました。最初から文句言う人、誰もいませでしたので、そういったことで最初は本当にみんなの力でやっていくということが大事っていう……。

これ県内でも、町民の声と一緒に行政が動いていくというのは、阿見町が代表的なところなんですね。調べてみましたら土浦も。で、日立は指定管理者ですし、神栖の話出ましたが、ここも指定管理者制度ですから、女性・子どもセンターですよ。ちょっと形態が違います。で、また結城市とか坂東市とか、これもやっぱり行政お仕着せだとおっしゃっちゃってるんですね。そうではないうちの町は、下からずっと吸い上がってきたボトムアップの内容でできてるものですから、これは絶対にどんどんどんどん大きく発展していくんではないかなというふうに思っています。

ここにもありました条例の中で、男女共同参画を目指すための推進の拠点活動、また設置場所や設置形態などの変化に対応して臨機応変にやっていくというような内容のことも条例にうたわれてますので、本当に臨機応変にしっかりと町民の方が喜んで使えるような状況に、日々改善していけばいいのではないかということで、ほとんど多くの皆さんが喜んでいらっしゃいます。

そういったことで、この男女共同参画のセンターに関しては、大成功させていきたいなとい うふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長(柴原成一君) はい, 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) もうクレームをつければ何でもクレームがつくという、そういうことだと思うんですよね。どうやったらこのセンターを活かして町民と一緒に男女共同参画を推進していけるかということを考えることが大事であって、確かにいろんな不備は必ずどんなとこにも出てきます。それをいつもクレームばかり言ってないでね、やっぱり前向きにどうやったらできるのか、どうやったらいい方向に行くのかということを、やっぱり考えていくのが私たちのやっぱり役割だと思うんだよね。

そういう面では、今後ね、本当に大きな期待を持って、やっぱりこの男女共同参画センターがね、運営されていくということ、やっぱり成長していくこと、これを大いに望んでおりますので、本当によろしくお願いしたいなと、そう思います。

○議長(柴原成一君) 11番紙井和美君。

○11番(紙井和美君) はい,ありがとうございます。もし本当にどうしても反対するということであれば,誰もが納得する対案をもってして,意見をしていただきたいなというふうに感じるわけでございますけれども,これ最後といたしまして,以上の説明をお聞きしましてね,センターの設置は財源またメンバー,機運など,先ほど申し上げたように本当に今がチャンスなんですね。で,県内でも阿見町が一番特化しているというのは,先ほど申し上げたように行政主導のお仕着せではなくて,町民自ら発案して,協議して,切望している。ここがやっぱり一番県内で恐らくトップじゃないでしょうか。そういうふうな状況の中にあります。

また、これは一番大事なことだと思うんですね。で、そういったことから、ほかの市町村を 見ても、行政主導ところは本当に先細りしていつの間にか消えていってしまっています。何よ りも人材が育っていないというのが大きな証拠ではないかなというふうに思っています。大事 なことは、完璧なものを仕上げてからスタートするということではなくて、手づくりで少しず つ前進させてつくり上げていって、時間をかけて完全になるものに仕上げていくというのが何 物にも崩れないセンターになるんではないかと、それが要因ではないかということを強く申し 上げまして、私の男女共同参画センターの設置についての質問を終わらせていただきます。あ りがとうございました。

○議長(柴原成一君) これで11番紙井和美君の質問を終わります。ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時ちょうどといたします。

午後 0時00分休憩

午後 1時00分再開

○議長(柴原成一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に, 5番海野隆君の一般質問を行います。

5番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

#### [5番海野隆君登壇]

○5番(海野隆君) 海野隆でございます。今日は傍聴の方もたくさんいらっしゃるということで、張り切って質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、個人的なことになりますけれども、私が所属していたみんなの党は去る11月28日に解党の手続をとりまして、国会議員はもちろん全国の地方自治体議員約300名全員が無所属となりました。私も茨城県選挙管理委員会に政党支部解散の届け出をいたしまして無所属となりました。阿見町議会ホームページの議員名簿も無所属となっておりますので、今後よろしくお願いしたいと思います。

現在ですね,第47回総選挙の真っただ中で,14日が投開票日となります。間もなくですね, 今後の日本の政治の方向性が国民の選択という形で示されると思います。一人の国民,有権者 として棄権をすることなく,若い世代とりわけて子供たちが未来に夢が持てるような平和で豊 かな社会となりますよう,願いを込めて一票を投じたいと思っています。

ノーベル物理学賞の――町長もおっしゃられましたけども、ノーベル物理学賞の授賞式もね、あるということで、日本は本当に慌ただしい週、今週になっていると思います。

さて今議会ではですね、一般質問の持ち時間が従来の60分から半減し、30分になりました。 私はこうした一般質問の持ち時間を削減することには、反対であることをまず申し述べておき たいと思います。しかし、議会で決定したルールですので、今回は質問事項を2つに絞りまし て質問の要旨も詳細に通告いたしましたので、一般質問を通じて町政の課題、問題点これが明 らかとなるような意義のあるやりとりとなることを期待したいと思います。

それでは第1の総合防災について質問いたします。

今年は自然災害が多発いたしました。特に印象的だったのは、広島市の土砂災害及び御嶽山 の噴火により多くの犠牲者が出たことです。自然災害の恐ろしさを見せつけられた思いでした。 自然災害のほかにも、工場の爆発事故等災害も多数ありました。以前、物理学者で随筆家の寺 田寅彦氏は「天災は忘れたころにやってくる」という言葉を述べてですね、天災はその恐ろしさを忘れたころにまた起こるものであるから、用心を怠らないこと、油断は禁物であるという 戒めを説いた言葉として有名です。しかし最近ではですね、災害は忘れないうちにやってくる と、こういうことのほうがぴったりじゃないかというような状況だと思います。

阿見町ではですね、地域防災計画を改定し、災害に備えてきました。そこで以下の質問をいたします。平成25年12月議会でもですね、同僚議員の川畑議員、それから浅野議員、同じような防災訓練に関連する――防災及び防災訓練に関連する一般質問をしております。その質疑を踏まえての答弁を期待したいと思います。

- 1,まず去る11月3日に実施された総合防災訓練について、参加人数等も含めた訓練概要と評価及び課題について伺います。
- 2番,総合防災訓練の際に、阿見町と協定を締結している企業や団体が参加した割合はどの 程度なのか。協定の実効性を担保する仕組みはあるのか。また建設業者の中で参加しなかった 協定締結団体はあるか。あるとすればその理由は何かをお伺いいたします。
- 3番目,建設業者の中で工事中にもかかわらず,現場代理人が訓練に参加したという事例は ありますか。これについてお伺いします。
- 4番目,台風18号及び19号について,土砂豪雨災害情報の発信については課題があったと聞いておりますが,どのような課題があったのかお伺いいたします。また避難の現状,避難所運営の課題があれば御説明をいただきたいと思います。
- 4番目,ハザードマップや避難場所案内の掲示など,日常的に防災の見える化を進め,自助 及び共助意識を高める必要はありませんか。この点についてお伺いいたします。
- 5番目,計画された日時場所ではなく,抜き打ち的な訓練なども必要ではないかと考えますが,この点についてお伺いいたします。
- 6番目、地区の……。ごめんなさい。いいんですよね。ちょっとお待ちくださいね。済みませんね。ごめんなさい。あ、そうか。そうだね、7番ですね。1番上のやつがずれたって……。ごめんなさいね。7番目ね、7番目は、地区の防災訓練も実効性のあるものになる必要があると思われるが、現状と課題についてお伺いいたします。
- 8番目,消防団や防災士など,防災に関するさまざまな知識や実践ができる人材を育てる必要があると考えます。町独自で防災士養成程度の自主防災組織に対する研修を行う考えはないか。現状と課題についてお伺いしたいと思います。

次は9番目ですね。緊急時をしのぐ――しのぐというのはしのぐですね,非常用持ち出し避難袋の普及は,必要性がわかっていてもなかなか個人では準備できないというのが現状でございます。必要品リストとあわせて全世帯に基本的な防災グッズや緊急用品を備えた避難袋を配

布する考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

10番目,住宅用火災報知器の設置普及の状況についてお伺いします。火災報知器の効果と現状の普及率及び普及率の向上のためには、どのような方法が必要と考えるのか。未設置世帯の特徴傾向はあるか。例えば普及を後押しする補助金の制度化などは必要ないのか。これについてお伺いいたします。

11番,民間住宅の耐震化についてお伺いします。耐震診断士の派遣状況と耐震診断率及び耐 震化改修工事の完了率等の現状についてお伺いします。また、耐震化改修を進めるための補助 制度を導入する考えがないか、お伺いいたします。

最後の12番目ですけれども、地域防災計画には災害時の議会の役割は明示されておりませんが、災害時に議会に何を期待しているのか。

この12点についてお伺いをいたします。残余の質問は質問席から行います。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

## [町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) 総合防災について、海野議員の質問にお答えいたします。12点ほどありますので非常にちょっと長くなると思いますので。

1点目の、11月3日に実施された総合防災訓練の訓練概要と評価及び課題についてお答えいたします。今回の総合防災訓練は、首都直下地震が発生し、町域で震度6弱を観測したとの想定で実施し、町民・防災関係機関・行政機関等が連携して災害に対して十分な準備を講じることができるように、また町民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすることを目的として実施しました。参加された方の数は約500人と推計しております。

また,毎年実施している消火訓練,炊き出し訓練等のほかに,今回の訓練をより実践的で効果的なものにするため,実際の避難所となる体育館を使い,避難者と受け入れ側の行動を確かめた避難所運営・開設訓練や,全国からのボランティアを受け入れる災害ボランティアセンター設置運営訓練,また災害時応援協定を提供している民間会社との連携訓練等を取り入れて行いました。

その評価及び課題については、限られた時間の中で、発災後のさまざまな場面を想定して1つの会場内で実施することに難しさがあったものの、東日本大震災以降初めて行った総合防災訓練として、避難所設置運営訓練等は初めて実施した訓練でありましたが、訓練終了後アンケートをとった結果、参加者からは訓練の内容については高い評価をいただいたところでございます。

今後は、今年の訓練状況の実効性について検証し、防災計画等も継続的に改善を図り、各防

災関係機関と連携をとりながら実施していきたいと考えております。

2点目の防災訓練時に町と協定を締結している企業や団体が参加した割合,協定の実効性を 担保する仕組みについて,及び建設業者の中で参加しなかった協定締結団体はあるのか,あれ ばその理由も,についてお答えをいたします。

現在、町と災害協定を締結している企業や団体は24あり、この中で今回の訓練に参加した数は5団体であります。割合としては20.9%になります。

協定の実効性を担保する仕組みについては、現在24の企業や団体と協定締結はしておりますが、締結後にそれぞれの企業、団体等と連絡調整は持っていないのが実情であります。特に行っていない――連絡調整は特に行っていないのが実情です。有事の際に機能的に応援をいただけるよう、今後は平時から連絡を密にし合いたいと考えております。

また,災害協定を締結している企業や団体は,24のうち2団体が建設業団体であり,訓練ではそのうちの1団体に参加のお声をかけました。訓練内容としては訓練で使用した瓦れき等を重機により撤去していただく作業を依頼し,15分ほどの訓練時間でしたので,1団体のみに依頼したまでであります。次年度同じ訓練内容を実施する際には,今年参加依頼しなかったもう一方の建設業団体にお声かけをするつもりでおります。

3点目の、建設業者の中で工事中にもかかわらず現場代理人が訓練に参加したという事例があるのかについて、お答えいたします。今回の訓練で、建設業団体の1つに訓練への参加をお願いしましたが、その中の建設業者が工事中にもかかわらず現場代理人が訓練に参加したかどうかは把握しておりません。

次に4点目の、台風18号・19号の土砂豪雨災害情報発信の課題と避難の現状、避難所運営の課題についてですが、台風18号においては土砂災害警戒区域内の居住者へ避難勧告を発令し、避難所を4カ所開設いたしました。また台風19号においては、同様の区域内に避難準備情報を発令し、避難所を3カ所開設いたしました。それぞれ1世帯2名の方が自主避難をされております。

災害情報発信の課題につきましては、町ホームページへの掲載、報道機関への情報提供、避難勧告対象区域世帯の各戸訪問により周知を行いましたが、災害対策本部の決定から情報発信までに時間がかかり、避難勧告等の発令時間と情報発信時間に多少のずれが生じてしまったことや、情報提供を行うことで発生する多数の電話等の問い合わせ対応が、不足していたことが挙げられます。

今後は、災害情報を発信するに当たり、十分な体制の確保に努めてまいります。避難所運営の課題につきましては、今年9月に策定しました避難所運営マニュアルをもとに、11月3日の総合防災訓練において、避難所設置運営訓練を実施したところですが、避難所運営を習熟する

ため、今後も継続した訓練の実施が必要と考えております。

また、大規模災害発生時に公助が機能しない場合を想定し、自主防災組織が自主的に避難所 運営を行えるよう、各避難所単位での運営訓練の実施が課題であり、自主防災組織の防災力向 上とあわせて取り組んでまいります。

次に、5点目のハザードマップと避難場所案内の掲示など日常的に防災の見える化についてですが、町では地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップの3種類を作成し、町ホームページや窓口において周知・啓発を行っております。また、新たな案内掲示板等については、財源調整を図りながら次年度以降に検討したいと考えております。

このほか,工夫を凝らした災害情報の発信に努めることにより,防災の見える化が進み,ひいては自助・共助意識の向上につながるものと考えております。

次に、6点目の抜き打ち的な訓練なども必要ではないかについてですが、御指摘のとおり災害はいつ起こるか予測がつかないため、日ごろから危機意識を持ち準備しておくことが必要です。そこで本年度は10月に実施日を伏せた抜き打ちで、職員非常参集訓練を実施しました。消防職を除く全職員対象の動員指令伝達訓練、管理職員対象の非常参集訓練を行い、職員の災害意識啓発と非常時の即応体制の確認を行いました。今後も継続して実施してまいります。

次に7点目の、地区の防災訓練の現状と課題についてですが、訓練活動を行っている自主防災組織は全体の約3割であります。その訓練内容も組織の成熟度により異なり、組織間の格差が大きな課題となります。発災直後の災害対応については、自主防災組織が重要な役割を担うことから、自主防災組織の組織力の向上を図るとともに、自主防災組織のネットワーク化を検討してまいります。

次に8点目の,自主防災組織に対する研修の現状と課題についてですが,町では平成25年度より中学校区地区単位で,地域防災の中心的役割を担う防災リーダー養成の研修会を実施しております。昨年度は,阿見中学校地区の自主防災組織の方が受講し,今年度の総合防災訓練における避難所設置運営訓練に参加していただきました。今年度は朝日中学校地区において実施しており,来年度の避難所運営訓練に参加していただく予定でおります。

今後の課題としましては、研修受講後の活動の場の提供やスキルアップ等の支援が必要と考えており、先ほど御説明しました自主防災組織のネットワーク化とあわせて検討してまいります。

9点目の,防災用品等の避難袋の配布についてですが,防災用品等の全世帯配布は考えておりませんが,来年度に各家庭において災害に対する知識と備えを理解していただくための防災ハンドブックを全世帯へ配布する予定でおります。災害が発生した場合に,被害を防ぐためには自分のことは自分で守る――自助が基本となりますので,防災ハンドブックを活用していた

だき、各家庭において防災対策に役立てていただきたいと考えております。

10点目の,住宅用火災放置機の設置普及の状況については,消防長のほうから答弁をしていただきます。

次に11点目の,民間住宅の耐震化,耐震診断士の派遣状況と耐震診断率及び耐震化改修工事の完了率等の現状,また,耐震化改修を進めるための補助制度等を導入する考えはないか,についてお答えいたします。

阿見町では平成18年度から阿見町木造住宅耐震診断士派遣事業を実施し、民間住宅の耐震に 努めてまいりました。耐震診断は、昭和56年以前の木造住宅で、一定の要件を満たしたものが 対象となり、平成18年度から今年度まで9年間で延べ63件の実績がありました。当町の耐震診 断率では、平成20年度の住宅・土地統計調査報告によりますと、耐震診断実施率は5.6%、ま た、耐震化率は借家等も含め住宅総数で約76%になります。また、耐震化改修を進めるための 補助金制度等の導入についてですが、現時点では取り入れる考えはございません。

最後に12点目の、地域防災計画には災害時の議会の役割が明示されていないが、災害時に議会に何を期待しているのか、についてお答えいたします。議会は執行機関の事務執行をチェックし、町の政策形成に向けた働きかけを行う等の役割を担うことから、阿見町地域防災計画に位置づけをはせず、災害時に当たっては、地域の代表者として災害復旧のために非常の事態に即応した役割を担うものと期待しております。

また、先進地では、町の災害対策本部設置と同時に、議会事務局に災害対策支援本部等を設置して、町災害対策本部と連携・協力を図る体制を整えている自治体もありますので、ぜひ御検討いただければと思います。

○議長(柴原成一君) 次に、消防長川村忠男君、登壇願います。

#### 〔消防長川村忠男君登壇〕

○消防長(川村忠男君) それでは10点目の,住宅用火災警報器の設置普及の状況について, お答えをいたします。

全国での住宅火災における死亡原因の約6割が逃げおくれで、そのうち約7割が65歳以上となっております。そのようなことから、住宅火災における死者の低減を図るため、消防法の改正によりまして、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、阿見町火災予防条例において設置及び維持の基準を定めたところであります。

住宅用火災警報器を設置しなければならない期日としましては、新築住宅が平成18年6月1日から、既存の住宅におきましては、これは経過期間5年を設けますので、平成23年5月31日までに設置が必要ということになります。そして設置しなければならない箇所ですけども、寝室及び寝室へ向かう階段の上段ということになっております。ちなみに、1階建ての場合は住

宅警報器は1ないし2個, 2階建てにおきましては2ないし3ぐらいであるということになろうかと思います。

御質問の、設置することによる効果としましては、総務省消防庁において実際の住宅火災における被害状況を分析したところ、火災警報器が設置されている場合は、設置されてない場合に比べ被害状況はおおむね半減したということであります。それからまた、普及率につきましては――平成26年6月現在ですけども、阿見町は72.0%で、参考までに全国平均が79.6%、茨城県においては平均で全69.6%ということになっております。

さらに、普及率向上のためには、まずは普及啓発活動が一番と考え、これまでの当町の取り組みとしましては、町のホームページや広報あみへの掲載、それから独自で作成しましたチラシの全戸配布、また秋の火災予防運動時に、これは県の危険物安全協会との共催でのセスナ機による航空広報、さらには、イベントであるさわやかフェアや自治会・事業所の消防訓練講習会において――あらゆる機会において、普及啓発活動をしております。また、消防職員の戸別訪問による調査の際にも、設置指導を行っております。

それから、未設置世帯の特徴傾向としましては、これも消防庁の調べですけども、火災予防に対するやはり拒否層――いわゆる設置したくない、あるいは無関心層――設置するつもりがないという、うちは警報器がなくても十分に逃げられると。そういった大丈夫であるといった、そういった火災に対する過信が存在するという分析結果が出ております。当町におきましても、大半――ほとんどがこれに該当すると思われます。

議員御提案の、普及率向上のための補助金の制度化につきましては、現在茨城県内で補助金を制度化している消防本部はありません。また、防災の基本は、まず自助努力――自分の身は自分で守るというのは大原則でありますので、引き続きさらなる啓発活動に努め、現行では補助金の創設は考えておりません。いずれしましても来年――27年4月からは稲敷広域になります。そうしますと、住警器の担当は新稲敷広域本部の予防課になります。そういうことから、今後広域化の協議を進める上で、課題提起としていきたいと思っております。

以上です。

- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) はい。質問項目が長かったもんですから、たくさん答弁をしていただいて、ありがとうございます。

11月3日ですね、私も議会の一員として当日の総合防災訓練を見学させていただきました。 5年ぶりということで、総合防災訓練、大変ね、意義のある実践的な訓練だったと評価したい と思います。中学生等もね、参加されておりまして、生協の荷物など運んでおりましたけれど も、その他の多くの皆さんもですね、災害とか災害救助のイメージを持たれたのではないかな と思われます。ただ、惜しむらくはですね、この一般町民の見学者が少なかったという点だと 思うんですね。

私は、これはね、例年の出初め式のときもそうなんですけど、本当にね、町民の皆さんの参加っていうのかな、見学っていうのかな、参加ではないですね、見学が少ないんですね。他市町村の例を見ますとね、相当見学者がおりましてですね、やっぱり見学者にもですね、訓練の様子をしっかり見てもらうと、こういうね、せっかくの機会なので周知をしたほうがいいんではないかなと思いますけども、この総合防災訓練についてのね、一般町民への周知――回覧で回ったのはわかりますが、その他周知というのは何かしたのか。それから今後ね、見学者を増やすためにですね、その周知を今のような方法ではなくて、何か新しく周知を考えているかどうか、そのことについてお伺いします。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) はい、お答えいたします。

防災訓練に対する参加を呼びかける,見学をしていただくというような,一般町民に対して の周知につきましては,やはり町の広報紙,ホームページ等を通じて広報をしたということで, 今後につきましてはですね,町では今防災行政無線の設置を進めているところでございます。 そういうものが運用できましたら,そういうところからも広報できればというふうに考えております。

- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) ありがとうございます。そのようにしていただきたいと思います。

じゃあ、その2番目についてですけれども、2番目のね、災害協定を締結してる企業・団体数は現在24あるということで、今回ね、そのうち5団体が参加したということですけども、これ参加の呼びかけというものは、全部にして5団体なのか、それともその5団体のみに参加要請をしたのか、それはどちらなんでしょうか、お聞きしたいと思います。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) はい、お答えいたします。

今回の総合防災訓練につきましては、会場型で実施するということでございますので、その 訓練の種目も限られた訓練種目ということで、5団体に声をかけて協力していただいたという ことでございます。

- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) はい、わかりました。いろんなね、企業・団体と災害協定を結んでおりましてですね、それで、一度実際ね、災害……。これ災害起こったら大変なんですけれども、 実際その災害発生時にね、協定がどういうふうに活きるんだろうなと、これ訓練でやるほかな

いわけですよね。実際の災害発生以外には訓練しかありませんので、それをちょっと見てみたいなと、実際に思ったんですが、今回については規模とかね、いろんな関係で5団体ということだったようですね。

それで、その後段にですね、協定は締結したけれども、それ以降のですね、実際に本当に実効性のある協定をずっと維持しているのかということについて、それについては今後の課題だということでしたですね。そうですね。ということなんですけれども、具体的にですね――これ非常に重要だと思いますので具体的に、例えば阿見町と災害協定団体との連絡調整会議的なものをですね、計画しているのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) はい。先ほど町長が答弁したとおり、課題としては災害協定につきましては非常時に、やはり連携をとれるように協定を結んでいるのが原則でございますので、平常時については、特に常時連絡体制をとってるというようなことではございません。それにしても、やはり協定を結んでいるだけでは、いざというときに本当にその実効性があるかというような部分も、御指摘のとおりあるかと思います。今後は、ですから、そういう連携を深めるような手段を考えていきたいというふうに思っております。
- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) ですから、部長ね、具体的にそういったものを、どんなイメージでつくられてるのか。それ、必要性はもうわかったわけですよね。やっぱり、これ実効性を担保するような、何か仕掛け、ね、そういうものをつくっておかなけりゃいけないということで、先ほど私は仮称というかね、連絡調整会議的なものをつくったらどうなんだと、こんな考えはあるのかというふうにお聞きしたんですけれども、もう一度答弁をお願いしたい。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。
- ○交通防災課長(建石智久君) はい、お答えさせていただきます。

確かに連絡協議会というような、その協議会的な会を発足するというのが最終的な協定先の皆さんと連携を図るという位置づけかなというふうには考えておりますが、まずもって協定を締結して、各社さんといろいろお願いをするときに、おのおのの担当エリアの担当者が存在しまして、有事の際にはホットライン的な連絡手段のありようですとか、そういうことを当初取り交わしております。

ただ、締結時から数年間はやはり経過してまいりますので、そういったことをまず定期的に、 その締結先さんの各社さんと、まずはそこら辺の事務的なところの調整を図ると。そういった ことがまず一番最初なのかなと。その辺については、すぐにでも取り組めることでございます ので、来年度あたりから徐々に、その辺のところは事務的に連絡を取り交わす仕組みをまずは 構築していきたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) はい,ありがとうございます。メンテナンスをしっかりやっていただいてね,災害発生時にね,実効性が機能できるようにお願いしたいと思います。

3番目ですが、把握してないということなんですけれども、現在ね、工事を進行中で、現場 代理人を常駐させなければならない企業の代表者がね、私を含めて複数の議員に対してですね、 現場代理人が訓練に参加したために現場を不在にしていたと、このようにね、発言をしていま した。把握していませんか。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) はい、町長が答弁いたしましたとおり、把握はしてございません。
- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) そういう事実がありましたので、ぜひ一度ね、調査をしていただいて、 しっかりと把握をしていただきたいと思います。もしね、町がですね、現場代理人も含めてね、 訓練に参加してくれと、こういう要請をしたら、これ建設業法違反にかかわるね、ことになっ てしまいますので、よろしく調査をお願いしたいと思います。お願いします。答弁を。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) はい、事実の確認はさせていただきたいと思います。それで、防 災担当課のほうとしましては、やはり訓練実施日が11月3日ということで、祭日だということ ですので、現場も――工事のほうも休みであろうというような認識もございましたので、そう いうことで把握はしてなかったということでございます。事実確認のほうはさせていただきた いというふうに考えております。
- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) しっかりと事実の確認をしていただける,調査をしていただけるということでね、理解をいたしました。

次は4番ですけれども、今回ね、18号、19号でしたか、台風に際してね、阿見町がいち早く 災害対策本部を設置して、避難所を開設したということについてはね、この町長の判断につい ては敬意を表したいと思います。災害の対策にはね、そうした予防措置っていうのは非常に重 要だと、求められてると思いますので、これについては決断されてよかった思います。

ただですね,今回の災害情報の発信のことについては,課題があったと聞きますので,この 町長答弁を少し時系列的にですね,対策本部の決定から情報発信までについてね,少し詳しく 御説明をいただければありがたいと思います。そこでね,何が問題だったのか,課題だったの か。で、今後どのようにすればね、解決するのかということも含めて、御答弁をお願いいたし たいと思います。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) はい、お答えいたします。

まず台風18号の災害対応の体制,時系列っていうことでございますが,主な対応ということでございますが,まず警戒配備の職員の夜間待機ということで,まあ18号については10月5日から6日にかけて夜間待機をしてございます。それで10月6日の午前7時に災害対策本部を設置をいたしました。それと同日の7時30分に避難所の開設——3カ所になりますが中央公民館,かすみ公民館,本郷ふれあいセンターの避難所の開設をしてございます。

それと、土砂災害警戒区域の住民へ避難勧告の発令を、同日の10時に発令をしてございます。 その伝達の仕方は、先ほども申しましているとおり対象世帯へ各戸訪問により伝達をしたとい うことでございます。それと、その避難勧告の発令に伴って、避難所――第一小学校の体育館 も追加で開設したということで、これも10時に避難所の開設をしてございます。

それで、その同日の午後3時ですね、3時には避難勧告の解除と避難所の閉鎖を行いまして、 対象地域へ避難勧告の解除の広報を車で広報したということで、同日午後5時30分に災害対策 本部を解散したというのが一連の対応、体制の仕方でございます。

台風19号についても、同様の対応ということになります。

先ほどから、その伝達に対する課題とかそういうことで挙げておりますが、やはり町では現在、防災行政無線がないということで、対象区域――避難勧告をする区域に対してですね、やはり個別に訪問して伝達しなければ、なかなか伝わらないと。町が広報車だけで回ってたんではなかなか伝わらないということで、そういうところで時間が要したというようなことと、あとはマスコミにですね、そういう情報を発したところですね、やはり一般町民から、これはどこの地域が該当するんだとか、自分が住んでるところが避難しなきゃならないのかとかいうような問い合わせがやはり殺到したというようなことで、それに対応する、中に――災害対策本部で残ってる職員で対応し切れないというような状況があったということが課題として挙げられております。

以上です。

- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) ありがとうございます。取手でですね、今回非常に市民からのね、問い合わせが殺到してしまって電話がパンクしてしまったというような状態があったようです。取手は、もう本当に……。私も選挙を最近手伝ってるんですけど、坂の町でね、市内全域と言っていいほどぐらいが、ハザードマップに載っているような地域だというんで、情報発信したは

いいんだけど、どこに避難するのとか、避難所はどこなんだとかっていう形で、相当問い合わせがあってパンクしたというようなことで、ホームページもね、一時つながらなかったという状況のようです。

それで、阿見町でも当日だったかな、翌日だったかな、担当者にですね、私もお聞きしてですね、台風18号のときのですね、状況についてお伺いしましたら、やっぱり天気予報っていいますか、災害情報というか、マスコミを通じて得られる災害情報っていうのは、阿見町で避難勧告を出したとか、そういう受け止め方になってですね、通常ね、自分のところが本当にハザードアップでね、土砂崩れとか洪水とか、そういうところに――その対象になっているということ、あるいは対象になっていないということがよくわかっていればね、よく理解していけば、多分心配もしなかったんじゃないかなと思うんですけれども、あるいはその逆ですね、ハザードマップできっちりと対象地域になっていれば、やっぱりそれに応じてですね、町の勧告に従うと――まあ、従わない人もいるかもしれませんけども。そういうふうになっているんではないかと思うんですけど、つまり、その両方にね、問題があるのかなというふうに思うんですね。確かに、今3種……。ごめんなさい。3種のね、情報をつくっているんだということのようですけれども、まだ、そこまで言ってないのかな、ごめんなさい。あ、言いましたね。答弁されましたね。ハザードマップも含めてね、3種の情報を出していると。それが、どうもやっぱり、それだけ多数のね、問い合わせがあるということは、少しそれを十分にね、皆さんに利活用されていないのかなというところもあるのではないかなと思います。

今後ね、防災無線が完成して、きっちりと対象者にもここが対象であるというようなこと、 あるいはマスコミにもそういった対象地区はここであるというね、しっかりとしたメッセージ が発せられて、それを町民がしっかりと受け止めるだけのね、情報があればね、いいんじゃな いかなと思いますので、今後そうした課題をですね、潰していきながらですね、住民の命やそ ういうものを守っていただきたいということで、そのほうは終わりにしたいと思います。

次にですね、5番、5番ですけれども、これ今の質問に直接的に関係することですけども、よく我々がですね、災害にあったところ――洪水とかね、そういう自治体に行きますと、電柱とか壁にですね、シールが張ってあってですね、平成何年度の洪水ではここまでその水が来ましたとかっていう形で、つまり災害の記録をしっかりと表示する。で、そしてその記録をすることによって、記憶が風化しないようにしているということが、防災にはもちろん大事ですし、そういう自治体がよくあります。日常的にね、自助努力も含めた住民の防災意識を高めているということになると思います。

で、阿見町を歩いておりますとですね、やっぱり先ほど課題だというふうに答弁されておりましたけれども、ちょっと少ないなと。つまり、自分たちがですね、どこに避難をすればいい

のかとか、まあ原子力災害の場合はどういう形にするかとかわからないんですけれども。そうすると、もうちょっとね、広場とか公園とかそういうところ、どこに避難をしたらいいのか。これ住んでいる人だけじゃないんですよね。外から来ている人、まして観光客をですね、ここに呼び込もうとしているわけですから、つまり、ここに十分地域の情報がない方々がいる可能性があります。その方々がですね、どこに避難したらいいかっていうことがわかるためには、やっぱりしっかりとした掲示板といいますかね、表示板というかな、案内誘導板といいますか、これは不可欠のものだというふうに思います。

次年度以降ということでね、ここに書いてあるんですけれども、次年度以降で本当にいいのかなと。ぜひともね、来年度予算措置をしてですね、一歩から始まっていただきたいと。計画を立てるのに、非常に困難なのかどうか、僕それわかりませんけれども、そのことも含めて次年度以降っていうのは一体いつなのか、それから来年度予算措置はできないのか、このことについてお伺いしたいと思います。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) はい、お答えいたします。

確かに町民に対してですね、町の防災の危険な区域とかそういうものを知らせるということ については大事なことでございます。そういうハザードマップはつくって各戸配布はしてござ いますが、やはりそれを本当に自分のものとして、いつ災害が来ても対応できるような体制を とっていただけるように、ふだんからの啓発活動というのは欠かせないというふうに考えてお ります。

それと、町外から来た人たちに、そういう避難所とか、そういうお知らせをどうするのかというようなことでございますが、これは台風とか地震とかそういうことにかかわらず、つい最近も雪ですね、そういうことで帰宅困難者が出たとか、そういうこともございますので、そういう案内につきましてはですね、やはり各施設の事業者とか、そういうところとも連携をとりながら、わかりやすい表示を設置していきたいというふうには考えてございますが、答弁でもありましたように、財源等の問題がありまして、来年度予算につけるっていう状況には、今ちょっとない状況でございますので、年次計画を立てて取り組んできたいというふうに考えております。

- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 町長は先ほどね,災害はいつ起こるかわからないということをね,おっしゃってますので,これはね,やっぱり最優先でね,やらなけりゃいけません。ましてやね,ハザードマップに想定されている地域については,これ住民だけではないんですからね。そこに,観光客あるいは通行人――通行人っていうか,通行されてる方含めて,そのことをしっか

りと、見える化をね、していかなければならないと私は思います。

これ部長ではね、なかなか答弁もできないでしょうから、町長、次年度以降ということではなくて、来年度早々、ね、来年度からしっかりと計画を一歩ずつ進めていくと、そういう形でやっていただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

- ○議長(柴原成一君) 町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) 掲示板等の内容等もいろいろ精査しないといけないっていうことで、 来年度から3カ年の中でやってきたいということを、こないだも防災課ともお話をしたところ です。3カ年の中で早目にやりたいなと、そう思います。
- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) まあ最初の答弁とね、大分違うのかなという感じがするんですね。やっぱり、何度も言うようにね、明日起きるかもしれないんですよ。これ最優先で本当やらなくいちゃいけない……。まあ、いいや。これは、どっちみちやらないと言ってんだから、3年以内にやるというですからね。それはそういうことでお願いしたいと思います。

じゃあ6番,6番目なんですけれども,抜き打ち訓練――今年の10月にね,職員の非常参集 訓練を実施したということなんですけど,この訓練の結果状況っていうのかな,多分何分以内 に何人来たとか,そういうことで,地域防災計画に載った人たちがね,ここに駆けつけるまで の時間とか,それをはかったのではないかと思いますが,その結果についてですね,ちょっと 細かく説明をしてください。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) はい、お答えいたします。

職員に対する非常参集訓練につきましては、1つは課職員に対して動員の配備指令の伝達をするということで、電話で所属長から各課員に連絡周知をするというようなことと、災害対策本部員と管理職を含めて、非常参集訓練を実施したところでございます。これ10月9日、6時に地震が発生したというような想定で、6時15分に災害対策本部を設置して、それで、そこから非常参集本部員の参集にどのぐらい時間がかかるかというふうなことで実施したところです。

それで、参集を完了した時刻につきましては、災害対策本部員につきましては6時58分に参集を完了しておりまして、管理職については7時半というようなことでございます。詳しくということでございますので、30分以内に参集した職員が46名中21名で46%と。1時間以内ということで、これが全体で41名ということで89%。で、1時間半で45名ということで98%というようなことで、結果が出てございます。

で、この参集する方法につきましては、管理職については遠方の場合は車はやむを得ないということですが、町内近くから通勤してる者については、自動車を除くバイク、自転車、徒歩

で参集していただくというようなことで実施したものでございます。

- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 実際の例えばね、地震があったっていうとね、もうそのことだけでね、職員は行かなくちゃならないっていう意識があるんで、実際のときとね、訓練の多分時間はちょっと違って、多分実際に災害発生したらもっと早目にね、みんな来るのではないかなと思いますが、いずれしてもそういう形でね、ちょっと時間かかってるなという感じもするんですけど、この訓練のときには、いわゆるその地域を見るような――地域の状況をですね、観察して、それを報告するということを含めた参集になってるんですか。
- ○議長(柴原成一君) はい,総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) はい、おっしゃるとおりで、やはりこれは想定で参集するもんですから、実際は本当に橋が落ちて通れないとかいうような状況もあろうかと思います。そういう状況を可能な限り把握して、本部に状況を把握して伝えるというようなこともあわせて行ってるということです。
- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) はい、わかりました。繰り返しね、そういうことをやっていただいて、 なれるというのはおかしいけれどもね、いざというときに備えていただきたいと思います。

次は8番目、今、町……。8番ですね。6番、7番は飛ばしまして8番目ですね。8番目についてはですね……。ごめんなさい、そうですね。防災リーダー研修をやっているということなんですけど、この防災リーダー研修の中身についてですね、もうちょっと詳しく説明してください。つまり、私はその防災士養成講座程度の自主防災組織に対する研修があるといいよねという話をしてるものですから、そのことについてお伺いしたいと思います。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) はい、お答えいたします。

防災リーダーにつきましては、現在、先ほど答弁したとおり中学校区単位で地域防災力のパワーアップ研修ということで、3カ年にかけて――3中学校区3カ年に分けて実施をしているところでございます。その内容につきましてはですね、地域防災力を向上するために、いわゆる町では各地区に自主防災組織っていうのは結成されているところではございますが、やはりその活動が休眠状態っていうところがほとんどではないかというような状況を鑑みまして、その中でやはり、その地域自主防災組織をリーダー的に指導できるような人を育成する必要があるだろうということで、中学校区単位に実施しているところでございます。

その中身としましてはですね、やはりこれは3回に分けて実施をしております。1回目はその基礎編ということで、災害の基礎知識とか自主防災組織の活性化についての検討研修という

ことで、2回目が応用編ということで、災害の図上訓練を行うというようなことと、3回目が 避難所の運営を図上で訓練するというような内容になってございます。

以上です。

- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) しっかりと実効性のある訓練になるように期待したいと思います。その後のね、ネットワークとかスキルアップのことも含めてね、しっかりやっていただきたいと思います。

9番,9番はね,避難袋については配布は考えていないと。そのかわり防災ハンドブックを全世帯配布する予定だと、こういう答弁されていますけれども、これ、ぜひね、考え直していただきたいですよ。さっきね、その……。ごめんなさい。ハザードマップとかね、そういったものはね、結局積まれちゃうんですよね。本棚の中に入っちゃうの、このハンドブックも。そうすると日常的に、それをね、実用的に使うということができないですよ。やっぱりね、実際に避難袋って本当に必要ですし、相当程度ね、もう家庭の中にあるかもしれませんね。

でもね、家族全員あるかどうかもわからないし、そうすると、せめてね、中に詰め込む用品 は各自で準備していただくにしてもね、リストをね、つけて避難袋を配布するというほうが、 費用対効果は格段に高いと思いますけども、再検討する考えはありませんか。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。
- ○総務部長(横田健一君) はい、お答えいたします。

これは先ほど答弁したとおりですね、やはり自助努力が大事だということでございますので、常にですね、そういう防災意識を高めていただくような意識啓発は、当然町としてはやっていかなきゃならないということで、そういう非常持ち出し袋というものをですね、枕元に常に置いて寝ていただくというぐらいの意識を、やはり啓発していかなければならないのかなというふうに考えております。

- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) だから、費用対効果の問題で、本を配るよりも避難袋――リストと避難袋配ったほうが、ずっと費用効果が高いですよって言ってるわけ。まあ、再検討してみてください。

じゃあ10番に行きますね。10番ね、これ住宅用火災報知器の設置。これ消防長ね。なかなか難しいと。設置普及率をこれ以上上げるのはなかなか難しいということだけども、全国的に茨城県は普及率最低レベルだと思いますね。全国的にはね。それで、阿見町は全国よりは低いけれども茨城県全体よりは、その平均よりは高いと。少し高いということなんですけどね。それで、神栖ではね……。これ消防長に答弁してもらうかどうかよくわからないんですけど、神栖

では、購入補助を行ってね、普及率向上に努めているんですよ。それでね、これは消防長にお聞きしたいんですけど、全国で普及率の高い都道府県、市町村、それから茨城県内で普及率の高い市町村、これについてはどのような取り組みをして、こんなに高くなったのかっていうの、わかりますか。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防長川村忠男君。

○消防長(川村忠男君) 全国のデータか……。お待ちください。まず、全国のデータから申しますと、茨城県、47都道府県の中で第40位で一番最後になります。で、一番高いのがですね、福井県94.6%、次鹿児島県89.4%、宮城県88.3%、これがベスト3ということなんですけども、全国のほう、国のほうに関しては調査はしておりません。ちなみに、あとは茨城県内ですけども、茨城県内で今25消防本部がありまして、名前を言っていいのかどうか、一番普及率の高いのは取手市消防本部83%あります、はい。最低で、ちょっと名前は申し上げられませんけれども45%ということになっております。ちなみに県南の市町村消防本部においては全て上位に入っております。

で、県南消防長会連絡協議会っていうのもあるんですけども、その中でも過去――以前にですね、住警器の普及どうしたらといいかということで、議題に上がったこともあります。で、 最終的には――いろいろ議論はありましたけども、最終的にやはり地道なそういった啓発活動 しかないよということなんですけども。

で、なぜ取手さんは83%と高いかといいますと、地道な広報活動をしているほかにですね、 モデル地区を指定したと。1地区を。そこを中心に、ほかの周辺の地区に対してもそういう普及をしたということで、そのあたりで若干取手の場合はパーセントが上がったのかなということで、前半の会議の中でも取手市の消防長さんほうからそういう話がありました。あとは、いずれにしても地道な活動ということが、最終的にはその会議の中でも結論ということになっております。

以上です、はい。

○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。

○5番(海野隆君) ちょっとね、消防長とね、私が持ってる資料はちょっと違っていてね、違っているもんですから、数字的には本当にちょっと違ったなと思ったんですけど、消防長がね、おっしゃってることが正しいんだろうと思います。はい。ですから、取手の場合にですね、なぜ高くなったかっていうとですね、何か、これ、現代ビジネスっていう本に載ってたんですけど、この婦人防火クラブの人たちが熱心に地域を歩いてですね、つけたほうがいいよと。ですから、これ阿見ではね、自主防災組織、これにですね、しっかりと消防本部なのか建石さんのほうの関係なのか、言っていただいてですね、普及を上げるということを、ぜひね、これね、

命と財産を守るという意味でもね、これ大事なことですので、お願いをしたいと思います。

じゃ、次。次はね、これ最後かな。12番ね。あ、違う。11番か。民間住宅の耐震化。このことについてはですね、阪神大震災、東日本大震災でも茨城県内では、ほとんどが――建物・家具の倒壊による圧死が85%っていう、ほとんどが圧死だっていう統計があります。で、昨年の12月には、浅野さんがね、この議場につっかえ棒みたいなの持ち込んでですね、こういうことをしっかりやらなくちゃいけないということをされておりますけれども、その後私の部屋の家具の固定をしておりますけれども、公共施設はね、しっかりとこれ耐震化進めてるんですよ。これ、当たり前ですよね。みんなが使うから。

でもね、やっぱり住民が日常的に暮らすのは、やっぱり自分の家なんですね。で、この耐震化もですね、積極的にやっぱり進めないとだめだと思うんですね。それで阿見町の耐震診断率 一耐震診断実施率ね、それから耐震化率で、この数字を今お述べなりましたけれども、建石さんのほうか、これどういう評価なんですか。この評価は。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠﨑慎一君。 ○都市整備部長(篠﨑慎一君) はい。民間の住宅ですので、所管のほうが都市計画課のほう になりますので、私のほうがお答えいたします。

こちらはですね、平成20年度に実施しました住宅土地統計調査に基づきまして、それで今の数値を出したものでございます。耐震診断実施率が5.6%、それで耐震化率が住宅総数で約76%ということでございます。この住宅土地統計調査は5年に一遍やっておりまして、直近では平成25年に実施しております。ただ、その結果が出ておりませんので、20年度の数値で御説明したわけでございますが、評価としましては、この耐震診断が必要となる住宅につきましては、昭和56年以前の住宅ということですので、それがだんだん少なくなってきてるという。

で、その少ない中でも、町のほうが平成18年から補助で、当初は国の補助をもらって、町の補助も上乗せしてやっていたんですが、なかなか少ないということで、近年ですと年に一、二件しかないというような、そういった状況になってきております。ということで、診断はされますけども、建て替えとかそういったほうが多いのかなと。それと、耐震補強よりですね……。これは土浦市のホームページに出ていたんですが、静岡県で過去に平均の耐震診断の金額ですね、それが185万とか、それぐらいということですので、大分高額になるということから、ちょっと二の足を踏んでるのかなというふうには考えております。

それと、耐震化率につきましては、住宅総数で76%――20年度。ですから、25年度については、飛躍的に、本郷ですとか新築が増えましたんで、分母が大分上がっております。それと、建て替え等も進んでおりますので、それ以上に伸びてるかと思いますので、そういうふうに、何ていうんですかね、耐震化っていいますか、更新はされてきてるのかなというふうには評価

しております。

- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) これね,住宅用火災警報器ね,それから住宅耐震診断,まあ診断をすれば通常ね,だめだったらば普通は改修しなければ本当はいけないと思いますね。これ役場だって診断してね,だめだったら放置しないですよね。すぐさま,もう仮庁舎をつくってですね,これやるわけですよ。で,民間の住宅だけ放っておくっていうわけにはいかないと思うんですね。

そうすると何らかのね、やっぱりそれを高めるためのね、制度をつくるべきだというのが私の考えなんですけども、まあ神栖でね、県内では神栖で住宅用火災警報器の購入の補助も出しておりますし、またその全国でね、木造住宅耐震改修工事にですね、補助制度を設けてるところもたくさんあります。例えば、神奈川県の大和、これね、上限を50万円まで出してますね。土浦なんかでも、いわゆるこういう形では出しておりませんけれども、住宅リフォームの関係でね、補助を出してるっていうこともありますね。ですから、そういうのを組み合わせてですね、ぜひとも町民のね、命と財産、それを守るためにもね、行政として何らかの手助けをするということをしていただきたいと思います。

以上で、第1問については質問を終わりにしたいと思います。

- ○議長(柴原成一君) 済みません。5番海野隆君に申し上げます。質問時間が残り0分となりましたが、時間を延長しますか。
- ○5番(海野隆君) 当然。2番目がありますので。
- ○議長(柴原成一君) はい。それでは海野隆君の質問時間を10分間延長いたします。 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) それでは第2番目のですね、現場代理人制度について質問をしたいと思います。

私はですね、去る11月10日にですね、阿見町の担当課長に対して、ある業者に対してですね、建設業法違反に係る情報提供をいたしました。それはね、回覧文書の回った地元で行われている工事について、住民から私のところに歩道通行に関する問い合わせがあり、現場代理人に現状の説明を受けようと再三工事現場に赴きましたけれども、いずれも不在だったという事実があったからでございます。

するとですね、去る11月26日付で、この業者ですけども、ある業者から代理人弁護士を通じてですね、通知文が送付されてきました。それによりますとですね、内容は工事現場に無断で立ち入りを固く禁ずると、こういう内容でしたね。私は11月27付で、直ちにこうした通知書の送付は失当であると文書を送付しました。また、これに関連してですね、町内の業者団体役員

の連名で、議会に抗議文が送付されてもいます。

そのような経緯があってですね,現場代理人制度の実情について,以下7点について質問いたします。

1番,公共工事においては現場代理人,主任技術者,管理技術者の配置が必要とされている。 阿見町における現場代理人及び主任技術者,管理技術者の配置について要件を伺いたい。

2番,現場代理人は,工事現場に常駐することを契約約款において義務づけている。常駐とは,当該工事のみを担当していることだけではなく,工事期間中特別の理由がある場合を除き,常に工事現場に滞在していることを意味するものであり,施工上必要とされる労務管理,工程管理,安全管理等を行い,発注者または監督職員との連絡に支障を来さないようにしなければならないとされておりますけれども,発注者として現場代理人の常駐状況を確認しておりますか。

3番、現場代理人の常駐が緩和される特別の理由とは何ですか。

4番, 現場代理人は常勤であることなど,一定の資格要件が必要であるとされていますが, どのような資格要件ですか。そうした要件について,どのような資料に基づいて確認しており ますか。また現場代理人となることができない職務のものがあるが,どのような立場の者です か。要件を満たさない,あるいは現場代理人となれない職務のものが,現場代理人となってい る例はありますか。

5番、現場代理人の常駐義務免除申請が提出されたことはありますか。また許可したことありますか。

6番、防災訓練等に参加することを理由に、常駐義務が免除されることはありますか。

7番,現場代理人が当該工事現場の交通安全等,近隣住民の問い合わせに応じないことは考えられますか。また,近隣住民が工事現場で交通安全等のことについて問い合わせる際に,へルメットをかぶる義務がありますか。

以上, 7点についてお伺いしたいと思います。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) 現場代理人制度についてお答えいたします。

まず1点目の現場代理人については、阿見町建設工事請負契約約款第10条第2項の規定により設置を求めております。次に主任技術者については、建設業法第26条第1項の規定により、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる者として配置することとなっており、監理技術者については、下請契約の請負代金の額の合計が土木一式工事は3,000万円以上、建築一式工事は4,500万以上となる場合は、建設業法第26条第2項の規定に基づき主任技術者にかえて監理技術者を配置することとしております。

次に2点目,現場代理人の常駐に関しては,請負業者が信義に従って誠実に履行していると考えており,工事発注担当課の監督職員が現場代理人等々の連絡調整に支障を来している状況も見られないため,特に常駐については確認しておりません。

次に3点目の,常駐の緩和については,国土交通省から平成23年度に現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用についての通知が出されており,昨今の通信手段の発達により,工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとれることが容易になってきていることなどから,一定の要件を満たすと発注者が認めた場合には,例外的に常駐を要しないこととすることができることが示されました。通知で示された一定の要件としては,現場代理人の工事現場における運営,取り締まり及び権限の行使に支障がないこと,及び発注者との連絡体制が確保されることの両方について,発注者が認めた場合とされております。

4点目ですが、現場代理人はその資格等の要件は特に規定されていないので、主任技術者等の一定の資格を有するものでなくても、請負業者の常勤の従業員であることが確認できれば配置することが可能です。また、常勤であることの判断については、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものが必要とされていますので、健康保険被保険者証等により確認をしております。

現場代理人となることができない職務のものについては、建設業法第7条に規定する経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者が工事現場への常駐が求められていると、現場代理人になることはできないものとなっております。現場代理人になれないものが現場代理人になっている事例については、以前に誤りに気づくことができず、現場代理人として承認してしまった事例があります。

次に5点目ですが、これまで現場代理人の常駐義務を免除する内容の申請が提出されたこと はありません。

次の6点目ですが、それを理由に常駐義務を免除することは難しいものと判断いたします。 最後に7点目ですが、現場代理人は工事現場に置かれる請負業者の代理人であることから、 近隣住民等の問い合わせに対応する義務があります。また、問い合わせの際、ヘルメットをか ぶる義務は、施工現場の中に立ち入らなければ着用義務はありません。一般の方が施工現場に 立ち入ることは大変危険であるため、現場代理人への問い合わせ等がある場合は、施工現場の 外にいる交通誘導員や作業員に声をかけ、現場代理人を呼び出し、施工現場の外で問い合わせ をするか、担当課に直接問い合わせをお願いいたします。

以上です。

○議長(柴原成一君) ここで、1時間以上経過しておりますので、暫時休憩といたします。 会議の再開は14時30分といたします。

午後 2時18分休憩

## 午後 2時30分再開

○議長(柴原成一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま,16番佐藤幸明君が退席いたしました。したがいまして,ただいまの出席議員は14 名です。

それでは,一般質問を続けます。

5番海野隆君。

○5番(海野隆君) それでは、2番目の質問について、再度質問いたします。

工事発注担当課の監督職員が、現場代理人と連絡調整をしたことは、どのような場合に発生しますか。また、過去も含めて連絡調整したという記録は一件書類や日報等で残すのですか。

- ○議長(柴原成一君) 町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) まず、私が言ったことに言ってから、説明してください。あなたは 阿見町役場上下水道課の坪田課長に言ってるんですよ。そうでしょ。 3 日間、あなた行ったんですから。だから、その3日間、自分はどういう立場で、どういう権限の中で、これを調べたのか。これぐらい自分で言えるじゃないですか。言ったら何か悪いことあるんですか。
- ○議長(柴原成一君) 町長天田富司男君に申し上げます。その件は、別の形でお願いいたします。
- ○町長(天田富司男君) 別の形でできるならいいんだけど、議会の中で本当にできてんの。 やっぱり、大体この問題にしてもね、悪いんだけど、何だ、収支計算報告書の問題にしたって、 全然自分でやってなくて人のせいにばっかりしてて、それがきちんとなってないじゃないです か、議会で。
- ○議長(柴原成一君) 天田町長に申し上げます。御質問に……。
- ○町長(天田富司男君) だから、きちんと答弁しなさいよ、あんた。自分言えないの、それ。○議長(柴原成一君) 質問の答弁の形にしてください。
- ○町長(天田富司男君) 言えるでしょう,あんた。3日間も行ったんだから。3日間も行って,うちの坪田課長にきちんと言ってるんだよ。こうやって文書まで,あんた出してんだよ。ほかでも出してんだよ,これ。それ自分で言わなくて,自分が不利になると口つぐんじゃう。本当にあんた,ずるいなあ。人間として。
- ○議長(柴原成一君) 町長天田富司男君に申し上げます。ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長(坪田博君) はい、お答えいたします。

現場代理人との連絡なんですが、お互いに――監督員と、今携帯電話が普及しておりますので、携帯電話の番号を交換して、緊急のときには携帯電話で連絡を取り合ってると。それと、監督員が1日に1回程度現場のほうに行ってますので、そのときに必要なことがあれば打ち合わせをしてると、そういうことになります。

以上です。

- ○5番(海野隆君) 答弁漏れ。一件書類や日報等で記録を残すか……。
- ○議長(柴原成一君) 済みません、海野隆君もう一度お願いします。
- ○5番(海野隆君) 議長、これ時間に入れないで。時間とめて。
- ○議長(柴原成一君) ああ,済みません。
- ○5番(海野隆君) ごめんなさい、議長ね、私はもう明確に質問しているので、その質問に答えてほしいんですよ。それだけなんです。

あのね、じゃあもう1回質問しましょうか。ね。

- ○議長(柴原成一君) はい。
- ○5番(海野隆君) 工事発注担当課の監督職員に……。黙らしてください、この人。議長。
- ○議長(柴原成一君) はい。町長、静かにしてください。
- ○5番(海野隆君) 工事発注担当課の監督職員が、現場代理人と連絡調整をしたことはどのような場合に発生するのか。まあ、これ先ほど答えていましたね。それから、また過去も含めて連絡調整したという記録は、一件書類や日報等で残すのですか。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長坪田博君。
- 〇上下水道課長(坪田博君) はい、答弁漏れがあって、大変申しわけありませんでした。先ほどお話したとおり、毎日のようにやりとりはしてますので、それをあえて日報に残すということはありません。

以上です。

- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 記録に残したほうがいいと思います。

次、常駐について確認していないということだが、さきに述べた私の経験からすると、現場 代理人が不在で工事が行われているということが、日常的に行われているのではないかと疑わ れるのですが、そうした常駐状況について、現在どのような確認をしておりますか。必要性は ありませんか。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) はい、お答えいたします。

この現場代理人が現場にいなかったよという情報をいただきましてから,それまでは1日に

1回程度だったんですが、今監督員のほうに1日2回——午前中1回、午後1回、現場に行くようにということで、現場代理人の常駐を確認してる……。今現在は、そのような形で確認をしております。

以上です。

- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) それでは、3番の再質問します。答弁ではですね、現場代理の常駐緩和の要件として、発注者が認めることが要件とされていますが、これまでに発注者認めた現場代理人の常駐緩和はありましたか。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長朝日良一君。
- ○管財課長(朝日良一君) はい、お答えいたします。

常駐緩和,答弁でも答えましたけれども,国の――国土交通省の通知に従いまして,阿見町のほうでは常駐緩和――現場代理人のですね,常駐義務緩和取り扱い要綱っていうのを平成24年度設置しました。その要綱に基づいて,現場代理人がですね,2つの現場を兼務できるという取り扱いを認めたことはございます。

以上です。

- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) それは、わかってます。常駐しなければならない単独の工事の場合ね、 その件でお願します。
- ○議長(柴原成一君) 管財課長朝日良一君。
- ○管財課長(朝日良一君) お答えいたします。 この取り扱い要綱以外にですね、町のほうで常駐緩和を認めたことをございません。 以上です。
- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 4番目に行きます。答弁ではですね、現場代理人となることができない職務の者として、建設業第7条に規定する経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者ということですけれども、社長さんなど企業の代表は現場代理人になれないということですか。もう少しわかりやすく説明してください。また、以前に誤りに気づかずに承認してしまったという事例があったということですが、具体的にはどのような事例だったんですか。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長朝日良一君。
- ○管財課長(朝日良一君) はい、お答えいたします。

まず答弁でもお答えしましたが、建設業法第7条に経営業務の管理責任者ということがございます。この方が、いわゆる、通常は会社の代表取締役——社長さんになります。この方は現

場代理人になることはできないことになっております。それと、過去にあった件につきましては、平成24年度に1件ほど土木工事で、ちょっとお互いにですね、この認識不足がありまして、そういった状況がありました。

以上です。

- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 次に行きます。6番目、これはね、防災についての質問で触れましたけれども、現在工事を進行中で、現場代理人を常駐させなければならない企業の代表者が、私を含めて複数の議員に対してですね、現場代理人が訓練に参加したため現場を不在にしてしまったと、このように話しておりましたけれども、もし事実ならば建設業法違反になりますか。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長朝日良一君。
- ○管財課長(朝日良一君) はい。あくまで仮定の話かと思いますけど、そういったことがあればですね、建設業法に抵触すると判断しております。
- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 7点目に行きます。7点目の現場代理人がですね,住民に対して問い合わせに対応しなければならないということは確認できました。私の場合もですね,ヘルメットをかぶらないで工事現場の外から現場代理人を呼び出して,工事現場外で問い合わせをしましたけども,そうしたことは何の問題もなく,また現場代理人は問い合わせには応じる義務があるということを答弁していただきましたけど,再度確認します。それでよろしいですか。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) はい。作業範囲の外であれば、それでも――ヘルメットの着用の義務はないと思います。ただ作業現場内に入るとなれば、これは私ども監督員も含めて、これは監督員だけじゃない、町長も含めて――発注者の町長も含めてヘルメットの着用の必要は出てきます。

以上です。

- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 最後の質問になりますけれども、先ほどね、あなたの立場は何ですかという話をされていたようですけど、時間が少しありますのでお話したいと思います。

私はね、議員です。はい。議員活動は幅広いことで認められております。したがって、住民から交通安全と――これ一番最初にお話しました、そういうことについてですね、問い合わせがあった場合に、その代理人としてその現場に赴き、現場代理人――つまりその説明をするね、立場の現場代理人に聞くのは当たり前の話です。なぜ、それをそのようにね、興奮して何か話をするのか、私は全くわからないということを申し上げたいと思います。

最後の質問です。でね、これは今、下水道工事がですね、本郷地区内で行われております。 荒川本郷地区でね。まあ今3本の工事が入ってるのかな。今度荒寺線がずっとこちらまで延伸 しましたので、大変に朝昼晩と散歩をされてる方々がですね、非常に多いです。そういう方々 からですね、問い合わせがあるのは当然の話です。回覧も回っています。青宿はね、回覧回ら ないかもしれないけれども、荒川本郷地区ではですね、回覧が回って、そこに企業名、それか ら現場代理人の氏名、そして問い合わせがあったときにはそこにということなってるので、こ れは当たり前の話なんですよ。何をそれをあんなに興奮してですね、話をしてるのか、しかも 非常に議会の町長の発言としては、品のない発言だと私は思います。

以上ね、平成……。あ、ごめんなさい、最後の質問ね。それで、最後の質問ですけども、通常ああいう工事をやる場合にはですね、警察署からですね、道路使用許可をとります。この道路使用許可は何時から何時までということになって、とっておりますか。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) はい。通常私どもが業務をしてる時間帯,ですから8時半から5時15分ということになるんですが、今の時間はもう、時期は、もう5時15分というと真っ暗になりますので、それより先に現場のほうは終わってると思います。

以上です。

- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。ちょっとお待ちください。5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) これ、町長が答弁すると、僕もね、いやあ、話しなくちゃいけないんですよ。ええ。私はここで終わります。以上でね、平成26年12月議会での一般質問を終了いたします。丁寧な説明、答弁をね、いただきまことにありがとうございます。

消防長についてはね、今回防災のことについて質問しましたけれども、本当にこの間統合・合併をね、やり遂げていただいて、よく議会にも情報を知らせていただいてね、私たちも町民から消防の合併についてですね、いろいろ聞かれることがあります。その聞かれたことについてね、やっぱり答えることができたというのは、そういうね、情報提供をしっかりやっていただいたということで感謝を申し上げて、私の一般質問は終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長(柴原成一君) はい。天田町長に申し上げます。

とりあえず……。ちょっと待ってください。

これで5番海野隆君の質問を終わります。

町長天田富司男君。

- ○町長(天田富司男君) 海野議員が議員の立場でっていうことでよくよくわかりました。
- ○議長(柴原成一君) はい、戻ってください。

○町長(天田富司男君) これはね、議員の立場ということなんで、今後どういう展開になるか、これはわかりましたけど、よくわかりましたので、今後は、また別の場所でよろしくお願いいたします。

休会の件

○議長(柴原成一君) 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、12月12日から12月18日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長(柴原成一君) 以上で本日の日程は全て終了しました。 本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 2時43分散会

第 4 号

[ 12月19日]

# 平成26年第4回阿見町議会定例会会議録(第4号)

平成26年12月19日 (第4日)

## ○出席議員

1番 柴 原 成 一 君 2番 藤平竜也君 3番 野 口雅弘君 永 井 義 一 君 4番 5番 海 野 隆 君 6番 飯野良治君 7番 平 岡 博 君 8番 久保谷 充 君 9番 川畑秀慈君 10番 難 波 千香子 君 11番 紙 井 和 美 君 浅 野 栄 子 君 12番 藤井孝幸君 13番 14番 吉田憲市君 15番 倉 持 松 雄 君 16番 佐藤幸明君 17番 実 君 諏訪原

## ○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 天 田 富司男 君 育 長 青 山 壽々子 君 教 総 務 部 長 横田健一君 原尚彦君 町 民 部 長 篠 保健福祉部長 坪田匡弘君 生活産業部長 湯原幸徳君 都市整備部長 﨑 慎 一 君 篠 教育委員会教育次長 竿 留 一美 君 消防 川村忠男 君 会計管理者兼 本 寛 則 宮 君 会 計 課 総務部次長 大 野 利 明 君 総 務 課 長 野 利 明 君 飯 企画財政課長 小 口勝美君 町民活動推進課長 湯原勝行君 児童福祉課長 山広美 君 国保年金課長 田 稔 君 岡 都市施設管理課長 柳 生 典 昭 君 上下水道課長 博 君 坪 田

## ○議会事務局出席者

 事 務 局 長 青 山 公 雄

 書 記 大 竹 久

## 平成26年第4回阿見町議会定例会

## 議事日程第4号

平成26年12月19日 午前10時開議

- 日程第1 議案第103号 阿見町男女共同参画センター条例の制定について
- 日程第2 議案第104号 阿見町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定め る条例の制定について
- 日程第3 議案第105号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第4 議案第106号 平成26年度阿見町一般会計補正予算(第5号)
  - 議案第107号 平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
  - 議案第108号 平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3 号)
  - 議案第109号 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4 号)
  - 議案第110号 平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)
  - 議案第111号 平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3 号)
  - 議案第112号 平成26年度阿見町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第113号 町道路線の廃止について 議案第114号 町道路線の認定について
- 日程第6 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査に ついて

#### 午前10時00分開議

○議長(柴原成一君) 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

議案第103号 阿見町男女共同参画センター条例の制定について

○議長(柴原成一君) 日程第1,議案第103号,阿見町男女共同参画センター条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る12月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君,登壇願います。

#### 〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長(吉田憲市君) 皆さん、おはようございます。傍聴の皆さん、満席、御苦労さまでございます。

それでは、総務常任委員会に付託されました議案についての審査の経過と結果について、会 議規則第77条の規定に基づきまして御報告申し上げます。

当委員会は、平成26年12月12日午前10時から午前11時11分まで審議を行いました。出席委員は5名で、議案説明のため、執行部から町長を初め関係職員19名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議長の御挨拶がありまして、その後、町長の御挨拶がありました。その町長の挨拶の中で、「大した案件もなくと言うと怒られますが」という言葉がありました。ちょっと聞き捨てならないので、御報告申し上げます。誰に怒られるのかわかりませんが、上程された議案は全て重要な議案だと私は思うのですが……。

そういう中で、付託議案の議案第103号、阿見町男女共同参画センター条例の制定について を審議いたしました。御報告申し上げます。

これは、いろいろ内容が、かなり重要なもんですから、ちょっとお時間をいただきまして、ありのままに御報告をさせていただきたいと、このように思います。

質疑を許しましたところ,あの昨日の一般質問でも,紙井さんからの質問の中で,この件にも触れられ,いろいろ説明があり,すばらしい質問だったなあと,また答弁だったなあと思ったところであります。そういう中で,こういう場所はないでしょうかと,ほかにあるなら代案を出してみなさいというようなことも言われたように記憶しております。そういう中で,この阿見町男女共同参画センターが設置されますこと,大変これはね,本当に喜ばしい限りでございます。ただ,場所について,いろんな意見が出されております。そういう中で,15カ所の中からここに絞ったと,そういうお話を伺いましたけれども,その15カ所の選定した方法と,一部の人は,その15カ所の一覧も持っているようですけれども,その一覧を提出していただければありがたいんですが,その15カ所の選出方法ですね。それとまた,最終的にこのところになったということでしょうけれども,その15カ所のリストですね,ちょっと教えていただければありがたいですと。

それに対する答弁として、リスト1枚しかないので、答えてからそれをコピーして配付した いと思いますがよろしいでしょうかと。はいと。

それで、答弁として、15カ所選定した方法でございますけれども、まず一番初めに、コストということがございます。賃料が一番安いところ。それから2つ目につきましては、駐車場の問題もありますけれども、まずここの従業員と及びお客様の駐車場、その建物だけで確保できなければ、その周辺に確保できる場所があるか、そういうものを中心に、それとあと、この男女参画センターと町民活動推進課、この職員がより行きやすいか、たやすいか、そういうものの3点を中心に、この場所を選びましたところでございますという、と同時にリスト配付がございました。

1番から15番まであると思いますけれども、そのうち全て、私と男女共同参画推進室長2名で歩きまして場所を確認いたしました。その多くにつきましては、どちらかというと事務所のテナントより飲食店のテナントが多いということもありまして、男女共同参画センターの場所に果たしてふさわしいかどうかということもありました。それと、やはり入った場所におきまして、さらに内装を自分たちでやるのか、そういう部分のコストもかかるので、そういうものも考慮いたしました。で、この賃料につきましては、3番、4番、5番、これは同じビルで、それぞれ1つずつ部屋が違うんですけれども、それも入れて15カ所という形になりました。

ここについて、賃料が一番安く5万円という形で、敷金については1カ月というところもありましたけれども、1カ月から5カ月の間で、それとこの場所については礼金も不要だということもあります。そういうことも考えまして、神林ビル、それと一番最後の15番目の三喜ビル――番下ですけれども、こちらのほうとしては、役場の職員との行き来もすごく可能ですし、三喜ビルにつきましては駐車場も3台確保できるので、ある程度いいかなという考えもありま

したけれども、最終的には三喜ビルには1カ月の家賃が13万円、なおかつ、こちらについてはエアコンもついていないので、さらにつけると、面積でいうと30坪から超えてしまいますので、業務用のエアコンを入れるにしてもかなり高くなると、まず問題はないかと。私ども、よく集会施設のあるときエアコンなんかも入っているんですが、1つのホールにつけますと、まず業務用という100万円以上のエアコンがという形で申請が多いものですから、そういうものも考慮して、やはりそれなりの値段がという形に考えました。

そういうこともありまして、神林ビルについては、確かに職員用の駐車場はありませんけれども、役場の駐車場が非常に近くあるということ。それから今年度いっぱいで学校区保育所のほうが閉鎖になり、来年度については学校区保育所のほうの駐車場も使えるという考え方も根底にございました。そういうこともありました。やはり1年3カ月という中で、非常に短い、あの3カ月という形で、役場と中央公民館のほうが工事が終われば、いずれかに帰ってくるという考え方でおりますので、その間に考えるのであれば、賃料のやはり一番安いところの形で考えたものでございますと。

ただ、予算上におきましては、神林ビルにつきましては、かなり、エアコン、また、テナントビル、ほとんどそうなんですけれども、エアコンというものを自分で設置しなければなりませんので、そういうことを考慮しまして、大家さん、交渉、まあ、不動産業者、不動産取り扱い業者さんとの交渉をした結果です、エアコンも向こうが設置してくれる。エアコンが、流し台とかそういう、あとトイレの改修でいただいたということで、賃料が9万円という形で交渉したところでございます。

そういう面で、コスト的にも、それから役場の職員との行き来も非常にしやすいということ で神林ビルということを選定したところでございますという回答がございました。

同じ委員の質問ですが、エアコンとかトイレの改修ということで9万円ですか、9万円ですよね。で、この中のマイアミビル、これはスーパータイヨウのところでいいんでしょうか。

これに対する答弁は、これはマルエツではなくて、バイパス沿いにあるカラオケ店が入っているテナントですということで、場所が違うということで理解したようでございます。

それから、次に、そういう中で、どうしてもこの駐車場が役場から、また、もちろんなくなるということで、そこも使えるようになるという話なんですが、町民活動センターのあるマイアミショッピングセンターの中で、約20坪の空きスペースがございます。そこもちょっと確認しましたところ、まあ、大差なく貸してもらえるようなお話でございました。そういう中で、あそこなら駐車場もたくさんある。そしてまた、神林ビルさんでは、階段が狭いというような話もありました。そういう中で、タイヨウスーパーの中であれば、階段どころじゃないエレベーターまでついていると。そういう中で、金額が町で借りたいんだと、町で使うんだという話

になれば、マイアミショッピングセンターでも、かなり勉強してくれるところも、譲ってくれるところもあるんじゃないかと。町民活動センターもあり、そこが一番、この私から見た場合ですね、いいんじゃないかなと思うわけですが、その場所については検討なされたのかお伺いいたしますという質疑がございました。

それに対する答弁として、マイアミショッピングセンターについては、確かに町の町民活動センターが入っていまして、家賃が1カ月16万円――ちょっと今、正確な数字はないんですけども、約16万程度、月々払っているところでございます。借りるということであれば、やはり同じような規模で、多分同じような金額になると思いますので、当初からそちらのほうは、ちょと家賃的な問題もありますので、町民活動センター自体が将来的な撤退……。一昨年ですか、事業仕分けで、あらゆるところ借りているんではないかという問題もありましたので、ちょっとうちのほうとしては、マイアミショッピングセンターというのは、当初から想定しておりませんでした。また、今のところ、町民活動センターということで、センター職員に全て任せているという部分もありましたが、男女共同参画センターにつきましては、やはりふだんからの行き来ということを重点という形で想定しておりましたので、ちょっと、マイアミショッピングセンターについては、若干遠いなあという気がしているところでございます。

あと、これは確実なこととは言えないんですけども、最初、マイアミショッピングセンター、あいているスペースというのを聞いたときに、たしか窓のない、昔、ライオンズクラブさんか、貸していたような部屋だったと思うんですけども、ちょっと真ん中で、ふだん使ってない真っ暗な部屋ぐらいしかあいていなかったような気がするんですが、そういうことも聞いていたものですから、それは確認しておりませんが、そういう面で、ちょっと今回は対象としていなかったところであります。また、ちょっとそっちのほうでも貸してくれるという情報が入ってこなかったという面もございましたので、まあ、そういうところで、候補には今回上げておりませんでしたと。

続きまして、また委員から質問がありました。確かに、塾のあったところが、今あいているんです。そういう中で、私、もっと確認もしましたし、まあ、確認した議員の方からも何名かいらっしゃいますけれども、町が使うんであればという、使いたいのであればというような話もされたということで、あと、今、借りているところが十何万円だから同じだと思ったと。これが思ったでは通らないんです。今借りているのが幾らだか、同じだと思うから、思ったから聞きもしなかったという。公金を使うのには、それはちょっとまずいという……。確認していただきたい。そこで、クーラーもついている。大きな建物ですから、消防長知ってのとおり、スプリンクラーでも何でもみんなついているわけです。これ以上安全な場所はないんです。町で借りるのだから、これだけで貸してくれないかという話には乗ってくれると思うんです。す

ぐ電気も使える。クーラーもつけなくても、初めからついているんです。今からでも話して、 それで交渉する気があるのか、ないのか、おまえに聞いてこいと言ってくれるんなら、私、今 でも聞きに行きますと。

それについて回答がございました。これは町長からの回答です。結論を出すほかないですよねと。何か職員に出せないわけでしょうから。今のままで、やっぱりやっていくことが、これは今まででずっと積み上げてきた、これを積み上げてきたんですから、これを今、ここで翻して、そっちに行くということはありませんと、今のままでやらせていただきますという答弁がございました。

次に、質疑がございました。今の町長の答弁なんですけれども、私も今、佐藤委員の話を聞いて、あそこに町民活動センターがあって、いろんな緊急な場合とか、まあ、役場から遠いか、課長から話がありましたけれども、実際、車で行けば5分、10分で行けるところだと思うんです。

私も、もう1つの観点として、全協のときの話でもあったと思うんですけれども、時間の問題、営業時間、開館時間、その問題も必要だと思うんです。全協で、あれはいつだ、12月1日でしたか、12月ですか、10日ぐらいだったと思うんですけれども、あの全協の中で、役場と同じような形で9時から5時、あと土日祭日休みということを書かれているわけなんですけれども、やはりこういったところは、なかなか共働きの、共稼ぎの人なんかでも、平日の9時から5時というのは厳しい部分がある。金曜から土曜にかけて問題が起きた場合、じゃあ次の土日挟んだ月曜に休暇とって行くだとか、そういうような問題があると思うんです。そこで、今また、たまたま、マイアミショッピングセンターの話があったんで、私も、あそこだったら、スペース、まあ、夜も9時ぐらいまでですか、やっているということでもありますし、防犯上の問題――スーパーですから、仮にDVとか起きた場合でも、スーパーのところの敷地内ですから、警備員もいるでしょうし、そういった対応もすぐできるんじゃないかと思うんです。まずお伺いしたいのは、全協のときに出た営業時間というのはわかりませんけども、その開館時間の問題、あと土日の問題、役場のほうで対応すれば、幾らでもできる部分だと思うんですが、それについて、ちょっとお答えをお願いしますという質疑がございました。

答弁がありましたので、開館時間、平日の9時から5時まで、それから土日祝祭日休館、年末年始休館という形でございますけれども、まず、この男女共同参画センターの中心的な業務というものが男女共同参画の推進、市民活動の拠点という形になってくるかと思います。この拠点につきましては、まず平日において、この市民団体、市民活動の方々が、そこで準備して、さらに地域に打って出て、出前講座等をやっていく、そういうものが一番中心になるのではないかと思っております。この場所につきましては、男女共同参画プランの推進というための事

務というのが中核になってくる。当面の時間ですけれども、そういうものがなってきますので、 当面の間、9時から5時、十分、市民活動をやってくる方々も対応できるかと思っております。 もし、こちらについて、例えば9時から5時、閉まっちゃうとか言われた場合、例えば延長し たりとか、緊急の場合で、5時以降7時ぐらいまで使いたいという事前の要望があれば、その 方向に柔軟性に対応していく形をとっていきたいと思いますと。

ちょっと長くなりますので、内容的には同じなので、ここは割愛させていただきます。

次に、質問がございました。1日の説明と同じなんですが、私は10日間――今、12日だから、12日間ありましたけれども、まず検討したか。全協の皆さんの議員の発言について、それをちょっとお聞かせ願いますと。

それに対する答弁。こちらの町民活動推進課内部はもとより、部長も含めて検討したところでございます。あくまでも9時-5時という基本に置きながらも、あくまでも今後柔軟な対応と、それから、あくまでもまず始める、そこでその活動を進めていく、市民活動団体の方々と育っていきながら、将来的な対応、そういう将来的な時間というものが、改正も含めた視野の中でやっていきたいという形で検討いたしたところでございますと。

ここでまた、町長の答弁もありました。今、課長が言われたとおり、まず始めなければ、どういう状況になるのかというのは、そんな机上ではわからないわけですね。実際は、始めてみて、どういう観点があって、どういう状況になるのか、その状況に応じた中で、今後、また、先ほどの、規則等で変えていくという。そのやっぱり順当な考えかなあと。まず9時-5時でやること。まずやって、その後、開館した後、女性センターと、そういうものができ上がって、運営が始まってからどういう状況になるのか、やはり、今後推移を見ながら、やっぱりやっていかないと、ただ最初からこうだからというのではなくてですね、やはりそういうものを踏まえて、今回皆さんに提示したわけですから、御理解いただきたいなあと思いますという答弁がございました。

それから、また質疑がございまして……。ちょっと内容的にまた同じなんで、この1ページは割愛させていただきます。

部長に対する答弁に対しての質疑がございました。答弁というのは、一歩も前に出ていない答弁だと思うんですけれども、実際、じゃあこの男女共同参画センターができました。女性の活動、男性も含めてそうなんですけども、やはり、ああ、こういうのができたんだというので、そういう気持ちになって、広報か何かに載りますよね。その中で、開館時間9時から5時まで、休館が土日祭日、ちょっと、じゃあ土日はやってないんだから、100%の人が思います。9時から5時まで、あ、じゃあ7時に行ってもだめなんだと思いますよね。そうなると、必要としている人も、やはりそこで役場の部署からシャットアウトしちゃうような関係になると思うん

です。だから私は、私も、そんな柔軟的にできないというお話でありますね。だから、その規則の問題かも、部長おっしゃっていますけれども、じゃあ、この中央公民館の規則はどうなっているんでしょうか。私ちょっとわかりませんけども、役場からですと、全部が全部9時-5時、土日休みというわけじゃあないと思うんです。役場だって日曜開庁やってるんでしょ。だから、何でその日曜開庁をやっているのかという……。やはり平日に来られない方がいるから日曜開庁、開くわけです。同じような感覚だと思うんですよ。

それから、私ははっきり言って、町が決断すればできることなんですよねと。さっきの場所の問題もそうなんですけども、町が決断すればできる。せっかくこういったものをつくるわけですから、やはり使い勝手のよい、使う人の立場に立ったといったセンター、拠点、つくったほうがいいと思うんです。私もいろいろ聞いた中で、やはり、今までずっと活動してきた方は、机1つ、電話1本でもあればいいのって言ってるぐらいの感覚で、もちろんいるわけですよね。もちろんそれはそうだと思うんですけども、それでもつくって活動していったら、その中でせっかくつくるんですから、金の問題はそんなに、その時間の問題に関してはもちろん、それは少しはあるかもしれませんけれども、そんなに町が拒否するような関係だというふうには思いませんし、やっぱりせっかくこういうものをつくるんですから、町の町民が使い勝手がいいものをつくってやる、やっぱりこれが行政の仕事だと思うんですけど、どうでしょうかと。

これに対する回答がございました。永井議員さんがおっしゃるとおり、おっしゃいました、その9時-5時以外の部分での利用の仕方、され方みたいなところを考えたときに、今後周知していく中で、その柔軟な対応、使い方ができるということを周知する仕方を工夫することによって、その辺はカバーしていただけるのかなというふうに思います。時間は、当面センター業務内容、その使われ方というものの中で、そういうことを考えてきたときに、これは将来的ですけども、センターが9時-5時で機能が十分発揮できないか、町民の方々の使い勝手が悪いというふうなことが出てくることがあるかと思います。そこで、今の段階で男女共同参画センターが何をやろうとしていくのか、町長言ってますように、だんだん、あの、こう拡充をしていくという考え方でいる中で、スタートの段階におきまして、まだ理想からすればまだまだこれには到達していないという状況もありますでしょうし、原則の時間を当面はうたってもらわしていただきたい。そういう考え方でいるということなんです。あくまでも柔軟に対応していくという考え方でございます。規則のほうにも、ただし町長が必要と認めるときは、開館時間は変更することができるという規定も設けて、予定しているところでございます。その辺は十分対応できるかなあというふうに考えております。

ここでまた町長の答弁がありました。部長が言ったとおり、やはりまずやって、どういう状況になるか。こちらがね、消費者センターだって、土日やったらいいべって話になるわけです

から、やはり、それは今、土日やっていないわけでしょ。そのような時間帯を決めれば、それにやはり町民の皆さんの時間帯っていうものもするでしょうし、いや今後やっぱり、そういう男女共同参画のね、センターが、ますますこういうような意味で、いろんな事業をできるようになったときには、また違った形のものが出てくるのかなあという思いがいたします。今現在の中で9時-5時という形でやられてきていて、まあ、先ほど部長が言ったとおり、そういう面の柔軟さで対応していけるようにしていきたいと思うのですと。

ちょっと長いんでね、すいませんが、ちょっと我慢をしてください。

次に、別の委員から質問がございました。第4条なんですが、使用対象、センターを使用することができるものは、次に上げるものとする。阿見町内を主たる活動の場とする男女共同参画社会の推進を図る団体とありますが、団体に所属する者、括弧がついてありますね。要は、団体と、その団体に所属する人にお貸しするということができるということかと思いますが、その予定される、まあ、推進を図る団体と予定される団体は何団体ぐらいあるのですか。わかりましたら教えていただきたい。これが1つ。

さっきからちょっと一般の人が来るという感覚で話しているようなんですが、ここで例えば DVの被害者の相談に来るとか、そういうことはないんでしょうかと思うんですが、そういう ことはいかがでしょうか。

はい、お答えいたしますと答弁がございました。まず、団体の数は、現在8つほど想定しております。1つは、町のほうの男女共同参画推進会議のメンバー、それから続いて、男女共同参画社会推進会議検討部会というのがあるのですが、町のほうの場合の中核として実践的にメンバーがそろっております。それから、男女共同参画を推進するステップアップAMIという町民活動団体ですね。それと、そのほかにJA農協の阿見女性の部会、商工部会の女性部会など、阿見町でヒューマンネットワークという推進会があるんですが、そのメンバーも入っているかと思います。

それから、DVの実際相談ですけれども、DVの相談というのは、実際、町のほうに相談か警察に相談という形になっております。今のところ、町のほうに相談が来まして、緊急避難の場合については、即、一時シェルター、保護所のほうに送致という形になってくるかと思いますので、そのほかにも生活保護の問題とかいろんな問題、いろいろ絡んだりとか、児童虐待とか絡んできますので、今、全体的にDVの相談に関しましては、町民DV相談に限らず、いろんな児童虐待とか高齢虐待にもつながっておりますので、町民活動推進課が中心となっておりまして、児童福祉課や社会福祉課、それから場合によっては教育委員会の指導室、こういったところも連携をしなくてはなりませんので、実際の相談については、そういったセンターよりは、直接役場のほうに来なければ、最終的には解決できないと考えております。センターに来

た場合、もし、相談に来た場合については、一時的な傾聴、例えば状況の経過とか、そういう形を系統的にまとめていく程度で、その後、町につながれば、実際の解決につながりませんので、DV、もし相談が来た場合については、まあ、相談者が何度も何度も同じ話をするようなことより、一気に町のほうに話をつないでいただいて、町のほうに職員が迎えに行くかも、もしくは来ていただくという形にして、実際の相談する形になると思います。実際に相談に来た場合については、あちこちの課に行かないように、全て、相談者が例えば社会福祉課につながるとか児童福祉課につながる場合には、そういった一気に全員対象者を集めて、一気に今後の支援方法を決めていくということを、今、手法としておりますので、実際は、センターはほとんど使われる可能性はない。実際、それはDVに関してですけれども、あと、男女参画推進相談が来た場合については、それについては、実際、臨時職員等が対応したり、場合によって、そちらで足りない場合には、福祉のほうからの男女参画室からメンバーがそちらのほうに出向くと。これに対しては、赴いたほうがいいと思いますので、実際に相談を話し方を進めるような、実際の保護の対処になっているかと思いますという答弁がございました。

それから、また質疑がございました。別の委員からの質疑がございました。時間のことがよく質問が出ますけれども、24時間対応しているところというのは見たことがないんですね。例えばNPOであっても、民間企業やっても、時間はこれを設定する以外にはないんです。ただし、重要な案件があった場合には、個々の男女共同参画の条例で、ごらんになったと思いますけれども、第3条に設置場所や設置形態などの変化に対応していって、先ほどから何回も述べてくださっています。そこで確認なんですけれども、それ以外、設置している時間帯以外に重要な案件があった場合に駆けつけてくださると思いますが、それ以外に24時間対応しているところをきちんと周知していただけると思うのですが、いかがでしょうかと。

これに対する答弁が、センターの周知ですけれども、これについては、あらゆる時間についていかに柔軟に対応できるか、まあ、そういう形で一応周知していきたいと思いますという答弁がございました。

これで質疑,答弁が終わりましたので、ほかに質疑がございませんでしたので、質疑を終えて討論に入りました。

佐藤委員の討論がございました。阿見町男女共同参画センター条例,こういうものが制定または設置されることは,大変喜ばしいことではございますが,よりよい場所を私は提案したつもりでございます。費用も同じ程度で済むわけです。にもかかわらず,私どものは変えないんだと,そういうことはないでしょう。これで私が,こういうことがありますよと言ったら,そこ回って見て,そして結果としてこっちのほうがいいんだよという話があれば,それはそれでまたわかりますよ。出したものは変えないと。それじゃあまずいんじゃないかなと。私はそう

いう代案を出しているわけですから、それに対してほかの人もそういうのがいいと、ここにいいなと思っている人も、この話を聞けばそう思うのもたくさんいると思います。そういう観点から反対します。つけ加えますけれども、町長出したものは変えないんだという姿勢ですよね。議員だけじゃなくて、職員の方からも新たな意見が出てこないですよという答弁がございました。

そこで、ちょっと、その反対討論中にですね、もうここに契約に入っているものが、契約というものが入ってきちゃってて、その前にきちんとした提案をするならわかるけれどもという、叫ぶ声がありました。討論中ですので、発言を許しておりませんので、発言を許してないという、私が意見を言いました。

これ、叫ぶ声というのは、天田町長の声でございます。

まあ、それからまた討論がございました。紙井委員の討論ですが、それでは、私は賛成の立場から討論させていただきます。今、地方分権が進んでいまして、本当にボトムアップが求められる時代になっております。今回、この阿見町でやろうとしている、この男女共同参画センターの設置に関しては、例えば私が一般質問をしたから、町長がこうしたほうがいいからと言ってできるようなものではなく、私、議員になって15年ですけれども、15年前からずっと女性団体が、あそこがいい、ここがいい、どういう状況がいいかということを考えあぐねてここまで来ました。ここに来て、ほんの二、三カ月で何が決まるものではないんですよね。

ですから、反対することを探せば幾らでも出てきますが、昨日、私が対案となる、誰もが納得するものを出してくださいと申し上げました。せっかく言ってくださったのだと思いますけれども、この場所に関しても、15件はやむを得ず、その後、一番最初に話した15件でありまして、それ以前にありとあらゆるところを探していると、私、いろんな団体の長の方からも、委員の方からも聞いております。そういったことから、昨日申し上げましたけれども、場所も、今ここある中で、ここが妥当だということ。先ほど、私、質問させていただきましたけれども、実際に時間に関しても柔軟性を持って、これほど役所のところは柔軟性を持ってというのはなかなか難しいところですけれども、この場合、非常にデリケートな問題ですから、柔軟性を持ってやっていくという、そういう意気込みをやってくださる、そういった部分が非常にありがたい。

一番大事なのは、これは町民の声から出ているということであるということですね。そういったことから、どの県にもない、本当に唯一のすばらしいものになってくれるんではないかというふうに思います。ですから、難点があるとしたら、デメリットがあるとしたら、そこをカバーするように議員が考えていくのが当然ではないかというふうに思います。何でも反対をするということを、今後、ちょっと少し検討していただければ、非常にありがたいなというよう

に思います。そういったところで、今、この機運に乗ったセンターの設置は非常に重要な時期、 今、期に乗っていくことは非常に重要な時期であるというふうに考えておりますので、センタ 一設置に対しては賛成の立場で発言させていただきます。

次に、また別の委員から、永井委員ですが、反対の討論がありました。紙井さんのおっしゃること、私も非常にそう思います。実際に、ここ十何年、私は詳しいことはわからないんですけれども、そういった形で女性の方々が集まっていろいろな検討をしながらつくっていった。で、やったというふうになった。これは十分わかります。ただ1つ、あの2つが残念なことが、それは、15カ所やった。これを聞いたから。職員がインターネットで検索したっておっしゃってますよね。どんな推進委員の方でも、いろんな探し方があると思うんですけれども、先ほど佐藤委員が言った、マイアミの中のビル、あそこは全然検討にも入ってなかった。ですから、私は1つ、佐藤委員が提案したと思うんですけども、それを町長がシャットアウトしちゃったというのが今の構図だと私は思います。

それともう1つ、時間の問題。私は24時間あけろと申してはおりません。そこでちょっと勘違いなさっているかと思うので言いますけれども、やはり中央公民館だって24時間あいているわけではないですし、私は町民の人が使いやすいことをね、時間とか曜日とか、そういうものを考えていただきたいということを言っているわけです。答弁のほうには、12月1日の答弁から、こういった変わってない状況があるわけですけれども、私は、場所の問題も1つ、先ほど言ったように、課長からDVの話が出ましたけれども、私も先ほど述べたように、夜中にも、マルエツのところが、夜のほうが人がいっぱいいるわけですよね。ですから、変な話ですけれども、逃げ出してきた人に追っかけてきた男の人が、もし来たなんて場合でも、十分対応できるわけです。こういった条例をつくる場合には、いろんなことを想定して、範囲内で想定して、それに対応しているような形でつくったほうがいいと思いますと。そういう反対討論、それで、今のことに関しては反対だという討論がございました。

次に、柴原委員の討論がございました。賛成討論。私は賛成討論いたします。先ほど紙井委員がおっしゃったようにボトムアップへ男女共同参画に携わる皆さんが一生懸命積み上げてきた。なおかつ、今回こういう事態にまで進んだ。茨城県の中でも阿見町は男女共同参画についてはかなり進歩しているというふうに聞いております。これは、あの県が、いろんな機会に行きますと聞こえてまいります。これは特に知事のほうからも聞いております。なおかつ、阿見町がなぜこれを早急にやるのかという原因の1つに、来年度における県から来る予算、これも影響するんじゃないかというふうに、私は思っております。そこで、いろんな欠点もあるかと思いますが、男女共同参画を推進する団体が使える場としてセンターの設置に賛成いたしますという討論がございました。

討論が賛否両方出ましたので、討論を終結いたしまして、採決に入りました。

議案第103号,阿見町男女共同参画センター条例の制定については、議案どおり可決することに御異議ありませんかというものに対して、「異議あり」と叫ぶ者がありました。異議がございますので、起立によって採決いたしますということで、賛否を諮りましたところ、賛否同数でございました。そこで、地方自治法第116条第1項の規定により、委員長が裁決をいたしました。これに対して委員長は、その場所的な問題を考えて否と表明いたしました。よって、本案は否決をいたしました。

以上、長くなりましたけれども、これが全てでございます。

以上、委員長報告といたしたいと思います。

○議長(柴原成一君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番海野隆君。

○5番(海野隆君) それでは、この議案第103号、阿見町男女共同参画センター条例の制定について、反対討論を申し上げたいと思います。

まず、全員協議会及びセンター条例が上程された議会初日の議員の質問に対する執行部の説明によりますと、1、男女共同参画センターについては、役場庁舎も含めて公共施設の中で検討してきたが、空き室がなく、民間賃貸ビルに求めざるを得なかったこと。

- 2番,賃貸期間は短期的なもので,役場庁舎の耐震化工事が終了する1年半程度を考えていること。
- 3,担当課職員がインターネット検索で町内15カ所程度の物件を検討し、足を運んで見学してきたこと。
  - 4,不動産業者への依頼はしなかったこと。
  - 5,賃貸条件等についても明示することはしなかったこと。
  - 6、駐車場等の配慮については役場庁舎を利用してもらうということ。
  - 7, 階段は非常に狭いもので、高齢者や障害者には不向きなこと。
  - 8,賃貸料は月額9万円程度、その他不動産手数料、敷金等が発生すること。
  - 9、高齢者や障害者などに対する配慮は考慮しなかったこと。
  - 10、車椅子等には対応できないので、役場庁舎での対応となること。
- 11番,国の補助事業の緊急雇用創出事業により臨時職員が2名配置される予定などが明らかになりました。

この議論については、当日、男女共同参画にかかわった関係者――今日もたくさん傍聴席に

いらっしゃるでしょうけれども、多数傍聴されていましたので、共通の認識になったと思います。

その後,議会一般質問で代替案を求める発言や,総務常任委員会――先ほど委員長が詳細に報告がありましたけれども,委員から代替案が具体的に提起されるなど,全体的には,設置する場所について,駐車場やバリアフリーへの配慮を求めるという,非常に建設的,前向きな議論が続きました。私自身も候補物件とされた複数の賃貸物件を実際に見学してまいりました。そのいずれも,上記のような問題を解決できる物件であることもわかりました。

私は、議案第103号、阿見町男女共同参画センター条例について反対討論をいたします。 この条例は、第1条から11条により構成されております。私はこのうち第2条の2項、センターの名称及び位置についてのうち位置について反対をいたします。

阿見町は、昨年、関係する多くの方々の御尽力により、男女共同参画都市宣言を行いました。 私は、基本的には大いに男女共同参画センターが設置され、さまざまな政策が推進されていく ことについて期待しております。しかし、この本条例の位置については、以下に述べる観点か ら、現状のままでは賛成できず、反対をいたします。早急に、位置つまり場所について、再検 討され、議会に新たな議案を提出されるよう希望いたします。

それでは、反対の理由を述べます。

今回、センターの設置場所として民間ビルの1室を借り上げるということのようですが、第1点は、民間ビルの借り上げに際して、さまざまな面を考慮した十分な検討が行われなかったと思われることです。執行部からは、15カ所について、職員によるインターネット検索の情報をもとに現地に足を運び検討したと答弁していますが、不動産取引、管理の専門家である業者に依頼することもなく、議会での質問に、賃貸借の条件について明示されることもありませんでした。これは検討したという答弁とは異なり、あらかじめ場所が決まっていたのではないかという疑いがぬぐい切れません。これは地方自治法第2条の第14項に定められた、最少の経費で最大の効果を上げるという地方財政の原則から逸脱しており、同17項により無効だと思われるからです。

第2点は、こうしたセンター的な機能を持つ公共施設を設置する場合には、駐車場は不可欠と思われますが、対象民間ビルの駐車場は、1階に理髪店及び行政書士――税理士かな――行政書士事務所が入居し、不特定多数の来店が予想されるのに対して、駐車スペースは4台程度と思われ、駐車場の不足が予想されることは確実です。執行部は、駐車場は役場の駐車場を利用できるとしていますが、役場も耐震工事中であり、また、例年2月から3月の税金申告の際には深刻な駐車場不足が予想されるなど、予測される駐車場対策について全く考慮されていないなど、短期的とはいえ、公共施設を設置する条件に合致しない物件であると判断せざるを得

ないと思われます。

第3点は、高齢者や車椅子を使用する障害者等への配慮に全く欠けた場所であることです。 執行部の答弁の様子では、そうした配慮への検討は全く行われなかったのではないかという疑いがあります。平成18年12月に、国土交通省はバリアフリー施策を総合的計画的に推進するために、それまでのハートビル法と交通バリアフリー法を発展的に統合した高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律を施行いたしました。少なくとも公共施設については、そうした観点から、既存の建築物についても整備を行うなどとしています。こうした公共施設は、特定の団体や団体に所属する方々だけが利活用するものではありません。比較的よく使用されると想定される団体や会員が、小さく産んで大きく育てると言っているから、とにかく成立させてという意見があるのも承知しております。しかし、それは根本的に間違った意見です。条例第4条第3項、第4項にも書かれておりますが、このセンターは、当然に多くの町民の方々の利活用が想定されております。

上記のようなことを考慮すれば、1階にあるか、あるいはエレベーターないしはエスカレーターの装備が必要不可欠の条件であることは明らかです。こうした条件に合致しない場所にセンターを設置することは適当でないことは、これも明らかです。

第4点は、該当常任委員会の委員の発言や提言、私どもの調査でも、町内にセンター設置に ふさわしい民間賃貸物件は多数あることが明らかになっています。駐車場の問題、エレベータ ーやエスカレーターの装備、バリアフリー、広い階段、警備員の存在など、阿見町男女共同参 画センターにふさわしい場所が多数候補として上がっていることを考えると、代替案は多数あ り、交渉についても容易だと思われます。

以上,反対の理由を述べましたけれども,執行部は直ちに再検討に入られることを希望して,私の反対討論といたします。

以上です。

- ○議長(柴原成一君) 次に,原案に賛成者の発言を許します。 6番飯野良治君。
- ○6番(飯野良治君) 議案第103号,阿見町男女共同参画センターの条例の制定について, 賛成の立場で討論いたします。

12月12日に開かれた総務常任委員会を傍聴いたしました。結果は、先ほど吉田委員長が非常に長く報告されましたが、賛成2、反対2の同数のため、吉田委員長の裁決で否決されました。 反対の理由としては、先ほども述べられたように、男女共同参画センターの趣旨には賛成するが、センターの設置の場所の選定に疑義がある、そういうものでした。今年3月承認され発行された阿見町第6次総合計画の中、51ページに、第1節ふれあいのまちづくりがあります。

その4に、男女共同社会参画の実現があります。計画は次のように書かれています。現状と課題が4つあります。そのうちの2つを述べます。

現在,町では,平成22年3月に阿見町男女共同参画社会基本条例を策定し,平成24年3月に 策定した阿見町第2次男女共同参画プランに基づき,事業の推進を図っています。さらに,平 成25年11月に男女共同参画都市宣言を行いました。今後さらなる男女共同参画社会の実現に向 けた取り組みを行う必要性がありますとうたっています。

2番目に、男女共同の推進は、国だけでなく地域にとっても重要な課題です。性別や世代を 超えて全ての人々が喜びや責任を分かち合いつつ、個人が尊重され、豊かで活力のある男女共 同参画社会を実現することを推進していく必要がありますと書いています。

これを実現するために行政と町民の果たす役割が書かれています。

ここには1つとして、男女がともに人権を尊重し、社会参画できる社会を構築するための市 民活動を推進しますと。

明確に議会の果たす役割を、私たちは今まで、この議会で承認し認め上げてきたんです。それを、設置場所の不具合を理由に反対するということは、今までの私たちの積み上げ、町民の努力を否定することにつながります。

情報収集や発信の場としてセンターの設置を実現するために、私は賛成をいたします。

○議長(柴原成一君) 次の討論を許します。

4番永井義一君。

○4番(永井義一君) 議案第103号,阿見町男女共同参画センター条例に対して,反対討論を行います。

まず、この男女共同参画センター設置すること自体は、大変結構なことで、私も賛成ですが、 この条例に関して、以下の2点、問題があるので、反対いたします。

まず1点目ですが、このセンターに予定されている事務所です。条例案では神林ビルの2階になっていますが、この前の総務常任委員会で出された別の場所に対して、町長は、一度出したので変更はしませんと突っぱねてきました。これでは何のための委員会なのか、何のための全員協議会なのかがわかりません。委員会で出されたところは、エレベーターもあり、駐車場もたくさんあります。障害者の方などが窓口に来た場合でも安心して話ができる場所です。これを検討もせず、考慮もしないまま、これで決まりですではどうしようもありません。

もう1点は、開館時間の問題です。働いていて平日来れない人や、仕事が終わってからでは 間に合わない人など大勢いると思います。この開館の日時も、ぜひとも再考すべきです。

この2点について、利用する町民の身になって考えていただければわかることではないでしょうか。

また、町長は12日の総務常任委員会が終わった後に、おまえ法案に反対したのだから補正予 算に賛成するのもおかしいぞとおっしゃいました。

誤解のないように話しておきますけども、冒頭に述べたとおり、私はこのセンターの設置すること自体は賛成であります。ただ、先ほど述べたとおり、この2つの問題、これが大きな問題があるということで、私はこの条例に対して反対をいたします。

以上です。

- ○議長(柴原成一君) 次に, 賛成者の討論は。9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) 私は、この第103号、阿見町男女共同参画センター条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど、2人の方が反対討論いたしました。これは人権という立場から、ずっと考えてみますと、まさに人類のこの歴史というのは、この人権をいかに大事に豊かに育んで、育てていくか、その歴史であったと思います。まさに阿見町においては、この憲法で保障されているこの人権を、性別を問わず、この人権を住民が主体となって、この12年間以上かけて、ここまでこぎつけてやってまいりました。

そもそも、人権の近代の初めは、フランスの人権宣言にあります。1789年。これに関しては、人間及び市民の権利の宣言。実は、政治的にこれを解釈して見てみますと、人間及び市民といっても、ここに女性は入ってなかったんです。これは男性及び男性市民の権利の宣言だったからです。それから、女性は近代を通じて、時に現代においても、この憲法における平等の保障にもかかわらず、選挙法でも、また民法、刑法、ほぼ一貫して男性と差別をして扱われてきました。現代及び第二次世界大戦後の現在においては、各国憲法で性差別が明示的に禁止される傾向にありました。

討論をしております。

女性差別撤廃条約,これは国連で1979年12月,国連総会で採択されました。それによって性差別の禁止の動きもあり、しかし社会や国民の生活の中にどっしりと腰を据えたこの差別は一朝一夕では越えることができない。その中で阿見町の女性のそういう意識の高い皆さんがここまで押し上げてきました。

先ほど、場所の選定、いろんなものが言われておりますけども、15カ所以上、多くの場所を 当たって、ここに選定をされてきた。そして、私も場所を見てまいりましたが、駐車場の問題 も、例えば学校区児童クラブがすぐ近くにあります。あそこに車もとめられます。役場からも 近い。そういうことを考えてみますと、やはり場所的にも、ここが最適である。そして国の補 助金も当然あります。阿見町の財政力指数というのは0.9前後をずっと行っております。1.0以 上に行って、やっと自分たちの地域の市民の税金で事務事業が賄えるだけの税収がある。しかし、阿見町はそれには足りない。足りないところは国からの補助金で賄わなければいけない。これをもし全部単独事業でやるとなると、一般財源から出さなくていけない。しかし、今回に限り、国の補助金の対象になり、これは補助金で、ある意味全部賄われていける。そういうことも考えてみますと、絶対にこれは、今このときに、あそこの場所でやるべきである。私は、あそこの設置場所が、この男女共同参画推進をしてきた人たちが反対をしているんだったら反対すべきだと思います。反対の意見は聞いておりません。皆さんここでいいと言っておられるようです。そうであるならば、議会としては、その町民の活動家の皆さんを、やっぱり支援する形で、これは、この設置に関して賛成をすべきである。私はそう考えておりまして、この条例に関して、賛成の立場で討論させていただきました。

以上です。

○議長(柴原成一君) 議員諸君に申し上げます。発言者の間の私的発言は控えてください。 次に、討論。

13番藤井孝幸君。

○13番(藤井孝幸君) 今,賛成者の話でですね,人権がどうのとか,第5次総で男女共同 参画センターの設置はこうなってるとかいう、そんなことはわかってますよ。今我々が議論し てるのは、せっかく今までですよ、苦労して、この男女共同参画センターを築き上げて設置に 至ったときにですよ、我々は設置することは大賛成ですよ。誰も反対していませんよ。賛成を してるんですが、場所的にもっといい場所があるんではないかという提案をしてるわけです。 そのいい場所を、全然検討しないで、不動産業者にも通さないで、職員がインターネットで調 べて、一番ここがいいですよ。そんな決め方はないですよ。いい場所があるのに、何でそこを 使わないんですか。土日祭日も使えるし、9時から9時までも、9時-9時で使えるし、何で そんな場所を検討しないんですか。そこを外して、ここが一番いいですなんて。そういう乱暴 なことを言っちゃだめですよ。そして、町長は、もうこれは契約の段階に入っているなんて、 その総務委員会の中で、契約の段階に入っているわけないでしょう。今、我々が議論している んだもん。いいですか、我々は賛成なんですよ、設置するのは。ただ、よりよいものを提供し たらどうですかと言ってるんですよ。既に、場所はあるんだもの、そこに。いい場所を外して、 何で悪い場所を決定するんですか。そういう意味では、もう少しきめ細かな調査をして、今ま で苦労してここまでこぎつけた、設立にこぎつけた人たちの労に報いるためにも、より使い勝 手のいい場所を選ぶのが当然でしょ、行政としては。それを、我々は反対しているんじゃない んですよ。何でそこが理解できないんですか。後ろにおられる方も、相当関係者がおると思い ますけども、いい場所があれば、そこに行くのは当たり前だと思ってますよ、それは。何も悪

いところに行かなくて。コストよりも、より使い勝手を追求すべきです。 したがって、この条例には、私は、場所的な問題で反対いたします。

○議長(柴原成一君) ほかに討論はありませんか。 10番難波千香子君。

○10番(難波千香子君) 私は、この議案第103号、阿見町男女共同参画センター条例の制定について、賛成討論を申し上げます。

まずですね、今回に限り15カ所以上を執行部はしっかりと探して、ここがすばらしいという。 私自身も行ってきましたけれども、まずは設置する。それで、これはボランティア団体、阿見 町の歩み、男女共同参画プランというものもございますが、本当に地道に重ねて、今は、この 皆様が、ぜひに今、この男女共同参画センターで、ボランティア精神を持ちながら、今、今後、 人材に寄与していきたいという、そういう機運が最高に盛り上がっているときでもあります。 こういったときに、議員がやるという、そういう問題ではなく、ボランティアに携わってきた 男女数多くの方がいらっしゃいます。関連女性団体、そういった方々がぜひともという、そう いう心のある女性の声を踏みにじるものであると思います、反対するということは。

そして、まずですね、この開館時間。私は今日来るに当たって調べてまいりました。県内には幾つあるのか。6市が今のところ上がっておりましたけれども、これもさまざまな場所でありました。そしてですね、時間ですけれども、全て9時から5時とか5時15分、8時半から5時。1カ所だけは9時というところはありましたけれども、まず最初からそういうところはないということでありました。そして、いろんなところも、図書館とかそういうところも、皆さん御存じだと思います。また、この庁舎にありましても、最初は5時、土日お休み。しかし、図書館においても、それでは不便だということで、今は7時まで金曜日、今までやっていただいております。そういったことも鑑みて、100%ということは、なかなか難しいということを鑑みても、今の段階では、ぜひともこの機運の中でやって行くことが正しいことであると思います。

また、今回ですね、緊急雇用創出事業補助金ということがございます。これは調べてまいりましたけれども、震災にかかわる地域において、皆様御存じだと思いますけれども、その地域において、26年にですね、災害地域、例えばですね、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県において、皆様御存じのように、今回使えるということであります。そういったものが重なりまして、本当に一番いい時期であると、私は思います。そういった意味でも、駐車場においても、学校区保育所は来年の3月で閉鎖になります。そういったことも考えて、駐車場において、またちょうど広さにおいても、しっかりとしたきれいなところで、私は完璧はあり得ませんけれども、徐々に徐々に改革しながら、まずは一歩から、

今ある場所でやることが、阿見町の男女共同参画のさらなる発展につながることをかたくかた く信じて、賛成討論といたします。

○議長(柴原成一君) ほかに討論はありませんか。 12番浅野栄子君。

○12番(浅野栄子君) 私は、議案第103号、阿見町男女共同参画センター条例の制定について、反対討論をさせていただきます。

私は、これまで、女性センター又は共同参画センターの設置につきましては、幾度も要望し、早く設置してほしいと願い、発言してまいりましたので、設置することに反対することでは毛頭ございませんが、しかし、余りにも、このたび提出された男女共同参画センターは適正とは思えないのです。

この議案が全員協議会で初めて示された後、実際にその設置場所を見てまいりましたが、駐車場がありません。2階の1室、狭い急な階段、エレベーターはありません。これでは、障害をお持ちの方や高齢者を含め、来訪者には非常に不便です。業務体制も、庁舎から独立したセンターにもかかわらず、9時から5時まで、土日祭日休み。これでは、普通の役所業務で、センター独自の意味がありません。相談や活動や、あるいは研修する機会をどのように提供するのでしょうか。それを思うと、センターとしての役割を担えるとは思えないのです。

しかし、今まで男女共同参画に携わってこられた委員の方のお話を聞きますと、どんなところでもいい、センターが設置されれば、そこから進んでいくので設置してほしいとのことをお聞きしました。それならそれでもいいのかなとも思いました。心が揺れました。これが私の大変な信用失墜の事態を招いたところであります。

しかし、冷静に男女共同参画センター設置についての条例の解説を見直すと、やはり最初の 思いが湧いてまいりました。センターは参画委員さんの事務所ではないのです。センターは住 民のためのもの。住民の方が使いやすい、活動しやすい、相談しやすい。女性に不可欠な、遊 ぶ子供を目の隅に見ながら相談などができる広さの確保が必要なのです。女性センターではな い、男女共同参画センターと銘打つ以上は、男女や女性のスキルアップ、イクメン男子の子育 て支援、高齢者の生きがい支援など、いろいろの要素を受け入れるには余りにもお粗末です。 センターとしての趣旨にそぐわないと思われます。

男女共同参画に長年携わってきた委員さんたちは、男女共同参画に対する知識も意見も行動力もすばらしい方々です。あの部屋に入り切れないほどの思いを持っていられると私は思います。それを思うと、行政の示したあの部屋の提供、業務体制の構想は、男女共同参画に対する意識の大きなギャップを私は感じざるを得ません。耐震化が終わる1年半の間だけですと言われ、その後、庁舎内に設置するとのことですが、センターとして、これまで庁舎内で無理だ、

スペース, 部屋がないと, ずっとだめだったことが, どのように可能になるのでしょうか。庁舎内に設置したら, 他の役場の業務と変わらなくなり, さまざまな要望による形態の変更は, ますます難しくなるのではないでしょうか。業務体制, 設置場所, そして, 行政の男女共同参画センターに対する意識改革のためにも, 再検討を強く要望いたします。

繰り返しますが、町民が利用しやすい男女共同参画センターの設置を検討し、再度提出して くださることを熱望し、この議案に対して反対といたします。

○議長(柴原成一君) ほかに。

11番紙井和美君。

○11番(紙井和美君) 私は、議案第103号、阿見町男女共同参画センター条例の制定についての賛成の立場から討論させていただきます。

阿見町では、平成14年4月に、男女共同参画を推進するために女性行政係が設置されて以来、女性議会を3回、住民の意識調査や策定委員会、検討委員会、住民懇談会など、数多くの方々により実績を積み重ね、平成22年4月には阿見町男女共同参画社会基本条例、24年3月には第2次男女共同参画プラン、平成25年11月10日に男女共同参画社会都市宣言を行いました。

これは全て住民が主体となり、行政と連携をとりながら、一つ一つ小さな声を拾い上げた形になったものであります。そしてこのたび、あらゆる場面で活躍する女性の方々のかねてからの念願であった男女共同参画センターの設置がかなうときが来ました。しかも多くの自治体では行政主導となっていたり、民間に委ねていたり、指定管理者制度で運営されていたりと、余り人材が育たない形であることが多い中、我が阿見町の場合は、住民が主体となっている唯一の形となっております。

今回のポイントは、行政主導でなく民間主導であるということ。そして今回のみ緊急雇用創出事業補助金が活用できるということ。1年半という短期間借りることができ、事業費や利便性を鑑みて適当と思われる場所があること。そして、適切な人材が確保されること。この4つに特出すべき点があり、また機運が整っているという理由であります。

しかしながら今回,この案件に対し,矢継ぎ早に反対が出ております。所管の総務常任委員会では,紙井議員が一般質問で反対するなら対案を出すようにと言ったのでと,新しい場所の選定の対案が出されました。現在の決まりかけている場所が不服としての対案であります。期数の若い新人議員であるならばともかく,経験を積んだ議員であるならば,センター設置の鉄則である,男女共同参画センターの設置場所については行政との連携を進めるために庁舎内あるいはそれに近い場所にあることが望ましいと長谷川幸介先生が繰り返し言っていらしたことは耳にしていたはず。万が一聞き漏らしていても,調査をすれば真っ先に把握できるはずであります。大変に残念で仕方がありません。

当初は庁舎内に設置することになっておりましたが、御存じのとおり、耐震工事のために1年半だけ役場から歩いていける距離の今の場所に至ったわけでございます。その経緯を調査していないと思われるわけであります。本当に町民のことを思い、参画を願うのであれば、町民の声を綿密に聞くという議員としての責務を果たすべきであり、町民が自ら求めている要望を実現させるべきではないでしょうか。もしこの案件について否決となった場合、後々どんな議論を経て議会が意思決定をしたのかと問われたときに、議会は論理的な説明責任を果たすことが果たしてできるのでしょうか。1本の木が気に入らないからと……。議長、すいません、不規則発言を……。

○議長(柴原成一君) わかりました。ちょっとお待ちください。

海野隆君,藤井孝幸君,つぶやきはやめてください。次,つぶやきますと,退場させていただきます。海野隆君,静かにしてください。

紙井君,続けてください。

○11番(紙井和美君) やじを飛ばすということは、議員の資質に非常に欠けるということでありますので、議長、よろしくお願いいたします。

もし、この案件について否決となった場合、後々どんなに議論を経て議会が意思決定をした のかと問われたときに、議会は論理的な説明責任を果たすことができるのでしょうか。1本の 木が気に入らないからと、森を全て伐採するんでしょうか。条文を読み解く力が要求されてい るのは、町民である前に議員であるということをまず理解しなければなりません。

以上のことから、数々上げられた反対理由は、全くもって裏づけ調査もなされていないもの ばかりであります。出された反対討論の内容が論理的に成り立つかどうかを注意深く読み取っ ていただきたいと思います。

私的な感情を排し、私たちはしっかりと町民の期待に応えていくべきであると考えます。

以上のことを踏まえまして、議案第103号、阿見町男女共同参画センター条例の制定については賛成とし、私の討論を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長(柴原成一君) 静かにしてください。

ほかに討論はございませんか。

16番佐藤幸明君。

○16番(佐藤幸明君) 代案を出した佐藤が、責任を持って反対の討論をさせていただきます。

103号, 阿見町男女共同参画センター条例の制定について, 反対の討論をいたします。

まず、男女共同参画社会の実現に向け、これまで御尽力いただいた方々、御意見をいただい

た方々に、まず、ありがたく、厚くですね、御礼を申し上げる次第でございます。そのような 願いがかなって、このセンターが実現しようとしておるわけでございます。

そういう中で、その求めてる方々もそうです。町民もそうです。よりよい場所を求めてるに決まってんですよ、皆さん。よりよい場所、そのよりよい場所を、私は提案してるんですよ。狭い階段どうすんのよっていう話が出たり、小さな部屋でしょ、そういう話も出てます。そして、役場から近い。近いっつったって、皆さん、これ歩いていくんですよ。そしてまた、保育所が3月いっぱいでね、なくなるっつったって、使い勝手というのは、始まったらその日から使い勝手がよくなくちゃだめなんです。オープンしたその日から、ああ、ここはいいとこだな、便利なとこだと、そう思って使ってもらえるような場所じゃなくちゃ、来ようと思った人も来なくなっちゃうんですよ。そういう意味からですね、この議案に反対するわけでございます。

そしてまた、含めさせていただきますか、そうしますと、15カ所の多くの場所というような 言い方されております。15カ所が何で多いんですか。こういういい場所も除かれてて。そうい うことも加えさせてもらう。

そしてまた、補助金、補助金が、これも当然出ます。補助金が神林ビルじゃなくちゃ出ないんですか。場所変わったら出ないんですか。私はそう言いたいですよ。こういう観点から反対です。

傍聴者の方は、拍手ないですか。

- ○議長(柴原成一君) 3番野口雅弘君。
- ○3番(野口雅弘君) 長々といろいろやってますけど、傍聴者の方は、つくってほしいから来てるんです。テレビも見てて、それだと思います。テレビも見てる人もいっぱいいると思います。ですから、つくんないじゃなくて、もうここでつくっちゃいましょうと、産んじゃいましょうというのが一番だと思います。それ以上ないんで、これで終わります。賛成します。
- ○議長(柴原成一君) ほかに。

2番藤平竜也君。

○2番(藤平竜也君) 私も,議案第103号,阿見町男女共同参画センター条例の制定について,賛成の討論をいたします。

これまで何回も熱心に男女共同参画について質問されてきました紙井さんが言ったことが, もうほぼ全てだと思いますけれども,そこにちょっと私の思いを入れさせていただきますと, これまで本当に男女共同参画について熱心に努力されてきた方々からすると,本当に念願の設 置ということになります。センターの設置がようやく一歩目を踏み出すというところです。町 長のお話にもありました。小さく産んで大きく育てる。私もそのとおりだと思います。まずは, やりながら発展させていく,そのことが重要なのではないかと思います。せっかく一歩目を踏 み出そうとしているところ、そして、これまでかかわってきた方々が、これでいいと言っているところを、わざわざ議員が後ろから足を引っぱる、そのようなことはするべきではないと思います。まずは、小さくても一歩目を踏み出すことが重要だと思います。そして、その一歩目というものは、必ずこの後の阿見町にとって、しっかりとした足跡を残すものだと思います。以上です。

○議長(柴原成一君) ほかに。

傍聴者に申し上げます。拍手その他は、表現は控えるようにお願いいたします。 ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第103号についての委員長報告は否決であります。本案については、起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(柴原成一君) 可否同数であります。

地方自治法第116条第1項の規定により、議長が裁決をいたします。本案に対し、議長は可 と表明いたします。

よって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。会議の再開は11時35分といたします。

午前11時25分休憩

午前11時35分再開

○議長(柴原成一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第104号 阿見町子どもための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例 の制定について

○議長(柴原成一君) 次に、日程第2、議案第104号、阿見町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る12月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇]

○民生教育常任委員会委員長(難波千香子君) それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、12月12日午後2時に開会し、午後2時50分まで慎重審議を行いました。出席委員は6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員17名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第104号、阿見町子どもための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ,第3条に,町長は,災害その他の理由により特に必要があると認めるときは,利用者負担額を減額し,または免除することができるとあるが,具体的に教えてくださいとの質疑に対し,大規模災害,東日本大震災等を想定してのもので,その他の理由により特に必要がある場合ということで,生活困窮によって,保険料を払うことによって,生活保護の規定に該当するような場合ということで想定をしていますが,これまで運用したことはありませんが,今回,規定に載せたものですとの答弁がありました。

次に、子ども・子育て支援新制度が、4月から新制度に基づくサービスを本格的にスタートするが、利用料金が、所得税額での階層区分から町の町民税の所得割額での区分に変更されるが、負担額が変わらないように処置はしているのかとの質疑に対し、所得税額から市民・町民税の所得割額に変更したということで、1階層から8階層までありますが、定義を変えただけで同等で、基本的に保育料が上がることということはない。ただし、年度の切り替えで所得の増減があったり、階級のはざまにいる方については、上がったり下がったりするということはあるかもしれません。一部の保育所入所者についてやってみたところ、階層が同じが約55%、上がるが4.4%、下がるが40.7%の試算が出て、上がるより下がるほうが断然多いことになりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第104号、阿見町子どもための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(柴原成一君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第104号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可 決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第104号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第105号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

〇議長(柴原成一君) 次に、日程第3、議案第105号、阿見町国民健康保険条例の一部改正 についてを議題といたします。

本案については、去る12月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長(難波千香子君) それでは、続きまして、議案第105号、阿見 町国民健康保険条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ,産科医療補償制度の対象外分娩と対象分娩について説明を求める質疑があり,それに対して,産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産された場合は対象外分娩ですが,医療機関の99.8%は入っています。国内では,平成26年5月現在,分娩機関が3,324カ所,そのうち病院が1,206カ所,診療所が1,667カ所,助産所が451カ所ですが,未加入は診療所で7カ所です。加入しているところは42万円になっていますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第105号、阿見町 国民健康保険条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(柴原成一君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第105号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可 決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第105号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第106号 平成26年度阿見町一般会計補正予算(第5号)

議案第107号 平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第108号 平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第109号 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

議案第110号 平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第111号 平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議案第112号 平成26年度阿見町水道事業会計補正予算(第4号)

○議長(柴原成一君) 次に、日程第4、議案第106号、平成26年度阿見町一般会計補正予算(第5号)、議案第107号、平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第108号、平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第109号、平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)、議案第110号、平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)、議案第111号、平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、議案第112号、平成26年度阿見町水道事業会計補正予算(第4号)、以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る12月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

初めに,総務常任委員会委員長吉田憲市君,登壇願います。

[総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇]

○総務常任委員会委員長(吉田憲市君) それでは、先ほどに引き続きまして、議案第106号、 平成26年度阿見町一般会計補正予算(第5号)のうち総務常任委員会所管事項について御報告 を申し上げます。

質疑を許しましたところ、電子計算機1113住民情報ネットワーク運営事業のうち、今回の中間サーバ・プラットフォーム利用負担金について説明をお願いしますという質疑がございました。

それに対する答弁として、皆様御承知のとおり、マイナンバー制度、これが開始されます。 そうしますと、各自治体、政府間で、そのマイナンバーに基づいたデータの流通が行われます。 そのときに使う直接の電子の通信ではなくて、途中に中間サーバというものを設けて、そこを 介して、その情報のデータのやりとりを行います。国のほうで日本に2カ所――東日本と西日 本、2カ所をつくりまして、相互に連携をとり、もし何かあった場合でも片方が必ず残るとい う形で、そういう中間サーバを構築しています。これを使うための負担金、財源として補助金 が100%充当されるということだそうですという答弁がございました。

また質疑を許しましたところ、次の質疑がございました。

地域安全対策費のことなんですけれども、この中で防災管理費、この中で職員手当の時間外勤務手当の129万——約130万円なんですけども、この金額がちょっと多い。これ、ちょっと内容を教えてくださいという質疑がございました。

これに対する答弁として、当初ですね、一応、事業のほうは見込んでおりませんでしたが、10月に発生いたしました台風18号、19号の職員の対応、それから、あの防災訓練を11月に1回 実施させていただきました。漏れなく準備を進めてまいりましたが、やはり期日までにいろんなものを調整するに当たりまして、職員の方は頑張っていただいたと、まあ、その分がちょっと不足しておりまして、今回補正をさせていただいたということございました。

ほかに質疑はございませんでしたので、討論に入りました。討論を許しましたところ、討論はなし。討論を終結し、採決に入りました。議案第106号、平成26年度阿見町一般会計補正予算(第5号)のうち総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長(柴原成一君) 次に、民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長(難波千香子君) それでは、続きまして、議案第106号、平成 26年度阿見町一般会計補正予算(第5号)、うち民生教育常任委員会所管事項について御報告 申し上げます。

質疑を許しましたところ,障害者訓練等給付事業の中の障害者訓練等給付費1,969万3,000円は,どういう訓練をするのかとの質疑に対し,給付費は,就労移行支援と,就労継続支援A型

とB型の2種類があります。

就労移行支援は、一般の企業に就労するための訓練を行うことで、通常の障害者枠もありますが、全段階の訓練となっています。

就労継続支援のA型は、一般の企業の通常勤務体系での雇用は難しい、雇用契約に基づいた期間、賃金、内容で雇用される方にお勧めするような事業所等の事業になっています。

B型は、A型のような形で勤務できない方で、本人のそのときの身体状況、精神状態の中で作業注視するもので、段階的なメニューがそろっていて、ステップアップしていくということですとの答弁がありました。

次に、障害者介護給付費、障害者訓練給付費、相談支援給付費が1,969万増額された理由についての質疑があり、障害者介護給付費の中で、生活介護が86名から2名増、短所入所は22名から4名増、それと、1人当たりの利用日数が増えたことによる増額になります。

障害者訓練等給付費は、共同生活援助サービス、グループホーム等の入所ですが、17名から4名増、就労継続支援A型6名から9名増、B型の方は56名から14名増となり、大幅な利用増員が増加したことにより増額になりますとの答弁がありました。

次に、保育所運営について、1,084万9,000円という大きな減額理由は、募集人員に満たなかった保育士や看護師の賃金を減額したということだが、何人募集して何人足りなかったのか御説明願いたいとの質疑に対し、7時間45分勤務者8名募集のところ3名、短時間パートの職員11名予定中2名不足、さらに産休代替で2名増え4名不足となり、減額しました。看護師の場合は、6月から雇用できましたので、4月・5月分を減額補正しました。来年度の保育士の募集人員は34名必要としましたが、30名の臨時職員が見込まれています。募集をかけていますが、一般募集で不足部分は派遣業者に依頼しました。27年度も契約を進め、予算化をしています。

続いて、委託料569万5,000円減額理由についての質疑に対して、保育士派遣依頼をしたが、 4月から依頼できたのが1名しかなく、7月から2名追加派遣で、合計3名分の補正を計上しました。

単価は2,150円, 時給額は, クラス担任1,000円, パート職員950円で募集していますとの答 弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第106号平成26年度阿見町一般会計補正予算(第5号)、うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第107号,平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ,質疑なし。質疑を終結し,討論に入り,討論なし。討論を終結し,

採決に入り、議案第107号、平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第110号,平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ, 質疑あり。

介護予防,住宅改修費の10万5,000円の対象は、どういったものか、何かの質問に対し、要支援認定者で軽度の1、2の方が、居宅の中でバリアフリーに関しての住宅改修に補填したもので、1人当たり利用限度額は20万円で、今年度11月現在で3件、平成25年度は13件の実績でしたとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第110号、平成26 年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)については、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第111号,平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第111号、平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)に ついては、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。 ○議長(柴原成一君) 次に、産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

#### 〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(海野隆君) それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託された議案の審査経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、平成26年12月15日午前10時に開会し、慎重審議を行いました。出席委員は6名全員で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員12名、議会事務局2名の出席をいただきました。傍聴の方も2名ございました。

当委員会に付託されました議案第106号,平成26年度阿見町一般会計補正予算(第5号)のうち産業建設常任委員会所管事項について,審査経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許したところ,委員から,農業水産業費の,負担金,補助金及び交付金で,経営所得 安定対策事業補助金の内訳と中身,及び商工費の,阿見東部工業団地,阿見吉原地区企業誘致 事業の奨励金の内訳と中身について質問がありました。

執行部からは,経営所得安定対策事業は,転作事業の事務費の補助になり,再生協議会のほうで出すものですから,そちらに補助金として出します。内容については,印刷製本費と通

信・運搬費,臨時職員費,転作の,そのシステム等です。年間所要額が確定しましたので,これによる補正となりますと答弁がありました。

また、執行部から、企業立地促進奨励金については、平成26年度の支給対象企業4社分の固定資産税額が確定したことから、補正予算に計上するものです。内訳は、まず雪印メグミルク株式会社の家屋分が、当初予算より約610万円、それから償却資産が約110万円、それぞれ増額となったこと。それによりまして、730万円を増額。東洋科学株式会社の家屋分が約310万円減額になったことなどによりまして、奨励金の現予算学を492万5、000円増額するものです。この奨励金に関しましては、固定資産税の完納を確認しまして支給することになりますので、今年度末の支給に合わせて、今回補正をさせていただくということですと答弁がありました。

さらに、委員から、湖まちづくり推進事業について、この湖まちづくり推進事業について、 私が感じる限り、町民の認知度がとても低いのではないかというふうに思います。その点も改 善していくべきではないかと思いますと質問がありました。

執行部からは、湖まちづくり計画については、国土交通省と連携し、町で湖まちづくり推進計画として進めています。今回の補正については、桜堤440メートルにロープ柵を設置するということです。記念植樹事業をここに考えています。植樹に関しましては、各戸に回覧板を配布しまして募りまして、45本の記念植樹を予定しています。現在は、12月10日現在で41本の応募があり、ほぼ埋まったという状況です。残りについては、行政区に声をかけたり、来年度の町政施行60周年に合わせた記念植樹ということも考えています。

湖まちづくり推進事業の一定の周知はしておりますが、確かに、まだまだ周知不足というと ころもありますので、今後、広報等に掲載し周知を図っていきたいと考えていますという答弁 がありました。

また、委員から、道路橋梁維持補修事業について、詳しい場所と工事内容について説明をいただきたいとの質問がありました。

執行部からは、台風18号が阿見町を襲ったということで、町内6カ所ほど、道路のり面が崩れ、補修をしています。場所は、中郷東、上吉原が2カ所、それから立ノ越、福田、実穀の6カ所です。今回の補正は、台風による緊急的な補修で、約410万円ほど使っています。その部分を補正していますという答弁がありました。

その他の質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、討論を終結し、採決に入りました。議案第106号、平成26年度阿見町一般会計補正予算(第5号)のうち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成して、原案どおり可決いたしました。

議案第108号,平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号),議案第109号, 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号),議案第112号,平成26年度 阿見町水道事業会計補正予算(第4号)については、質疑、討論がなく、採決の結果、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

以上、当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長(柴原成一君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第106号から議案第112号までの7件についての委員長報告は原案可決であります。本案7件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第106号から議案第112号までの7件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第113号 町道路線の廃止について

議案第114号 町道路線の認定について

○議長(柴原成一君) 次に、日程第5、議案第113号、町道路線の廃止について、議案第114号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

本案については、去る12月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

[產業建設常任委員会委員長海野隆君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(海野隆君) それでは、続きまして、議案第113号、町道路線の廃止についての審議の経過を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、廃止路線のところは、武田牧場にかかっている部分があると思いますが、セグチレーシングのその後の進捗状況について、どうなってるかという質問がありました。

執行部からは武田牧場の後、セグチレーシングが牧場ということで土地利用計画が出ました。

これは茨城県県土利用の調整に関する基本要綱に基づき県の立地承認が必要になります。その後開発行為の許可となりますが、その前段で、町の土地利用合理化協議会に諮り、承認をいただいています。県で本申請についても許可がおり、開発行為の工事が始まったところです。来年の春以降、牧場として経営が始まるということで聞いておりますと答弁がありました。

さらに、委員から、近隣の方が、厩舎と事務所について、少しずらしてほしいという要望を していると思いますが、どのようになっているかとの質問がありました。

執行部からは、そういう要望がありまして、なるべく位置を土地利用計画の中でずらすという計画をしました。御理解いただけたのかなというふうに思っていますという答弁がありました。

その他の質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、討論を終結し、採決に入りました。議案第113号、町道路線の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

議案第114号, 町道路線の認定については, 質疑, 討論がなく, 採決の結果, 全委員が賛成し, 原案どおり可決いたしました。

以上,当委員会の決定に対しまして,議員各位の御賛同を申し上げ,委員長報告とさせていただきます。

○議長(柴原成一君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第113号から議案第114号までの2件についての委員長報告は原案可決であります。本案 2件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第113号から議案第114号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長(柴原成一君) 次に、日程第6、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の

閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに各特別委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

閉会の宣告

○議長(柴原成一君) これで本定例会に予定されました日程は、全て終了しました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げるとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、平成26年第4回阿見町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 0時07分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 柴原成一

署名員 藤井孝幸

署名員 吉田憲市

# 参考資料

## 平成26年第4回定例会 議案付託表

	議案第103号	阿見町男女共同参画センター条例の制定について			
総務常任委員会	議案第106号	平成26年度阿見町一般会計補正予算(第5号)			
		   内 総務常任委員会所管事項			
	<b>举</b>	同日曜フドナのとよの独立   旧本)を開上され田水を担婚と			
	議案第104号	阿見町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を			
		定める条例の制定について			
	議案第105号	号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について			
	議案第106号	平成26年度阿見町一般会計補正予算(第5号)			
民 生 教 育		内 民生教育常任委員会所管事項			
常任委員会	議案第107号	平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3			
		号)			
	議案第110号	平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)			
	議案第111号	平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3			
		号)			
	議案第106号	平成26年度阿見町一般会計補正予算(第5号)			
		内 産業建設常任委員会所管事項			
	議案第108号	平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3			
		号)			
産業建設常任委員会	   議案第109号	   平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第			
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	4号)			
	議案第112号	平成26年度阿見町水道事業会計補正予算(第4号)			
	   議案第113号	町道路線の廃止について			
	議案第114号	町道路線の認定について			
	F422/62/4-1-1-3				

### 閉会中における委員会(協議会)の活動

平成26年9月~平成26年12月

#### 1. 委員会(協議会)の活動

委員会名	月 日	場所	事件	
議会運営委員会	11月18日	第2委員会室	・平成26年第3回臨時会会期日程につい て ・その他	
	12月2日	第2委員会室	<ul><li>・平成26年第4回定例会会期日程について</li><li>・その他</li></ul>	
入 札 及 び 契約に関する 調査特別委員会	10月29日	つくば市土浦市	・電子入札について	
民 生 教 育常任委員会	10月31日	土浦市	• 新協同病院視察	
	11月4日	福島県大玉村	・子育て・教育について	
	~ 11月 5 日	新潟県聖籠町	・子ども条例・子育て支援について ・山倉小学校視察	
産業建設常任委員会	11月20日	千葉県南房総市	<ul><li>・特産物開発の取り組みと道の駅整備について</li><li>・道の駅「とみうら枇杷倶楽部」</li><li>・道の駅「富楽里とみやま」</li></ul>	
議会だより編集委員会	10月2日	第2委員会室	・議会だより第142号の発行について・その他	

議会だより編集委員会	10月7日	第2委員会室	・議会だより第142号の発行について・その他
	10月9日	第2委員会室	・議会だより第142号の発行について・その他
全員協議会	10月14日	全員協議会室	・平成27年度町行政施策及び予算要望について・その他
	10月27日	全員協議会室	・阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について ・役場旧庁舎の耐震化に関する検討結果について ・議会活性化委員会からの報告について ・その他
	12月1日	全員協議会室	・阿見町男女共同参画センターの設置について ・阿見町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例及び施行規則の制定について ・阿見町住宅用LED照明設置補助金交付要綱の制定について ・下水道法適用化事業について ・阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて ・阿見町立学校再編計画策定及び本郷地区新小学校建設事業の進捗状況について ・その他

#### 2. 一部事務組合議員活動状況

組合名	月	目	事	件	議決結果等	出席者
龍ヶ崎地方衛生 組合	10月	17日	全員協議会 ・平成26年第2 会提出予定案	2 回組合議会定例		久保谷充 飯野良治
	10月	28日	合一般会計場	電ヶ崎地方衛生組 養入歳出決算につ 電ヶ崎地方衛生組 について	原案認定原案可決	久保谷充 飯野良治
牛久市·阿見町 斎場組合	10月	23日	場組合一般会 1号) ・平成25年度4		倉持松雄氏 (阿見町) 原案可決 原案認定	倉持松雄 浅野栄子 難波千香子